

奄美群島振興開発計画

(令和6年度～令和10年度)

令和6年7月

鹿児島県

目 次

第 1	総説	
1	計画策定の意義	1
2	計画の性格	1
3	計画の期間	2
4	計画の目的	2
第 2	奄美群島の振興開発の基本的方針	
1	移住及び定住を促進するための方策	2
2	世界自然遺産登録等を契機とした自然環境の保全と利用の両立及び文化の継承を図るための方策	4
3	稼ぐ力の向上に向けた方策	4
4	奄美群島が抱える条件不利性の改善	5
5	奄美群島の生活基盤の確保・充実	6
6	地域主体の取組の促進	7
第 3	振興開発の方策	
1	奄美群島成長戦略ビジョン実現のために広域的に取り組む方策	8
2	奄美大島の振興方策	
(1)	地域の概要	15
(2)	施策の展開	
ア	移住及び定住を促進するための方策	
(ア)	産業の振興	
A	農業	15
B	観光産業	15
C	情報通信産業	15
D	地域の特性を生かした産業の振興	
(A)	水産業	16
(B)	林業	17
(C)	商工業	18
(D)	雇用, ワーク・ライフ・バランス	20
(イ)	移住・交流の促進	21

イ 世界自然遺産登録等を契機とした自然環境の保全と利用の両立及び文化の継承を図るための方策

(ア) 自然環境の保全に向けた施策の展開

A 国立公園等保護地域の保護と利用の両立	22
B 価値の維持	22
C 共生ネットワークの形成	23

(イ) 環境文化型の地域文化の継承

(ウ) 登録効果拡大に向けた施策の展開

A 登録による効果の最大化に向けた取組の推進	23
B 沖縄との交流・連携	24

ウ 稼ぐ力の向上に向けた方策

(ア) 効率的な外貨獲得策

A 農業の「稼ぐ力」の向上	24
B 観光の「稼ぐ力」の向上	28
C ものづくりの「稼ぐ力」の向上	30

(イ) 域外への資金流出を防止するための方策

A 再生可能エネルギー導入の促進	31
B 食育及び地産地消の促進	31
C 高等教育機関の設置	31

(ウ) 域内における経済循環を促進するための方策

A 産業を支える人材の確保・育成	31
------------------	----

エ 奄美群島が抱える条件不利性の改善

(ア) デジタルによる社会変革

A 情報通信基盤の整備	32
B デジタル人材の確保・活用・育成	32
C 官民のデジタル化の推進	33
D データの利活用の推進	33

(イ) 運賃、輸送コストの軽減

(ウ) 生活又は事業活動に必要な物資の費用負担の軽減

(エ) 交通基盤の整備

A 航空交通	34
B 海上交通	34
C 陸上交通	34

(オ) 防災及び国土保全

A	消防防災の充実	35
B	治山対策の推進	35
C	治水対策の推進	35
D	海岸保全の推進	36
E	港湾整備の推進	36
オ	奄美群島の生活基盤の確保・充実	
(7)	保健医療福祉	
A	保健医療	36
B	ハブ対策	37
C	社会福祉	37
(イ)	教育及び人材育成	
A	教育	38
B	人材育成	39
(ウ)	生活環境	
A	水道	41
B	都市基盤	41
C	住環境の整備	41
D	安全・安心まちづくりの推進	41
E	地域環境の保全	41
F	循環型社会の形成	42
G	自然環境配慮型・自然再生型公共事業等の実施	42
(エ)	資源・エネルギー	
A	水資源	42
B	再生可能エネルギー	43
C	電力	43
カ	地域主体の取組の促進	
(7)	共生・協働の地域社会づくり	43
3	加計呂麻島、請島、与路島の振興方策	
(1)	地域の概要	43
(2)	施策の展開	
ア	移住及び定住を促進するための方策	
(7)	産業の振興	
A	農業	44

B 観光産業	44
C 情報通信産業	44
D 地域の特性を生かした産業の振興	
(A) 水産業	44
(B) 林業	45
(C) 商工業	46
(D) 雇用, ワーク・ライフ・バランス	47
(イ) 移住・交流の促進	48
イ 世界自然遺産登録等を契機とした自然環境の保全と利用の両立及び文化の継承を図るための方策	
(ア) 自然環境の保全に向けた施策の展開	
A 国立公園等保護地域の保護と利用の両立	48
B 価値の維持	49
C 共生ネットワークの形成	49
(イ) 環境文化型の地域文化の継承	50
(ウ) 登録効果拡大に向けた施策の展開	
A 登録による効果の最大化に向けた取組の推進	50
B 沖縄との交流・連携	50
ウ 稼ぐ力の向上に向けた方策	
(ア) 効率的な外貨獲得策	
A 農業の「稼ぐ力」の向上	50
B 観光の「稼ぐ力」の向上	54
C ものづくりの「稼ぐ力」の向上	55
(イ) 域外への資金流出を防止するための方策	
A 再生可能エネルギー導入の促進	55
B 食育及び地産地消の促進	55
C 高等教育機関の設置	55
(ウ) 域内における経済循環を促進するための方策	
A 産業を支える人材の確保・育成	55
エ 奄美群島が抱える条件不利性の改善	
(ア) デジタルによる社会変革	
A 情報通信基盤の整備	56
B デジタル人材の確保・活用・育成	57
C 官民のデジタル化の推進	57

D データの利活用の推進	57
(イ) 運賃、輸送コストの軽減	58
(ウ) 生活又は事業活動に必要な物資の費用負担の軽減	58
(エ) 交通基盤の整備	
A 海上交通	58
B 陸上交通	58
(オ) 防災及び国土保全	
A 消防防災の充実	59
B 治山対策の推進	59
C 治水対策の推進	59
D 海岸保全の推進	60
オ 奄美群島の生活基盤の確保・充実	
(ア) 保健医療福祉	
A 保健医療	60
B ハブ対策	61
C 社会福祉	61
(イ) 教育及び人材育成	
A 教育	62
B 人材育成	63
(ウ) 生活環境	
A 水道	64
B 都市基盤	64
C 住環境の整備	64
D 安全・安心まちづくりの推進	64
E 地域環境の保全	64
F 循環型社会の形成	64
G 自然環境配慮型・自然再生型公共事業等の実施	65
(エ) 資源・エネルギー	
A 水資源	65
B 再生可能エネルギー	65
カ 地域主体の取組の促進	
(ア) 共生・協働の地域社会づくり	65

(1) 地域の概要	66
(2) 施策の展開	
ア 移住及び定住を促進するための方策	
(7) 産業の振興	
A 農業	66
B 観光産業	66
C 情報通信産業	66
D 地域の特性を生かした産業の振興	
(A) 水産業	67
(B) 林業	68
(C) 商工業	68
(D) 雇用, ワーク・ライフ・バランス	70
(イ) 移住・交流の促進	71
イ 世界自然遺産登録等を契機とした自然環境の保全と利用の両立及び文化の継承を図るための方策	
(7) 自然環境の保全に向けた施策の展開	
A 国立公園等保護地域の保護と利用の両立	71
B 価値の維持	72
C 共生ネットワークの形成	72
(イ) 環境文化型の地域文化の継承	73
(ウ) 登録効果拡大に向けた施策の展開	
A 登録による効果の最大化に向けた取組の推進	73
B 沖縄との交流・連携	73
ウ 稼ぐ力の向上に向けた方策	
(7) 効率的な外貨獲得策	
A 農業の「稼ぐ力」の向上	74
B 観光の「稼ぐ力」の向上	77
C ものづくりの「稼ぐ力」の向上	79
(イ) 域外への資金流出を防止するための方策	
A 再生可能エネルギー導入の促進	79
B 食育及び地産地消の促進	80
C 高等教育機関の設置	80
(ウ) 域内における経済循環を促進するための方策	
A 産業を支える人材の確保・育成	80

エ 奄美群島が抱える条件不利性の改善

(7) デジタルによる社会変革

A 情報通信基盤の整備	81
B デジタル人材の確保・活用・育成	81
C 官民のデジタル化の推進	81
D データの利活用の推進	82
(イ) 運賃、輸送コストの軽減	82
(ウ) 生活又は事業活動に必要な物資の費用負担の軽減	82
(エ) 交通基盤の整備	
A 航空交通	82
B 海上交通	83
C 陸上交通	83
(オ) 防災及び国土保全	
A 消防防災の充実	83
B 治山対策の推進	83
C 治水対策の推進	84
D 海岸保全の推進	84

オ 奄美群島の生活基盤の確保・充実

(7) 保健医療福祉

A 保健医療	84
B 社会福祉	85
(イ) 教育及び人材育成	
A 教育	86
B 人材育成	87
(ウ) 生活環境	
A 水道	88
B 都市基盤	89
C 住環境の整備	89
D 安全・安心まちづくりの推進	89
E 地域環境の保全	89
F 循環型社会の形成	89
G 自然環境配慮型・自然再生型公共事業等の実施	90
(エ) 資源・エネルギー	
A 水資源	90

B 再生可能エネルギー	90
C 電力	90
カ 地域主体の取組の促進	
(7) 共生・協働の地域社会づくり	90
5 徳之島の振興方策	
(1) 地域の概要	90
(2) 施策の展開	
ア 移住及び定住を促進するための方策	
(7) 産業の振興	
A 農業	91
B 観光産業	91
C 情報通信産業	91
D 地域の特性を生かした産業の振興	
(A) 水産業	92
(B) 林業	93
(C) 商工業	94
(D) 雇用, ワーク・ライフ・バランス	95
(イ) 移住・交流の促進	96
イ 世界自然遺産登録等を契機とした自然環境の保全と利用の両立及び文化の継承を図るための方策	
(7) 自然環境の保全に向けた施策の展開	
A 国立公園等保護地域の保護と利用の両立	97
B 価値の維持	97
C 共生ネットワークの形成	98
(イ) 環境文化型の地域文化の継承	98
(ウ) 登録効果拡大に向けた施策の展開	
A 登録による効果の最大化に向けた取組の推進	98
B 沖縄との交流・連携	99
ウ 稼ぐ力の向上に向けた方策	
(7) 効率的な外貨獲得策	
A 農業の「稼ぐ力」の向上	99
B 観光の「稼ぐ力」の向上	103
C ものづくりの「稼ぐ力」の向上	105

(イ) 域外への資金流出を防止するための方策	
A 再生可能エネルギー導入の促進	105
B 食育及び地産地消の促進	105
C 高等教育機関の設置	105
(ウ) 域内における経済循環を促進するための方策	
A 産業を支える人材の確保・育成	105
エ 奄美群島が抱える条件不利性の改善	
(ア) デジタルによる社会変革	
A 情報通信基盤の整備	106
B デジタル人材の確保・活用・育成	106
C 官民のデジタル化の推進	107
D データの利活用の推進	107
(イ) 運賃、輸送コストの軽減	107
(ウ) 生活又は事業活動に必要な物資の費用負担の軽減	108
(エ) 交通基盤の整備	
A 航空交通	108
B 海上交通	108
C 陸上交通	108
(オ) 防災及び国土保全	
A 消防防災の充実	109
B 治山対策の推進	109
C 治水対策の推進	109
D 海岸保全の推進	110
オ 奄美群島の生活基盤の確保・充実	
(ア) 保健医療福祉	
A 保健医療	110
B ハブ対策	111
C 社会福祉	111
(イ) 教育及び人材育成	
A 教育	112
B 人材育成	113
(ウ) 生活環境	
A 水道	115
B 都市基盤	115

C 住環境の整備	115
D 安全・安心まちづくりの推進	115
E 地域環境の保全	115
F 循環型社会の形成	116
G 自然環境配慮型・自然再生型公共事業等の実施	116
(エ) 資源・エネルギー	
A 水資源	116
B 再生可能エネルギー	117
C 電力	117
カ 地域主体の取組の促進	
(ア) 共生・協働の地域社会づくり	117
6 沖永良部島の振興方策	
(1) 地域の概要	117
(2) 施策の展開	
ア 移住及び定住を促進するための方策	
(ア) 産業の振興	
A 農業	117
B 観光産業	117
C 情報通信産業	118
D 地域の特性を生かした産業の振興	
(A) 水産業	118
(B) 林業	119
(C) 商工業	120
(D) 雇用, ワーク・ライフ・バランス	122
(イ) 移住・交流の促進	123
イ 世界自然遺産登録等を契機とした自然環境の保全と利用の両立及び文化の継承を図るための方策	
(ア) 自然環境の保全に向けた施策の展開	
A 国立公園等保護地域の保護と利用の両立	123
B 価値の維持	123
C 共生ネットワークの形成	124
(イ) 環境文化型の地域文化の継承	124
(ウ) 登録効果拡大に向けた施策の展開	

A	登録による効果の最大化に向けた取組の推進	124
B	沖縄との交流・連携	125
ウ	稼ぐ力の向上に向けた方策	
(7)	効率的な外貨獲得策	
A	農業の「稼ぐ力」の向上	125
B	観光の「稼ぐ力」の向上	129
C	ものづくりの「稼ぐ力」の向上	130
(イ)	域外への資金流出を防止するための方策	
A	再生可能エネルギー導入の促進	131
B	食育及び地産地消の促進	131
C	高等教育機関の設置	131
(ウ)	域内における経済循環を促進するための方策	
A	産業を支える人材の確保・育成	131
エ	奄美群島が抱える条件不利性の改善	
(7)	デジタルによる社会変革	
A	情報通信基盤の整備	132
B	デジタル人材の確保・活用・育成	132
C	官民のデジタル化の推進	133
D	データの利活用の推進	133
(イ)	運賃、輸送コストの軽減	133
(ウ)	生活又は事業活動に必要な物資の費用負担の軽減	134
(エ)	交通基盤の整備	
A	航空交通	134
B	海上交通	134
C	陸上交通	134
(オ)	防災及び国土保全	
A	消防防災の充実	135
B	治山対策の推進	135
C	治水対策の推進	135
D	海岸保全の推進	136
オ	奄美群島の生活基盤の確保・充実	
(7)	保健医療福祉	
A	保健医療	136
B	社会福祉	137

(イ) 教育及び人材育成	
A 教育	138
B 人材育成	139
(ウ) 生活環境	
A 水道	140
B 都市基盤	140
C 住環境の整備	140
D 安全・安心まちづくりの推進	140
E 地域環境の保全	141
F 循環型社会の形成	141
G 自然環境配慮型・自然再生型公共事業等の実施	141
(エ) 資源・エネルギー	
A 水資源	142
B 再生可能エネルギー	142
C 電力	142
カ 地域主体の取組の促進	
(ア) 共生・協働の地域社会づくり	142
7 与論島の振興方策	
(1) 地域の概要	142
(2) 施策の展開	
ア 移住及び定住を促進するための方策	
(ア) 産業の振興	
A 農業	142
B 観光産業	143
C 情報通信産業	143
D 地域の特性を生かした産業の振興	
(A) 水産業	143
(B) 林業	144
(C) 商工業	145
(D) 雇用, ワーク・ライフ・バランス	146
(イ) 移住・交流の促進	147
イ 世界自然遺産登録等を契機とした自然環境の保全と利用の両立及び文化の継承を図るための方策	

(7) 自然環境の保全に向けた施策の展開	
A 国立公園等保護地域の保護と利用の両立	148
B 価値の維持	148
C 共生ネットワークの形成	149
(イ) 環境文化型の地域文化の継承	149
(ウ) 登録効果拡大に向けた施策の展開	
A 登録による効果の最大化に向けた取組の推進	149
B 沖縄との交流・連携	150
ウ 稼ぐ力の向上に向けた方策	
(7) 効率的な外貨獲得策	
A 農業の「稼ぐ力」の向上	150
B 観光の「稼ぐ力」の向上	153
C ものづくりの「稼ぐ力」の向上	155
(イ) 域外への資金流出を防止するための方策	
A 再生可能エネルギー導入の促進	156
B 食育及び地産地消の促進	156
C 高等教育機関の設置	156
(ウ) 域内における経済循環を促進するための方策	
A 産業を支える人材の確保・育成	156
エ 奄美群島が抱える条件不利性の改善	
(7) デジタルによる社会変革	
A 情報通信基盤の整備	157
B デジタル人材の確保・活用・育成	157
C 官民のデジタル化の推進	157
D データの利活用の推進	158
(イ) 運賃、輸送コストの軽減	158
(ウ) 生活又は事業活動に必要な物資の費用負担の軽減	158
(エ) 交通基盤の整備	
A 航空交通	158
B 海上交通	159
C 陸上交通	159
(オ) 防災及び国土保全	
A 消防防災の充実	159
B 治山対策の推進	160

C 治水対策の推進	160
D 海岸保全の推進	160
オ 奄美群島の生活基盤の確保・充実	
(7) 保健医療福祉	
A 保健医療	160
B 社会福祉	161
(イ) 教育及び人材育成	
A 教育	162
B 人材育成	163
(ウ) 生活環境	
A 水道	164
B 都市基盤	165
C 住環境の整備	165
D 安全・安心まちづくりの推進	165
E 地域環境の保全	165
F 循環型社会の形成	165
G 自然環境配慮型・自然再生型公共事業等の実施	166
(エ) 資源・エネルギー	
A 水資源	166
B 再生可能エネルギー	166
C 電力	166
カ 地域主体の取組の促進	
(7) 共生・協働の地域社会づくり	166
第4 独立行政法人奄美群島振興開発基金	166
第5 計画実現の方策	
1 関係機関との連携・協力	167
2 計画の進捗状況の点検	167
奄振計画数値目標	168
参考資料 計画に用いられた用語の解説	169

第1 総説

1 計画策定の意義

奄美群島においては、昭和28年に日本へ復帰して以来、数次の法改正に基づいて、各般にわたる事業が実施され、交通基盤、産業基盤、生活環境などの社会資本の整備が着実に図られてきている。

また、平成26年度からは、新たに創設された奄美群島振興交付金を活用し、地域の自主性に基づく柔軟かつ迅速な取組が進められてきている。

しかし、遠隔の外海に8つの島々で構成されているという地理的条件、台風や集中豪雨などによる災害が多発する厳しい自然条件下にあり、本土との間に所得水準や物価をはじめとする生活面・経済面の格差が未だ存在している。

また、人口減少や高齢化の進展に伴い、地域、くらし、産業などあらゆる分野を支える人材は不足しており、更なる地域の活力の低下などが懸念されている。

一方で、令和3年に奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島が一体的に世界自然遺産※登録されたことを踏まえ、地理的に近接し、歴史的及び文化的につながりが深い沖縄と奄美群島間の交流の一層の拡大を図るなど、沖縄その他の奄美群島と近接する地域との多様な分野における連携に取り組む必要がある。

また、近年、我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中、南西諸島において、奄美群島が国境離島として果たす役割は一層重要となっており、住民が安全・安心に生活できるよう、沖縄振興に関する諸施策の状況を参考に、定住環境の整備を図る必要がある。

さらに、今後は、世界自然遺産※登録等を契機として、本計画に基づく各種施策を行うことで、「自然・文化」と「くらし・産業」の両立を図り、持続可能な社会の実現を目指し、世界のモデルとして奄美群島を発信する必要がある。

なお、デジタル技術の革新や、地方移住への関心の高まりは、地理的条件不利性を抱え人材が不足する奄美群島にとって、地域社会の機能の維持や地域課題の解決を図る上で好機であり、奄美群島の振興開発に最大限生かす必要がある。

以上のような経緯と認識を踏まえ、今後の奄美群島の振興開発に必要な施策を実施するため、この計画を策定するものである。

2 計画の性格

この計画は、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第5条の規定により、奄美群島振興開発基本方針（令和6年5月24日策定）に基づき、また、奄美群島12市町村の「奄美群島成長戦略ビジョン2033※」基本計画・実施計画を踏まえ、策定するものである。国、県、奄美群島の市町村、地元住民、関係機関・団体等が協働し、その知見を集約することにより、施策の効果を一層高め、多様化する需要に的確に対応し、もって、自立的発展を目指す上で必要な、今後の奄美群島の振興開発の基本的方針と各島における振興方策を示すものである。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5か年間とする。

4 計画の目的

この計画においては、本計画に基づく事業を推進することにより、奄美群島の基礎条件の改善や地理的及び自然的特性に応じた奄美群島の振興開発を図り、奄美群島の自立的発展、地域住民の生活の安定及び福祉向上、奄美群島への移住及び奄美群島における定住促進を図ることを目標とする。

第2 奄美群島の振興開発の基本的方針

奄美群島は、我が国の領域の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然とのふれあいの場及び機会の提供、再生可能エネルギー源の利用、食料の安定的な供給その他の我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っている。

一方で、本土との間に経済面の格差が未だに存在していること、人口減少や高齢化の進展に伴いあらゆる分野で人材が不足していること、稼ぐ力が小さく所得が域外に流出していることなどの課題がある。

こうした中、本計画の目標を達成するため、奄美群島の地理的及び自然的特性を生かし、その魅力を増進すること、関係者の協働により施策の効果を高めて、多様化する需要に的確に対応すること、沖縄等との連携を促進し、奄美群島の持続的な発展に資することを基本理念として、移住及び定住を促進し、自然環境の保全と利用の両立及び文化の継承、稼ぐ力の向上、条件不利性の改善、生活基盤の確保及び充実並びに地域主体の取組に係る施策の展開を図る。

1 移住及び定住を促進するための方策

奄美群島においては、「奄美群島成長戦略ビジョン2033※」において、稼ぐ力の重点分野とされた、農林水産業、ものづくり、観光/交流、情報通信業を中心に産業を振興し、就業の促進を図るとともに、空き家の活用等により住宅を確保することや、移住に必要な情報を発信することなどにより、移住・定住を促進するとともに、都市圏の企業等に勤務する専門人材に副業・兼業人材として活躍してもらうことなどにより、関係人口の創出を図る。

奄美群島の農業は、奄美群島の発展・振興のため重点を置くべき産業であり、亜熱帯性気候を生かした野菜、果樹、花きなどの園芸作物や基幹作物であるさとうきび、肉用牛を組み合わせた農業の振興を図る。

林業は、森林の整備、木材加工・流通体制の整備等により、その振興を図る。

水産業は、漁業のスマート化等による生産性向上、島内外における水産物の消費拡大や

ブルー・ツーリズム※の促進等により、その振興を図る。

ものづくりは、本場奄美大島紬、奄美黒糖焼酎等地域の資源と伝統を生かした特産品の振興や地域の優位性を生かせる業種等の企業立地など工業の振興を図る。

観光は、経済的に裾野が広く、多くの産業分野に波及効果をもたらす産業であり、奄美群島の地理的・自然的特性を最も直接的に生かすことができる産業である。

持続可能な観光を推進するため、世界自然遺産※登録地・奄美群島国立公園などの優れた自然環境や、住民が自然とかわり、相互に影響を加え合いながら形成、獲得してきた環境文化などの保全を図るとともに、こうした奄美群島の魅力や特性を生かし、奄美のブランド化を図りながら、入込客数のみを意識することなく、適切なターゲット設定を行った上で、国内外からの誘客施策や一人あたり観光消費増加に向けた施策を展開する。

また、デジタル技術の活用などによる観光関連産業の生産性の向上を図るとともに、奄美群島地域通訳案内士※などの人材の育成・確保等や、新たな観光ニーズにも対応した質の高い施設整備を促進しながら、景観及び自然環境に配慮した観光客の受入体制を整備・強化することにより、観光地の高付加価値化を図る。

情報通信技術は、外海離島であることによる空間的距離や時間的距離の不利性を克服する上で極めて有効な手段であるため、情報通信基盤の整備を進めるとともに、各分野におけるデジタル技術の活用、デジタル人材の確保・育成等を図ることにより、情報通信技術を活用する産業の一層の定着を図る。

以上の施策に加えて、地域の特性を生かした産業の振興を図るとともに、雇用の創出・確保を図る。

さらに、移住・交流を促進し、定住につなげるため、空き家の活用等により住宅を確保することや、移住に必要な情報を発信することなどにより、移住・定住を促進する。

移住希望者への情報発信にあたっては、就業の促進を図る必要もあることから、特定地域づくり事業協同組合や移住者による起業への支援制度等を紹介するとともに、地域コミュニティとの円滑な関係構築に向けた取組を進め、総合的な移住支援を展開する。

また、都市圏の企業等に勤務する専門人材に副業・兼業人材として活躍してもらうとともに、都市圏における潜在的な移住ニーズを掘り起こすために、航空会社と連携し、移住希望者をターゲットとしたキャンペーンを展開することなどにより、二地域居住※を促進することで、関係人口の創出を図る。

併せて、関係人口を創出するため、世界自然遺産※の登録地として、引き続き屋久島や沖縄との連携を図るとともに、奄美群島が一体となった広域連携による取組に加え、全国各地の奄美群島出身者・郷友会等との連携も図りながら、奄美群島の特徴、魅力や役割を積極的かつ印象深く国内外に発信し、他地域との交流等を推進する。また、奄美群島外の地域の児童・生徒等が自然豊かな農山漁村での生活を体験する離島留学、修学旅行や体験学習の場として同群島をPRしていく。

このほか、移住及び定住等を促進するためには、生活様式の変化や住民のニーズの高度化に対応した快適な生活環境の整備を図る必要があることから、公営住宅整備や空き家の活用等による住環境整備等を図る。

2 世界自然遺産登録等を契機とした自然環境の保全と利用の両立及び文化の継承を図るための方策

奄美群島においては、世界自然遺産※登録等を契機として、その豊かな自然環境や生態系及び生物多様性について、人類共通のかけがえのない財産として、価値の維持に取り組むとともに、産業やくらしとの両立を図る必要がある。

このため、奄美群島国立公園について、国の管理運営計画等に基づく保全管理を推進するほか、奄美群島における生態系及び生物多様性の確保に向けた希少種の保護や外来種対策、保護思想の普及啓発、奄美群島エコツーリズム推進全体構想※に基づく認定エコツアーガイド※の育成、奄美群島持続的観光マスタープラン※に基づく利用ルールの設定等の利用者の受入環境整備等の取組を進め、保護と利用の両立を図る。

また、奄美群島の自然環境や生態系及び生物多様性が傑出していることに加え、長い年月の中で人と自然が相互に作用して培われた「環境文化」の評価が高まっていることから、奄美群島固有の自然や文化の保存・継承やこれらの魅力の発信等の取組を推進する。

さらに、世界自然遺産※に一体的に登録された沖縄等と連携して高付加価値旅行者を惹きつける観光地づくりなどを図りながら、観光客の誘致に取り組むとともに、奄美群島間の交通の利便性向上を図りながら、世界自然遺産※登録の効果奄美群島全体へ波及させる取組を推進する。

また、沖縄とも連携し、児童・生徒の教育や体験にも意義のある奄美群島と沖縄の世界自然遺産※を巡る修学旅行の誘致に向けた取組の検討を進めるとともに、観光客等を対象に、奄美群島と沖縄間を結ぶ航路・航空路の運賃を引き続き軽減するなどして、沖縄との交流の一層の拡大を促進する。

3 稼ぐ力の向上に向けた方策

奄美群島においては、各種産業の中で農業が地域外から所得を得ており、奄美群島の発展・振興のため重点を置くべき産業であるが、奄美群島の農業振興を取り巻く環境においては、肥料・飼料・燃料の高騰に伴う農業経営の悪化や、食料安全保障の確立を求める声の高まりなどを踏まえ、多種多様な課題が存在している。

このため、担い手の確保・育成や農地利用、基盤整備等を進めるとともに、スマート農業などの農業技術の導入等による「生産性向上」、奄美の特産果実等を用いた新商品開発等による「付加価値の向上」、飼料生産基盤の整備やさとうきび収穫残さの活用等による「自給飼料の増産」、家畜排せつ物の適切な管理等による「環境に配慮した産地づくり」、EC※販売などを活用した「販路の拡大」、予冷施設の整備促進等による「出荷対策の強化」などにより、農業の稼ぐ力の向上を図る。

持続可能な観光を推進するため、世界自然遺産※登録地・奄美群島国立公園などの優れた自然環境や、住民が自然とかわり、相互に影響を加え合いながら形成、獲得してきた環境文化などの保全を図るとともに、こうした奄美群島の魅力や特性を生かし、奄美のブランド化を図りながら、入込客数のみを意識することなく、適切なターゲット設定を行っ

た上で、国内外からの誘客施策や一人あたり観光消費額増加に向けた施策を展開する。

また、人材の育成・確保等とともに、景観及び自然環境に配慮した観光客の受入体制を整備・強化することにより、観光地の高付加価値化を図る。

さらに、今後、観光客の更なる増加が見込まれる中、持続可能な観光を推進するために必要な自然環境や文化の保全、観光客の受入環境整備等に活用できる財源について、利用者負担を含め、確保を図るための方策を検討することなどにより、観光の稼ぐ力の向上を図る。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、交流人口が減少したことを教訓として、交流人口の増減に左右されない外貨獲得策を確保する必要がある。

このため、奄美黒糖焼酎について特長や魅力を発信し、輸出促進を図るとともに、本場奄美大島紬について販路新規開拓により収益性の向上や人材の確保・育成を図ることなどにより、ものづくりの稼ぐ力の向上を図る。

また、県民生活・経済に甚大な影響を与える感染症が発生した場合における事業活動の継続についても適切な配慮に努める。

奄美群島においては、エネルギーを確保するため、化石燃料を域外からの購入に頼る必要があるが、今後は、資金流出の抑制を図るためにも、再生可能エネルギーの導入促進を図る。

農林漁業体験や奄美群島の食材を使った郷土料理等の体験などを通じて、地域の農林水産業への理解と食文化の継承を推進するなど、食育及び地産地消の促進を図る。

新たな高等教育機関の設立に向けて、まずは大学の共同キャンパス構想について、奄美大島総合戦略推進本部の有識者会議における意見具申や、関係市町村長の判断等を踏まえて検討する。

また、高等教育機関や試験研究機関の設立に係るその他の動きがある場合は、必要な情報共有や支援等について検討する。

特定地域づくり事業協同組合の設立を促進するとともに、移住希望者に対する情報発信等と連携して、奄美群島外からの人材確保を図る。また、都市圏の企業等に勤務する専門人材に、リモートワーク※などにより副業・兼業人材として活躍してもらうほか、ワーケーション※による都市圏の人材と地域との交流により、奄美群島の産業を支える人材の確保を図る。

その上で、農林水産業、ものづくり、観光/交流、情報通信業をはじめ、地域の特性を生かした産業の担い手の確保・育成を図る。

4 奄美群島が抱える条件不利性の改善

地理的条件不利性を抱え人口減少や少子・高齢化が進行する奄美群島において、デジタル技術等の進展は、奄美群島が抱える地域課題を解決するための好機であることから、国の動きも踏まえ、市町村とも連携を図りながら、必要となる情報通信環境の整備を図るほか、官民共に不足しているデジタル人材の確保を図るため、高度なICT利活用能力を有する人材の育成や、住民がICT利活用能力を向上するための学習機会の拡充を図る。

その上で、官民のデジタル化（ドローンをはじめとする先進技術の導入に向けた取組を含む）やオープンデータの利活用を推進することにより、奄美群島が抱える地域課題の解決を図る。

本土から隔絶した外界離島である奄美群島にとって、航路・航空路線は住民の生活や産業活動にとって極めて重要な交通手段であるが、沖縄などに比べ割高となっており、住民の生活利便性の向上や産業の振興等の支障となっている。このため、運賃軽減を継続するとともに、奄美群島-沖縄間路線を対象路線に追加することや準住民の対象拡充など、運賃軽減の拡充を図る。

また、農産物等を出荷する際の輸送コスト支援を継続するとともに、畜産に係る品目の追加や奄美群島から沖縄本島への農林水産物等の移出についても補助対象とすることなど、輸送コスト支援事業の拡充を図る。

地理的条件等により、本土に比べて総体的に物価が高いことから、ガソリン等の生活関連物資の物価の軽減措置を図るとともに、台風等の荒天による船舶の欠航に伴い、生活関連物資が不足する事態が生じていることから、地元市町村等と連携しながら、現実的かつ効果的な対策を検討する。

さらに、空港、港湾、道路等の交通基盤の整備を図るとともに、既存施設の老朽化対策にも取り組み、既存の航空路線の維持を図りながら、東京、大阪、福岡、沖縄など奄美群島内外からの直行便の就航に向け、路線の拡充に向けて取り組む。

また、近年、国内では毎年のように数十年に一度と言われるような自然災害が発生しており、今後も気候変動の影響による水害・土砂災害の頻発・激甚化等が懸念され、全国的に国土強靱化※が喫緊の重要課題となっている。

このため、奄美群島住民の生命・安全確保のための情報提供体制の整備や、災害時の相互応援体制の充実など、奄美群島の地理的特性等を踏まえた防災対策とともに、治山、治水、砂防、海岸保全など災害に強い県土づくりを推進する。

このほか、大規模災害時のライフラインの途絶や広域的な救援等に時間を要することも想定し、水や食糧を始めとする生活物資等を一定期間はまかなえる体制の整備を推進するなど、消防防災の充実を図る。

5 奄美群島の生活基盤の確保・充実

奄美群島においては、市町村の合計特殊出生率が全国でも高い水準にあるなど、長寿・子宝・癒やしの島としての社会的特性を有していることから、その豊かな地域資源を生かし、保健、福祉及び医療の連携による総合的な健康づくりへの取組を推進する。

奄美群島内の医療を確保するため、県立大島病院を中心とした医療連携体制の強化やICTを活用した遠隔医療の促進、へき地診療所等の診療機能の向上など、医療提供体制の更なる充実を図る。

ハブについては、その豊かな自然環境や生態系及び生物多様性を守ってきた象徴的な存在である一方で、住民の生活や農林業の振興にとって、大きな阻害要因になるため、駆除対策及び咬傷対策を推進する。

高齢化が進み、医療や介護の需要が高まってきていることに対応し、地域の実情や高齢者のニーズに合った高齢者福祉の充実や、高齢者が地域社会の一員として安心して自立した生活を送ることができる長寿社会づくりを推進する。併せて、介護テクノロジーの導入により介護サービス従事者の負担軽減を図る。

また、障害者が社会活動へ積極的に参加するために必要な支援等の障害者福祉対策や子育て環境の整備等、奄美群島の特性を生かした地域ぐるみの福祉環境の整備を推進する。

奄美群島の固有の価値を理解・共有するとともに、郷土を誇りに思い地域を支える人材を育成するためには、学校教育や社会教育の充実・向上を図るとともに、生涯学習を推進することにより、奄美群島の将来を担う人材を育成することが重要である。

このため、基礎学力の向上を図るとともに、奄美群島の伝統・文化や自然環境を生かした体験活動、小規模校同士でのICTを活用した学習などの情報通信技術の発展を生かした遠隔教育の実施など、本土と同等の教育の整備を促進するなどの取組を推進する。また、高等教育機関や試験研究機関の設立に係る動きがある場合は、必要な情報共有や支援等について検討する。

さらに、教職員の適正な配置や、教職員住宅の整備、学校施設等の計画的な改築・改修等の整備の促進に努める。

奄美群島においては、人口減少や少子・高齢化の進行により、コミュニティの崩壊、産業の衰退、文化の消滅などが懸念される一方で、地方移住への関心の高まりは、地域を支える人材、くらしを支える人材、産業を支える人材、デジタルによる社会変革を支える人材の育成・確保を図り、定住を促進する好機でもある。

定住を促進するためには、生活様式の変化や住民のニーズの高度化に対応した快適な生活環境の整備を図ることが重要であることから、硬度等に問題のある地域では電気透析等の高度浄水施設※の整備や計画的な更新など、安全で安定した生活用水の確保や、秩序ある市街地の形成と良好・快適な都市環境を確保するための都市基盤の整備、公営住宅の建替や空き家の活用等による住環境の整備を図るなど、やすらぎと潤いのある生活空間の形成を図る。

また、奄美群島の豊かな自然環境や生態系及び生物多様性を保全し、持続可能な社会を目指すため、地域環境の保全や循環型社会の形成を図るとともに、自然環境配慮型・自然再生型公共事業※等を推進する。

さらに、奄美群島の各島における地形、地質、気象条件等を考慮し、地域の特性に応じた水資源の開発、保全及び有効利用を図るほか、電力の安定供給を図るための電力供給施設の整備を促進するとともに、地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入を促進するため、民間主体の取組に対する施策の充実を図る。

6 地域主体の取組の促進

地域主体の取組としては、奄美群島の振興開発のための成長を自発的に推進するため、10年後の奄美群島の将来像とそれを着実に実現するための基本方策を明記した「奄美群島成長戦略ビジョン2033※」を、地元12市町村が連携して令和5年2月に策定した。

同ビジョンにおいては、「住民が幸せに生活するため、前ビジョンの基本理念である重点3分野（農業、観光／交流、情報）を継承しつつ、新たに3つの柱（つなぐ宝、稼ぐ力、支える基盤）を基軸として、自然と文化を守り受け継ぐとともに、仕事の創出に重点を置いた産業振興を目指す」ことを基本理念としている。

奄美群島の自然と文化が、国内外から世界共通の宝として認められたことを好機として、住民が協働して保全・継承に取り組むとともに、その恩恵の一部を享受し地域の産業振興を図ることによって、人々の生活が連綿と続き、次世代へと自然・文化が受け継がれていくサイクルを生み出すことが重要となる。

これらの理念に基づき、住民の幸せな生活と持続可能な社会の構築に向けた取組を推進し、住民が暮らし続けたい、島外の方が移住したいと思う地域となることが、住民の幸せであり、幸福度の向上につながることを期待される。

以上の取組に加えて、奄美群島の持つ「結いの精神」などを生かした共生・協働の地域社会※づくりを促進していく必要がある。

第3 振興開発の方策

奄美大島、加計呂麻島、請島、与路島、喜界島、徳之島、沖永良部島、与論島の8つの有人離島からなる奄美群島は、東北端の喜界島から最南端の与論島まで約220kmの海域に点在している。

これらの島々は、亜熱帯性・海洋性の豊かな自然、固有種や希少種など世界的にも貴重な野生生物、個性的な伝統・文化、健康・長寿・癒しに関する資源など、他の地域にはない魅力と特性に恵まれており、これらを活用することにより、個性ある地域として大きく発展する可能性を有している。

今後は、沖縄その他の奄美群島と近接する地域との多様な分野における連携に取り組みながら、それぞれの島がその特性に応じた振興開発を図ることにより、奄美群島の自立的発展を促進する必要がある。

1 奄美群島成長戦略ビジョン実現のために広域的に取り組む方策

奄美群島成長戦略ビジョン2033※に掲げた3つの将来像を実現する上で、3つの柱（つなぐ宝、稼ぐ力、支える基盤）を共に磨き上げ、継続していくことによって、奄美群島における一体となった広域的な取組と展開圏域の拡大につながる持続可能な社会を形成する。

1. つなぐ宝：奄美群島の宝を次世代につなぐための取組

(1) 「自然環境」分野

【基本方針】

世界自然遺産※や国立公園地域として国内外から認められた各島々の個性的な自然環境を次世代に守り受け継いでいく。そのためには住民がその価値を理解し、その貴重な

自然環境の中で生活することを誇りに思うことが最も重要である。同時に、奄美群島の先人たちは、限られた自然環境を工夫しながら持続的に利用し、子孫に環境を引き継いできた。そこで、島の先人たちの思想・知恵・技術・生き方、並びに科学や学術など専門的な知見の双方を学ぶ機会を充実させ、情報発信・普及啓発活動を実施し、自然環境の保全に主眼をおいた持続可能な暮らしの構築を目指す。

各産業においては、自然環境に配慮した活動を実施していくほか、経済活動が多方面に影響を与えることを踏まえ、自然環境保全のルールを守った上で、自然資源を活用し、資源の域内循環をさせながら持続的な保全を図っていく。一方で、人口が減少していく中で自然環境を健全に守り、維持していくには住民が参加できる活動が重要であり、外来種駆除活動やビーチクリーン、ゴミ排出量抑制などの取組に加え、環境学習やリカレント教育※などへの参加を促し、保全意識の醸成を図る。

【主な基本方策】

- ①エコツーリズムの推進，サンゴの保護，化学肥料に頼りきらない持続可能な農業法，畜産環境問題解決のための家畜排せつ物の処理，赤土流出防止などの農業環境整備に関する取組
- ②自然環境の保全・活用のルールづくり
- ③調査・研究，保護活動や普及啓発に関する取組
- ④外来種駆除やビーチクリーンなどの住民参加型保全活動の推進
- ⑤ゴミの排出抑制，処理適正化及びリサイクルの推進
- ⑥マングローブの植栽や藻場造成などのブルーカーボンの推進

（２）「文化」分野

【基本方針】

自然と共生してきた暮らしの歴史的な積み重ねの中で固有の文化が育まれており、環境文化型の国立公園として地域の伝統文化や文化景観なども魅力の一つとなっていることから、観光などの貴重な産業資源にもなっている。これらの資源を次世代につなぎ、島のこれからの暮らしに役立てていくために、住民が伝統行事をはじめ、方言や民謡、伝統食等の文化を島の宝であると理解するとともに、その価値を再認識する必要がある。また、文化のアーカイブ化や世代をまたいだ交流を推進するなど文化を継承していく。さらに、これまでの取組に加え、変化していく暮らしの中で、自然と共生する新たな文化の創造も重要である。

併せて、地理的・歴史的・文化的につながるの深い沖縄と引き続き文化的交流に取り組む。

【主な基本方策】

- ①伝統芸能（シマ唄・八月踊りなど）や方言の継承に関する取組
- ②調査・研究，保護活動や普及啓発に関する取組
- ③地元食材を利用した伝統食の土産としての活用・日常食生活での利用促進

- ④世代を超えて文化を継承・創造していくための活動や団体等の支援
- ⑤環境文化的景観の保全と回復・再生に向けた取組

(3)「教育」分野

【基本方針】

貴重な自然環境や歴史，文化を次世代につなぎ，奄美群島の未来を創るための教育は極めて重要である。具体的には島への深い理解と愛着を育む郷土教育，住民一人ひとりの可能性を開花させるための基礎となる能力の育成，自らのキャリアを見据えて学び続けることのできる学習環境の提供，世代間・地域間での教育や学習活動等を推進する必要がある。特に，これらの郷土愛やアイデンティティを育む教育は，幼少期から学校や地域，家庭において取り組むことが重要であり，そのことが将来，「島に帰りたい」，「島のために貢献したい」という思いの礎になる。

また，子どもから大人までが島の自然や歴史，文化に興味を持ち，島の資源を守りながら暮らしや産業に活かしていけることが肝要であることから，島内外の教育資源を最大限に活用するなど必要な教育機会を豊富に用意することが必要である。さらに，それらのことを通して，人々の意識の醸成を図るとともに，実効的な自然環境の保全と文化の継承，並びに新たな文化の創造を目指す。

【主な基本方策】

- ①学校で奄美群島の自然環境や文化を学ぶためのカリキュラムの導入
- ②自然環境や文化の大切さを学ぶための出前授業や体験活動
- ③自然環境と文化を継承し，活用していくための幅広い世代を対象とした教育環境の整備や学習活動への支援
- ④奄美群島の未来を作っていくための，行政・事業者・専門職等の学び直しの場の推進
- ⑤住民の幸福度を高め，将来にわたって幸せに暮らせるような学びの機会の創出

2. 稼ぐ力：生活を支える所得を確保するための取組

重点分野として「農林水産業」「ものづくり」「観光／交流」「情報通信業」の4分野は，それぞれ独立はしているが，相互に関連し合うものであり，奄美ブランドの構築に向けて有機的に関連させていくことが重要である。具体的には，奄美ならではの「食」や体験プログラムの提供，観光資源としての農林水産物や伝統的工芸品，特産品の活用や各産業間の有機的な結合により奄美ブランドの構築を図るとともに，質の高い観光地づくりや魅力の発信に努める。

また，奄美群島は九州本土と沖縄との間に位置しており，沖縄への移出や，世界自然遺産※登録を契機とした交流事業のさらなる推進など，沖縄との連携を図っていく。

(1) 島／シマの恵みを活かす「農林水産業」分野

【基本方針】

一次産業である農林水産業は古くから住民生活の礎である。奄美群島外へ移出される

品目は多いものの、生活の中で奄美群島外から移入に頼っている品目も多くある中、直売所の設置などによる地産地消や地消地産を推進するとともに、新たな農林水産資源の探索・保全を図るなど食料自給率を向上し、域内循環を高めていく必要がある。また、そのためには、生産性の向上を図る必要があり、畑地かんがい施設等の生産基盤整備を推進していく。移出においては奄美群島振興交付金の補助などを活用し、条件不利性を補いながら本土への移出を可能としているところであるが、市場が近く、古くから交易が深い沖縄に向けての移出についてもこれまで以上に推し進めることが重要である。

さらに、畜産においては肉用子牛生産が中心であるが、飼料等の自給による生産コストの低減や環境に配慮した家畜排せつ物の適正管理などの課題を解決していく必要がある。

総じて担い手の高齢化が進んでいることから、新規就業を推進するほか、デジタル技術の導入など作業の効率化・省力化により就業環境の向上を図る。加えて、地球温暖化による農林水産業への影響に対する対策も行っていく。

【主な基本方策】

- ①奄美群島の地域特性（恵み）を活かした農林水産業の振興に関する取組
- ②地消地産による域内での経済循環を促進する取組（島内所得の流出防止）
- ③デジタル技術等を活用した観光消費・島外出荷による外貨の獲得に資する取組
- ④デジタル技術を活用した作業の省力化や客観的なデータに基づく高付加価値化による生産性の向上に関する取組
- ⑤気象条件等により島外へ物資を出荷できない場合の代替輸送に対する支援
- ⑥沖縄へ向けた輸送費支援の拡充など農林水産物移出の促進
- ⑦畜産における飼料や敷料等の自給率向上、家畜排せつ物の適正管理・リサイクル
- ⑧新規就業者など次世代の担い手の育成
- ⑨農林水産資源の探索・保全
- ⑩地球温暖化による農林水産業への影響に対する対策

（２）島／シマの素材を活かす「ものづくり」分野

【基本方針】

奄美群島内の特産物として奄美黒糖焼酎、本場奄美大島紬、芭蕉布などがあるが、これ以外にも島の素材を活かした加工食品や装飾品等が多く作られている。豊かな自然から生み出される農林水産物の加工品開発により高付加価値化を図ることは所得の向上や域内循環を図る上で必要なことである。また、これらの加工品の販路を拡大していく上で、オンラインショップを活用し、外貨を稼ぐことも推進する。併せて、奄美群島内の製品プロモーションを実施し、奄美群島ブランドとして知名度の向上を図る。

一方、本場奄美大島紬の従事者は９割が60歳以上であるなど高齢化が著しく進んでおり、大島紬に限らずものづくりを持続的に振興していく上で担い手の確保・育成を推進していく。

【主な基本方策】

- ①奄美黒糖焼酎や本場奄美大島紬，その他島の素材を活かした加工食品や装飾品等の販路拡大及び担い手の確保・育成
- ②食品加工施設整備への支援
- ③産官学金連携による商品開発と販路開拓
- ④奄美ファンなどターゲットを絞った客層に対するデジタル技術を活用したマーケティング

(3) 島／シマの宝を活かす「観光／交流」分野

【基本方針】

観光産業は世界自然遺産※地域を有する奄美群島国立公園地域の豊かな自然と，シマ唄や八月踊りなどの伝統芸能，住民の結いの精神によるおもてなしなどにより，年々入込客数が増加してきた。近年は新型コロナの影響により一時的に客数が減少しているが，アフターコロナでは観光客数の増加が見込まれるため，オーバーツーリズム※対策やエコツーリズムの推進などにより，ホストとゲストが共に健全な関係を築き，自然や文化資源だけでなく，地域社会にも配慮した持続的な観光を目指す。

また，観光は「自然環境」「教育」「農林水産業」「ものづくり」「移住定住」「エネルギー」「デジタル」などの多様な分野と関連させることができ，これらと関連させることにより初めて『持続可能な観光地域づくり』としての効力を発揮するものであることから，観光地域づくりの横断的な推進体制構築が必要である。

さらに，宿泊所の整備や2次交通の充実など受入態勢整備により観光客の満足度向上を図るとともに，デジタル技術も駆使しながら観光情報データを収集・分析・発信する。そして，データを基に魅力的なサービスや商品を生み出すことにより，一人当たり観光消費額の増加を目指す。

加えて，関係人口の増加を図るため，奄美群島出身者とのネットワークを維持・強化するとともに，奄美に関心を持つ層の掘り起こしと関係人口化に向けたプロモーション等の取組を推進する。また，奄美群島内で生産した産品を活用するなど域内循環率の向上を目指す。

【主な基本方策】

- ①新しい生活様式やウィズコロナに対応した観光サービスの提供
- ②島の資源を活かした料理や各種商品，観光プログラムなどの充実に資する取組
- ③オーバーツーリズム※対策に資する取組
(キャリングキャパシティ※にもとづく観光客の適正な規模の維持 など)
- ④デジタル技術による観光情報データの収集・分析・発信
- ⑤データを活用した奄美群島周遊の促進に資する取組
- ⑥来訪者と地域の交流を深めた関係人口(出身者，奄美ファン)の創出に資する取組
- ⑦インバウンド対策(外国語を標記したガイドマップ等の充実)

(4) 島／シマの環境を活かす「情報通信業」分野

【基本方針】

奄美群島内における情報通信業は、通信業での島内での需要は少なく、島外の仕事を受注しているケースが多い。このような中において、世界自然遺産※地域を有する奄美群島国立公園地域の豊かな自然や生活環境の中で、創造的な情報通信関連の仕事を行える魅力や最近整備が進んできているワーキングスペースなどの施設情報を内外に発信することにより、情報通信業の就業者の移住・定住や企業誘致を推進する。併せて、デジタル田園都市国家構想に基づくデジタル人材の地域還流施策である地域企業への人材マッチング支援、起業支援や移住支援などの制度を活用し、仕事の創出や人材の確保を図る。

また、副業人材やビッグデータ※の活用、移住によらないデジタル人材等の活用により、産業の振興を図ることも重要である。

【主な基本方策】

- ①島嶼の地理的条件不利性を克服する情報通信産業の活用による多様な働き方の創出
- ②島／シマの環境（魅力）を活かした人と企業の誘致、サテライトオフィス、ワーケーション※の推進に資する取組
- ③副業人材やデジタル人材の活用

3. 支える基盤：上記「1. つなぐ宝」、「2. 稼ぐ力」を推進する基盤づくり

(1) 「ひと」分野

【基本方針】

奄美群島の自然環境や文化などの宝を次世代に引き継いでいくため、その中核を担う青少年の質の高い教育や協働的な学びの機会の促進、また、産業振興を図るため、その担い手となる人材の確保・育成は強固な基盤を作っていく上で重要である。島嶼である不利性をカバーして質の高い教育を受けるための手段としてのオンライン教育、小中学校におけるシマ唄・八月踊りなどの郷土に根差した学校教育、高等学校での職業意識等の醸成を図るインターンシップを実施するほか、大学などの高等教育機関と連携した共同キャンパスの構想、大人の学び直しの場合としてのリカレント教育※やリスキングの推進、鹿児島大学国際島嶼教育研究センター奄美分室等との連携を図るなど、魅力的で新しい時代の学びを支える教育環境の整備に加え、地域経済の高付加価値化の点からも取組を進めていく。さらに、特定地域づくり事業協同組合制度を活用するなど、多様な人材確保と人財活用を推進する。

また、移住・定住環境は人材の確保や関係人口の創出、安全・安心な生活環境、ひいては国土保全上の観点からも重要であるが、奄美群島においては特に住宅不足が著しいため、空き家バンクを活用した移住希望者と所有者とのマッチングや、空き家を貸し出すにあたり、所有者の負担を軽減するための取組などを活用し、移住・定住環境の充実を促進する。さらに、沖縄は生活圈域となっていることから、航路・航空路の運賃軽減などの取組を推進する。このほか、安全・安心な暮らしを確保するため、医療施設や防

災態勢などの充実を目指す。

【主な基本方策】

- ①島嶼における条件不利性を克服し、子どもたちの学力向上を図るための教育環境の整備
- ②島／シマについて学ぶ機会の提供・充実による島／シマに誇りをもち、島に活躍の場を求められる若者の育成
- ③各産業の担い手育成を目的とした社会人の学び直しの機会の創出と異業種交流の促進
- ④奄美群島でフィールドワーク等を行う大学等高等教育機関の活動を支援する取組
- ⑤特定地域づくり事業協同組合制度や副業人材等を活用した島外からの人材確保
- ⑥人材を確保するための定住環境の整備

(2)「エネルギー」分野

【基本方針】

外海離島である奄美群島においてエネルギーの安定確保は重要であり、台風時の停電などは住民生活・経済活動に多大な損失を与えている。そのような中において、エネルギーの自給自足・地産地消、併せて脱炭素を目指した再生可能エネルギー発電の推進、無電柱化など、災害に強く、クリーンエネルギーの安定的な確保を目指す。

一方で、再生可能エネルギーは天候や時間帯で発電量が大きく増減するため、既存の内燃力発電などのエネルギーにより安定供給を担保する必要がある。また、併せて、電力の需要状況等の的確な把握に努め、島ごとの電力需要に応じた電力供給施設の整備を促進する。

【主な基本方策】

- ①再生可能エネルギーの導入に資する取組（脱炭素社会の推進、エネルギーの自給自足）
- ②電力の安定供給のための取組
- ③安定したエネルギー供給のための無電柱化

(3)「デジタル」分野

【基本方針】

農業などの担い手の高齢化や就業者の減少に対応するための省力化、島嶼での医療手段確保のための遠隔診療、VRを活用した観光、防災対応や生活利便性向上の面からドローンによる物流など多様な場面でデジタル技術を活用し、奄美群島における様々な課題解決を図る。また、上記を実現する上で必須である超高速ブロードバンド網及び高規格次世代通信インフラの整備を含む高度情報通信ネットワークの早急な整備を目指す。

併せて外部研修やOJT、先進技術習得セミナーなどのリスキリングによるデジタル人材の育成・確保を図る。

【主な基本方策】

- ①社会課題解決のためのDXの導入
- ②ICTを活用した遠隔医療の推進に資する取組
- ③早期の高規格次世代通信インフラの整備
- ④デジタル人材（データアナリスト、システムエンジニアなど）の確保

2 奄美大島の振興方策

(1) 地域の概要

奄美大島は、本土から航路距離で383kmに位置し、面積約712km²と奄美群島中最大の島で、1市2町2村に全国の有人離島の中で最多の約5万8千人が居住している。奄美群島の玄関口である奄美空港や名瀬港があり、県本土や各島等との物流や旅客の乗降が盛んである。島の中部から北部には、奄美群島の政治、経済の中心である奄美市がある。

産業では、さとうきびや畜産、野菜、果樹を中心とした農業が盛んであり、特産品に、本場奄美大島紬、奄美黒糖焼酎等がある。また、カツオ・マグロ類、瀬物類等を対象とした一本釣漁業などが営まれているほか、真珠、カンパチ等の養殖も行われており、特に、大島海峡は、日本有数のクロマグロ養殖産地となっている。

さらに、奄美パーク・田中一村記念美術館や奄美自然観察の森、そして世界自然遺産※登録を機に整備された奄美大島世界自然遺産センター等の個性的で多様な観光施設が整備されている。

また、天然記念物として保護されているアマミノクロウサギやオオトラツグミなど貴重な野生生物が多い。

(2) 施策の展開

ア 移住及び定住を促進するための方策

(ア) 産業の振興

A 農業

- 農業は、奄美大島の発展・振興のため重点を置くべき産業であり、北部では、さとうきびと野菜・果樹・畜産を組み合わせた農業の振興、南部では、たんかん、すもも、パッションフルーツ等の果樹の生産振興を図る。

なお、施策の詳細については、ウ(ア)Aにおいて記載する。

B 観光産業

- 観光は経済的に裾野が広く、多くの産業分野に波及効果をもたらす産業であり、奄美大島の地理的・自然的特性を生かすことができることから、地域資源を生かした観光施策の展開を図る。

なお、施策の詳細については、ウ(ア)Bにおいて記載する。

C 情報通信産業

- 光ファイバなど、地域の特性や実情に応じた情報通信基盤の利活用を促進するとともに、適切な維持管理の確保を図る。

- 地域公共ネットワーク※など公共の情報通信基盤の整備促進及び適切な維持管理の確保を図る。
- 公衆無線LANについては，外国人観光客の誘客などの観光面や，災害時の情報連絡手段など防災面での活用を図るため，主要な観光・防災拠点における整備を促進する。
- 災害など非常時の通信手段の確保の観点から，携帯電話の不感地域の解消を図るとともに，次世代高速通信サービスの導入を促進する。
- 高度なICT利活用能力を有する人材の育成や住民のICT利活用能力向上による情報格差の解消を行うことで，新たな企業立地や地元企業の育成を促進する。
さらに，中小製造業者に対しては，関係機関と連携しながら，IoT・AI等を活用した生産性向上に向けた取組を推進する。
- 地上デジタル放送施設の維持管理・更新等に係る住民や放送事業者の負担の軽減を図るとともに，ラジオの難聴取の解消を促進する。
CATV※が整備されている地域については，メディアの特性等を生かして地域の情報通信手段としての機能の維持・向上を図る。

D 地域の特性を生かした産業の振興

(A) 水産業

a 沿岸・沖合漁場の整備開発

- 周辺海域における漁業資源の有効利用を促進し漁業生産力の向上を図るため，魚礁，浮魚礁設置による沿岸・沖合漁場の整備，瀬物類をはじめとした水産資源の管理等を推進する。

b 漁場環境の保全

- 陸上から流出する赤土や海域からの漂着物等による漁場汚染の防止に努めるほか，ホンダワラ類等の藻場造成手法の調査研究を進め，藻場を再生するとともに，水産生物の産卵場・育成場を造成することで漁場環境の保全・回復を図る。また，良好な漁場を生み出すサンゴ礁を守るため，オニヒトデ等の駆除対策等を支援する。

c 漁港の整備

- 漁港については，漁船が安全に係留・停泊できるように，防波堤や物揚場等の整備や既存施設の長寿命化対策※等を推進するとともに，水産物の生産・流通等の拠点となる古仁屋漁港や宇宿漁港において，大規模地震等に備えた漁港施設の強靱化対策を推進する。

d 漁船漁業の振興

- 周辺海域における漁場及び資源の調査，漁場の造成や漁港整備，浮魚礁の積極的な利用や新しい漁具・漁法の導入を推進するとともに，スマート水産業の普及に努め，漁業生産力の向上を図る。
漁業資源の適切な管理と有効利用のため，資源の維持・回復への取組を推進するとともに，操業に支障を及ぼすサメの被害対策を促進する。

- 遊漁船業等の海洋レクリエーションや水産資源を活かした体験ツアーの確立等による漁家所得の向上を促進する。

e 栽培漁業の推進

- スジアラ等の地域特産種の種苗生産及び放流事業化の検討と併せ、地元における資源の適正管理を促進する。

f 海面養殖業の振興

- カンパチ、クロマグロ等の魚類、真珠、クルマエビ、藻類の養殖産業等については、温暖静穏な海域特性を生かしながら、漁場環境の保全、疾病対策等を進め、その振興を図る。

g 流通の合理化、消費の拡大

- 流通の合理化や消費の拡大を図るため、効率的な出荷体制を構築するための施設等の整備や輸送コストを支援するとともに、地元水産物のブランド化を促進する。
- 島内消費の拡大を図るため、地域水産物の加工直販施設の整備や魚食普及活動※、地産地消の取組を促進する。

h 水産加工業の振興

- 既存加工品の品質向上に加え、消費者や観光客等のニーズに対応した新商品の開発に取り組むとともに、首都圏等の大消費地での商談会等への参加など、島内外で販路拡大を促進する。

i 担い手の確保・育成

- 新たな担い手の確保を図るため、就業相談や研修を行うとともに、意欲と能力のある担い手の育成や経営改善を図るため、漁業研修制度や制度資金の充実、中核的な漁業者や漁協青壮年部、女性グループ等の育成や活動を促進する。

j 漁業協同組合の育成強化

- 漁業協同組合がその役割を十分発揮できるよう、県漁業協同組合連合会など系統組織と連携しながら、経営基盤の強化を促進する。

k 漁村の生活環境の向上と活性化

- 安全で快適な漁村の実現を図るため、生活環境施設や防災安全施設等の整備を促進するとともに、地域水産物の直販施設の整備や女性グループ等の育成及び新商品開発の支援による6次産業化※を促進するほか、奄美大島の水産資源を活かしたブルー・ツーリズム※等の実施等により漁業集落の活性化を図る。

(B) 林業

a 森林整備の推進

- 森林の有する多面的機能を高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持造成を推進する。

- 松くい虫被害対策を講じるとともに、島外からの被害材持ち込み等に対する監視を継続する。

また、近年、ソテツに被害を及ぼしているカイガラムシ対策については、市町村等と連携して被害の拡大防止を図る。

b 林業生産基盤の整備

- 自然環境への影響に十分配慮し、必要に応じ、林道の開設や既設林道の改良・舗装を実施する。

c 木材生産・加工・流通体制の整備

- 森林の保全と利用の調和に配慮し、効率的かつ安定的な木材生産体制の整備や建築内装材、家具用材等への利用を促進する。

d 特用林産物の振興

- しいたけ、たけのこ、枝物、ソテツの実等の生産体制や集出荷体制を整備するなど地域特性を生かした特用林産物の産地づくりを推進する。

e 担い手の確保・育成

- 林業技術研修制度を通じ、林業就業者等の確保・育成を推進するとともに、森林組合については、多様な連携手法による経営基盤の強化を促進し、組合員の負託に応え得る健全な自立的経営の確立を図る。

f 森林とのふれあいの推進

- 奄美大島の自然や景観を生かした森林の整備・保全を図るとともに、地域住民等の憩いの場等としての利用を促進する。

また、森林ボランティア※の育成など体験学習等の支援体制を整備するとともに、小・中学生等を対象とした森林環境教育を推進する。

g 森林資源の循環利用及び保全に関する調査研究

- 亜熱帯林の保全・管理や奄美産材の有効利用に関する調査研究を推進する。

(C) 商工業

a 工業

(a) 特産品

- 奄美黒糖焼酎については、国内では首都圏や東北を重点的に、若者をターゲットにしたプロモーションや大手酒販店等と連携した消費拡大キャンペーン等を展開するとともに、地域商社等と連携した域外への商流構築に向けた取組などにより、認知度向上と販路拡大を図る。

また、海外においても、米国、EU、アジアを重点的に、世界の酒類業界関係者へ奄美黒糖焼酎の特長や魅力を発信するとともに、輸出商社等と一体となった営業活動を展開し、輸出促進を図る。

さらに、国内外の嗜好やニーズに対応した商品開発、島内産黒糖の使用による付加価値の高い商品作りや海外でも認知しやすい統一したラベル表示などを行い、ブランド力の向上を図る。

加えて、焼酎蒸留廃液の農地還元以外の処理システムの確立及び有効

活用を促進する。

- 黒糖をはじめ、龍郷町の「島育ち産業館」や奄美市（旧住用村）の「木工芸センター」、瀬戸内町の「せとうち物産館」や「せとうち海の駅」などの活用等による奄美大島の豊富な資源や地域の特性を生かした新たな特産品づくりを促進するとともに、EC※サイトの活用や大消費地での商談会、展示会などへの出展、地域商社等と連携した域外への商流構築に向けた取組などにより、国内外への販路の拡大を図る。
- 奄美群島成長戦略ビジョン2033※などを踏まえ、奄美群島が一体となって、奄美群島ブランドの確立を目指し、奄美群島の情報発信等の取組を促進する。また、鹿児島ブランド支援センターやかごしまの新特産品コンクール等を活用し、新たな商品の開発や商品の改良を促進するとともに、EC※サイトの活用や大消費地での商談会、展示会などへの出展、地域商社等と連携した域外への商流構築に向けた取組などにより販路の拡大を図る。
- 本場奄美大島紬については、産地による直接販売や販路新規開拓により収益性の向上を図るとともに、洋装品、服飾小物、インテリア用品等、本場奄美大島紬の素材や技法を生かした新たな商品開発や販路開拓を行っていくため、異業種の民間企業等との協働による取組を促進する。また、島外の若者等のインターンシップや地域おこし協力隊等の活用など、移住促進対策とも連携した後継者の確保・育成に向けた取組を促進する。
- 県工業技術センターにおいては、研究成果の普及や技術支援を通じ、商品づくりを支援する。
- 奄美群島地域産業振興基金協会の事業により、原図コンテストによるデザイン力向上等を推進するとともに、消費者への紬着用体験等を通じ、販売促進を図る。

(b) 企業立地

- かごしま製造業振興方針※（令和3年3月改訂）に基づき、付加価値・生産性の向上や新産業分野への参入、販路開拓、人材確保・育成等の支援を行う。また、県と市町村が一体となって、特色ある農林水産資源を生かした食品関連産業、地理的制約を受けにくい情報通信関連産業、伝統ある本場奄美大島紬を生かした繊維関連産業など、奄美地域の優位性を生かせる業種、またはハンディキャップの克服が可能な業種の企業立地の促進を図る。

奄美地域の強みである地域資源を活用した地元企業による新たな事業展開や新事業の創出などを促進する。

b 商業

- 奄美市の中心市街地において、都市再生整備計画※等に基づく各種事業の実施や、地域と一体となった質の高い魅力的な商店街づくりなどにより、

中心市街地活性化の取組を促進する。

- その他の地域においては、消費者ニーズへの対応や空き店舗対策、買物弱者対策など地域課題の解決に向けた取組などへの支援を行い、地域と一体となった魅力ある商店、商店街づくりを促進するとともに、観光客や島外の顧客をターゲットにするなど、観光産業とも連携した特産品の開発と販売を促進する。

c 中小企業

- 少子化・高齢化による需要の変化など、社会経済の変化に対応した新事業の創出やI・O・T・A・I等を活用した県内中小企業の生産性向上等を促進するとともに、意欲ある中小企業者の経営革新への取組等を商工会議所及び商工会並びに金融機関と連携し、支援する。
- 経営革新等に取り組む中小企業者を支援するため、県中小企業融資制度※や中小企業経営革新支援制度※の活用を促進するとともに、(公財)かごしま産業支援センター、商工会議所及び商工会など、関係団体における支援事業の充実や人材育成のための研修会の開催などの事業活動の促進を図る。
- 中小企業者の事業再生・事業承継・経営改善への支援については、中小企業者の持続的発展及び地域経済の活性化が図られるよう、県中小企業融資制度※や各種支援制度の活用を促進するとともに、金融機関、商工団体等と連携強化を図る。

d 起業支援

- 新たな雇用の創出や地域の活性化等を図るため、起業または事業拡大を行う場合などの設備資金、運転資金に対する支援を行うとともに、関係機関の連携による総合的な支援体制の充実・強化を図り、地域における起業を促進する。
- 若者や女性等による新たな視点からの起業を促進するとともに、県工業技術センターによる地域資源の高度利用に関する研究を推進し、地域企業への移転・実用化を進めるなど、奄美群島内の豊かな地域資源を生かした商品開発等の取組を支援することにより、起業化や新分野展開への取組を促進する。
- 中小企業者の起業や新分野への進出、規模拡大を目指すための研究開発や設備投資等の取組を支援する。
- 地理的制約を受けにくい情報通信産業の起業化や新事業創出を進めるための拠点施設の活用や人材の確保・育成の取組の促進を図る。

(D) 雇用、ワーク・ライフ・バランス

- 地元企業の人材確保のため、働き方改革を推進し、企業における多様な働き方が可能な雇用環境の整備を促進することにより、ワーク・ライフ・バランス※の実現を図る。
- 地域の特性を生かした農林水産業や観光の振興及び本場奄美大島紬、奄

美黒糖焼酎など地場産業の育成による地域経済の振興発展を図る。

- 県と市町村が一体となって、積極的な誘致活動や、立地環境の整備、企業立地優遇制度の拡充、企業の人材確保の促進などにより、地域の特性を生かした企業立地の促進を図るとともに、地域の特性及び地元の創意を生かした産業の発展を支援する。
- 高度なICT利活用能力を有する人材の育成のほか、住民のICT利活用能力の向上を図り情報格差を解消することで、各種産業の立地促進や地元企業の育成、競争力の向上を図る。
また、フリーランス※等の人材育成及びビジネス機会の創出を図るとともに、リモートワーク※など場所にとらわれない新たな働き方を促進する。
- 各地域の「強み」である地域産業資源を活用した地元企業による新たな事業展開や新事業の創出などを促進することにより、地域経済の振興発展を図るとともに、県中小企業融資制度※や中小企業経営革新支援制度※の活用により、意欲ある中小企業者の経営革新等へ向けた取組を支援する。
- (公財)かごしま産業支援センターなど、地域の産業支援機関との連携を進め、起業化や新事業の創出に向けた総合的な支援体制の充実強化を図るとともに、県工業技術センター等による地域資源の高度利用に関する研究を推進し、関係機関と連携して開発した技術の普及を図ることなどにより、島内の豊かな地域資源を生かした起業化や新分野展開への取組を促進する。
- 地域雇用開発促進法※に基づく地域雇用開発助成金※(地域雇用開発コース)や地域雇用活性化推進事業※等の活用により、雇用機会の拡充等に向けた取組を積極的に推進するとともに、労働者の雇用の安定と拡大を図るために、多様化している企業のニーズに対応した職業能力開発施策を展開する。
- 農業における雇用の創出については、かごしま農業経営・就農支援センターを活用した農業経営の法人化や経営継承、企業等の農業参入を促進するとともに、就業希望者への就農相談活動や、奄美市農業研究センター、瀬戸内町の営農支援センター、また大和村実証農園などによる研修等の実施により新規就農者の確保・育成を図る。
- 水産業・林業における雇用の創出については、関係団体等と連携して、就業希望者への就業相談や研修を行うほか、新規就業者を対象とした技術研修等の実施により、新たな担い手の確保・育成を図る。
- 医療・福祉・介護事業における雇用の創出については、地域医療を担う人材や、介護・福祉ニーズに的確に対応できるよう重点的な人材の育成・確保に取り組むとともに、多様なサービス基盤の確保、民間事業者への事業支援、介護労働者の能力開発の支援、介護労働者の雇用管理の改善を推進する。

(イ) 移住・交流の促進

- 空き家の活用等により住宅を確保することや、移住に必要な情報を発信することなどにより、移住・定住を促進する。

- 移住希望者への情報発信にあたっては、就業の促進を図る必要もあることから、特定地域づくり事業協同組合や移住者による起業への支援制度等を紹介するとともに、地域コミュニティとの円滑な関係構築に向けた取組を進め、総合的な移住支援を展開する。
 - 将来的な移住につなげるため、都市圏の企業等に勤務する専門人材に、リモートワーク※などにより副業・兼業人材として活躍してもらうほか、都市圏における潜在的な移住ニーズを掘り起こすために、航空会社と連携し、移住希望者をターゲットとしたキャンペーンを展開することなどにより、二地域居住※を促進することで、関係人口の創出を図る。
- イ 世界自然遺産登録等を契機とした自然環境の保全と利用の両立及び文化の継承を図るための方策**
- (7) 自然環境の保全に向けた施策の展開**
- A 国立公園等保護地域の保護と利用の両立**
- 奄美群島国立公園について、国の管理運営計画等に基づき保全管理を推進するとともに、利用者の受入環境整備を進め、保護と利用の両立を図る。また、利用者負担を含め、自然環境の保全に係る財源の確保に向けた取組を促進する。
- B 価値の維持**
- 生態系及び生物多様性の確保に向けた希少種の保護対策については、奄美群島希少野生生物保護対策協議会※において関係機関との調整を進めつつ、その保護のための適切な施策を講じるとともに、モニタリング調査や情報発信等を行うなど、多様な自然の生態系を把握、保全するための取組を進める。
 - 生態系及び生物多様性の保全のため、関係機関が連携し、アマミノクロウサギ等のロードキル（交通事故）や希少種の盗採等への対策の推進、外来種の対策として、ノヤギの捕獲、オオキンケイギク、ツルヒヨドリ等の駆除等を行うほか、ノイヌ、ノネコ等の対策として、飼養動物の適切な飼育管理の徹底を促進するとともに、捕獲等を含めた取組を進める。
サンゴ礁の保護・再生対策については、地域のボランティア、NPO等とも連携して、オニヒトデ等の駆除やモニタリング調査、環境学習等の促進を図る。
 - 奄美野生生物保護センターと連携した希少種の生態や生息地等の調査・研究、外来種対策、保護思想の普及啓発等を総合的に推進する。
 - 過去の人間の活動によって損なわれてきた自然生態系については、より健全なものに甦らせるための検討を行うとともに、自然公園等の保護地域以外においても、生態系及び生物多様性の保全を図る。
 - 「奄美群島エコツーリズム推進全体構想※」に基づき、奄美群島エコツーリズム推進協議会による認定エコツアーガイド※の育成やツアーの受入体制の整備等を進める。
 - 奄美の世界自然遺産※登録に伴う観光客数の増加による過剰利用を防止し、自然環境の保全と利用の両立を図るため、「奄美群島持続的観光マスタープラ

ン※」に基づき、利用のルールの設定、必要な施設整備等の持続的な観光利用に向けた取組を促進する。

また、奄美大島世界遺産センターや奄美自然観察の森等を活用し、関係機関で連携して世界遺産の価値の普及啓発や観光管理の情報発信等に努める。

このほか、世界自然遺産※地域として、その価値の重要性、保護すべき内容を島内外に情報発信し、普及啓発を図る。

- 世界自然遺産※に関心をもつ利用者に対し、奄美群島固有の自然と文化の魅力を生かした「世界自然遺産※ 奄美トレイル」や奄美群島国立公園の利用を促し、奄美群島全体の持続的な利用促進を図る。
- 各種事業の実施に当たっては、当該地域の多様で豊かな自然環境への影響に配慮して必要な措置を講じる。

C 共生ネットワークの形成

- 奄美大島の多様で豊かな自然と深く関わりながら育まれてきた生活環境、歴史・文化、伝統技術・芸能、特産品等の奄美群島の「宝」を保全・活用するため、「環境文化」をよく知る住民に対する聞き取りを行い、記録に努め、次世代を担う子どもたちに引き継ぐとともに、人と自然が共生する地域づくりにおいては、奄美群島自然共生プラン※に基づき、人と自然が共生するためのネットワークの形成を促進する。
- 奄美大島の自然と文化の関わりや、その多様性・由来等についての調査研究を推進し、知的情報の集積及び情報発信を図る。

(イ) 環境文化型の地域文化の継承

- 奄美大島の風土に根ざした豊かな地域文化を振興するため、優れた芸術文化や固有の伝統文化に直にふれあう機会を創出するとともに、奄美パークや各種文化施設の積極的活用を図る。
- 奄美の自然環境は、人々の暮らしや営みなど文化に深く関わっており、これらが調和した「環境文化」を奄美の魅力として守り、受け継いでいく必要がある。そのために天然記念物の保護・管理や史跡の整備を促進するなど、地域文化財の保存・活用及び愛護思想の普及・高揚を図る。

また、Uターンにもつながるよう、学校教育や社会教育の場で、島唄や八月踊りなどの伝統文化の保存・伝承及び伝統文化を披露する機会を創出する取組を進めるほか、体験交流や「世界自然遺産※トレイル」など、固有の文化等を継承・活用する活動を促進する。

(ウ) 登録効果拡大に向けた施策の展開

A 登録による効果の最大化に向けた取組の推進

- 世界自然遺産※登録を契機として、一体的に登録された沖縄等と連携して高付加価値旅行者を惹きつける観光地づくりを図りながら、観光客の誘致に取り組む。
- 奄美大島へのLCC就航等による交流人口の拡大を生かし、奄美群島間や沖縄間の交通の利便性向上を図りながら、世界自然遺産※登録の効果奄美群

島全体へ波及させる取組を推進する。

- 複数の世界自然遺産※登録地がある全国唯一の県であるメリットを生かし、鹿児島県本土と屋久島、奄美群島、さらには沖縄県と連携した共同プロモーション等を実施することにより、誘客促進・交流促進を推進する。
- 奄美群島間及び沖縄との航路・航空路の運賃軽減に取り組む。
- 国の高付加価値なインバウンド観光地づくり事業のモデル観光地として「沖縄・奄美エリア」が採択されたことから、沖縄県や国などと連携を図りながら、高付加価値旅行者を惹きつける魅力的なインバウンド観光地づくりの取組を推進する。

B 沖縄との交流・連携

- 地理的・歴史的・文化的につながりの深い沖縄県との県際交流を促進するため、交通や情報通信ネットワークの整備等の交流・連携の基盤づくりを促進するとともに、それぞれの地域の特色ある観光拠点を結んだ観光ネットワークの形成や固有の伝統芸能を通じた文化交流等を展開する。

特に、奄美・やんばる広域圏交流推進協議会※を中心に、地域の主体的な取組による官民あがての交流・連携を促進する。

また、沖縄とも連携し、児童・生徒の教育や体験にも意義のある奄美群島と沖縄の世界自然遺産※を巡る修学旅行の誘致に向けた取組の検討を進める。

ウ 稼ぐ力の向上に向けた方策

(7) 効率的な外貨獲得策

A 農業の「稼ぐ力」の向上

(A) 担い手の確保・育成

- 新規就農者については、就農相談活動の実施、国の新規就農者育成総合対策の活用のほか、奄美市農業研究センターや瀬戸内町の営農支援センター、先進農家での研修を通じて、確保・育成に向けた取組を推進する。

また、新規就農者が経営発展に必要な施設や機械を整備しやすい取組を支援する。

各市町村担い手育成総合支援協議会の経営改善支援活動により、農業法人を含む認定農業者※の確保・育成を図るとともに、地域の将来の農業の在り方や農地利用の姿を明確化した「地域計画※」の策定・実現に向けた取組を推進する。

家族経営協定の締結や地域農産物を利用した農産物加工・販売等の起業活動を促進する。

農業機械の共同利用組織や農作業の受託組織の育成など、高齢農業者も参加しやすい地域営農の取組や、障害者等の雇用・就労の場の拡大を通じた農業生産の拡大にもつながる農福連携の取組を推進する。

(B) 農地利用、基盤整備等

- 農地利用については、「地域計画※」の策定により目指すべき将来の農地利用の姿を明確化するとともに、所有者不明農地の貸借も含めた農地中間

管理事業の活用や農業委員会による農地のあっせん活動などによる担い手への農地の集積・集約化の取組を加速化する。

また、農業委員会の農地パトロール等を通じて、農地の利用状況の把握に努めながら、各般の施策を活用した荒廃農地の発生防止・解消を推進し、優良農地の確保を図る。

なお、担い手が不足し、荒廃農地の多い地域等においては、企業等の農業参入を促進するとともに、簡易な基盤整備等の推進により荒廃農地の解消を図る。

- 農業生産基盤については、赤土流出防止など自然環境への影響に配慮し、生産性や収益力の高い農業の実現を図るため、ダムやため池を活用した畑地かんがい施設、区画整理、農道、土層改良等の整備を推進するとともに、造成された土地改良施設のライフサイクルコスト※の低減や長寿命化を図るため、保全対策を推進する。

また、土地の有効利用を図るため、地籍調査事業を推進する。

(C) 付加価値の高い生産、販売、流通

- さとうきびについては、適期管理の励行や土づくりの推進、優良品種の普及等による単収の向上に努めるとともに、労働力不足に対応した作業受託組織等の育成などにより、収穫面積の確保を図る。また、製糖工場については、国内産糖の価格競争力の強化と労働力不足に対応するため、自動化設備の導入、多能工の育成などを促進する。
- 野菜、果樹、花きについては、栽培技術の高位平準化を図りながら、生産・流通コストの軽減やハウス施設の整備、農業機械の導入による労力の省力化、防風対策、荒廃農地の有効活用等を講ずることにより産地育成を総合的に支援する。

また、たんかん、マンゴー等の果樹については、省力機械の導入や園地基盤整備の推進、有望な新規品目等の実証・導入を図る。

- 肉用牛については、さとうきびや園芸等との複合経営を基本とした繁殖経営を育成するため、規模拡大、飼料生産基盤の整備、優良品種導入等による暖地型牧草の単収向上やさとうきび収穫残さ活用等の自給飼料増産、哺乳ロボットや分娩監視システム等のスマート畜産技術の導入、ヘルパー組織やコントラクター※の育成による省力化を推進する。

また、生産性の向上を図るため、繁殖技術の向上による分娩間隔の短縮や子牛育成技術の向上による一日平均増体重の改善など子牛の商品性向上に努める。

さらに、畜産については、地域の需要に応じた振興や、家畜衛生対策の徹底による家畜疾病の発生とまん延防止に努めるとともに、家畜排せつ物の適切な管理等による環境と調和した畜産経営の実現を図る。

- 農産物の付加価値向上については、大隅加工技術研究センターにおける新たな加工技術の開発や加工技術の習得のためのセミナーを開催するとと

もに、開発した商品の商談機会や販売機会の提供による販路開拓、さらには市町村と連携した加工施設の整備促進や、たんかんやパッションフルーツなどの熱帯果樹等を活用した6次産業化※等を推進し、生産者所得の向上を図り、地域の雇用確保や活性化を図る。

- 農畜産物の販路拡大については、安心・安全で品質の良い県産農畜産物の更なるブランド力の向上に向けて、EC※サイトなどを活用し、かごしまブランド※産品や県オリジナル品種、希少性の高い品目などの新たな販路拡大のための環境整備を図る。

- 農畜産物の輸送については、フリーザーコンテナ※及び集出荷予冷施設の効率的活用を図るなど、鮮度保持対策と新鮮な農畜産物を迅速に低コストで輸送する体制の確立に努めるとともに、台風等の荒天時における農畜産物の出荷対策を強化し、廃棄ロスを減らすため、予冷施設等の整備を支援する。

また、輸送コストの支援については、流通条件の不利性を改善し、引き続き本土産地と同一条件を整えるとともに、支援対象に沖縄本島への出荷分や畜産物を追加するなど制度を拡充し、生産振興計画に基づく生産基盤の強化を促進する。

- 奄美市公設地方卸売市場については、機能の充実・強化を図るために必要な支援を行う。

(D) 生産性の向上

- 農業技術の開発については、亜熱帯果樹・さとうきび・野菜・花きなどの栽培技術や病害虫防除技術、スマート農業機器を活用した省力化技術、土壌管理技術の研究のほか、地域特産物の新用途や商品化のための技術開発、気候変動の影響を緩和する技術や重粘土壌※に対応できる技術開発を推進する。

また、新技術・新品種の普及・定着に向け、地域特性を生かした効率的・効果的な普及指導活動を展開する。

- 省力化や高品質生産に向けて園芸品目やさとうきびにおけるドローンを活用した生育診断・農薬散布やラジコン草刈機、畜産における発情発見装置など、ロボット技術やICT等を活用したスマート農業の導入・普及を推進する。

- 特殊病害虫※対策については、ミカンコミバエやカンキツグリーニング病※等の侵入警戒及び侵入確認時の防除対策に努める。

- 鳥獣被害防止対策については、市町村鳥獣被害対策実施隊※の活動を支援するとともに、「寄せ付けない」、「侵入を防止する」、「個体数を減らす」の3つの取組をソフト・ハード両面にわたり総合的に推進する。

(E) 農業災害対策

- 農業災害対策については、低コストで災害に強いハウス施設、平張施設※や防風林等の積極的な整備促進を図るとともに、農地・農村の防災・減災対

策については、ため池、排水施設や海岸保全施設※整備等のハード対策やハザードマップの作成等のソフト対策を推進する。

- 農業制度資金については、災害が発生した際に、日本政策金融公庫や他の民間金融機関と連携して、被災農家の経営再建を支援する農業制度資金の円滑な融通と既貸付金の償還条件の緩和を図る。

また、関係機関と連携して農業保険（農業共済及び収入保険※）への加入と災害が発生した際の共済金の早期支払いを促進する。特に、基幹作物であるさとうきびについては、農業保険の加入率が低く、また、園芸施設についても加入率が低いため、更なる加入推進を図る。

(F) 農業団体

- 農業協同組合については、産地の維持・拡大を図るため、営農指導体制の強化、スマート農業や労働力確保対策の強化、ブランド力の向上等、将来を見据えた農業振興の取組を促進する。
- 農業共済組合については、効率的な業務運営を推進するとともに、農業保険（農業共済及び収入保険※）への加入推進等に取り組む。

(G) 安心・安全な農畜産物の安定供給

- 安心・安全な農畜産物の安定供給については、農業による環境への負荷を軽減するため、IPM（総合防除）の推進による化学合成農薬の使用量低減や、家畜排せつ物を原料とする良質堆肥による健全な土づくりなど、みどりの食料システムの実現に向けた取組を推進するとともに、「かごしまの農林水産物認証制度（K-GAP）※」などのGAP※の普及推進により、食の安心・安全の確保を図る。

(H) 農村の振興

- 農村の振興については、集落住民の自主的な話し合い活動を基本に、NPO法人など地域内外の活力も活用した共生・協働の農村（むら）づくり運動※を推進するとともに複数の農村集落の機能を補完する農村型地域運営組織（農村RMO）の形成等の取組を支援し、豊かな自然や伝統文化を生かしながら、地域住民がゆとりとやすらぎを実感できる農村社会の維持・発展を図る。
- 農地等を保全する地域ぐるみの水土里サークル活動（多面的機能支払交付金）※を推進し、国土保全や水源かん養、景観形成など農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮を図る。
- 農村環境の整備については、自然環境等との調和を図りながら、集落道路、農業集落排水施設※等の整備を推進し、やすらぎのある農村環境の実現による定住促進を図る。
- 都市と農村の交流については、豊かな自然や伝統文化、亜熱帯性の気候を生かした多彩な農業・農産物など、地域ならではの魅力の発信や、農産物直売所、体験施設、農家民宿などを活用したグリーン・ツーリズム※等の充実を図るとともに、農山漁村滞在型観光をビジネスとして実施できる「農泊※」

の受入体制を強化し、観光産業とも連携した農林水産業等の体験・交流を推進する。

B 観光の「稼ぐ力」の向上

(A) 観光資源の持続可能な活用と観光消費額の増加

- 豊かな地域資源を有効に活用した体験プログラムの充実を図りながら、引き続き、「あまみシマ博覧会※」の実施やエコツーリズムの推進など、この島ならではの滞在型・着地型観光プログラムづくりを促進する。
- 奄美群島間や沖縄間の交通の利便性向上を図りながら、「世界自然遺産※ 奄美トレイル」を活用するなどして、世界自然遺産※登録の効果奄美群島全体へ波及させる取組を推進する。
- 持続可能な観光を推進するため、世界自然遺産※登録地・国立公園などの優れた自然環境や、住民が自然とかわかり、相互に影響を加え合いながら形成、獲得してきた環境文化などの保全を図る。
奄美群島の魅力や特性を生かし、奄美のブランド化を図りながら、入込客数のみを意識することなく、適切なターゲット設定を行った上で、国内外からの誘客施策や一人あたり観光消費額増加に向けた施策を展開する。
- 国内外のスポーツ合宿誘致を継続し、暖かい気候を生かした奄美スポーツアイランド構想※を促進する。そのため、名瀬運動公園のスポーツ施設の整備・充実の促進、ダイビング等のマリンスポーツの大会や個性豊かな各種イベントの開催等を促進する。

(B) 観光施設の受入体制の整備

- 奄美パーク・田中一村記念美術館を奄美群島全体の観光拠点として位置付け、黒潮の森マングローブパークや奄美大島世界遺産センター、奄美自然観察の森等の観光施設等の相互連携強化を図り、周遊性のある観光ルートづくりに努めるとともに、奄美市や大和村、龍郷町で実施されている集落において奄美ならではの魅力を体験し、宿泊できる取組を支援する。
- 観光客が目的地に円滑に移動できるよう、観光案内標識等を整備するとともに、沿道には、景観及び自然環境に配慮した植栽等を行い、地域住民との協働による適切な維持管理の下に快適性の向上を図る。
- 観光事業者等のおもてなしの向上、観光案内機能の充実、島コーディネーター※の活用、観光ガイドや奄美群島地域通訳案内士※等の人材の育成・確保や組織化など、観光客の受入体制の整備・強化を図る。
- 新たな観光ニーズにも対応した質の高い施設整備を促進しながら、景観及び自然環境に配慮した観光客の受入体制を整備・強化することにより、観光地の高付加価値化を図る。

(C) 観光交通体系の整備

- 航空路線については、県管理空港の着陸料軽減や運航費補助などにより、奄美～各島間路線等の維持・確保を図るとともに、「奄美群島振興交付金」を活用し、航空会社と連携したプロモーションを実施することで、同島の交

流人口拡大を図ってきたところであり、引き続き、路線の維持・確保を図りつつ、交流人口の拡大に向けた施策を実施することで、路線の拡充を図る。

特に、沖縄と奄美群島間の交流の一層の拡大を図るため、航空会社との連携に加え、沖縄県との共同プロモーション等の実施により交流人口の拡大を図ることで路線の拡充に向けた取組を推進する。

- 奄美群島内外を結んだ周遊型観光を促進するため、空港・港湾等の交通拠点の整備を推進する。
- 航路については、奄美群島各島や鹿児島、沖縄間を結ぶ航路において、「奄美群島振興交付金」を活用し、航路事業者と連携したプロモーションを実施することで、同島の交流人口拡大を図ってきたところであり、引き続き、更なる交流人口の拡大に向けた施策を検討する。
- 航路・航空路については、世界自然遺産※登録による効果を奄美群島全体へ波及させる周遊促進策により、これまで以上に回遊性を高める。
さらに、奄美群島内の島々をクルーズ船や定期船等で周遊する際に利用する港湾施設の機能向上や、富裕層をはじめ外国人観光客の来訪を促進するための受入環境の整備を推進する。
- 空港や港等へのアクセス向上を図るため、国道 58 号等の幹線道路や観光地間を結ぶ県道等の整備を引き続き推進する。
主要観光ルートとなる縦貫・循環道路等の整備を推進するとともに、休憩展望等のための駐車場や公衆トイレ等を整備するほか、奄美群島らしい景観が保全されるよう路傍植栽等の管理に努める。
観光客の利便性向上を図るため、利用者ニーズに対応した新たな交通モードの整備・充実について各島内の関係事業者等による検討を促す。

(D) 国内外に向けた魅力ある観光情報の発信

- デジタル技術を活用したマーケティング結果に基づき、戦略的かつ効果的なプロモーションを行うことにより、国内外への魅力ある観光情報の発信に努める。
奄美パークを奄美群島全体の観光・情報発信の拠点として活用する。
- 首都圏をはじめ、直行便のある地域等での観光展や旅行会社等へのセールスの実施、奄美群島への旅行会社等の招請、航空会社や旅行会社とタイアップした奄美群島各島の周遊ツアーや沖縄等と組み合わせた広域的な旅行商品の造成支援等を進め、奄美大島の認知度向上とともに、更なる誘客を図る。

(E) 地域産業との連携

- 農林水産業や本場奄美大島紬等の特産品の地域産業と連携し、多彩な体験プログラムの提供等による体験型観光の推進や、奄美の自然、文化等を生かした特産品、土産品の開発・提供を促進する。

(F) 外国からの観光客誘致に向けた観光施策の推進

- 今後増加が見込まれるアジアをはじめとする海外からの観光客を視野に

入れ，多言語によるインターネット等での情報発信や外国語併記の観光案内標識等の設置を推進する。

- 世界自然遺産※登録を契機として，一体的に登録された沖縄等と連携して高付加価値旅行者を惹きつける観光地づくりを図りながら，観光客の誘致に取り組む。

(G) 持続可能な観光の推進体制の整備

- 持続可能な観光を推進するために必要な自然環境や文化の保全，観光客の受入環境整備等に活用できる財源について，利用者負担を含め，確保を図るための方策を検討する。

C ものづくりの「稼ぐ力」の向上

(A) 本場奄美大島紬

- 本場奄美大島紬については，産地による直接販売や販路新規開拓により収益性の向上を図るとともに，洋装品，服飾小物，インテリア用品等，本場奄美大島紬の素材や技法を生かした新たな商品開発や販路開拓を行っていくため，異業種の民間企業等との協働による取組を促進する。また，島外の若者等のインターンシップや地域おこし協力隊等の活動など，移住促進対策と連携した後継者の確保・育成に向けた取組を促進する。

(B) 奄美黒糖焼酎

- 奄美黒糖焼酎については，国内では首都圏や東北を重点的に，若者をターゲットにしたプロモーションや大手酒販店等と連携した消費拡大キャンペーン等を展開するとともに，地域商社等と連携した域外への商流構築に向けた取組などにより，認知度向上と販路拡大を図る。

また，海外においても，米国，EU，アジアを重点的に，世界の酒類業界関係者へ奄美黒糖焼酎の特長や魅力を発信するとともに，輸出商社等と一体となった営業活動を展開し，輸出促進を図る。

さらに，国内外の嗜好やニーズに対応した商品開発，島内産黒糖の使用による付加価値の高い商品作りや海外でも認知しやすい統一したラベル表示などを行い，ブランド力の向上を図る。

加えて，焼酎蒸留廃液の農地還元以外の処理システムの確立及び有効活用を促進する。

(C) その他の特産品

- 黒糖をはじめ，龍郷町の島育ち産業館や奄美市の木工工芸センター，瀬戸内町の「せとうち物産館」や「せとうち海の駅」などの活用等による奄美大島の豊富な資源や地域の特性を生かした新たな特産品づくりを促進する。
- 奄美群島成長戦略ビジョン 2033※などを踏まえ，奄美群島が一体となって，奄美群島ブランドの確立を目指し，奄美群島の情報発信等の取組を促進する。また，鹿児島ブランド支援センターやかごしまの新特産品コンクール等を活用し，新たな商品の開発や商品の改良を促進するとともに，EC※サイトの活用や大消費地での商談会，展示会などへの出展，地域商社等と連携

した域外への商流構築に向けた取組などにより販路の拡大を図る。

(イ) 域外への資金流出を防止するための方策

A 再生可能エネルギー導入の促進

- 今後の研究開発の状況等を踏まえつつ、自然公園等の保護地域や希少な動植物等への影響にも十分配慮し、鹿児島県再生可能エネルギー導入ビジョン2023※に基づいて、地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入を促進するため、民間主体の取組に対する施策の充実を図る。

B 食育及び地産地消の促進

- 食育・地産地消については、農林漁業体験や奄美の食材を使った郷土料理の調理体験などを通じて、地域の農林水産業への理解と食文化の継承を推進する。

また、学校給食等における地域食材の活用を促進する。

C 高等教育機関の設置

- 新たな高等教育機関の設立に向けて、まずは大学の共同キャンパス構想について、奄美大島総合戦略推進本部の有識者会議における意見具申や、関係市町村長の判断等を踏まえて検討する。

また、高等教育機関や試験研究機関の設立に係るその他の動きがある場合は、必要な情報共有や支援等について検討する。

(ウ) 域内における経済循環を促進するための方策

A 産業を支える人材の確保・育成

- 各地域の「強み」である地域産業資源を活用した地元企業による新たな事業展開や新事業の創出などを促進することにより、地域経済の振興発展を図るとともに、県中小企業融資制度※や中小企業経営革新支援制度※の活用により、意欲ある中小企業者の経営革新等へ向けた取組を支援する。

- (公財)かごしま産業支援センターなど、地域の産業支援機関との連携を進め、起業化や新事業の創出に向けた総合的な支援体制の充実強化を図るとともに、県工業技術センター等による地域資源の高度利用に関する研究を推進し、関係機関と連携して開発した技術の普及を図ることなどにより、島内の豊かな地域資源を生かした起業化や新分野展開への取組を促進する。

- 地域雇用開発促進法※に基づく地域雇用開発助成金※(地域雇用開発コース)や地域雇用活性化推進事業※の活用により、雇用機会の拡充等に向けた取組を積極的に推進するとともに、労働者の雇用の安定と拡大を図るために、多様化している企業のニーズに対応した職業能力開発施策を展開する。

- 農業における雇用の創出については、かごしま農業経営・就農支援センターを活用した農業経営の法人化や経営継承、企業等の農業参入を促進するとともに、就業希望者への就農相談活動や、奄美市農業研究センター、瀬戸内町の営農支援センターや大和村実証農園などによる研修等の実施により新規就農者の確保・育成を図る。

- 水産業・林業における雇用の創出については、関係団体等と連携して、就業

希望者への就業相談や研修を行うほか、新規就業者を対象とした技術研修等の実施により、新たな担い手の確保・育成を図る。

- 医療・福祉・介護事業における雇用の創出及び確保については、地域医療を担う人材や、福祉・介護ニーズに的確に対応できるような人材の育成・確保に取り組むとともに、多様なサービス基盤の確保、民間事業者への事業支援、介護労働者の能力開発の支援、介護労働者の雇用管理の改善を推進する。

- 特定地域づくり事業協同組合の設立を促進するとともに、移住希望者に対する情報発信等と連携して、奄美群島外からの人材確保を図る。

また、都市圏の企業等に勤務する専門人材に、リモートワーク※などにより副業・兼業人材として活躍してもらうほか、ワーケーション※による都市圏の人材と地域との交流により、奄美群島の産業を支える人材の確保を図る。

その上で、農業、観光産業、情報通信産業をはじめ、地域の特性を生かした産業の担い手の確保・育成を図る。

エ 奄美群島が抱える条件不利性の改善

(7) デジタルによる社会変革

A 情報通信基盤の整備

- 光ファイバなど、地域の特性や実情に応じた情報通信基盤の利活用を促進するとともに、適切な維持管理の確保を図る。
- 公衆無線LANについては、外国人観光客の誘客などの観光面や、災害時の情報連絡手段など防災面での活用を図るため、主要な観光・防災拠点における整備を促進する。
- 地域公共ネットワーク※など公共の情報通信基盤の整備促進及び適切な維持管理の確保を図る。
- 災害などの非常時の通信手段の確保の観点から、携帯電話の不感地域の解消を図るとともに、次世代高速通信サービスの導入を促進する。
- 国が実施する「デジタル活用支援推進事業」の活用などにより、誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化の実現に向けた取組を促進し、島民のICTへの理解向上を図る。

B デジタル人材の確保・活用・育成

- 官民におけるデジタル化、オープンデータの利活用を推進するために、専門的な知見を有する人材を活用した相談体制を整備する。
- 社会全体でデジタル人材が逼迫していることから、デジタル人材の裾野を広げるため、経営者等のデジタル化への理解を深めるための研修やITエンジニアを目指す方を対象としたプログラミング研修などに取り組む。
- 高度なICT利活用能力を有する人材の育成や住民のICT利活用能力向上による情報格差の解消を行うことで、新たな企業立地や地元企業の育成を促進する。

さらに、中小製造業者に対しては、関係機関と連携しながら、IoT・AI等を活用した生産性向上に向けた取組を推進する。

- 離島の地理的特性により学習内容や方法等の制約が生じており、多様な価値観に触れる機会が少ないなどといった課題を解決するため、ICTの積極的な活用を推進する。
- 次世代に求められる情報活用能力を身に付けた人材を育成する必要があることから、教職員のICT活用指導力の向上に努める。
また、GIGAスクール構想※により整備された1人1台端末の積極的な活用や遠隔教育システムを活用した授業づくり等を推進する。
- 生涯学習の場で、住民のICT利用をサポートする指導者の育成を図る。

C 官民のデジタル化の推進

- 誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化を目指し、全ての住民がデジタル化の恩恵を享受できる社会の実現を目指す。
- 暮らしのデジタル化においては、医療、福祉、防災等、安心・安全な社会を実現するためのデジタル化を支援する。
- 産業のデジタル化においては、IoT・AI等のデジタル技術の活用により、各事業者の必要に応じた支援を実施する。
- デジタル化による利便性の向上を島民が享受できるよう、行政手続の原則オンライン化に向けた取組を推進する。
- 限られた人的資源で持続可能な行政サービスを提供できるよう、業務そのものの必要性の検証や、業務プロセスの徹底した見直し、デジタル技術を活用した業務改革を積極的に推進する。

D データの利活用の推進

- 県や市町村が保有する行政情報の可能な限りのオープンデータ化について、分野横断的に活用可能な共通の仕様を設定し、機械判読性の高いデータ形式での公開を図り、データの更なる活用を推進する。
- 行政におけるデータの分析やこれに基づいた政策立案等のできる人材の育成等に取り組み、EBPM※の推進を図る。
- 官民におけるデジタル化、オープンデータの利活用を推進するために、専門的な知見を有する人材を活用した相談体制を整備する。

(イ) 運賃、輸送コストの軽減

- 沖縄県と比べて割高な奄美群島の航空運賃及び航路運賃について、運賃軽減を継続するとともに、航路も含めた運賃軽減を継続するとともに、奄美群島-沖縄間路線を対象路線に追加することや準住民の対象拡充など、運賃軽減の拡充を図る。
- 消費地に農林水産物を出荷する際の輸送コストを軽減するための支援を継続するとともに、奄美群島から沖縄本島への農林水産物等の移出や畜産物についても補助対象とすることなど、輸送コスト支援事業を拡充する。
- 交流人口拡大に向けた航空・航路の更なる需要喚起を図る。
また、LCC就航等による交流人口の拡大を生かし、奄美群島間や沖縄間の交通の利便性向上を図りながら、世界自然遺産※登録の効果を奄美群島全体へ

波及させる取組を推進する。

(ウ) 生活又は事業活動に必要な物資の費用負担の軽減

- 国の支援制度により、離島のガソリン価格の引き下げが行われているが、石油製品等価格は本土と比べ割高となっているため、安定的かつ低廉な供給に向けた取組を行う。
- 台風等の荒天による船舶の欠航に伴い、生活関連物資が不足する事態が生じていることから、地元市町村等と一体となって、現実的かつ効果的な対策を検討する。

(エ) 交通基盤の整備

A 航空交通

- 航空機の安全運行の確保及び航空輸送需要の動向に対応した空港施設の更新改良等を推進する。
- 離島航空路線に係る補助や着陸料の軽減措置等の支援に努めながら、航空路線の維持を図る。
また、東京、大阪、福岡、沖縄など奄美群島内外の路線拡充のための取組を進める。

B 海上交通

- 名瀬港については、奄美群島内の物流・人流の拠点としての機能向上のために、引き続き外郭施設や係留施設等の整備を推進する。
また、老朽化が進む旅客ターミナルの建替を進めるとともに、既存港湾施設の老朽化対策を推進する。
なお、本港地区においては、奄美市が進める「まちづくり事業」と連携したウォーターフロント再開発による都市機能の向上を図り、安全性、効率性、快適性の高い港湾空間の形成を図る。
- 古仁屋港及び市町村港湾については、既存港湾施設の老朽化対策を推進する。
- 離島航路の維持・改善に努める。
また、航路運賃の軽減による住民生活利便性の向上、観光の振興等を図る。

C 陸上交通

- 奄美大島を縦貫する幹線道路である国道 58 号については、奄美市名瀬周辺の交通混雑の緩和や、残されたあい路区間の解消を図るとともに、国道 58 号の代替路線の整備や災害に強い道づくりの整備に努め、奄美空港や大島南部の中心地瀬戸内町古仁屋等から奄美群島の中心都市奄美市名瀬や名瀬港へのアクセス向上を図り、島内交通の円滑化を推進する。
- 災害に強い道路づくりを進めていくため、道路防災総点検等に基づいた防災対策を優先的に進める。
- 老朽化する道路ストックを適切に維持管理するため、計画的に維持・修繕を進める。
- 廃止路線代替バス※については、引き続き、必要な路線の維持を図るととも

に、コミュニティバス※やデマンド型交通※など、地域の実情に合わせた多様な運行形態への転換を促進する。

(オ) 防災及び国土保全

A 消防防災の充実

- 消防ポンプ自動車や高規格救急自動車※等資機材の整備を促進するとともに、救急救命士の養成を図るなど、常備消防体制の充実・強化を図る。
- 防火水槽等、消防施設の整備を促進するとともに、消防団員加入促進と活動の活性化に努める。
- 住民や防災関係機関等への迅速・的確な情報提供体制の維持、災害危険箇所の掌握点検・周知徹底、要配慮者対策の推進や自主防災組織※の育成等による住民の防災意識の高揚を図るなど、地域防災対策の強化に努める。
また、集中豪雨や台風、地震・津波等による災害の未然防止を図るため、避難施設の機能強化や通信設備の整備など、防災関連施設の総合的な整備を推進する。
- 災害時における相互応援体制の連携・強化や消防・防災ヘリコプター及び奄美ドクターヘリを活用した迅速な応急対策の推進、救急医療体制の強化など災害支援体制の充実に努める。
- 大規模災害時のライフラインの途絶や広域的な救援等に時間を要することも想定し、水や食糧を始めとする生活物資等を一定期間はまかなえる体制の整備を推進する。

B 治山対策の推進

- 荒廃山地の早期復旧と山地災害の未然防止を図るため、自然環境や生態系等にも配慮した治山対策を推進するとともに、既存施設の点検補修等を図る。
また、山地防災ヘルパー等を活用した危険地区の周知などハード・ソフトが連携した防災対策を推進する。
- 農地や人家等における風害・潮害の防止を図るため、自然環境や生態系等にも配慮した海岸防災林の計画的な整備を図る。
また、防災林の適切な管理に努めるとともに、施設点検や補修等の実施による老朽化対策を推進する。
- 保安林の適正な管理を図るとともに、森林に関する自然条件や社会的要請、保安林の配備状況等を踏まえ、計画的に保安林指定を推進する。

C 治水対策の推進

- 自然環境や生態系等に十分留意し、河川の氾濫等による浸水被害の軽減や再度災害防止を図るとともに、既存施設の老朽化対策を推進するため、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う「流域治水」を推進し、その中で、気候変動等による将来の水災害リスクに適応したハード・ソフト一体となった総合的な防災・減災対策の取組を進める。
- 土砂災害の未然防止や、早期復旧を図るため、人家や公共施設、要配慮者利用施設※等を保全する土砂災害防止施設の計画的な整備を進めるとともに、既

存施設の老朽化対策を推進する。

- 水防法に基づく洪水浸水想定区域及び土砂災害防止法※に基づく土砂災害警戒区域等の指定，雨量水位情報や土砂災害警戒情報※など防災情報の提供を推進し，市町村の警戒避難態勢の整備を促進する。

D 海岸保全の推進

- 台風常襲地帯であり，気候変動の影響による災害の激甚化・頻発化が懸念され，また，近年，地震活動も活発であることから，高潮や津波等による災害を防止するため，自然環境や生態系等にも配慮した海岸保全施設※の整備及び既存施設の老朽化対策を推進する。

なお，気候変動の影響により海面水位の上昇等が見られることから，今後の社会情勢の変化等も踏まえ，海岸保全施設※の安全性を検討する必要がある場合は，海岸保全基本計画の見直しも含めて検討を行う。

E 港湾整備の推進

- 大規模地震発生後の海上交通ルートによる避難・救助・復旧作業等に対応するため，名瀬港において耐震強化岸壁等の整備を進めるとともに，既存港湾施設の老朽化対策を推進する。

オ 奄美群島の生活基盤の確保・充実

(7) 保健医療福祉

A 保健医療

(A) 健康づくりの推進

- 循環器病をはじめとする生活習慣病の発症及び重症化予防を図るため，健康かごしま 21※や各市町村健康増進計画※に基づき，住民の生活習慣の改善への取組を進めるとともに，医療保険者等が行う特定健康診査・特定保健指導※等の保健事業を総合的に促進する。
- 安心して子どもを産み育てる環境づくりのため，適切な妊婦健診の受診，不妊治療の受診に対する交通費等の支援，総合的な小児医療・周産期医療※の充実など，母子保健医療対策を推進する。

(B) 保健医療体制の総合的整備

- 地域住民の健康の保持及び増進を図るため，名瀬保健所を地域保健対策の広域的かつ専門的・技術的拠点とし，市町村をはじめ健康関連団体を支援し，住民による主体的な健康づくり活動を促進する。
- 複雑化・多様化する住民の健康問題に適切に対応するため，今後とも，市町村保健師の計画的確保や資質向上に努める。
- 住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう，在宅医療の環境を整備するために，多職種による医療と介護の連携強化や住民への普及啓発等の取組を強化する。
- 奄美群島においては，県立大島病院及び民間医療機関等に加え，沖縄県の協力も得ながら，医療提供体制が構築されているところであり，ICTを活用した遠隔医療の促進，へき地診療所等の診療機能の向上など，医療提供体

制の更なる充実を図る。

また、地域医療構想調整会議※等を通じた医療機関相互の協議を継続し、病床機能の分化・連携を推進する。

さらに、医師をはじめとした医療従事者の安定的確保を図る。

- 県立大島病院においては、高度医療機器を更新するなど診療機能の充実・強化に努めるとともに、建物の老朽化等の状況を踏まえ、対策を検討する。

また、地域救命救急センターの救急医療体制等を充実させるとともに、傷病者の救命率の向上や後遺症の軽減を図るため、フライトドクター等の養成・確保により、奄美ドクターヘリの安定運用を図る。

B ハブ対策

- ハブ個体数を減少させ咬傷者を減らすため、引き続き生きハブの買上を実施するとともに、住環境からのハブ駆除と、自然の中でのハブとの共存法を研究する。

さらに、住民に最新情報を含めたハブの危険性とその対処法について普及啓発を行うとともに、観光客等に最新のハブ情報の提供、発信等に努める。

- 携帯用毒吸出器の活用の周知を図るとともに、「はぶ抗毒素※」を市町村や医療機関に配備し、咬傷時の緊急治療対策等の充実を図る。

C 社会福祉

(A) 高齢者福祉対策の充実

- 高齢者が、長年の経験の中で培ってきた知識や技能を生かして積極的に社会参加し生きがいのある生活を送れるよう、地域社会の担い手として、生活づくり、地域づくり、健康づくりへの主体的参加を促進する県民総ぐるみの「すこやか長寿社会運動※」を積極的に展開する。

(B) 介護サービスの確保

- 介護保険制度については、市町村に対し、安定的かつ適切な事業運営等が図られるよう支援を行うほか、高齢者の状態に応じた適切な介護サービス提供基盤の確保や各種研修等を通じた介護サービスの質の確保・向上等に努める。

高齢者が安心して在宅での生活を続けられるよう、介護予防や認知症対策、在宅医療等を推進するとともに、地域包括支援センター※を中心とした地域包括ケア体制※の深化・推進を図る。

(C) 障害者福祉対策の充実

- 障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、必要とする障害福祉サービス等の支援を受けつつ、障害者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等の提供体制の整備を進める。

- 障害者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、

地域生活支援の拠点づくり等，地域の社会資源を活用した体制の整備を進める。

- 障害児について，早期発見や早期支援とともに，身近な地域で安心して療育が受けられる支援体制の整備を進める。

(D) 児童福祉対策の充実

- 国の子ども・子育て支援新制度を踏まえ，児童福祉施設の整備や運営に関しての適正な水準を確保するとともに，老朽施設の改築等による生活・保育環境の整備や保育所等における多様な保育ニーズに対応した保育サービスの実施促進，放課後児童の健全育成を図るための放課後児童クラブ※の設置促進など，健やかに子どもを産み育てられる環境づくりを図る。
- 児童虐待防止対策については，児童相談所や市町村・警察等の各関係機関による緊密な連携を図り，児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応に努める。

(E) 母子・父子・寡婦家庭の福祉対策の充実

- 母子・父子・寡婦家庭に対し，就業支援講習会の開催や福祉資金の貸付等により社会的・経済的な自立を促進する。
- 家庭生活支援員の派遣や生活・生業等についての相談，指導などの施策を推進する。

(F) 地域福祉の推進

- 高齢者支援のための総合的な窓口である地域包括支援センター※の機能強化を図るとともに，自治会等の地域に身近な機関と連携するなど，高齢者など援護を必要とする方々を地域ぐるみで見守る地域見守りネットワークづくりや住民参加による市町村地域福祉計画※策定の促進を図る。
- 福祉活動体験等を通じて，ボランティアやNPO活動の促進を図るとともに，市町村社会福祉協議会の基盤強化等に努める。

(イ) 教育及び人材育成

A 教育

(A) 学校教育の充実

- 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に努めるとともに，地域の伝統・文化や豊かな自然を生かした体験活動を取り入れるなど，特色ある教育活動の充実を図る。

また，学校間の交流学习を促進するとともに，1人1台端末を活用し「学習者主体の授業」の推進や児童生徒の次世代に求められる情報活用能力の育成を図る

- 小中学校の校舎やへき地教員宿舎等については，計画的な老朽化対策を促進するとともに，県立学校の校舎等についても同様に整備を推進する。
- 高等学校においては，学校が地域や家庭と連携しながら「社会に開かれた教育課程」の実現を目指すとともに，教員の授業改善及び生徒の自己学習力や学ぶ意欲の向上など学力向上に向けた総合的な取組を推進し，将来の地

域産業を担う人材の育成を目指し、高校生のインターンシップや企業等による出前講座等の取組を促進する。

- 本地域内の一部町村には高等学校等がないため、他市町の高等学校等へ進学する生徒への就学支援を促進する。
- 特別支援教育※については、県立大島特別支援学校のセンター的機能※の充実を図りながら、個別の教育支援計画等に基づき、特別な教育的支援を必要とする幼児・児童・生徒の一人一人の教育的ニーズに応えるために、関係機関が連携・協働して体制整備を推進する。

また、特別支援学校高等部支援教室の充実に努める。

(B) 生涯学習の充実

- 生涯学習や地域文化振興の拠点となる公民館、図書館、文化会館等の機能の充実と整備を促進する。
- 奄美の産業・文化の調査・研究を含む、県立短期大学の教育研究活動の具体的な内容を積極的に地域発信する奄美サテライト講座を開講することにより、学習の場を提供する。
- 県立奄美図書館を奄美群島における拠点図書館として、地域全体の図書館ネットワークを形成するとともに、奄美群島に関する情報発信等の機能を拡充する。

また、図書館情報システムへの全市町村の参加を促進する。

- かがしま県民大学中央センター、市町村、大学等と連携して、障害の有無にかかわらず、多様化・高度化する県民のニーズに対応した学習機会を提供する。
- 県子ども読書活動推進計画※に基づいた取組を促進する。
- 地域における生涯スポーツの振興とスポーツ実施率の向上を図るため、スポーツ・レクリエーション活動を積極的に促進して、地域住民のスポーツ活動への参加意欲を喚起するとともに、地域の実態に即した公共スポーツ施設の整備を促進する。

B 人材育成

(A) 地域を支える人材の育成・確保

- 将来の地域産業を担う人材の育成を目指し、高校生のインターンシップや企業等による出前講座等の取組を促進する。
- 青少年の自立の精神と豊かな感性のかん養、国際的感覚やふるさとを愛する心の醸成を目的とした青少年育成県民運動を家庭・学校・職場・地域等が一体となって積極的に推進する。
- 離島においても高等教育の受講を可能とする遠隔教育について、本土と同等の教育環境の整備を促進する。

大学については、鹿児島大学の国際島嶼教育研究センターとの連携を図る。

また、専修学校については、離島地域における専門教育機関として健全な発展が図られるよう、運営状況調査等を通じて助言・指導等を図る。

放送大学については、県立奄美図書館内に設置されている放送大学鹿児島学習センター奄美再視聴室の利用も含め、関係機関と連携して周知に努める。

新たな高等教育機関の設立に向けて、まずは大学の共同キャンパス構想について、奄美大島総合戦略推進本部の有識者会議における意見具申や、関係市町村長の判断等を踏まえて検討する。

また、高等教育機関や試験研究機関の設立に係るその他の動きがある場合は、必要な情報共有や支援等について検討する。

- かがしま県民大学中央センターや県立奄美図書館等の機能を生かして、多様化・高度化する県民のニーズに対応した学習機会を提供する。

(B) くらしを支える人材の育成・確保

- 地域の保健・福祉・医療を確保するため、医師をはじめとした医療従事者や福祉・介護人材、保育人材の育成や安定的確保に努める。

また、地域において、社会貢献活動を担うボランティア、NPO等の人材育成を促進する。

- 地域の伝統文化を担う人材の育成を図るため、奄美大島固有の郷土芸能や伝統行事等に触れる機会の確保に努めるとともに、映像記録等によりその保存・継承を促進する。
- 環境教育・環境学習等を推進し、地球環境を守るかがしま県民運動※を進める人材の育成を図る。
- 希少野生動植物等について適切な知識を有するガイド等の人材育成を促進する。

(C) 産業を支える人材の育成・確保

- 農業の担い手の確保・育成については、就農相談活動の実施、国の新規就農者育成総合対策の活用により新規就農者を確保する。

奄美市、瀬戸内町の営農支援センターや先進農家での研修を通じた新規就農者の育成を推進する。各市町村担い手育成総合支援協議会の経営改善支援活動により、農業法人を含む認定農業者※の確保・育成を図る。

また、家族経営協定の締結や地域農産物を利用した農産物加工・販売等の起業活動を促進するなど女性が能力を発揮できる環境整備を促進する。

- 水産業における人材育成については、新たな担い手の確保を図るため、就業相談や研修を行うとともに、意欲と能力のある担い手の育成や経営改善を図るため、漁業研修制度や制度資金の充実、中核的な漁業者や漁協青壮年部、女性グループ等の育成や活動を促進する。
- 林業技術研修制度等を通じ、林業就業者等の確保・育成を推進する。
- 新事業の創出や起業化の促進、製造業を支える人材の育成など、関係機関と連携を図りながら、起業化や中小企業等の人材育成を図る。
- 地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出し、地域の担い手を確保する、特定地域づくり事業協同組合の設立・運営を支援することで、産業人材の確保を図る。

- 産業の振興を支える人材を確保するため、若年者等の県内定着の促進、Uターン※の促進、外国人材を含めた多様な人材の活躍支援等を図る。
- 奄美特有の観光資源を活用した地域観光（エコツアーガイド※認定制度による質の高いサービス提供等）を担う人材を育成する。
増加が見込まれる外国人観光客等への対応については、奄美群島地域通訳案内士※等の育成・確保を促進する。

(ウ) 生活環境

A 水道

- 安全で安定した生活用水の確保による快適な生活環境を維持するため、未普及地域の水道施設整備や新たな水源の確保、既設の水道施設の統合整備や老朽化施設の更新及び耐震化を図るとともに広域的な連携を促進する。

B 都市基盤

- 地形的条件から中心部に交通が集中し、交通混雑が発生している奄美市街地については、混雑緩和のための交通網の整備を促進する。あわせて、現在進められている末広・港地区土地区画整理事業や下水道等の都市基盤施設の整備を引き続き促進するとともに、下水道施設等を計画的に改築し、機能維持を図る。上記地区以外の生活排水処理施設については、安全で快適な生活環境の実現のため、農業集落排水施設※及び合併処理浄化槽※の整備を促進する。

また、都市における良好な生活環境の確保等のため、老朽化した公園施設について、引き続き、公園長寿命化計画に基づき、計画的な更新・長寿命化に取り組む。

- 生活排水等の適正処理を図るため、地域の実情に合った生活排水処理施設の整備を促進する。併せて、老朽化した施設の計画的な改築を行うことで機能維持を図る。
- 火葬場については、老朽化した焼却施設等を更新し、機能維持と将来の火葬需要を踏まえた建替えを促進する。

C 住環境の整備

- 公営住宅については、住まいのセーフティネット※としての基本的な役割を踏まえつつ、地域の実情や課題に応じた良質な住宅の供給を図るため、建替や住戸改善等の手法を適切に選択しながら、住宅の長寿命化と良質なストックの維持に努める。

また、市町村に対し空き家活用についての情報提供やセーフティネット住宅への改修支援を行うとともに、民間事業者へは住宅セーフティネット制度の普及啓発を図り、公営住宅を補完する住まいの確保に努める。

D 安全・安心まちづくりの推進

- 犯罪の未然防止や交通安全思想の普及啓発に努めるとともに、通学路等の交通安全施設についても計画的な整備を進める。

E 地域環境の保全

- 良好な地域環境を維持するため、市町村と連携を図りながら、大気環境や

水環境の保全及び騒音や悪臭等の防止に努める。

- 海岸漂着物対策については、「県海岸漂着物対策推進地域計画※」に基づき、関係機関との連携を図りながら、海洋プラスチックごみなどの海岸漂着物の円滑な処理等を推進する。
- ヤンバルトサカヤステについては、効果的な駆除方法やまん延防止対策、環境整備等について普及啓発を図る。

F 循環型社会の形成

- ごみ処理については、ごみの減量化・リサイクルを引き続き促進していく。
また、家電リサイクルについては、引き続き市町村・関係団体と連携しながら、指定引取場所の設置や海上運搬経費に対する支援制度の円滑な実施等の促進を図るほか、自動車リサイクルについても、海上運搬経費に対する支援制度の円滑な実施の促進を図る。

小型家電リサイクルについては、回収体制の整備など、その円滑な実施の促進を図る。

ごみの不法投棄については、住民や排出事業者等に対する意識の啓発、不適正処理に関する監視指導の徹底など適正処理の推進を図る。

- し尿処理については、し尿と生活雑排水を同時に処理する公共下水道や農業集落排水施設※、漁業集落排水施設※及び合併処理浄化槽※の整備を促進する。併せて、老朽化した施設の計画的な改築を行うことで、機能維持を図る。
- 産業廃棄物については、廃棄物の減量化・リサイクルを推進するとともに、産業廃棄物処理施設の整備を促進する。

また、家畜排せつ物については、処理施設の整備を進め、適正処理の徹底に努めるとともに、堆肥としての利活用を促進する。

さらに、建設廃棄物については、発生量の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底に努める。

G 自然環境配慮型・自然再生型公共事業等の実施

- 道路、河川、農業農村整備など公共事業の実施に当たっては、奄美群島の自然環境の保全を図るため、「公共事業における環境配慮指針※」等に基づく野生生物の生息・生育・繁殖環境や良好な景観の形成に配慮した自然環境配慮型公共事業の取組を推進し、また、自然再生推進法に基づく自然再生型公共事業※の導入可能性の検討等を行う。

さらに、赤土等流出防止対策については、公共事業等の各段階での対策、各種防止技術の調査研究及び開発事業者や施工業者等への啓発、指導徹底を図る。

また、農用地等からの流出防止の必要性等についても、農業者や地域住民等に対する普及啓発を図る。

(I) 資源・エネルギー

A 水資源

- 既存水源の有効利用を図りながら、老朽化したダム等の改修を推進し、水

資源の安定確保に努める。

- 多様な森林整備を行い、水源かん養機能の強化を図る。

B 再生可能エネルギー

- 今後の研究開発の状況等を踏まえつつ、自然公園等の保護地域や希少な動植物等への影響にも十分配慮し、鹿児島県再生可能エネルギー導入ビジョン2023※に基づいて、地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入を促進するため、民間主体の取組に対する施策の充実を図る。

C 電力

- 電力の需要状況等の的確な把握に努め、それに応じた電力供給施設の整備を促進する。

カ 地域主体の取組の促進

(7) 共生・協働の地域社会※づくり

- 地域コミュニティ、NPO、企業などの多様な主体が連携・協力し、地域で支え合う奄美の良き伝統や地域資源を生かしながら、地域課題の解決や地域の豊かな未来づくりに向けて、ビジネスの手法も活用した持続可能な取組が活発に行われる地域社会の形成を促進する。

3 加計呂麻島、請島、与路島の振興方策

(1) 地域の概要

加計呂麻島は、面積約77km²と3島の中では最大の島であり、散在する大小30の集落に約1,100人が居住している。大部分が林野であり、耕地面積はわずかである。奄美大島の古仁屋から瀬相及び生間にそれぞれ町営の定期フェリーが就航しているほか、民営の小型定期船が運営されており、通院や買物など日常生活を支える交通手段として重要な役割を果たすとともに、観光客にも利用されている。島内は、入り組んだ入江沿いに道路があり、島の東端から西端まで車で約1時間かかるなど、不便な交通事情を抱えている。

農業が中心で、肉用牛を基幹品目にさとうきびや野菜との複合経営が行われているほか、水産業では大島海峡の静穏な海域を利用して真珠の養殖等が行われている。

請島は、加計呂麻島の南方に位置し、面積約13km²、人口は約80人で2つの集落があり、古仁屋港との間を町営定期船が1日1往復している。肉用牛と養豚の生産が営まれているほか、電照菊やソテツの実を特産品として出荷している。

与路島は、請島の西方に位置し、面積約9km²、1つの集落に約70人が居住している。請島と同様、古仁屋との間を町営定期船が1日1往復就航している。肉用牛の生産が営まれているほか、ソテツの実を特産品として出荷している。

請島、与路島ともに古仁屋港との定期航路は、小型船で外海を経由するため欠航率が高く、交通条件は奄美群島の中でも特に厳しい地域となっている。

(2) 施策の展開

ア 移住及び定住を促進するための方策

(7) 産業の振興

A 農業

- 農業は、加計呂麻島、請島、与路島の発展・振興のため重点を置くべき産業であり、さとうきびや肉用牛経営を基本とした農業の振興を図る。

なお、施策の詳細については、ウ(7)Aにおいて記載する。

B 観光産業

- 観光は経済的に裾野が広く、多くの産業分野に波及効果をもたらす産業であり、加計呂麻島、請島、与路島の地理的・自然的特性を生かすことができることから、地域資源を生かした観光施策の展開を図る。

なお、詳細な施策は、ウ(7)Bにおいて記載する。

C 情報通信産業

- 光ファイバなど、地域の特性や実情に応じた情報通信基盤の整備と利活用を促進するとともに、適切な維持管理の確保を図る。
- 地域公共ネットワーク※など公共の情報通信基盤の適切な維持管理の確保を図る。
- 公衆無線LANについては、外国人観光客の誘客などの観光面や、災害時の情報連絡手段など防災面での活用を図るため、主要な観光・防災拠点における整備を促進する。
- 携帯電話について、次世代高速通信サービスの導入を促進する。
- 高度なICT利活用能力を有する人材の育成や住民のICT利活用能力向上による情報格差の解消を行うことで、新たな企業立地や地元企業の育成を促進する。

さらに、中小製造業者に対しては、関係機関と連携しながら、IoT・AI等を活用した生産性向上に向けた取組を推進する。

- 地上デジタル放送施設の維持管理・更新等に係る住民や放送事業者の負担の軽減を図るとともに、ラジオの難聴取の解消を促進する。

D 地域の特性を生かした産業の振興

(A) 水産業

a 沿岸・沖合漁場の整備開発

- 周辺海域における漁業資源の有効利用を促進し漁業生産力の向上を図るため、魚礁、浮魚礁設置による沿岸・沖合漁場の整備、瀬物類をはじめとした水産資源の管理等を推進する。

b 漁場環境の保全

- 陸上から流出する赤土や海域からの漂着物等による漁場汚染の防止に努めるほか、ホンダワラ類等の藻場造成手法の調査研究を進め、藻場を再生するとともに、水産生物の産卵場・育成場を造成することで漁場環境の保全・回復を図る。また、サンゴ礁周辺の漁場を守るため、オニヒトデの駆除対策等を支援する。

c 漁港の整備

- 漁港については、漁船が安全に係留・停泊できるように、防波堤や物揚場等の整備や既存施設の長寿命化対策※等を推進する。

d 漁船漁業の振興

- 奄美群島周辺海域における漁場及び資源の調査、漁場の造成や漁港整備、浮魚礁の積極的な利用や新しい漁具・漁法の導入を推進するとともに、スマート水産業の普及に努め、漁業生産力の向上を図る。
- 遊漁船業等の海洋レクリエーションや水産資源を活かした体験ツアーの確立等による漁家所得の向上を促進する。

e 栽培漁業の推進

- スジアラ等の地域特産種の種苗生産及び放流事業化の検討と併せ、地元における資源の適正管理を促進する。

f 海面養殖業の振興

- 真珠、貝類養殖業等については、温暖静穏な海域特性を生かしながら、漁場環境の保全、疾病対策等を進め、その振興を図る。

g 流通の合理化、消費の拡大

- 島内消費の拡大を図るため、加工展示販売施設の整備や魚食普及活動※、地産地消の取組を促進する。

h 水産加工業の振興

- 既存加工品の品質向上に加え、消費者や観光客等のニーズに対応した新商品の開発に取り組むとともに、首都圏等の大消費地での商談会等への参加など、島内外で販路拡大を促進する。

i 担い手の確保・育成

- 新たな担い手の確保を図るため就業相談や研修を行うとともに、意欲と能力のある担い手の育成や経営改善を図るため、漁業研修制度や制度資金の充実、中核的な漁業者や漁協青壮年部、女性グループ等の育成や活動を促進する。

j 漁業協同組合の育成強化

- 漁業協同組合がその役割を十分発揮できるよう、県漁業協同組合連合会など系統組織と連携しながら、経営基盤の強化を促進する。

k 漁村の生活環境の向上と活性化

- 安全で快適な漁村の実現を図るため、生活環境施設や防災安全施設等の整備を促進するとともに、地域水産物の直販施設の整備や加計呂麻島、請島、与路島の水産資源を活かしたブルー・ツーリズム※等により漁村の活性化を図る。

(B) 林業

a 森林整備の推進

- 森林の有する多面的機能を高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保

により、健全な森林資源の維持造成を推進する。

- 松くい虫被害対策を講じるとともに、島外からの被害材持ち込み等に対する監視を継続する。

b 林業生産基盤の整備

- 自然環境への影響に十分配慮し、必要に応じ、既設林道の改良・舗装を実施する。

c 特用林産物の振興

- ソテツの実の生産体制や集出荷体制を整備するなど地域特性を生かした特用林産物の産地づくりを推進する。

d 森林とのふれあいの推進

- 加計呂麻島、請島、与路島の自然や景観を生かした森林の整備・保全を図るとともに、地域住民等の憩いの場等としての利用を促進する。
また、森林ボランティア※の育成など体験学習等の支援体制を整備するとともに、小・中学生等を対象とした森林環境教育を推進する。

e 森林資源の循環利用及び保全に関する調査研究

- 亜熱帯林の保全・管理や奄美産材の有効利用に関する調査研究を推進する。

(C) 商工業

a 工業

(a) 特産品

- 島内で生産されているさとうきびを利用した黒糖や、地域団体商標※を取得した「かけろまきび酢」、自然海塩等の「健康」や「癒し」をテーマにした特産品の生産振興を図る。
- 奄美群島成長戦略ビジョン 2033※などを踏まえ、奄美群島が一体となって、奄美群島ブランドの確立を目指し、奄美群島の情報発信等の取組を促進する。また、鹿児島ブランド支援センターやかごしまの新特産品コンクール等を活用し、新たな商品の開発や商品の改良を促進するとともに、EC※サイトの活用や大消費地での商談会、展示会などへの出展、地域商社等と連携した域外への商流構築に向けた取組などにより販路の拡大を図る。

(b) 企業立地

- かごしま製造業振興方針※（令和3年3月改訂）に基づき、付加価値・生産性の向上や新産業分野への参入、販路開拓、人材確保・育成等の支援を行う。また、県と市町村が一体となって、特色ある農林水産資源を生かした食品関連産業、地理的制約を受けにくい情報通信関連産業など、奄美地域の優位性を生かせる業種、またはハンディキャップの克服が可能な業種の企業立地の促進を図る。

奄美地域の強みである地域資源を活用した地元企業による新たな事業展開や新事業の創出などを促進する。

b 中小企業

- 少子化・高齢化による需要の変化など、社会経済の変化に対応した新事業の創出やI・T・A・I等を活用した県内中小企業の生産性向上等を促進するとともに、意欲ある中小企業者の経営革新への取組等を商工会議所及び商工会並びに金融機関と連携し、支援する。
- 経営革新等に取り組む中小企業者を支援するため、県中小企業融資制度※や中小企業経営革新支援制度※の活用を促進するとともに、（公財）かごしま産業支援センター、商工会議所及び商工会など、関係団体における支援事業の充実や人材育成のための研修会の開催などの事業活動の促進を図る。
- 中小企業者の事業再生・事業承継・経営改善への支援については、中小企業者の持続的発展及び地域経済の活性化が図られるよう、県中小企業融資制度※や各種支援制度の活用を促進するとともに、金融機関、商工団体等と連携強化を図る。

c 起業支援

- 新たな雇用の創出や地域の活性化等を図るため、起業または事業拡大を行う場合などの設備資金・運転資金に対する支援を行うとともに、関係機関の連携による総合的な支援体制の充実・強化を図り、地域における起業を促進する。
- 若者や女性等による新たな視点からの起業を促進するとともに、県工業技術センターによる地域資源の高度利用に関する研究を推進し、地域起業への移転・実用化を進めるなど、奄美群島内の豊かな地域資源を生かし商品開発等の取組を支援することにより、起業化や新分野展開への取組を促進する。
- 中小企業者の起業や新分野への進出、規模拡大を目指すための研究開発や設備投資等の取組を支援する。

(D) 雇用、ワーク・ライフ・バランス

- 地元企業の人材確保のため、働き方改革を推進し、企業における多様な働き方が可能な雇用環境の整備を促進することにより、ワーク・ライフ・バランス※の実現を図る。
- 地域の特性を生かした農林水産業や観光の振興による地域経済の振興発展を図る。
- 県と市町村が一体となって、積極的な誘致活動や、立地環境の整備、企業立地優遇制度の拡充、人材確保の促進などにより、地域の特性を生かした企業立地の促進を図るとともに、地域の特性及び地元の創意を生かした産業の発展を支援する。
- 高度なICT利活用能力を有する人材の育成のほか、住民のICT利活用能力の向上を図り情報格差を解消することで、各種産業の企業立地や地元企業の育成、競争力の向上を図る。

- 各地域の「強み」である地域産業資源を活用した地元企業による新たな事業展開や新事業の創出などを促進することにより、地域経済の振興発展を図るとともに、県中小企業融資制度※や中小企業経営革新支援制度※の活用により、意欲ある中小企業者の経営革新等へ向けた取組を支援する。
- （公財）かごしま産業支援センターなど、地域の産業支援機関との連携を進め、起業化や新事業の創出に向けた総合的な支援体制の充実強化を図るとともに、県工業技術センター等による地域資源の高度利用に関する研究を推進し、関係機関と連携して開発した技術の普及を図ることなどにより、島内の豊かな地域資源を生かした起業化や新分野展開への取組を促進する。
- 地域雇用開発促進法※に基づく地域雇用開発助成金※（地域雇用開発コース）や地域雇用活性化推進事業※等の活用により、雇用機会の拡充等に向けた取組を積極的に推進するとともに、労働者の雇用の安定と拡大を図るために、多様化している企業のニーズに対応した職業能力開発施策を展開する。
- 農業における雇用の創出については、かごしま農業経営・就農支援センターを活用した農業経営の法人化や経営継承、企業等の農業参入を促進するとともに、就業希望者への就農相談活動や、瀬戸内町の営農支援センターなどによる研修等の実施により新規就農者の確保・育成を図る。
- 医療・福祉・介護事業における雇用の創出及び確保については、地域医療を担う人材や、福祉・介護ニーズに的確に対応できるよう人材の育成・確保に取り組むとともに、多様なサービス基盤の確保、民間事業者への事業支援、介護労働者の能力開発の支援、介護労働者の雇用管理の改善を推進する。

(イ) 移住・交流の促進

- 空き家の活用等により住宅を確保することや、移住に必要な情報を発信することなどにより、移住・定住を促進する。
- 移住希望者への情報発信にあたっては、就業の促進を図る必要もあることから、特定地域づくり事業協同組合や移住者による起業への支援制度等を紹介するとともに、地域コミュニティとの円滑な関係構築に向けた取組を進め、総合的な移住支援を展開する。
- 将来的な移住につなげるため、都市圏の企業等に勤務する専門人材に、リモートワーク※などにより副業・兼業人材として活躍してもらうほか、都市圏における潜在的な移住ニーズを掘り起こすために、航空会社と連携し、移住希望者をターゲットとしたキャンペーンを展開することなどにより、二地域居住※を促進することで、関係人口の創出を図る。

イ 世界自然遺産登録等を契機とした自然環境の保全と利用の両立及び文化の継承を図るための方策

(ア) 自然環境の保全に向けた施策の展開

A 国立公園等保護地域の保護と利用の両立

- 奄美群島国立公園について、国の管理運営計画等に基づき保全管理を推進

するとともに、利用者の受入環境整備を進め、保護と利用の両立を図る。また、利用者負担を含め、自然環境の保全に係る財源の確保に向けた取組を促進する。

B 価値の維持

- 生態系及び生物多様性の確保に向けた希少種の保護対策については、奄美群島希少野生生物保護対策協議会※において関係機関との調整を進めつつ、その保護のための適切な施策を講じるとともに、モニタリング調査や情報発信等を行うなど、多様な自然の生態系を把握、保全するための取組を進める。
- 生態系及び生物多様性の保全のため、関係機関が連携し、希少種の盗採対策の推進や、ノヤギの捕獲を行うほか、ノイヌ・ノネコ等の対策として、飼養動物の適切な飼育管理の徹底を促進する。

サンゴ礁の保護・再生対策については、オニヒトデ等の駆除やモニタリング調査、環境学習等の促進を図る。

- 奄美野生生物保護センターと連携した希少種の生態や生息地等の調査・研究、外来種対策、保護思想の普及啓発等を総合的に推進する。
- 過去の人間の活動によって損なわれてきた自然生態系については、より健全なものに甦らせるための検討を行うとともに、自然公園等の保護地域以外においても、生態系及び生物多様性の保全を図る。
- 「奄美群島エコツーリズム推進全体構想※」に基づき、奄美群島エコツーリズム推進協議会による認定エコツアーガイド※の育成やツアーの受入体制の整備等を進める。
- 奄美の世界自然遺産※登録に伴う観光客数の増加による過剰利用を防止し、自然環境の保全と利用の両立を図るため、「奄美群島持続的観光マスタープラン※」に基づき、利用のルールの設定、必要な施設整備等の持続的な観光利用に向けた取組を促進する。
- 世界自然遺産※に関心をもつ利用者に対し、奄美群島固有の自然と文化の魅力を生かした「世界自然遺産※ 奄美トレイル」や奄美群島国立公園の利用を促し、奄美群島全体の持続的な利用促進を図る。
- 各種事業の実施に当たっては、当該地域の多様で豊かな自然環境への影響に配慮して必要な措置を講じる。

C 共生ネットワークの形成

- 加計呂麻島、請島、与路島の多様で豊かな自然、その自然と深く関わりながら育まれてきた生活環境、歴史・文化、伝統芸術・芸能、特産品等の奄美群島の「宝」を保全・活用するため、こうした「環境文化」をよく知る住民に対する聞き取りを行い、記録に努め、次世代を担う子どもたちに引き継ぐとともに、人と自然が共生する地域づくりにおいては、奄美群島自然共生プラン※に基づき、人と自然が共生するためのネットワークの形成を促進する。
- 奄美群島の自然と文化の関わりや、その多様性・由来等についての調査研究を推進し、知的情報の集積及び情報発信を図る。

(イ) 環境文化型の地域文化の継承

- 各島の風土に根ざした豊かな地域文化を振興するため、優れた芸術文化や固有の伝統文化に直にふれあう機会を創出する。
- 奄美の自然環境は、人々の暮らしや営みなど文化に深く関わっており、これらが調和した「環境文化」を奄美の魅力として守り、受け継いでいく必要がある。このため、次のような取組を推進する。

天然記念物の保護・管理や史跡の整備を促進するなど、地域の文化財の保存・活用及び愛護思想の普及・高揚を図る。

また、Uターンにもつながるよう、学校教育や社会教育の場で、島唄や諸鈍シバヤ、八月踊りなどの伝統文化の保存・伝承及び伝統文化を披露する機会を創出する取組を進めるほか、体験交流や「世界自然遺産※ 奄美トレイル」の活用など、固有の文化等を継承・活用する活動を促進する。

(ウ) 登録効果拡大に向けた施策の展開

A 登録による効果の最大化に向けた取組の推進

- 奄美大島へのLCC就航等による交流人口の拡大を生かし、古仁屋と加計呂麻島、請島、与路島を結ぶ航路など奄美大島間の交通の利便性向上を図りながら、世界自然遺産※登録の効果을これらの島にも波及させる取組を推進する。
- 複数の世界自然遺産※登録地がある全国唯一の県であるメリットを生かし、鹿児島と屋久島、奄美群島、さらには沖縄県と連携した共同プロモーション等を実施することにより、誘客促進・交流促進を推進する。
- 奄美群島間及び沖縄との航路・航空路の運賃軽減に取り組む。
- 国の高付加価値なインバウンド観光地づくり事業のモデル観光地として「沖縄・奄美エリア」が採択されたことから、沖縄県や国などと連携を図りながら、高付加価値旅行者を惹きつける魅力的なインバウンド観光地づくりの取組を推進する。

B 沖縄との交流・連携

- 地理的・歴史的・文化的につながりの深い沖縄県との県際交流を促進するため、交通や情報通信ネットワークの整備等の交流・連携の基盤づくりを促進するとともに、それぞれの地域の特色ある観光拠点を結んだ観光ネットワークの形成や固有の伝統芸能を通じた文化交流等を展開する。

特に、奄美・やんばる広域圏交流推進協議会※を中心に、地域の主体的な取組による官民あがての交流・連携を促進する。

また、沖縄とも連携し、児童・生徒の教育や体験にも意義のある奄美群島と沖縄の世界自然遺産※を巡る修学旅行の誘致に向けた取組の検討を進める。

ウ 稼ぐ力の向上に向けた方策

(ア) 効率的な外貨獲得策

A 農業の「稼ぐ力」の向上

(A) 担い手の確保・育成

- 新規就農者については、就農相談活動の実施、国の新規就農者育成総合対

策の活用のほか、瀬戸内町の営農支援センターや先進農家での研修を通じて確保・育成に向けた取組を推進する。

また、新規就農者が経営発展に必要な施設や機械を整備しやすい取組を支援する。

瀬戸内町担い手育成総合支援協議会の経営改善支援活動により、農業法人を含む認定農業者※の確保・育成を図るとともに、地域の将来の農業の在り方や農地利用の姿を明確化した「地域計画※」の策定・実現に向けた取組を推進する。

家族経営協定の締結や地域農産物を利用した農産物加工・販売等の起業活動を促進するなど、女性農業者が能力を発揮できる環境を整備する。

農業機械の共同利用組織や農作業の受託組織の育成など、高齢農業者も参加しやすい地域営農の取組や、障害者等の雇用・就労の場の拡大を通じた農業生産の拡大にもつながる農福連携の取組を推進する。

(B) 農地利用、基盤整備等

- 農地利用については、「地域計画※」の策定により目指すべき将来の農地利用の姿を明確化するとともに、所有者不明農地の貸借も含めた農地中間管理事業の活用や農業委員会による農地のあっせん活動などによる担い手への農地の集積・集約化の取組を加速化する。

また、農業委員会の農地パトロール等を通じて、農地の利用状況の把握に努めながら、各般の施策を活用した荒廃農地の発生防止・解消を推進し、優良農地の確保を図る。

なお、担い手が不足し、荒廃農地の多い地域等においては、企業等の農業参入を促進するとともに、簡易な基盤整備等の推進により荒廃農地の解消を図る。

- 農業生産基盤については、赤土流出防止など自然環境への影響に配慮し、生産性や収益力の高い農業の実現を図るため、区画整理、農道、用排水路等の整備を推進するとともに、造成された土地改良施設のライフサイクルコスト※の低減や長寿命化を図るため、保全対策を推進する。

また、土地の有効利用を図るため、地籍調査事業を推進する。

(C) 付加価値の高い生産、販売、流通

- さとうきびについては、きび酢や黒糖の原料としての安定生産を図るため、適期管理の励行や土づくり等を推進する。

また、園芸作物については、栽培技術の高位平準化を図りながら、生産・流通コストの軽減に努めるとともに、ハウス施設の整備、農業機械の導入による労力の省力化、防風対策等を講ずることにより産地育成を総合的に支援する。

- 肉用牛については、生産性の向上を図るため、繁殖技術の向上による分娩間隔の短縮や子牛育成技術の向上による一日平均増体重の改善など子牛の商品性向上に努める。

さらに、家畜衛生対策の徹底による家畜疾病の発生とまん延防止に努めるとともに、家畜排せつ物の適切な管理等による環境と調和した畜産経営の実現を図る。

- 農畜産物の販路拡大については、安心・安全で品質の良い県産農畜産物の更なるブランド力の向上に向けて、EC※サイトなどを活用し、かごしまブランド※産品や県オリジナル品種、希少性の高い品目などの新たな販路拡大のための環境整備を図る。
- 農畜産物の輸送については、フリーザーコンテナ※及び集出荷予冷施設の効率的活用を図るなど、鮮度保持対策と新鮮な農畜産物を迅速に低コストで輸送する体制の確立に努めるとともに、台風等の荒天時における農畜産物の出荷対策を強化し、廃棄ロスを減らすため、予冷施設等の整備を支援する。

また、輸送コストの支援については、流通条件の不利性を改善し、引き続き本土産地と同一条件を整えるとともに、支援対象に沖縄本島への出荷分や畜産物を追加するなど制度を拡充し、生産振興計画に基づく生産基盤の強化を促進する。

- 農産物の付加価値向上については、大隅加工技術研究センターにおける新たな加工技術の開発や加工技術の習得のためのセミナーを開催するとともに、開発した商品の商談機会や販売機会の提供による販路開拓、さらには市町村と連携した加工施設の整備促進や、さとうきびなどを活用した6次産業化※等を推進し、生産者所得の向上を図り、地域の雇用確保や活性化を図る。

(D) 生産性の向上

- 農業技術の開発については、亜熱帯果樹・さとうきび・野菜・花きなどの栽培技術や病害虫防除技術、スマート農業機器を活用した省力化技術、土壌管理技術の研究のほか、地域特産物の新用途や商品化のための技術開発、気候変動の影響を緩和する技術や重粘土壌※に対応できる技術開発を推進する。

また、新技術・新品種の普及・定着に向け、地域特性を生かした効率的・効果的な普及指導活動を展開する。

- 省力化や高品質生産に向けて園芸品目やさとうきびにおけるドローンを活用した生育診断・農薬散布やラジコン草刈機、畜産における発情発見装置など、ロボット技術やICT等を活用したスマート農業の導入・普及を推進する。
- 特殊病害虫※対策については、ミカンコミバエやカンキツグリーニング病※等の侵入警戒及び侵入確認時の防除対策に努める。
- 鳥獣被害防止対策については、市町村鳥獣被害対策実施隊※の活動を支援するとともに、「寄せ付けない」、「侵入を防止する」、「個体数を減らす」の3つの取組をソフト・ハード両面にわたり総合的に推進する。

(E) 農業災害対策

- 農業災害対策については、低コストで災害に強いハウス施設、平張施設※や防風林等の積極的な整備促進を図るとともに、農地・農村の防災・減災対策については、排水施設や海岸保全施設※整備等のハード対策やハザードマップの作成等のソフト対策を推進する。
- 農業制度資金については、災害が発生した際に、日本政策金融公庫や他の民間金融機関と連携して、被災農家の経営再建を支援する農業制度資金の円滑な融通と既貸付金の償還条件の緩和を図る。
また、関係機関と連携して農業保険（農業共済及び収入保険※）への加入と災害が発生した際の共済金の早期支払いを促進する。

(F) 農業団体

- 農業協同組合については、産地の維持・拡大を図るため、営農指導体制の強化、スマート農業や労働力確保対策の強化、ブランド力の向上等、将来を見据えた農業振興の取組を促進する。
- 農業共済組合については、効率的な業務運営を推進するとともに、農業保険（農業共済及び収入保険※）への加入推進等に取り組む。

(G) 安心・安全な農畜産物の安定供給

- 安心・安全な農畜産物の安定供給については、農業による環境への負荷を軽減するため、IPM（総合防除）の推進による化学合成農薬の使用量低減や、家畜排せつ物を原料とする良質堆肥による健全な土づくりなど、みどりの食料システムの実現に向けた取組を推進するとともに、「かごしまの農林水産物認証制度（K-GAP）※」などのGAP※の普及推進により、食の安心・安全の確保を図る。

(H) 農村の振興

- 農村の振興については、集落住民の自主的な話し合い活動を基本に、NPO法人など地域内外の活力も活用した共生・協働の農村（むら）づくり運動※を推進するとともに複数の農村集落の機能を補完する農村型地域運営組織（農村RMO）の形成等の取組を支援し、豊かな自然や伝統文化を生かしながら、地域住民がゆとりとやすらぎを実感できる農村社会の維持・発展を図る。
- 農地等を保全する地域ぐるみの水土里サークル活動（多面的機能支払交付金）※を推進し、国土保全や水源かん養、景観形成など農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮を図る。
- 農村環境の整備については、自然環境等との調和を図りながら、集落道路等の整備を推進し、やすらぎのある農村環境の実現による定住促進を図る。
- 都市と農村の交流については、豊かな自然や伝統文化、亜熱帯性の気候を生かした多彩な農業・農産物など、地域ならではの魅力の発信や、農産物直売所、体験施設、農家民宿などを活用したグリーン・ツーリズム※等の充実を図るとともに、農山漁村滞在型観光をビジネスとして実施できる「農泊※」

の受入体制を強化し、観光産業とも連携した農林水産業等の体験・交流を推進する。

B 観光の「稼ぐ力」の向上

(A) 観光資源の持続可能な活用と観光消費額の増加

- 豊かな地域資源を有効に活用した体験プログラムの充実を図りながら、引き続き、「あまみシマ博覧会※」の実施やエコツーリズムの推進など、この島ならではの滞在型・着地型観光プログラムづくりを促進する。
- 世界自然遺産※登録の効果を奄美群島各島へ波及させるとともに、奄美固有の自然や文化に親しんでもらえるよう「世界自然遺産※ 奄美トレイル」の活用や奄美群島国立公園の利用を推進する。
- 持続可能な観光を推進するため、世界自然遺産※登録地・国立公園などの優れた自然環境や、住民が自然とかわかり、相互に影響を加え合いながら形成、獲得してきた環境文化などの保全を図る。

奄美群島の魅力や特性を生かし、奄美のブランド化を図りながら、入込客数のみを意識することなく、適切なターゲット設定を行った上で、国内外からの誘客施策や一人あたり観光消費額増加に向けた施策を展開する。

(B) 観光施設等の受入体制

- 観光の拠点となる「加計呂麻島体験交流館」（諸鈍地区）など、滞在型・着地型観光に対応した観光施設等の整備を進めるとともに、こうした施設や海上タクシー等を活用した観光ルートづくりに努める。
- 観光客が目的地に円滑に移動できるよう、観光案内標識等を整備するとともに、沿道には、景観及び自然環境に配慮した植栽等を行い、地域住民との協働による適切な維持管理の下に快適性の向上を図る。
- 観光事業者等のおもてなしの向上、観光案内機能の充実、島コーディネーター※の活用、観光ガイドや奄美群島地域通訳案内士※等の人材の育成・確保や組織化など、観光客の受入体制の整備・強化を図る。

(C) 観光交通体系の整備

- 奄美群島内外を結んだ周遊型観光を促進するため、港湾等の交通拠点の整備を推進する。
- 古仁屋の「せとうち海の駅」を拠点として、加計呂麻島、請島、与路島、徳之島等を観光船等で周遊できるクルージングネットワークの形成を促進する。
- 港と島内の観光地を結ぶ縦貫道路の整備を引き続き推進する。

(D) 国内外に向けた魅力ある観光情報の発信

- デジタル技術を活用したマーケティング結果に基づき、戦略的かつ効果的なプロモーションを行うことにより、国内外への魅力ある観光情報の発信に努める。

奄美パークを奄美群島全体の観光・情報発信の拠点として活用する。

- 奄美群島への旅行会社等の招請、航空会社や旅行会社とタイアップした

奄美群島各島の周遊ツアーや沖縄等と組み合わせた広域的な旅行商品の造成支援等を進め、奄美大島の認知度向上とともに、更なる誘客を図る。

(E) 地域産業との連携

- 農林水産業や本場奄美大島紬等の特産品の地域産業と連携し、多彩な体験プログラムの提供等による体験型観光の推進や、奄美の自然、文化等を生かした特産品、土産品の開発・提供を促進する。

(F) 外国からの観光客誘致に向けた観光施策の推進

- 今後増加が見込まれるアジアをはじめとする海外からの観光客を視野に入れ、多言語によるインターネット等での情報発信や外国語併記の観光案内標識等の設置を推進する。

(G) 持続可能な観光の推進体制の整備

- 持続可能な観光を推進するために必要な自然環境や文化の保全、観光客の受入環境整備等に活用できる財源について、利用者負担を含め、確保を図るための方策を検討する。

C ものづくりの「稼ぐ力」の向上

(A) その他の特産品

- 奄美群島成長戦略ビジョン 2033※などを踏まえ、奄美群島が一体となって、奄美群島ブランドの確立を目指し、奄美群島の情報発信等の取組を促進する。

また、鹿児島ブランド支援センターやかごしまの新特産品コンクール等を活用し、新たな商品の開発や商品の改良を促進するとともに、EC※サイトの活用や大消費地での商談会、展示会などへの出展、地域商社等と連携した域外への商流構築に向けた取組などにより販路の拡大を図る。

(イ) 域外への資金流出を防止するための方策

A 再生可能エネルギー導入の促進

- 今後の研究開発の状況等を踏まえつつ、自然公園等の保護地域や希少な動植物等への影響にも十分配慮し、鹿児島県再生可能エネルギー導入ビジョン 2023※に基づいて、地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入を促進するため、民間主体の取組に対する施策の充実を図る。

B 食育及び地産地消の促進

- 食育・地産地消については、農林漁業体験や奄美の食材を使った郷土料理の調理体験などを通じて、地域の農林水産業への理解と食文化の継承を推進する。

また、学校給食等における地域食材の活用を促進する。

C 高等教育機関の設置

- 高等教育機関や試験研究機関の設立に係る動きがある場合は、必要な情報共有や支援等について検討する。

(ウ) 域内における経済循環を促進するための方策

A 産業を支える人材の確保・育成

- 特定地域づくり事業協同組合の設立を促進するとともに、移住希望者に対する情報発信等と連携して、奄美群島外からの人材確保を図る。
また、都市圏の企業等に勤務する専門人材に、リモートワーク※などにより副業・兼業人材として活躍してもらうほか、ワーケーション※による都市圏の人材と地域との交流により、奄美群島の産業を支える人材の確保を図る。
その上で、農業、観光産業、情報通信産業をはじめ、地域の特性を生かした産業の担い手の確保・育成を図る。
- 各地域の「強み」である地域産業資源を活用した地元企業による新たな事業展開や新事業の創出などを促進することにより、地域経済の振興発展を図るとともに、県中小企業融資制度※や中小企業経営革新支援制度※の活用により、意欲ある中小企業者の経営革新等へ向けた取組を支援する。
- (公財)かごしま産業支援センターなど、地域の産業支援機関との連携を進め、起業化や新事業の創出に向けた総合的な支援体制の充実強化を図るとともに、県工業技術センター等による地域資源の高度利用に関する研究を推進し、関係機関と連携して開発した技術の普及を図ることなどにより、島内の豊かな地域資源を生かした起業化や新分野展開への取組を促進する。
- 地域雇用開発促進法※に基づく地域雇用開発助成金※(地域雇用開発コース)や地域雇用活性化推進事業※の活用により、雇用機会の拡充等に向けた取組を積極的に推進するとともに、労働者の雇用の安定と拡大を図るために、多様化している企業のニーズに対応した職業能力開発施策を展開する。
- 農業における雇用の創出については、かごしま農業経営・就農支援センターを活用した農業経営の法人化や経営継承、企業等の農業参入を促進するとともに、就業希望者への就農相談活動や、瀬戸内町の営農支援センターなどによる研修等の実施により新規就農者の確保・育成を図る。
- 医療・福祉・介護事業における雇用の創出及び確保については、地域医療を担う人材や、福祉・介護ニーズに的確に対応できるよう人材の育成・確保に取り組みとともに、多様なサービス基盤の確保、民間事業者への事業支援、介護労働者の能力開発の支援、介護労働者の雇用管理の改善を推進する。

エ 奄美群島が抱える条件不利性の改善

(7) デジタルによる社会変革

A 情報通信基盤の整備

- 光ファイバなど、地域の特性や実情に応じた情報通信基盤の整備と利活用を促進するとともに、適切な維持管理の確保を図る。
- 地域公共ネットワーク※など公共の情報通信基盤の適切な維持管理の確保を図る。
- 公衆無線LANについては、外国人観光客の誘客などの観光面や、災害時の情報連絡手段など防災面での活用を図るため、主要な観光・防災拠点における整備を促進する。
- 携帯電話について、次世代高速通信サービスの導入を促進する。

- 国が実施する「デジタル活用支援推進事業」の活用などにより、誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化の実現に向けた取組を促進し、島民のICTへの理解向上を図る。

B デジタル人材の確保・活用・育成

- 官民におけるデジタル化、オープンデータの利活用を推進するために、専門的な知見を有する人材を活用した相談体制を整備する。
- 社会全体でデジタル人材が逼迫していることから、デジタル人材の裾野を広げるため、経営者等のデジタル化への理解を深めるための研修やITエンジニアを目指す方を対象としたプログラミング研修などに取り組む。
- 高度なICT利活用能力を有する人材の育成や住民のICT利活用能力向上による情報格差の解消を行うことで、新たな企業立地や地元企業の育成を促進する。

さらに、中小製造業者に対しては、関係機関と連携しながら、IoT・AI等を活用した生産性向上に向けた取組を推進する。

- 離島の地理的特性により学習内容や方法等の制約が生じており、多様な価値観に触れる機会が少ないなどといった課題を解決するため、ICTの積極的な活用を推進する。
- 次世代に求められる情報活用能力を身に付けた人材を育成することから、教職員のICT活用指導力の向上に努める。

また、GIGAスクール構想※により整備された1人1台端末の積極的な活用や遠隔教育システムを活用した授業づくり等を推進する。

- 生涯学習の場で、住民のICT利用をサポートする指導者の育成を図る。

C 官民のデジタル化の推進

- 誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化を目指し、全ての住民がデジタル化の恩恵を享受できる社会の実現を目指す。
- 暮らしのデジタル化においては、医療、福祉、防災等、安心・安全な社会を実現するためのデジタル化を支援する。
- 産業のデジタル化においては、IoT・AI等のデジタル技術の活用により、各事業者の必要に応じた支援を実施する。
- デジタル化による利便性の向上を島民が享受できるよう、行政手続の原則オンライン化に向けた取組を推進する。
- 限られた人的資源で持続可能な行政サービスを提供できるよう、業務そのものの必要性の検証や、業務プロセスの徹底した見直し、デジタル技術を活用した業務改革を積極的に推進する。

D データの利活用の推進

- 県や市町村が保有する行政情報の可能な限りのオープンデータ化について、分野横断的に活用可能な共通の仕様を設定し、機械判読性の高いデータ形式での公開を図り、データの更なる活用を推進する。
- 行政におけるデータの分析やこれに基づいた政策立案等のできる人材の育

成等に取り組み、EBPM※の推進を図る。

- 官民におけるデジタル化、オープンデータの利活用を推進するために、専門的な知見を有する人材を活用した相談体制を整備する。

(イ) 運賃、輸送コストの軽減

- 沖縄県と比べて割高な奄美群島の航空運賃及び航路運賃について、運賃軽減を継続するとともに、航路も含めた運賃軽減を継続するとともに、奄美群島-沖縄間路線を対象路線に追加することや準住民の対象拡充など、運賃軽減の拡充を図る。
- 消費地に農林水産物を出荷する際の輸送コストを軽減するための支援を継続するとともに、奄美群島から沖縄本島への農林水産物等の移出や畜産物についても補助対象とすることなど、輸送コスト支援事業を拡充する。
- 交流人口拡大に向けた航空・航路の更なる需要喚起を図る。
また、LCC就航等による交流人口の拡大を生かし、奄美群島間や沖縄間の交通の利便性向上を図りながら、世界自然遺産※登録の効果を奄美群島全体へ波及させる取組を推進する。

(ウ) 生活又は事業活動に必要な物資の費用負担の軽減

- 国の支援制度により、離島のガソリン価格の引き下げが行われているが、石油製品等価格は本土と比べ割高となっているため、安定的かつ低廉な供給に向けた取組を行う
- 島外車検に伴う車両航送費の負担軽減を図るための支援措置の実現に向けて取り組む。
- 台風等の荒天時に船舶の欠航に伴い、生活関連物資が不足する事態が生じていることから、地元市町村等と一体となって、現実的かつ効果的な対策を検討する。

(エ) 交通基盤の整備

A 海上交通

- 加計呂麻島、請島、与路島の各港では、漁船等の安全な係留のため、小型船だまりの整備を推進するとともに、港湾施設の適正な維持管理や既存施設の老朽化対策の推進に努める。
- 離島航路の維持・改善に努める。
また、航路運賃の軽減による住民の生活利便性の向上、観光の振興等を図る。

B 陸上交通

- 加計呂麻島においては、島内の各集落と港湾を結ぶ一般県道安脚場実久線の整備を推進し、交通の円滑化や住民の利便性向上に努める。
- 災害に強い道路づくりを進めていくため、道路防災総点検等に基づいた防災対策を優先的に進める。
- 老朽化する道路ストックを適切に維持管理するため、計画的に維持・修繕を進める。
- 廃止路線代替バス※については、引き続き、必要な路線の維持を図るととも

に、コミュニティバス※やデマンド型交通※など、地域の実情に合わせた多様な運行形態への転換を促進する。

(オ) 防災及び国土保全

A 消防防災の充実

- 常備消防体制の充実・強化，防火水槽等の消防施設の整備を促進するとともに，消防団員加入促進と活動の活性化に努める。
- 住民や防災関係機関等への迅速・的確な情報提供体制の維持，災害危険箇所の掌握点検・周知徹底，要配慮者対策の推進や自主防災組織※の育成等による住民の防災意識の高揚を図るなど，地域防災対策の強化に努める。
また，集中豪雨や台風，地震・津波等による災害の未然防止を図るため，防災関連施設の総合的な整備や避難施設の機能強化，通信設備の整備など防災対策を推進する。
- 災害時における相互応援体制の連携・強化や消防・防災ヘリコプター及び奄美ドクターヘリを活用した迅速な応急対策の推進，救急医療体制の強化など災害支援体制の充実に努める。
- 大規模災害時のライフラインの途絶や広域的な救援等に時間を要することも想定し，水や食糧を始めとする生活物資等を一定期間はまかなえる体制の整備を推進する。

B 治山対策の推進

- 荒廃山地の早期復旧と山地災害の未然防止を図るため，自然環境や生態系等にも配慮した治山対策を推進するとともに，既存施設の点検補修等を図る。
また，山地防災ヘルパー等を活用した危険地区の周知などハード・ソフトが連携した防災対策を推進する。
- 農地や人家等における風害・潮害の防止を図るため，自然環境や生態系等にも配慮した海岸防災林の計画的な整備を図る。
また，防災林の適切な管理に努めるとともに，施設点検や補修等の実施による老朽化対策を推進する。
- 保安林の適正な管理を図るとともに，森林に関する自然条件や社会的要請，保安林の配備状況等を踏まえ，計画的に保安林指定を推進する。

C 治水対策の推進

- 自然環境や生態系等に十分留意し，河川の氾濫等による浸水被害の軽減や再度災害防止を図るとともに，既存施設の老朽化対策を推進するため，あらゆる関係者が協働して流域全体で行う「流域治水」を推進し，その中で，気候変動等による将来の水災害リスクに適応したハード・ソフト一体となった総合的な防災・減災対策の取組を進める。
- 土砂災害の未然防止や，早期復旧を図るため，人家や公共施設，要配慮者利用施設※等を保全する土砂災害防止施設の計画的な整備を進めるとともに，既存施設の老朽化対策を推進する。
- 水防法に基づく洪水浸水想定区域及び土砂災害防止法※に基づく土砂災害

警戒区域等の指定，雨量水位情報や土砂災害警戒情報※など防災情報の提供を推進し，市町村の警戒避難態勢の整備を促進する。

D 海岸保全の推進

- 台風常襲地帯であり，気候変動の影響による災害の激甚化・頻発化が懸念され，また，近年，地震活動も活発であることから，高潮や津波等による災害を防止するため，自然環境や生態系等にも配慮した海岸保全施設※の整備及び既存施設の老朽化対策を推進する。

なお，気候変動の影響により海面水位の上昇等が見られることから，今後の社会情勢の変化等も踏まえ，海岸保全施設※の安全性を検討する必要がある場合は，海岸保全基本計画の見直しも含めて検討を行う。

オ 奄美群島の生活基盤の確保・充実

(7) 保健医療福祉

A 保健医療

(A) 健康づくりの推進

- 循環器病をはじめとする生活習慣病の発症及び重症化予防を図るため，健康かごしま 21※や町健康増進計画※に基づき，住民の生活習慣の改善への取組を進めるとともに，医療保険者等が行う特定健康診査・特定保健指導※等の保健事業を総合的に促進する。
- 安心して子どもを産み育てる環境づくりのため，適切な妊婦健診の受診，不妊治療の受診に対する交通費等の支援，総合的な小児医療・周産期医療※の充実など，母子保健医療対策を推進する。

(B) 保健医療体制の総合的整備

- 地域住民の健康の保持及び増進を図るため，名瀬保健所を地域保健対策の広域的かつ専門的・技術的拠点とし，町をはじめ健康関連団体を支援し，住民による主体的な健康づくり活動を促進する。
- 複雑化・多様化する住民の健康問題に適切に対応するため，今後とも，町保健師の計画的確保や資質向上に努める。
- 住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう，在宅医療の環境を整備するために，多職種による医療と介護の連携強化や住民への普及啓発等の取組を強化する。
- 奄美群島においては，県立大島病院及び民間医療機関等に加え，沖縄県の協力も得ながら，医療提供体制が構築されているところであり，ICTを活用した遠隔医療の促進，巡回診療を実施するへき地診療所等の診療機能の向上など，医療提供体制の更なる充実を図る。

また，地域医療構想調整会議※等を通じた医療機関相互の協議を継続し，病床機能の分化・連携を推進する。

さらに，医師をはじめとした医療従事者の安定的確保を図る。

- 県立大島病院においては，地域救命救急センターの救急医療体制を充実させるとともに，奄美ドクターヘリの安定運用を図る。

B ハブ対策

- ハブ個体数を減少させ咬傷者を減らすため、引き続き生きハブの買上を実施するとともに、住環境からのハブ駆除と、自然の中でのハブとの共存法を研究する。

さらに、住民に最新情報を含めたハブの危険性とその対処法について普及啓発を行うとともに、観光客等に最新のハブ情報の提供、発信等に努める。

- 携帯用毒吸出器の活用の周知を図るとともに、「はぶ抗毒素※」を市町村や医療機関に配備し、咬傷時の緊急治療対策等の充実を図る。

C 社会福祉

(A) 高齢者福祉対策の充実

- 高齢者が、長年の経験の中で培ってきた知識や技能を生かして積極的に社会参加し生きがいのある生活を送れるよう、地域社会の担い手として、生活づくり、地域づくり、健康づくりへの主体的参加を促進する県民総ぐるみの「すこやか長寿社会運動※」を積極的に展開する。

(B) 介護サービスの確保

- 介護保険制度については、市町村に対し、安定的かつ適切な事業運営等が図られるよう支援を行うほか、高齢者の状態に応じた適切な介護サービス提供基盤の確保や各種研修等を通じた介護サービスの質の確保・向上等に努める。

高齢者が安心して在宅での生活を続けられるよう、介護予防や認知症対策、在宅医療等を推進するとともに、地域包括支援センター※を中心とした地域包括ケア体制※の深化・推進を図る。

(C) 障害者福祉対策の充実

- 障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、必要とする障害福祉サービス等の支援を受けつつ、障害者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等の提供体制の整備を進める。
- 障害者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり等、地域の社会資源を活用した体制の整備を進める。
- 障害児について、早期発見や早期支援とともに、身近な地域で安心して療育が受けられる支援体制の整備を進める。

(D) 児童福祉対策の充実

- 国の子ども・子育て支援新制度を踏まえ、児童福祉施設の整備や運営に関する適正な水準を確保するとともに、老朽施設の改築等による生活・保育環境の整備や保育所等における多様な保育ニーズに対応した保育サービスの実施促進、放課後児童の健全育成を図るための放課後児童クラブ※の設置

促進など、健やかに子どもを産み育てられる環境づくりを図る。

- 児童虐待防止対策については、児童相談所や市町村・警察等の各関係機関による緊密な連携を図り、児童虐待の発生予防や早期発見・早期対応に努める。

(E) 母子・父子・寡婦家庭の福祉対策の充実

- 母子・父子・寡婦家庭に対し、就業支援講習会の開催や福祉資金の貸付等により社会的・経済的な自立を促進する。
- 家庭生活支援員の派遣や生活・生業等についての相談、指導などの施策を推進する。

(F) 地域福祉の推進

- 高齢者支援のための総合的な窓口である地域包括支援センター※の機能強化を図るとともに、自治会等の地域に身近な機関と連携するなど、高齢者など援護を必要とする方々を地域ぐるみで見守る地域見守りネットワークづくりや住民参加による町地域福祉計画※策定の促進を図る。
- 老人福祉施設宿泊体験研修等を通じて、ボランティアやNPO活動の促進を図る。

(イ) 教育及び人材育成

A 教育

(A) 学校教育の充実

- 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に努めるとともに、地域の伝統・文化や豊かな自然を生かした体験活動を取り入れるなど、特色ある教育活動の充実を図る。

また、学校間の交流学习を促進するとともに、1人1台端末を活用し「学習者主体の授業」の推進や児童生徒の次世代に求められる情報活用能力の育成を図る。

- 小中学校の校舎やへき地教員宿舎等については、計画的な老朽化対策を促進する。
- 本地域内には高等学校等がないため、他の地域の高等学校等へ進学する生徒への修学支援を促進する。
- 特別支援教育※については、県立大島特別支援学校のセンター的機能※の充実を図りながら、個別の教育支援計画等に基づき、特別な教育的支援を必要とする幼児・児童・生徒の一人一人の教育的ニーズに応えるために、関係機関が連携・協働して体制整備を推進する。
また、特別支援学校高等部支援教室の充実に努める。
- 国内外の大学等が行っている無料オンライン講座等の遠隔教育の利用促進を図るためその普及啓発に努める。

(B) 生涯学習の充実

- 生涯学習や地域文化振興の拠点となる公民館、図書館、文化会館等の機能の充実と整備を促進する。

- かがしま県民大学中央センター，市町村，大学等と連携して，障害の有無にかかわらず，多様化・高度化する県民のニーズに対応した学習機会を提供する。
- 県子ども読書活動推進計画※に基づいた取組を促進する。
- 地域における生涯スポーツの振興とスポーツ実施率の向上を図るため，スポーツ・レクリエーション活動を積極的に促進して，地域住民のスポーツ活動への参加意欲を喚起するとともに，地域の実態に即した公共スポーツ施設の整備を促進する。

B 人材育成

(A) 地域を支える人材の育成・確保

- 郷土に根ざした学校教育を推進する。
- 青少年の自立の精神と豊かな感性のかん養，国際的感覚やふるさとを愛する心の醸成を目的とした青少年育成県民運動を家庭・学校・職場・地域等が一体となって積極的に推進する。
- 離島においても高等教育の受講を可能とする遠隔教育について，本土と同等の教育環境の整備を促進する。
また，高等教育機関や試験研究機関の設立に係るその他の動きがある場合は，必要な情報共有や支援等について検討する。
- かがしま県民大学中央センターや県立奄美図書館等の機能を生かした多様で高度な学習機会を提供する。

(B) 暮らしを支える人材の育成・確保

- 地域の保健・福祉・医療を確保するため，医師をはじめとした医療従事者や福祉・介護人材，保育人材の育成や安定的確保に努める。
また，地域において，社会貢献活動を担うボランティア，NPO等の人材育成を促進する。
- 地域の伝統文化を担う人材の育成を図るため，各島固有の郷土芸能や伝統行事等に触れる機会の確保に努めるとともに，その保存・継承を促進する。
- 環境教育・環境学習等を推進し，地球環境を守るかがしま県民運動※を進める人材の育成を図る。
- 希少野生動植物等について適切な知識を有するガイド等の人材育成を促進する。

(C) 産業を支える人材の育成・確保

- 担い手の確保・育成については，就農相談活動の実施，国の新規就農者育成総合対策の活用により新規就農者を確保する。
瀬戸内町の営農支援センターや先進農家での研修を通じた新規就農者の育成を推進する。瀬戸内町担い手育成総合支援協議会の経営改善支援活動により，農業法人を含む認定農業者※の確保・育成を図る。
また，家族経営協定の締結や地域農産物を利用した農産物加工・販売等の起業活動を促進するなど女性が能力を発揮できる環境整備を促進する。

- 産業を支える人材を確保するため、若年者等の県内定着の促進、UIター
ン※の促進、外国人材を含めた多様な人材の活躍支援等を図る。
- 奄美特有の観光資源を活用した地域観光（エコツアーガイド※認定制度に
よる質の高いサービス提供等）を担う人材を育成する。
増加が見込まれる外国人観光客等への対応については、奄美群島地域通訳
案内士※等の育成・確保を促進する。

(ウ) 生活環境

A 水道

- 安全で安定した生活用水の確保による快適な生活環境を維持するため、新
たな水源の確保や老朽化施設の更新及び耐震化を図るとともに、必要に応じ
て未普及地域の水道施設整備の促進を図る。

B 都市基盤

- 生活排水等の適正処理を図るため、合併処理浄化槽※の整備を促進する。

C 住環境の整備

- 公営住宅については、住まいのセーフティネット※としての基本的な役割を
踏まえつつ、地域の実情や課題に応じた良質な住宅の供給を図るため、建替や
住戸改善等の手法を適切に選択しながら、住宅の長寿命化と良質なストック
の維持に努める。

また、市町村に対し空き家活用についての情報提供やセーフティネット住
宅への改修支援を行うとともに、民間事業者へは住宅セーフティネット制度
の普及啓発を図り、公営住宅を補完する住まいの確保に努める。

D 安全・安心まちづくりの推進

- 犯罪の未然防止や交通安全思想の普及啓発に努めるとともに、通学路等の
交通安全施設についても計画的な整備を進める。

E 地域環境の保全

- 良好な地域環境を維持するため、町と連携を図りながら、大気環境や水環
境の保全及び騒音や悪臭等の防止に努める。
- 海岸漂着物対策については、「県海岸漂着物対策推進地域計画※」に基づき、
関係機関との連携を図りながら、海洋プラスチックごみなどの海岸漂着物の
円滑な処理等を推進する。
- ヤンバルトサカヤスデについては、効果的な駆除方法やまん延防止対策、
環境整備等について普及啓発を図る。

F 循環型社会の形成

- ごみ処理については、請島・与路島における小型焼却炉による焼却等以外
は奄美大島側で処理を行っており、ごみの減量化・リサイクルを引き続き促進
していく。

また、家電リサイクルについては、引き続き町・関係団体と連携しながら、
指定引取場所の設置や海上運搬経費に対する支援制度の円滑な実施等の促進
を図るほか、自動車リサイクルについても、海上運搬経費に対する支援制度の

円滑な実施の促進を図る。

小型家電リサイクルについては、回収体制の整備など、その円滑な実施の促進を図る。

ごみの不法投棄については、住民や排出事業者等に対する意識の啓発、不適正処理に関する監視指導の徹底など適正処理の推進を図る。

○ し尿処理については、し尿と生活雑排水を同時に処理する合併処理浄化槽※の整備を促進する。

○ 産業廃棄物については、廃棄物の減量化・リサイクルを推進する。

また、家畜排せつ物については、処理施設の整備を進め、適正処理の徹底に努めるとともに、堆肥としての利活用を促進する。

さらに、建設廃棄物については、発生量の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底に努める。

G 自然環境配慮型・自然再生型公共事業等の実施

○ 道路、河川、農業農村整備など公共事業の実施に当たっては、奄美群島の自然環境の保全を図るため、「公共事業における環境配慮指針※」等に基づく野生生物の生息・生育・繁殖環境や良好な景観の形成に配慮した自然環境配慮型公共事業の取組を推進し、また、自然再生推進法に基づく自然再生型公共事業※の導入可能性の検討等を行う。

さらに、赤土等流出防止対策については、公共事業等の各段階での対策、各種防止技術の調査研究及び開発事業者や施工業者等への啓発、指導徹底を図る。

また、農用地等からの流出防止の必要性等についても、農業者や地域住民等に対する普及啓発を図る。

(I) 資源・エネルギー

A 水資源

○ 地域の特性に応じた水資源の確保、保全および有効利用を図る。

B 再生可能エネルギー

○ 今後の研究開発の状況等を踏まえつつ、自然公園等の保護地域や希少な動植物等への影響にも十分配慮し、鹿児島県再生可能エネルギー導入ビジョン2023※に基づいて、地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入を促進するため、民間主体の取組に対する施策の充実を図る。

カ 地域主体の取組の促進

(ア) 共生・協働の地域社会※づくり

○ 地域コミュニティ、NPO、企業などの多様な主体が連携・協力し、地域で支え合う奄美の良き伝統や地域資源を生かしながら、地域課題の解決や地域の豊かな未来づくりに向けて、ビジネスの手法も活用した持続可能な取組が活発に行われる地域社会の形成を促進する。

4 喜界島の振興方策

(1) 地域の概要

喜界島は、航路距離で本土から377km、奄美市名瀬から69kmの奄美大島の東方海上に位置し、面積は約57km²、1町に約6千4百人が居住している。

山岳、河川はほとんどなく、耕地面積が全体の約4割を占めている。航空路では、鹿児島空港と1日2往復、奄美空港と1日2往復の定期便等で結ばれており、航路では、週5便の定期船で鹿児島、奄美大島、徳之島等と結ばれている。

農業が盛んで、さとうきびを中心に野菜、花き、畜産との複合経営が営まれており、今後、地下ダムを活用した畑かんにより、高付加価値農業が期待できるほか、水産業は一本釣漁業、曳縄漁業が盛んでクルマエビやウミブドウの養殖も営まれている。

平成27年度に光ブロードバンド整備事業が完成し、インターネット通信網の接続サービスが開始された。また、令和3年度に国営かんがい排水事業が採択され、現在、島内2カ所目となる地下ダムの建設と、基幹的農業水利施設の保全対策が進められている。

(2) 施策の展開

ア 移住及び定住を促進するための方策

(ア) 産業の振興

A 農業

- 農業は、喜界島の発展・振興のため重点を置くべき産業でありさとうきびを中心に、肉用牛やごま、かぼちゃ、トマト等を組み合わせた農業の振興を図る。

なお、施策の詳細については、ウ(ア)Aにおいて記載する。

B 観光産業

- 観光は経済的に裾野が広く、多くの産業分野に波及効果をもたらす産業であり、喜界島の地理的・自然的特性を生かすことができることから、地域資源を生かした観光施策の展開を図る。

なお、詳細な施策は、ウ(ア)Bにおいて記載する。

C 情報通信産業

- 地域の特性やニーズに応じた情報通信基盤の利活用を促進するとともに、適切な維持管理の確保を図る。
- 地域公共ネットワーク※など公共の情報通信基盤の適切な維持管理の確保を図る。
- 公衆無線LANについては、外国人観光客の誘客などの観光面や、災害時の情報連絡手段など防災面での活用を図るため、主要な観光・防災拠点における整備を促進する。
- 災害など非常時の通信手段の確保の観点から、携帯電話の不感地域の解消を図るとともに、次世代高速通信サービスの導入を促進する。

- 高度なICT利活用能力を有する人材の育成や住民のICT利活用能力向上による情報格差の解消を行うことで、新たな企業立地や地元企業の育成を促進する。

さらに、中小製造業者に対しては、関係機関と連携しながら、IoT・AI等を活用した生産性向上に向けた取組を推進する。

- 地上デジタル放送施設の維持管理・更新等に係る住民や放送事業者の負担の軽減を図るとともに、ラジオの難聴取の解消を促進する。

D 地域の特性を生かした産業の振興

(A) 水産業

a 沿岸・沖合漁場の整備開発

- 周辺海域における漁業資源の有効利用を促進し漁業生産力の向上を図るため、魚礁、浮魚礁設置による沿岸・沖合漁場の整備、瀬物類をはじめとした水産資源の管理等を推進する。

b 漁場環境の保全

- 陸上から流出する赤土や海域からの漂着油等による漁場汚染の防止に努めるほか、藻場を再生するため、ホンダワラ類の藻場造成手法の調査研究を推進する。また、サンゴ礁周辺の漁場を守るため、オニヒトデの駆除対策等を支援する。

c 漁港の整備

- 漁港については、漁船が安全に係留・停泊できるように、防波堤や物揚場等の整備や既存施設の長寿命化対策※等を推進するとともに、水産物の生産・流通等の拠点となる早町漁港において、大規模地震等に備えた漁港施設の強靱化対策を推進する。

d 漁船漁業の振興

- 周辺海域における漁場及び資源の調査、漁場の造成や漁港整備、浮魚礁の積極的な利用や新しい漁具・漁法の導入を推進するとともに、スマート水産業の普及に努め、漁業生産力の向上を図る。

漁業資源の適切な管理と有効利用のため、資源の維持、回復への取組を推進する。

- 遊漁船業等の海洋レクリエーションや水産資源を活かした体験ツアーの確立等による漁家所得の向上を促進する。

e 栽培漁業の推進

- スジアラ等の地域特産種の種苗生産及び放流事業化の検討と併せ、地元における資源の適正管理を促進する。

f 海面養殖業の振興

- クルマエビ養殖業の振興を図る。

g 流通の合理化、消費の拡大

- 流通の合理化や消費の拡大を図るため、効率的な出荷体制を構築するための施設等の整備や輸送コストを支援するとともに、地元水産物のブラン

ド化を促進する。

- 島内消費の拡大を図るため、加工展示販売施設の整備や魚食普及活動※、地産地消の取組を促進する。

h 水産加工業の振興

- 既存加工品の品質向上に加え、消費者や観光客等のニーズに対応した新商品の開発に取り組むとともに、首都圏等の大消費地での商談会等への参加など、島内外で販路拡大を促進する。

i 担い手の確保・育成

- 新たな担い手の確保を図るため、就業相談や研修を行うとともに、意欲と能力のある担い手の育成や経営改善を図るため、漁業研修制度や制度資金の充実、中核的な漁業者や漁協青壮年部、女性グループ等の育成や活動を促進する。

j 漁業協同組合の育成強化

- 漁業協同組合がその役割を十分発揮できるよう、県漁業協同組合連合会など系統組織と連携しながら、経営基盤の強化を促進する。

k 漁村の生活環境の向上と活性化

- 安全で快適な漁村の実現を図るため、生活環境施設や防災安全施設等の整備を促進するとともに、地域水産物の直販施設の整備を推進することで漁村の活性化を図る。

(B) 林業

a 森林整備の推進

- 森林の有する多面的機能を高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持造成を推進する。

- 島外からの松くい虫被害材持ち込み等に対する監視を継続する。

b 森林とのふれあいの推進

- 喜界島の自然や景観を生かした森林の整備・保全を図るとともに、地域住民等の憩いの場等としての利用を促進する。

また、森林ボランティア※の育成など体験学習等の支援体制を整備するとともに、小・中学生等を対象とした森林環境教育を推進する。

c 森林資源の循環利用及び保全に関する調査研究

- 亜熱帯林の保全・管理や奄美産材の有効利用に関する調査研究を推進する。

(C) 商工業

a 工業

(a) 特産品

- 奄美黒糖焼酎については、国内では首都圏や東北を重点的に、若者をターゲットにしたプロモーションや大手酒販店等と連携した消費拡大

キャンペーン等を展開するとともに、地域商社等と連携した域外への商流構築に向けた取組などにより、認知度向上と販路拡大を図る。

また、海外においても、米国、EU、アジアを重点的に、世界の酒類業界関係者へ奄美黒糖焼酎の特長や魅力を発信するとともに、輸出商社等と一体となった営業活動を展開し、輸出促進を図る。

さらに、国内外の嗜好やニーズに対応した商品開発、島内産黒糖の使用による付加価値の高い商品作りや海外でも認知しやすい統一したラベル表示などを行い、ブランド力の向上を図る。

加えて、焼酎蒸留廃液の農地還元以外の処理システムの確立及び有効活用を促進する。

- 白ごまをはじめとする農林水産物を利用した加工品の開発・商品化を促進するとともに、物産展・インターネット等を活用した販路拡大を図る。
- 奄美群島成長戦略ビジョン2033※などを踏まえ、奄美群島が一体となって、奄美群島ブランドの確立を目指し、奄美群島の情報発信等の取組を促進する。また、鹿児島ブランド支援センターやかごしまの新特産品コンクール等を活用し、新たな商品の開発や商品の改良を促進するとともに、EC※サイトの活用や大消費地での商談会、展示会などへの出展、地域商社等と連携した域外への商流構築に向けた取組などにより販路の拡大を図る。

(b) 企業立地

- かごしま製造業振興方針※（令和3年3月改訂）に基づき、付加価値・生産性の向上や新産業分野への参入、販路開拓、人材確保・育成等の支援を行う。また、県と市町村が一体となって、特色ある農林水産資源を生かした食品関連産業、地理的制約を受けにくい情報通信関連産業、伝統ある本場奄美大島紬を生かした繊維関連産業など、奄美地域の優位性を生かせる業種、またはハンディキャップの克服が可能な業種の企業立地の促進を図る。

奄美地域の強みである地域資源を活用した地元企業による新たな事業展開や新事業の創出などを促進する。

b 商業

- 消費者ニーズへの対応や空き店舗対策、買物弱者対策など地域課題の解決に向けた取組等への支援を行い、地域と一体となった魅力ある商店、商店街づくりを促進するとともに、観光客や島外の顧客をターゲットにするなど、観光産業とも連携した特産品の開発と販売を促進する。

c 中小企業

- 少子化・高齢化による需要の変化など、社会経済の変化に対応した新事業の創出やIoT・AI等を活用した県内中小企業の生産性向上等を促進するとともに、意欲ある中小企業者の経営革新への取組等を商工会議所及

び商工会，金融機関と連携し，支援する。

- 経営革新等に取り組む中小企業者を支援するため，県中小企業融資制度※や中小企業経営革新支援制度※の活用を促進するとともに，（公財）かごしま産業支援センター，商工会議所及び商工会など，関係団体における支援事業の充実や人材育成のための研修会の開催などの事業活動の促進を図る。
- 中小企業者の事業再生・事業承継・経営改善への支援については，中小企業者の持続的発展及び地域経済の活性化が図られるよう，県中小企業融資制度※や各種支援制度の活用を促進するとともに，金融機関，商工団体等と連携強化を図る。

d 起業支援

- 新たな雇用の創出や地域の活性化等を図るため，起業または事業拡大を行う場合などの設備資金・運転資金に対する支援を行うとともに，関係機関の連携による総合的な支援体制の充実・強化を図り，地域における起業を促進する。
- 若者や女性等による新たな視点からの起業を促進するとともに，県工業技術センターによる地域資源の高度利用に関する研究を推進し，地域起業への移転・実用化を進めるなど，奄美群島内の豊かな地域資源を生かし商品開発等の取組を支援することにより，起業化や新分野展開への取組を促進する。
- 中小企業者の起業や新分野への進出，規模拡大を目指すための研究開発や設備投資等の取組を支援する。

(D) 雇用，ワーク・ライフ・バランス

- 地元企業の人材確保のため，働き方改革を推進し，企業における多様な働き方が可能な雇用環境の整備を促進することにより，ワーク・ライフ・バランス※の実現を図る。
- 地域の特性を生かした農林水産業や観光の振興及び奄美黒糖焼酎など地場産業の育成による地域経済の振興発展を図る。
- 県と市町村が一体となって，積極的な誘致活動や，立地環境の整備，企業立地優遇制度の拡充，人材確保の促進などにより，地域の特性を生かした企業立地の促進を図るとともに，地域の特性及び地元の創意を生かした産業の発展を支援する。
- 高度なICT利活用能力を有する人材の育成のほか，住民のICT利活用能力の向上を図り情報格差を解消することで，各種産業の企業立地や地元企業の育成，競争力の向上を図る。
- 各地域の「強み」である地域産業資源を活用した地元企業による新たな事業展開や新事業の創出などを促進することにより，地域経済の振興発展を図るとともに，県中小企業融資制度※や中小企業経営革新支援制度※の活用により，意欲ある中小企業者の経営革新等へ向けた取組を支援する。

- (公財)かごしま産業支援センターなど、地域の産業支援機関との連携を進め、起業化や新事業の創出に向けた総合的な支援体制の充実強化を図るとともに、県工業技術センター等による地域資源の高度利用に関する研究を推進し、関係機関と連携して開発した技術の普及を図ることなどにより、島内の豊かな地域資源を生かした起業化や新分野展開への取組を促進する。
- 地域雇用開発促進法※に基づく地域雇用開発助成金※(地域雇用開発コース)や地域雇用活性化推進事業※の活用により、雇用機会の拡充等に向けた取組を積極的に推進するとともに、労働者の雇用の安定と拡大を図るために、多様化している企業のニーズに対応した職業能力開発施策を展開する。
- 農業における雇用の創出については、かごしま農業経営・就農支援センターを活用した農業経営の法人化や経営継承、企業等の農業参入を促進するとともに、就業希望者への就農相談活動や、喜界町の営農支援センターなどによる研修等の実施により新規就農者の確保・育成を図る。
- 水産業・林業における雇用の創出については、関係団体等と連携して、就業希望者への就業相談や研修を行うほか、新規就業者を対象とした技術研修等の実施により、新たな担い手の確保・育成を図る。
- 医療・福祉・介護事業における雇用の創出及び確保については、地域医療を担う人材や、福祉・介護ニーズに的確に対応できるよう人材の育成・確保に取り組むとともに、多様なサービス基盤の確保、民間事業者への事業支援、介護労働者の能力開発の支援、介護労働者の雇用管理の改善を推進する。
- 新事業の創出や起業化の促進、製造業を支える人材の育成など、関係機関と連携を図りながら、起業家や中小企業等の人材育成を図る。

(イ) 移住・交流の促進

- 空き家の活用等により住宅を確保することや、移住に必要な情報を発信することなどにより、移住・定住を促進する。
- 移住希望者への情報発信にあたっては、就業の促進を図る必要もあることから、特定地域づくり事業協同組合や移住者による起業への支援制度等を紹介するとともに、地域コミュニティとの円滑な関係構築に向けた取組を進め、総合的な移住支援を展開する。
- 将来的な移住につなげるため、都市圏の企業等に勤務する専門人材に、リモートワーク※などにより副業・兼業人材として活躍してもらうほか、都市圏における潜在的な移住ニーズを掘り起こすために、航空会社と連携し、移住希望者をターゲットとしたキャンペーンを展開することなどにより、二地域居住※を促進することで、関係人口の創出を図る。

イ 世界自然遺産登録等を契機とした自然環境の保全と利用の両立及び文化の継承を図るための方策

(ア) 自然環境の保全に向けた施策の展開

A 国立公園等保護地域の保護と利用の両立

- 奄美群島国立公園について、国の管理運営計画等に基づき保全管理を推進

するとともに、利用者の受入環境整備を進め、保護と利用の両立を図る。また、利用者負担を含め、自然環境の保全に係る財源の確保に向けた取組を促進する。

B 価値の維持

- 生態系及び生物多様性の確保に向けた希少種の保護対策については、奄美群島希少野生生物保護対策協議会※において関係機関との調整を進めつつ、その保護のための適切な施策を講じるとともに、モニタリング調査や情報発信等を行うなど、多様な自然の生態系を把握、保全するための取組を進める。
- サンゴ礁の保護・再生対策については、サンゴ礁科学研究所※や地域のボランティア、NPO等とも連携して、オニヒトデ等の駆除やモニタリング調査、環境学習等の促進を図る。

また、研究機関によるサンゴ礁を対象とした地球規模の気候変動解析等の研究を推進する。

- サンゴ礁が隆起しつづけている島であることや、段丘の景色など世界的に貴重な場所であり、その価値を後生につなげていくことを目的として、日本ジオパーク認定にむけた取組を推進する。
- 奄美野生生物保護センターと連携した希少種の生態や生息地等の調査・研究、外来種対策、保護思想の普及啓発等を総合的に推進する。
- 過去の人間の活動によって損なわれてきた自然生態系については、より健全なものに甦らせるための検討を行うとともに、自然公園等の保護地域以外においても、生態系及び生物多様性の保全を図る。
- 奄美の世界自然遺産※登録に伴う観光客数の増加による過剰利用を防止し、自然環境の保全と利用の両立を図るため、「奄美群島持続的観光マスタープラン※」に基づき、利用のルールの設定、必要な施設整備等の持続的な観光利用に向けた取組を促進する。

また、「奄美群島エコツーリズム推進全体構想※」に基づき、奄美群島エコツーリズム推進協議会による認定エコツアーガイド※の育成やツアーの受入体制の整備等を進める。

- 世界自然遺産※に関心をもつ利用者に対し、奄美群島固有の自然と文化の魅力を生かした「世界自然遺産※ 奄美トレイル」や奄美群島国立公園の利用を促し、奄美群島全体の持続的な利用促進を図る。
- 各種事業の実施に当たっては、当該地域の多様で豊かな自然環境への影響に配慮して必要な措置を講じる。

C 共生ネットワークの形成

- 喜界島の多様で豊かな自然、その自然と深く関わりながら育まれてきた生活環境、歴史・文化、伝統芸術・芸能、特産品等の奄美群島の「宝」を保全・活用するため、こうした「環境文化」をよく知る住民に対する聞き取りを行い、記録に努め、次世代を担う子どもたちに引き継ぐとともに、人と自然が共生する地域づくりにおいては、奄美群島自然共生プラン※に基づき、人と自然が共

生するためのネットワークの形成を促進する。

- 奄美群島の自然と文化の関わりや、その多様性・由来等についての調査研究を推進し、知的情報の集積及び情報発信を図る。

(イ) 環境文化型の地域文化の継承

- 喜界島の風土に根ざした豊かな地域文化を振興するため、優れた芸術文化や固有の伝統文化に直にふれあう機会を創出するとともに、文化施設等の積極的活用やDXを促進し伝統文化のアーカイブ化による継承の促進を図る。
- 奄美の自然環境は、人々の暮らしや営みなど文化に深く関わっており、これらが調和した「環境文化」を奄美の魅力として守り、受け継いでいく必要がある。このため、次のような取組を推進する。

天然記念物の保護・管理や史跡の整備を促進するなど、地域の文化財の保存・活用及び愛護思想の普及・高揚を図る。

また、Uターンにもつながるよう、学校教育や社会教育の場で、島唄や八月踊りなどの伝統文化の保存・伝承及び伝統文化を披露する機会を創出する取組を進めるほか、体験交流や「世界自然遺産※ 奄美トレイル」の活用など、固有の文化等を継承・活用する活動を促進する。

(ウ) 登録効果拡大に向けた施策の展開

A 登録による効果の最大化に向けた取組の推進

- 世界自然遺産※登録を契機として、一体的に登録された沖縄等と連携して高付加価値旅行者を惹きつける観光地づくりを図りながら、観光客の誘致に取り組む。
- 奄美大島へのLCC就航等による交流人口の拡大を生かし、喜界～奄美間をはじめとする奄美群島間の交通の利便性向上を図りながら世界自然遺産※登録の効果を奄美群島全体へ波及させる取組を推進する。
- 複数の世界自然遺産※登録地がある全国唯一の県であるメリットを生かし、鹿児島と屋久島、奄美群島、さらには沖縄県と連携した共同プロモーション等を実施することにより、誘客促進・交流促進を推進する。
- 奄美群島間及び沖縄との航路・航空路の運賃軽減に取り組む。
- 国の高付加価値なインバウンド観光地づくり事業のモデル観光地として「沖縄・奄美エリア」が採択されたことから、沖縄県や国などと連携を図りながら、高付加価値旅行者を惹きつける魅力的なインバウンド観光地づくりの取組を推進する。

B 沖縄との交流・連携

- 地理的・歴史的・文化的につながりの深い沖縄県との県際交流を促進するため、交通や情報通信ネットワークの整備等の交流・連携の基盤づくりを促進するとともに、それぞれの地域の特色ある観光拠点を結んだ観光ネットワークの形成等を展開する。

特に、奄美・やんばる広域圏交流推進協議会※を中心に、地域の主体的な取組による官民挙げての交流・連携を促進する。

また、沖縄とも連携し、児童・生徒の教育や体験にも意義のある奄美群島と沖縄の世界自然遺産※を巡る修学旅行の誘致に向けた取組の検討を進める。

ウ 稼ぐ力の向上に向けた方策

(7) 効率的な外貨獲得策

A 農業の「稼ぐ力」の向上

(A) 担い手の確保・育成

- 新規就農者については、就農相談活動の実施、国の新規就農者育成総合対策の活用のほか、喜界町の営農支援センターや先進農家での研修を通じて確保・育成に向けた取組を推進する。

また、新規就農者が経営発展に必要な施設や機械を整備しやすい取組を支援する。

喜界町担い手育成総合支援協議会の経営改善支援活動により、農業法人を含む認定農業者※の確保・育成を図るとともに、地域の将来の農業の在り方や農地利用の姿を明確化した「地域計画※」の策定・実現に向けた取組を推進する。

家族経営協定の締結や地域農産物を利用した農産物加工・販売等の起業活動を促進するなど、女性農業者が能力を発揮できる環境を整備する。

農業機械の共同利用組織や農作業の受託組織の育成など、高齢農業者も参加しやすい地域営農の取組や、障害者等の雇用・就労の場の拡大を通じた農業生産の拡大にもつながる農福連携の取組を推進する。

(B) 農地利用、基盤整備等

- 農地利用については、「地域計画※」の策定により目指すべき将来の農地利用の姿を明確化するとともに、所有者不明農地の貸借も含めた農地中間管理事業の活用や農業委員会による農地のあっせん活動などによる担い手への農地の集積・集約化の取組を加速化する。

また、農業委員会の農地パトロール等を通じて、農地の利用状況の把握に努めながら、各般の施策を活用した荒廃農地の発生防止・解消を推進し、優良農地の確保を図る。

なお、担い手が不足し、荒廃農地の多い地域等においては、企業等の農業参入を促進するとともに、簡易な基盤整備等の推進により荒廃農地の解消を図る。

- 農業生産基盤については、赤土流出防止など自然環境への影響に配慮し、生産性や収益力の高い農業の実現を図るため、地下ダムやため池を活用した畑地かんがい施設、区画整理、農道、土層改良等の整備を推進するとともに、造成された土地改良施設のライフサイクルコスト※の低減や長寿命化を図るため、保全対策を推進する。

また、土地の有効利用を図るため、地籍調査事業を推進する。

(C) 付加価値の高い生産、販売、流通

- さとうきびについては、適期管理の励行や土づくりの推進、優良品種の普

及、畑かんの水利用による単収の向上に努めるとともに、労働力不足に対応した作業受託組織等の育成などにより、収穫面積の確保を図る。

また、製糖工場については、国内産糖の価格競争力の強化と労働力不足に対応するため、自動化設備の導入、多能工の育成などを促進する。

- 野菜、果樹、花きについては、栽培技術の高位平準化や畑かんの水利用による生産性の向上を図りながら、生産・流通コストの軽減やハウス施設の整備、農業機械の導入による労力の省力化、防風対策等を講ずることにより産地育成を総合的に支援する。

また、野菜については、トマトやかぼちゃ等の産地拡大、果樹、花きについては、マンゴーやスプレーグクの栽培技術の向上、各種事業を活用した施設整備等の取組を支援する。

- ごまについては、実需者との契約栽培を基本に、適切な肥培管理の徹底、は種や収穫作業の省力機械化体系の確立などによる安定生産を推進する。
- 肉用牛については、さとうきびや園芸等との複合経営を基本とした繁殖農家を育成する。全島がほとんど隆起珊瑚礁からなり、平坦地が多い農耕地を活用した飼料生産基盤の確保、優良品種導入等による暖地型牧草の単収向上やさとうきび収穫残さの飼料等への活用、哺乳ロボットや分娩監視システム等のスマート畜産技術の導入、ヘルパー組織やコントラクター※の育成を推進する。

また、生産性の向上を図るため、繁殖技術の向上による分娩間隔の短縮や子牛育成技術の向上による一日平均増体重の改善など子牛の商品性向上に努める。

さらに、家畜衛生対策の徹底による家畜疾病の発生とまん延防止に努めるとともに、家畜排せつ物の適切な管理等による環境と調和した畜産経営の実現を図る。

- 農畜産物の販路拡大については、安心・安全で品質の良い県産農畜産物の更なるブランド力の向上に向けて、EC※サイトなどを活用し、かごしまブランド※産品や県オリジナル品種、希少性の高い品目などの新たな販路拡大のための環境整備を図る。
 - 農畜産物の輸送については、フリーザーコンテナ※及び集出荷予冷施設の効率的活用を図るなど、鮮度保持対策と新鮮な農畜産物を迅速に低コストで輸送する体制の確立に努めるとともに、台風等の荒天時における農畜産物の出荷対策を強化し、廃棄ロスを減らすため、予冷施設等の整備を支援する。
- また、輸送コストの支援については、流通条件の不利性を改善し、引き続き本土産地と同一条件を整えるとともに、支援対象に沖縄本島への出荷分や畜産物を追加するなど制度を拡充し、生産振興計画に基づく生産基盤の強化を促進する。
- 農産物の付加価値向上については、大隅加工技術研究センターにおける

新たな加工技術の開発や加工技術の習得のためのセミナーを開催するとともに、開発した商品の商談機会や販売機会の提供による販路開拓、さらには市町村と連携した加工施設の整備促進や、白ごまなどを活用した6次産業化※等を推進し、生産者所得の向上を図り、地域の雇用確保や活性化を図る。

(D) 生産性の向上

- 農業技術の開発については、亜熱帯果樹・さとうきび・野菜・花きなどの栽培技術や病虫害防除技術、スマート農業機器を活用した省力化技術、土壌管理技術の研究のほか、地域特産物の新用途や商品化のための技術開発、気候変動の影響を緩和する技術や重粘土壌※に対応できる技術開発を推進する。

また、新技術・新品種の普及・定着に向け、地域特性を生かした効率的・効果的な普及指導活動を展開する。

- 省力化や高品質生産に向けて園芸品目やさとうきびにおけるドローンを活用した生育診断・農薬散布やラジコン草刈機、畜産における発情発見装置など、ロボット技術やICT等を活用したスマート農業の導入・普及を推進する。
- 特殊病虫害※対策については、ミカンコミバエやカンキツグリーニング病※等の侵入警戒及び侵入確認時の防除対策に努めるとともに、アリモドキゾウムシ※の根絶に向けた取組を展開する。
- 鳥獣被害防止対策については、市町村鳥獣被害対策実施隊※の活動を支援するとともに、「寄せ付けない」、「侵入を防止する」、「個体数を減らす」の3つの取組をソフト・ハード両面にわたり総合的に推進する。

(E) 農業災害対策

- 農業災害対策については、低コストで災害に強いハウス施設、平張施設※や防風林等の積極的な整備促進を図るとともに、農地・農村の防災・減災対策については、ため池、排水施設等のハード対策やハザードマップの作成等のソフト対策を推進する。
- 農業制度資金については、災害が発生した際に、日本政策金融公庫や他の民間金融機関と連携して、被災農家の経営再建を支援する農業制度資金の円滑な融通と既貸付金の償還条件の緩和を図る。

また、関係機関と連携して農業保険（農業共済及び収入保険※）への加入と災害が発生した際の共済金の早期支払いを促進する。特に、基幹作物であるさとうきびについては、農業保険の加入率が低く、また、園芸施設についても、農業共済の加入率が低いため、更なる加入推進を図る。

(F) 農業団体

- 農業協同組合については、産地の維持・拡大を図るため、営農指導体制の強化、スマート農業や労働力確保対策の強化、ブランド力の向上等、将来を見据えた農業振興の取組を促進する。
- 農業共済組合については、効率的な業務運営を推進するとともに、農業保

険（農業共済及び収入保険※）への加入推進等に取り組む。

(G) 安心・安全な農畜産物の安定供給

- 安心・安全な農畜産物の安定供給については、農業による環境への負荷を軽減するため、IPM（総合防除）の推進による化学合成農薬の使用量低減や、家畜排せつ物を原料とする良質堆肥による健全な土づくりなど、みどりの食料システムの実現に向けた取組を推進するとともに、「かごしまの農林水産物認証制度（K-GAP）※」などのGAP※の普及推進により、食の安心・安全の確保を図る。

(H) 農村の振興

- 農村の振興については、集落住民の自主的な話し合い活動を基本に、NPO法人など地域内外の活力も活用した共生・協働の農村（むら）づくり運動※を推進するとともに複数の農村集落の機能を補完する農村型地域運営組織（農村RMO）の形成等の取組を支援し、豊かな自然や伝統文化を生かしながら、地域住民がゆとりとやすらぎを実感できる農村社会の維持・発展を図る。
- 農地等を保全する地域ぐるみの水土里サークル活動（多面的機能支払交付金）※を推進し、国土保全や水源かん養、景観形成など農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮を図る。
- 農村環境の整備については、自然環境等との調和を図りながら、農業集落排水施設※等の整備を推進し、やすらぎのある農村環境の実現による定住促進を図る。
- 都市と農村の交流については、豊かな自然や伝統文化、亜熱帯性の気候を生かした多彩な農業・農産物など、地域ならではの魅力の発信や、農産物直売所、体験施設、農家民宿などを活用したグリーン・ツーリズム※等の充実を図るとともに、農山漁村滞在型観光をビジネスとして実施できる「農泊※」の受入体制を強化し、観光産業とも連携した農林水産業等の体験・交流を推進する。

B 観光の「稼ぐ力」の向上

(A) 観光資源の持続可能な活用と観光消費額の増加

- 豊かな地域資源を有効に活用した体験プログラムの充実を図りながら、引き続き、「あまみシマ博覧会※」の実施やエコツーリズムの推進など、この島ならではの滞在型・着地型観光プログラムづくりを促進する。
- 世界自然遺産※登録の効果奄美群島各島へ波及させるとともに、奄美固有の自然や文化に親んでもらえるよう「世界自然遺産※ 奄美トレイル」の活用や奄美群島国立公園の利用を推進する。
- 持続可能な観光を推進するため、世界自然遺産※登録地・国立公園などの優れた自然環境や、住民が自然とかわり、相互に影響を加え合いながら形成、獲得してきた環境文化などの保全を図る。

奄美群島の魅力や特性を生かし、奄美のブランド化を図りながら、入込客

数のみを意識することなく、適切なターゲット設定を行った上で、国内外からの誘客施策や一人あたり観光消費額増加に向けた施策を展開する。

(B) 観光施設等の受入体制の整備

- 島内に点在する史跡や夕日の散歩道、百之台公園、空港臨海公園、フラワーランド・メンハナ公園等の活用や、滞在型・着地型観光に対応した観光施設等の整備を進め、魅力ある島めぐり観光ルートづくりに努める。
- 観光客が目的地に円滑に移動できるよう、観光案内標識等を整備するとともに、沿道には、景観及び自然環境に配慮した植栽等を行い、地域住民との協働による適切な維持管理の下に快適性の向上を図る。
- 観光事業者等のおもてなしの向上、観光案内機能の充実、島コーディネーター※の活用、観光ガイドや奄美群島地域通訳案内士※等の人材の育成・確保や組織化など、観光客の受入体制の整備・強化を図る。
- 新たな観光ニーズにも対応した質の高い施設整備を促進しながら、景観及び自然環境に配慮した観光客の受入体制を整備・強化することにより、観光地の高付加価値化を図る。

(C) 観光交通体系の整備

- 航空路線については、県管理空港の着陸料軽減や運航費補助などにより、奄美～各島間路線等の維持・確保を図るとともに、「奄美群島振興交付金」を活用し、航空会社と連携したプロモーションを実施することで、同島の交流人口拡大を図ってきたところであり、引き続き、路線の維持・確保を図りつつ、交流人口の拡大に向けた施策を実施することで路線の拡充を図る。
特に、沖縄と奄美群島間の交流の一層の拡大を図るため、航空会社との連携に加え、沖縄県との共同プロモーション等の実施により交流人口の拡大を図ることで路線の拡充に向けた取組を推進する。
- 奄美群島内外を結んだ周遊型観光を促進するため、空港・港湾等の交通拠点の整備を推進する。
- 航路については、鹿児島～喜界～知名航路において、国と協調した運営費補助等を行うことにより、その維持・確保を図るとともに、「奄美群島振興交付金」を活用し航路事業者と連携したプロモーションを実施することで、同島の交流人口拡大を図ってきたところである。引き続き、その維持・確保を図りつつ、更なる交流人口の拡大に向けた施策を推進する。
- 奄美群島内の島々を観光船等で周遊できるクルージングネットワークの形成を図る。
- このほか、空港や港と島内の観光地間を結ぶ主要道路や島内を循環する道路の整備を引き続き推進する。

(D) 国内外に向けた魅力ある観光情報の発信

- デジタル技術を活用したマーケティング結果に基づき、戦略的かつ効果的なプロモーションを行うことにより、国内外への魅力ある観光情報の発信に努める。

奄美パークを奄美群島全体の観光・情報発信の拠点として活用する。

- 県外の旅行会社等を対象としたセールスや招請の実施，旅行会社が企画する商品化の支援などの取組を進め，喜界島の認知度向上とともに，更なる誘客を図る。

(E) 地域産業との連携

- 農林水産業や特産品製造・販売業等の地域産業関係者と連携し，多彩な体験プログラムの提供等による体験型観光の推進や，奄美群島の自然，文化等を生かした特産品等の開発・提供やPRを支援する。

(F) 外国からの観光客誘致に向けた観光施策の推進

- 今後増加が見込まれるアジアをはじめとする海外からの観光客を視野に入れ，多言語によるインターネット等での情報発信や外国語併記の観光案内標識等の設置を推進する。

(G) 外国からの観光客誘致に向けた観光施策の推進

- 持続可能な観光を推進するために必要な自然環境や文化の保全，観光客の受入環境整備等に活用できる財源について，利用者負担を含め，確保を図るための方策を検討する。

C ものづくりの「稼ぐ力」の向上

(A) 奄美黒糖焼酎

- 奄美黒糖焼酎については，国内では首都圏や東北を重点的に，若者をターゲットにしたプロモーションや大手酒販店等と連携した消費拡大キャンペーン等を展開するとともに，地域商社等と連携した域外への商流構築に向けた取組などにより，認知度向上と販路拡大を図る。

また，海外においても，米国，EU，アジアを重点的に，世界の酒類業界関係者へ奄美黒糖焼酎の特長や魅力を発信するとともに，輸出商社等と一体となった営業活動を展開し，輸出促進を図る。

さらに，国内外の嗜好やニーズに対応した商品開発，島内産黒糖の使用による付加価値の高い商品作りや海外でも認知しやすい統一したラベル表示などを行い，ブランド力の向上を図る。

加えて，焼酎蒸留廃液の農地還元以外の処理システムの確立及び有効活用を促進する。

(B) その他の特産品

- 奄美群島成長戦略ビジョン 2033※などを踏まえ，奄美群島が一体となって，奄美群島ブランドの確立を目指し，奄美群島の情報発信等の取組を促進する。また，鹿児島ブランド支援センターやかごしまの新特産品コンクール等を活用し，新たな商品の開発や商品の改良を促進するとともに，EC※サイトの活用や大消費地での商談会，展示会などへの出展，地域商社等と連携した域外への商流構築に向けた取組などにより販路の拡大を図る。

(イ) 域外への資金流出を防止するための方策

A 再生可能エネルギー導入の促進

- 今後の研究開発の状況等を踏まえつつ、自然公園等の保護地域や希少な動植物等への影響にも十分配慮し、鹿児島県再生可能エネルギー導入ビジョン2023※に基づいて、地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入を促進するため、民間主体の取組に対する施策の充実を図る。

B 食育及び地産地消の促進

- 食育・地産地消については、農林漁業体験や地元の食材を使った郷土料理の調理体験などを通じて、地域の農林水産業への理解と食文化の継承を推進する。

また、学校給食等における地域食材の活用を促進する。

C 高等教育機関の設置

- 高等教育機関設立や試験研究機関の設立に係る動きがある場合は、必要な情報共有や支援等について検討する。

(ウ) 域内における経済循環を促進するための方策

A 産業を支える人材の確保・育成

- 各地域の「強み」である地域産業資源を活用した地元企業による新たな事業展開や新事業の創出などを促進することにより、地元経済の振興発展を図るとともに、県中小企業融資制度※や中小企業経営革新支援制度※の活用により、意欲ある中小企業者の経営革新等へ向けた取組を支援する。

- 農業における雇用の創出については、かごしま農業経営・就農支援センターを活用した農業経営の法人化や経営継承、企業等の農業参入を促進するとともに、就業希望者への就農相談活動や、喜界町の営農支援センターなどによる研修等の実施により新規就農者の確保・育成を図る。

- 水産業・林業における雇用の創出については、関係団体等と連携して、就業希望者への就業相談や研修を行うほか、新規就業者を対象とした技術研修等の実施により、新たな担い手の確保・育成を図る。

- 医療・福祉・介護事業における雇用の創出及び確保については、地域医療を担う人材や、福祉・介護ニーズに的確に対応できるよう人材の育成・確保に取り組むとともに、多様なサービス基盤の確保、民間事業者への事業支援、介護労働者の能力開発の支援、介護労働者の雇用管理の改善を推進する。

- 特定地域づくり事業協同組合の設立を促進するとともに、移住希望者に対する情報発信等と連携して、奄美群島外からの人材確保を図る。

また、都市圏の企業等に勤務する専門人材に、リモートワーク※などにより副業・兼業人材として活躍してもらうほか、ワーケーション※による都市圏の人材と地域との交流により、奄美群島の産業を支える人材の確保を図る。

その上で、農業、観光産業、情報通信産業をはじめ、地域の特性を生かした産業の担い手の確保・育成を図る。

エ 奄美群島が抱える条件不利性の改善

(7) デジタルによる社会変革

A 情報通信基盤の整備

- 地域の特性やニーズに応じた情報通信基盤の利活用を促進するとともに、適切な維持管理の確保を図る。
- 地域公共ネットワーク※など公共の情報通信基盤の適切な維持管理の確保を図る。
- 公衆無線LANについては、外国人観光客の誘客などの観光面や、災害時の情報連絡手段など防災面での活用を図るため、主要な観光・防災拠点における整備を促進する。
- 災害など非常時の通信手段の確保の観点から、携帯電話の不感地域の解消を図るとともに、次世代高速通信サービスの導入を促進する。
- 国が実施する「デジタル活用支援推進事業」の活用などにより、誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化の実現に向けた取組を促進し、島民のICTへの理解向上を図る。

B デジタル人材の確保・活用・育成

- 官民におけるデジタル化、オープンデータの利活用を推進するために、専門的な知見を有する人材を活用した相談体制を整備する。
- 社会全体でデジタル人材が逼迫していることから、デジタル人材の裾野を広げるため、経営者等のデジタル化への理解を深めるための研修やITエンジニアを目指す方を対象としたプログラミング研修などに取り組む。
- 高度なICT利活用能力を有する人材の育成や住民のICT利活用能力向上による情報格差の解消を行うことで、新たな企業立地や地元企業の育成を促進する。
さらに、中小製造業者に対しては、関係機関と連携しながら、IoT・AI等を活用した生産性向上に向けた取組を推進する。
- 離島の地理的特性により学習内容や方法等の制約が生じており、多様な価値観に触れる機会が少ないなどといった課題を解決するため、ICTの積極的な活用を推進する。
- 次世代に求められる情報活用能力を身に付けた人材を育成する必要があることから、教職員のICT活用指導力の向上に努める。
また、GIGAスクール構想※により整備された1人1台端末の積極的な活用や遠隔教育システムを活用した授業づくり等を推進する。
- 生涯学習の場で、住民のICT利用をサポートする指導者の育成を図る。

C 官民のデジタル化の推進

- 誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化を目指し、全ての住民がデジタル化の恩恵を享受できる社会の実現を目指す。
- 暮らしのデジタル化においては、医療、福祉、防災等、安心・安全な社会を実現するためのデジタル化を支援する。
- 産業のデジタル化においては、IoT・AI等のデジタル技術の活用によ

り、各事業者の必要に応じた支援を実施する。

- デジタル化による利便性の向上を島民が享受できるよう、行政手続の原則オンライン化に向けた取組を推進する。
- 限られた人的資源で持続可能な行政サービスを提供できるよう、業務そのものの必要性の検証や、業務プロセスの徹底した見直し、デジタル技術を活用した業務改革を積極的に推進する。

D データの利活用の推進

- 県や市町村が保有する行政情報の可能な限りのオープンデータ化について、分野横断的に活用可能な共通の仕様を設定し、機会判読性の高いデータ形式での公開を図り、データの更なる活用を推進する。
- 行政におけるデータの分析やこれに基づいた政策立案等のできる人材の育成等に取り組み、EBPM※の推進を図る。
- 官民におけるデジタル化、オープンデータの利活用を推進するために、専門的な知見を有する人材を活用した相談体制を整備する。

(イ) 運賃、輸送コストの軽減

- 沖縄県と比べて割高な奄美群島の航空運賃及び航路運賃について、運賃軽減を継続するとともに、航路も含めた運賃軽減を継続するとともに、奄美群島-沖縄間路線を対象路線に追加することや準住民の対象拡充など、運賃軽減の拡充を図る。
- 消費地に農林水産物を出荷する際の輸送コストを軽減するための支援を継続するとともに、奄美群島から沖縄本島への農林水産物等の移出や畜産物についても補助対象とすることなど、輸送コスト支援事業を拡充する。
- 交流人口拡大に向けた航空・航路の更なる需要喚起を図る。
また、奄美大島へのLCC就航等による交流人口の拡大を生かし、奄美群島間の交通の利便性向上を図りながら、世界自然遺産※登録の効果を奄美群島全体へ波及させる取組を推進する。

(ウ) 生活又は事業活動に必要な物資の費用負担の軽減

- 国の支援制度により、離島のガソリン価格の引き下げが行われているが、石油製品等価格は本土と比べ割高となっているため、安定的かつ低廉な供給に向けた取組を行う。
- 台風等の荒天時に船舶の欠航に伴い、生活関連物資が不足する事態が生じていることから、地元市町村等と一体となって、現実的かつ効果的な対策を検討する。

(エ) 交通基盤の整備

A 航空交通

- 航空機の安全運行の確保及び航空輸送需要の動向に対応した空港施設の更新改良等を推進する。また、喜界空港の旅客ターミナルビルについては老朽化が進んでおり、当該ビルを所有する民間事業者の意向を踏まえながら、支援のあり方を検討する。

- 離島航空路線に係る補助や着陸料の軽減措置等の支援に努めながら、航空路線の維持を図る。

また、鹿児島空港等との路線拡充のための取組を進める。

B 海上交通

- 定期航路の主要港である湾港については、定期フェリー等の安定的な運航を図るため、外郭施設の整備や港湾施設の老朽化対策を推進する。

喜界島港については、漁船等の利用に即した水域施設の整備を促進する。

- 離島航路の維持・改善に努める。

また、航路運賃の軽減による住民の生活利便性の向上、観光の振興等を図る。

C 陸上交通

- 島内を循環する一般県道喜界島循環線等の整備を推進し、空港、港湾など交通結節点とのアクセスを改善するとともに、島内各集落との交通の円滑化、住民の利便性向上に努める。

- 災害に強い道路づくりを進めていくため、道路防災総点検等に基づいた防災対策を優先的に進める。

- 老朽化する道路ストックを適切に維持管理するため、計画的に維持・修繕を進める。

- 廃止路線代替バス※については、引き続き、必要な路線の維持を図るとともに、コミュニティバス※やデマンド型交通※など、地域の実情に合わせた多様な運行形態への転換を促進する。

(オ) 防災及び国土保全

A 消防防災の充実

- 消防ポンプ自動車や高規格救急自動車※等資機材の整備を促進するとともに、救急救命士の養成を図るなど、常備消防体制の充実・強化を図る。

- 住民や防災関係機関等への迅速・的確な情報提供体制の維持、災害危険箇所の掌握点検・周知徹底、要配慮者対策の推進や自主防災組織※の育成等による住民の防災意識の高揚を図るなど、地域防災対策の強化に努める。

また、集中豪雨や台風、地震・津波等による災害の未然防止を図るため、防災関連施設の総合的な整備や避難施設の機能強化、通信設備の整備など防災対策を推進する。

- 災害時における相互応援体制の連携・強化や消防・防災ヘリコプター及び奄美ドクターヘリを活用した迅速な応急対策の推進、救急医療体制の強化など災害支援体制の充実に努める。

- 大規模災害時のライフラインの途絶や広域的な救援等に時間を要することも想定し、水や食糧を始めとする生活物資等を一定期間はまかなえる体制の整備を推進する。

B 治山対策の推進

- 荒廃山地の早期復旧と山地災害の未然防止を図るため、自然環境や生態系等にも配慮した治山対策を推進するとともに、既存施設の点検補修等を図る。

また、山地防災ヘルパー等を活用した危険地区の周知などハード・ソフトが連携した防災対策を推進する。

- 農地や人家等における風害・潮害の防止を図るため、自然環境や生態系等にも配慮した海岸防災林の計画的な整備を図る。

また、防災林の適切な管理に努めるとともに、施設点検や補修等の実施による老朽化対策を推進する。

- 保安林の適正な管理を図るとともに、森林に関する自然条件や社会的要請、保安林の配備状況等を踏まえ、計画的に保安林指定を推進する。

C 治水対策の推進

- 自然環境や生態系等に十分留意し、河川の氾濫等による浸水被害の軽減や再度災害防止を図るとともに、既存施設の老朽化対策を推進するため、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う「流域治水」を推進し、その中で、気候変動等による将来の水災害リスクに適応したハード・ソフト一体となった総合的な防災・減災対策の取組を進める。

- 土砂災害の未然防止や、早期復旧を図るため、必要に応じて、人家や公共施設、要配慮者利用施設※等を保全する土砂災害防止施設の整備を行う。

- 水防法に基づく洪水浸水想定区域及び土砂災害防止法※に基づく土砂災害警戒区域等の指定、雨量水位情報や土砂災害警戒情報※など防災情報の提供を推進し、市町村の警戒避難態勢の整備を促進する。

D 海岸保全の推進

- 台風常襲地帯であり、気候変動の影響による災害の激甚化・頻発化が懸念され、また、近年、地震活動も活発であることから、高潮や津波等による災害を防止するため、自然環境や生態系等にも配慮した海岸保全施設※の整備及び既存施設の老朽化対策を推進する。

なお、気候変動の影響により海面水位の上昇等が見られることから、今後の社会情勢の変化等も踏まえ、海岸保全施設※の安全性を検討する必要がある場合は、海岸保全基本計画の見直しも含めて検討を行う。

オ 奄美群島の生活基盤の確保・充実

(7) 保健医療福祉

A 保健医療

(A) 健康づくりの推進

- 循環器病をはじめとする生活習慣病の発症及び重症化予防を図るため、健康かごしま21※や町健康増進計画※に基づき、住民の生活習慣の改善への取組を進めるとともに、医療保険者等が行う特定健康診査・特定保健指導※等の保健事業を総合的に促進する。

- 安心して子どもを産み育てる環境づくりのため、適切な妊婦健診の受診、不妊治療の受診に対する交通費等の支援、総合的な小児医療・周産期医療※の充実など、母子保健医療対策を推進する。

(B) 保健医療体制の総合的整備

- 地域住民の健康の保持及び増進を図るため、名瀬保健所を地域保健対策の広域的かつ専門的・技術的拠点とし、町をはじめ健康関連団体を支援し、住民による主体的な健康づくり活動を促進する。
- 複雑化・多様化する住民の健康問題に適切に対応するため、今後とも、町保健師の計画的確保や資質向上に努める。
- 住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、在宅医療の環境を整備するために、多職種による医療と介護の連携強化や住民への普及啓発等の取組を強化する。
- 奄美群島においては、県立大島病院及び民間医療機関等に加え、沖縄県の協力も得ながら、医療提供体制が構築されているところであり、ICTを活用した遠隔医療の促進など、医療提供体制の更なる充実を図る。
また、地域医療構想調整会議※等を通じた医療機関相互の協議を継続し、病床機能の分化・連携を推進する。
さらに、医師をはじめとした医療従事者の安定的確保を図る。
- 県立大島病院においては、地域救命救急センターの救急医療体制等を充実させるとともに、奄美ドクターヘリの安定運用を図る。

B 社会福祉

(A) 高齢者福祉対策の充実

- 高齢者が、長年の経験の中で培ってきた知識や技能を生かして積極的に社会参加し生きがいのある生活を送れるよう、地域社会の担い手として、生活づくり、地域づくり、健康づくりへの主体的参加を促進する県民総ぐるみの「すこやか長寿社会運動※」を積極的に展開する。

(B) 介護サービスの確保

- 介護保険制度については、市町村に対し、安定的かつ適切な事業運営等が図られるよう支援を行うほか、高齢者の状態に応じた適切な介護サービス提供基盤の確保や各種研修等を通じた介護サービスの質の確保・向上等に努める。

高齢者が安心して在宅での生活を続けられるよう、介護予防や認知症対策、在宅医療等を推進するとともに、地域包括支援センター※を中心とした地域包括ケア体制※の深化・推進を図る。

(C) 障害者福祉対策の充実

- 障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、必要とする障害福祉サービス等の支援を受けつつ、障害者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等の提供体制の整備を進める。
- 障害者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり等、地域の社会資源を活用した体制の整備を進

める。

- 障害児について、早期発見や早期支援とともに、身近な地域で安心して療育が受けられる支援体制の整備を進める。

(D) 児童福祉対策の充実

- 国の子ども・子育て支援新制度を踏まえ、児童福祉施設の整備や運営に関しての適正な水準を確保するとともに、老朽施設の改築等による生活・保育環境の整備や保育所等における多様な保育ニーズに対応した保育サービスの実施促進、放課後児童の健全育成を図るための放課後児童クラブ※の設置促進など、健やかに子どもを産み育てられる環境づくりを図る。
- 児童虐待防止対策については、児童相談所や市町村・警察等の各関係機関による緊密な連携を図り、児童虐待の発生予防や早期発見・早期対応に努める。

(E) 母子・父子・寡婦家庭の福祉対策の充実

- 母子・父子・寡婦家庭に対し、就業支援講習会の開催や福祉資金の貸付等により社会的・経済的な自立を促進する。
- 家庭生活支援員の派遣や生活・生業等についての相談、指導などの施策を推進する。

(F) 地域福祉の推進

- 高齢者支援のための総合的な窓口である地域包括支援センター※の機能強化を図るとともに、町社会福祉協議会が中心となって実施している集落ごとの助け合いの輪を広げる小地域ネットワーク事業※などにより地域住民が支え合う体制づくりを促進するとともに、住民参加による町地域福祉計画※策定の促進を図る。
- ボランティア体験事業等を通じて、ボランティアやNPO活動の促進を図るとともに、町社会福祉協議会の基盤強化等に努める。

(イ) 教育及び人材育成

A 教育

(A) 学校教育の充実

- 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に努めるとともに、地域の伝統・文化や豊かな自然を生かした体験活動を取り入れるなど、特色ある教育活動の充実を図る。

また、学校間の交流学习を促進するとともに、1人1台端末を活用し「学習者主体の授業」の推進や児童生徒の次世代に求められる情報活用能力の育成を図る。

- 小中学校の校舎やへき地教員宿舎等については、計画的な老朽化対策を促進するとともに、県立学校の校舎等についても同様に整備を推進する。
- 高等学校においては、中学校1校との連携型中高一貫教育を推進し、教員の相互乗り入れ授業、郷土学習等の地域特性を生かした特色ある教育活動を通し、6年間の教育課程のあり方、進路指導等の改善・充実を図る。

また、学校が地域や家庭と連携しながら、「社会に開かれた教育課程」の実現を目指すとともに、教員の授業改善及び生徒の自己学習力や学ぶ意欲の向上など学力向上に向けた総合的な取組を推進し、将来の地域産業を担う人材の育成を目指し、高校生のインターンシップや企業等による出前講座等の取組を促進する。

- 特別支援教育※については、県立大島特別支援学校のセンター的機能※の充実を図りながら、個別の教育支援計画等に基づき、特別な教育的支援を必要とする幼児・児童・生徒の一人一人の教育的ニーズに応えるために、関係機関が連携・協働して体制整備を推進する。

また、特別支援学校高等部支援教室の充実に努める。

- 国内外の大学等が行っている無料オンライン講座等の遠隔教育の利用促進を図るため、その普及啓発に努める。

(B) 生涯学習の充実

- 生涯学習や地域文化振興の拠点となる公民館、図書館、文化会館等の機能の充実と整備を促進する。
- 奄美の産業・文化の調査・研究を含む、県立短期大学の教育研究活動の具体的な内容を積極的に地域発信する奄美サテライト講座を開講することにより、学習の場を提供する。
- かがしま県民大学中央センター、市町村、大学等と連携して、障害の有無にかかわらず、多様化・高度化する県民のニーズに対応した学習機会を提供する。
- 県子ども読書活動推進計画※に基づいた取組を促進する。
- 地域における生涯スポーツの振興とスポーツ実施率の向上を図るため、スポーツ・レクリエーション活動を積極的に促進して、地域住民のスポーツ活動への参加意欲を喚起するとともに、地域の実態に即した公共スポーツ施設の整備を促進する。

B 人材育成

(A) 地域を支える人材の育成・確保

- 将来の地域産業を担う人材の育成を目指し、高校生のインターンシップや企業等による出前講座等の取組を促進する。
- 青少年の自立の精神と豊かな感性のかん養、国際的感覚やふるさとを愛する心の醸成を目的とした青少年育成県民運動を家庭・学校・職場・地域等が一体となって積極的に推進する。
- 離島においても高等教育の受講を可能とする遠隔教育について、本土と同等の教育環境の整備を促進する。
また、高等教育機関や試験研究機関の設立に係るその他の動きがある場合は、必要な情報共有や支援等について検討する。
- かがしま県民大学中央センターや県立奄美図書館等の機能を生かして、多様化・高度化する県民のニーズに対応した学習機会を提供する。

(B) くらしを支える人材の育成・確保

- 地域の保健・福祉・医療を確保するため、医師をはじめとした医療従事者や福祉・介護人材、保育人材の育成や安定的確保に努める。

また、地域において、社会貢献活動を担うボランティア、NPO等の人材育成を促進する。

- 地域の伝統文化を担う人材の育成を図るため、喜界島固有の郷土芸能や伝統行事等に触れる機会の確保に努めるとともに、その保存・継承を促進する。
- 環境教育・環境学習等を推進し、地球環境を守るかごしま県民運動※を進める人材の育成を図る。
- 希少野生動植物等について適切な知識を有するガイド等の人材育成を促進する。

(C) 産業を支える人材の育成・確保

- 担い手の確保・育成については、就農相談活動の実施、国の新規就農者育成総合対策の活用により新規就農者を確保する。

喜界町の営農支援センターや先進農家での研修を通じた新規就農者の育成を推進する。喜界町担い手育成総合支援協議会の経営改善支援活動により、農業法人を含む認定農業者※の確保・育成を図る。

また、家族経営協定の締結や地域農産物を利用した農産物加工・販売等の起業活動を促進するなど女性が能力を発揮できる環境整備を促進する。

- 水産業における人材育成については、新たな担い手の確保を図るため、就業相談や研修を行うとともに、意欲と能力のある担い手の育成や経営改善を図るため、漁業研修制度や制度資金の充実、中核的な漁業者や漁協青壮年部、女性グループ等の育成や活動を促進する。
- 地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出し、地域の担い手を確保する、特定地域づくり事業協同組合の設立・運営を支援することで、産業人材の確保を図る。
- 新事業の創出や起業化の促進、製造業を支える人材の育成など、関係機関と連携を図りながら、起業家や中小企業等の人材育成を図る。
- 産業の振興を支える人材を確保するため、若年者等の県内定着の促進、Uターン※の促進、外国人材を含めた多様な人材の活躍支援等を図る。
- 奄美特有の観光資源を活用した地域観光（エコツアーガイド※認定制度による質の高いサービス提供等）を担う人材を育成する。
増加が見込まれる外国人観光客等への対応については、奄美群島地域通訳案内士※等の育成・確保を促進する。

(ウ) 生活環境

A 水道

- 安全で安定した生活用水の確保による快適な生活環境を維持するため、新たな水源の確保や老朽化施設の更新及び耐震化を図るとともに、広域的な連

携を促進する。

B 都市基盤

- 生活排水等の適正処理を図るため、地域の実情に合った生活排水処理施設の整備を促進する。併せて、老朽化した施設の計画的な改築を行うことで機能維持を図る。

C 住環境の整備

- 公営住宅については、住まいのセーフティネット※としての基本的な役割を踏まえつつ、地域の実情や課題に応じた良質な住宅の供給を図るため、建替や住戸改善等の手法を適切に選択しながら、住宅の長寿命化と良質なストックの維持に努める。

また、市町村に対し空き家活用についての情報提供やセーフティネット住宅への改修支援を行うとともに、民間事業者へは住宅セーフティネット制度の普及啓発を図り、公営住宅を補完する住まいの確保に努める。

D 安全・安心まちづくりの推進

- 犯罪の未然防止や交通安全思想の普及啓発に努めるとともに、通学路等の交通安全施設についても計画的な整備を進める。

E 地域環境の保全

- 良好な地域環境を維持するため、町と連携を図りながら、大気環境や水環境の保全及び騒音や悪臭等の防止に努める。
- 海岸漂着物対策については、「県海岸漂着物対策推進地域計画※」に基づき、関係機関との連携を図りながら、海洋プラスチックごみなどの海岸漂着物の円滑な処理等を推進する。
- ヤンバルトサカヤスデについては、効果的な駆除方法やまん延防止対策、環境整備等について普及啓発を図る。

F 循環型社会の形成

- ごみ処理については、最終処分場を整備中であり、ごみの減量化・リサイクルを引き続き促進していく。

また、家電リサイクルについては、引き続き町・関係団体と連携しながら、指定引取場所の設置や海上運搬経費に対する支援制度の円滑な実施等の促進を図るほか、自動車リサイクルについても、海上運搬経費に対する支援制度の円滑な実施の促進を図る。

小型家電リサイクルについては、回収体制の整備など、その円滑な実施の促進を図る。

ごみの不法投棄については、住民や排出事業者等に対する意識の啓発、不適正処理に関する監視指導の徹底など適正処理の推進を図る。

- し尿処理については、し尿と生活雑排水を同時に処理する合併処理浄化槽※の整備を促進する。併せて、老朽化した施設の計画的な改築を行うことで機能維持を図る。
- 産業廃棄物については、廃棄物の減量化・リサイクルを推進するとともに、

産業廃棄物処理施設の整備を促進する。

また、家畜排せつ物については、処理施設の整備を進め、適正処理の徹底に努めるとともに、堆肥としての利活用を促進する。

さらに、建設廃棄物については、発生量の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底に努める。

G 自然環境配慮型・自然再生型公共事業等の実施

- 道路、河川、農業農村整備など公共事業の実施に当たっては、奄美群島の自然環境の保全を図るため、「公共事業における環境配慮指針※」等に基づく野生生物の生息・生育・繁殖環境や良好な景観の形成に配慮した自然環境配慮型公共事業の取組を推進し、また、自然再生推進法に基づく自然再生型公共事業※の導入可能性の検討等を行う。

さらに、赤土等流出防止対策については、公共事業等の各段階での対策、各種防止技術の調査研究及び開発事業者や施工業者等への啓発、指導徹底を図る。

また、農用地等からの流出防止の必要性等についても、農業者や地域住民等に対する普及啓発を図る。

(I) 資源・エネルギー

A 水資源

- 既存水源の有効利用を図りながら、地下ダムの建設や老朽化したため池等の改修を推進し、水資源の安定確保に努めるとともに、地下水や湧水の保全を積極的に図る。
- 多様な森林整備を行い、水源かん養機能の強化を図る。

B 再生可能エネルギー

- 今後の研究開発の状況等を踏まえつつ、自然公園等の保護地域や希少な動植物等への影響にも十分配慮し、鹿児島県再生可能エネルギー導入ビジョン2023※に基づいて、地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入を促進するため、民間主体の取組に対する施策の充実を図る。

C 電力

- 電力の需給状況等の的確な把握に努め、電力の安定供給の確保を促進する。

カ 地域主体の取組の促進

(7) 共生・協働の地域社会※づくり

- 地域コミュニティ、NPO、企業などの多様な主体が連携・協力し、地域で支え合う奄美の良き伝統や地域資源を生かしながら、地域課題の解決や地域の豊かな未来づくりに向けて、ビジネスの手法も活用した持続可能な取組が活発に行われる地域社会の形成を促進する。

5 徳之島の振興方策

(1) 地域の概要

徳之島は、航路距離で本土から492km、奄美市名瀬から109kmの奄美大島の南西海上に位置し、面積は約248km²と奄美大島に次いで大きな島である。山脈が島を東西に分断しており、3町に約2万2千人が居住している。航空路では、鹿児島空港と1日4往復、奄美空港と1日2往復、沖永良部空港と1日1往復の定期便で結ばれており、航路では、亀徳港には奄美大島や沖永良部島等と毎日上下1便ずつの定期船が就航しているほか、平土野港は古仁屋港等と週5便の定期船で結ばれている。

耕地面積は奄美群島中最大で、さとうきびを中心に野菜、畜産との複合経営が営まれており、さとうきびの生産量及び肉用子牛の取引頭数は奄美群島全体の約5割を占めている。また、平成27年度には、国営かんがい排水事業による徳之島ダムが完成したことから、畑かんによる高付加価値農業への展開が期待できる。水産業では、カツオ・マグロ類、ソデイカ、瀬物類等を対象とした一本釣り漁業、あおさ養殖業などが営まれている。

(2) 施策の展開

ア 移住及び定住を促進するための方策

(ア) 産業の振興

A 農業

- 農業は、徳之島の発展・振興のため重点を置くべき産業であり、さとうきびを中心に、肉用牛、ばれいしょやかぼちゃ等の野菜、たんかんやマンゴー等の果樹、トルコギキョウ等の花きを組み合わせた農業の振興を図る。

なお、施策の詳細については、ウ(ア)Aにおいて記載する。

B 観光産業

- 観光は経済的に裾野が広く、多くの産業分野に波及効果をもたらす産業であり、徳之島の地理的・自然的特性を生かすことができることから、地域資源を生かした観光施策の展開を図る。

なお、詳細な施策は、ウ(ア)Bにおいて記載する。

C 情報通信産業

- 光ファイバなど、地域の特性や実情に応じた情報通信基盤の利活用を促進するとともに、適切な維持管理の確保を図る。
- 地域公共ネットワーク※など公共の情報通信基盤の整備促進及び適切な維持管理の確保を図る。
- 公衆無線LANについては、外国人観光客の誘客などの観光面や、災害時の情報連絡手段など防災面での活用を図るため、主要な観光・防災拠点における整備を促進する。
- 携帯電話について、次世代高速通信サービスの導入を促進する。
- 高度なICT利活用能力を有する人材の育成や住民のICT利活用能力向上による情報格差の解消を行うことで、新たな企業立地や地元企業の育成を促進する。

さらに、中小製造業者に対しては、関係機関と連携しながら、IoT・AI等を活用した生産性向上に向けた取組を推進する。

- 地上デジタル放送施設の維持管理・更新等に係る住民や放送事業者の負担の軽減を図るとともに、ラジオの難聴取の解消を促進する。
CATV※が整備されている地域については、メディアの特性等を生かして地域の情報通信手段としての機能の維持・向上を図る。

D 地域の特性を生かした産業の振興

(A) 水産業

a 沿岸・沖合漁場の整備開発

- 周辺海域における漁業資源の有効利用を促進し漁業生産力の向上を図るため、魚礁、浮魚礁設置による沿岸・沖合漁場の整備、瀬物類をはじめとした水産資源の管理等を推進する。

b 漁場環境の保全

- 陸上から流出する赤土や海域からの漂着油等による漁場汚染の防止に努めるほか、ホンダワラ類等の藻場造成手法の調査研究を進め、藻場を再生するとともに、水産生物の産卵場・育成場を造成することで漁場環境の保全・回復を図る。また、サンゴ礁周辺の漁場を守るため、オニヒトデの駆除対策等を支援する。

c 漁港の整備

- 漁港については、漁船が安全に係留・停泊できるように、防波堤や物揚場等の整備や既存施設の長寿命化対策※等を推進する。

d 漁船漁業の振興

- 周辺海域における漁場及び資源の調査、漁場の造成や漁港整備、浮魚礁の積極的な利用や新しい漁具・漁法の導入を推進するとともに、スマート水産業の普及に努め、漁業生産力の向上を図る。

漁業資源の適切な管理と有効利用のため、資源の維持・回復への取組を推進するとともに、操業に支障を及ぼすサメの被害対策を促進する。

- 遊漁船業等の海洋レクリエーションや水産資源を活かした体験ツアーの確立等による漁家所得の向上を促進する。

e 栽培漁業の推進

- スジアラ等の地域特産種の種苗生産及び放流事業化の検討と併せ、地元における資源の適正管理を推進する。

f 海面養殖業の振興

- ヒトエグサ養殖業の振興を図る。

g 流通の合理化、消費の拡大

- 水産物を消費地へ送る際の輸送コスト支援、共同出荷による輸送の合理化、高鮮度流通に必要な施設の整備等を支援することにより、島内外での消費拡大を図り、漁家所得の向上を促進する。

- 島内消費の拡大を図るため、加工展示販売施設の整備や魚食普及活動※、地産地消の取組を促進する。

h 水産加工業の振興

- 消費者や観光客等のニーズに対応した水産加工品の商品化及び安定生産に取り組むとともに、販売体制の整備や物産展等への参加など、島内外で販路拡大を促進する。

i 担い手の確保・育成

- 新たな担い手の確保を図るため就業相談や研修を行うとともに、意欲と能力のある担い手の育成や経営改善を図るため、漁業研修制度や制度資金の充実、中核的な漁業者や漁協青壮年部、女性グループ等の育成や活動を促進する。

j 漁業協同組合の育成強化

- 漁業協同組合がその役割を十分発揮できるよう、県漁業協同組合連合会など系統組織と連携しながら、経営基盤の強化、役職員の資質の向上を図るとともに、漁協合併に向けた取組を促進する。

k 漁村の生活環境の向上と活性化

- 安全で快適な漁村の実現を図るため、生活環境施設や防災安全施設等の整備を促進するとともに、地域水産物の直販施設の整備や徳之島の水産資源を活かしたブルー・ツーリズム※等により漁村の活性化を図る。

(B) 林業

a 森林整備の推進

- 森林の有する多面的機能を高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持造成を推進する。
- 松くい虫被害対策を講じるとともに、島外からの被害材持ち込み等に対する監視を継続する。

b 林業生産基盤の整備

- 自然環境への影響に十分配慮し、必要に応じ、林道の開設や既設林道の改良・舗装を実施する。

c 木材生産・加工・流通体制の整備

- 森林の保全と利用の調和に配慮し、効率的かつ安定的な木材生産体制の整備や建築内装材、家具用材等への利用を促進する。

d 特用林産物の振興

- しいたけ等の生産体制や集出荷体制を整備するなど、地域特性を生かした特用林産物の産地づくりを推進する。

e 担い手の確保・育成

- 林業技術研修制度を通じ、林業就業者等の確保・育成を推進するとともに、森林組合については、多様な連携手法による経営基盤の強化を促進し、組合員の負託に応え得る健全な自立的経営の確立を図る。

f 森林とのふれあいの推進

- 徳之島の自然や景観を生かした森林の整備・保全を図るとともに、地域

住民等の憩いの場等としての利用を促進する。

また、森林ボランティア※の育成など体験学習等の支援体制を整備するとともに、小・中学生等を対象とした森林環境教育を推進する。

g 新たな森林資源の利用及び保全に関する調査研究

- 亜熱帯林の保全・管理や奄美産材の有効利用に関する調査研究を推進する。

(C) 商工業

a 工業

(a) 特産品

- 奄美黒糖焼酎については、国内では首都圏や東北を重点的に、若者をターゲットにしたプロモーションや大手酒販店等と連携した消費拡大キャンペーン等を展開するとともに、地域商社等と連携した域外への商流構築に向けた取組などにより、認知度向上と販路拡大を図る。

また、海外においても、米国、EU、アジアを重点的に、世界の酒類業界関係者へ奄美黒糖焼酎の特長や魅力を発信するとともに、輸出商社等と一体となった営業活動を展開し、輸出促進を図る。

さらに、国内外の嗜好やニーズに対応した商品開発、島内産黒糖の使用による付加価値の高い商品作りや海外でも認知しやすい統一したラベル表示などを行い、ブランド力の向上を図る。

加えて、焼酎蒸留廃液の農地還元以外の処理システムの確立及び有効活用を促進する。

- 農林水産物を利用した加工品の開発・商品化を促進するとともに、物産展・インターネット等を活用した販路拡大を図る。
- 奄美群島成長戦略ビジョン2033※などを踏まえ、奄美群島が一体となって、奄美群島ブランドの確立を目指し、奄美群島の情報発信等の取組を促進する。また、鹿児島ブランド支援センターやかごしまの新特産品コンクール等を活用し、新たな商品の開発や商品の改良を促進するとともに、EC※サイトの活用や大消費地での商談会、展示会などへの出展、地域商社等と連携した域外への商流構築に向けた取組などにより販路の拡大を図る。

(b) 企業立地

- かごしま製造業振興方針※（令和3年3月改訂）に基づき、付加価値・生産性の向上や新産業分野への参入、販路開拓、人材確保・育成等の支援を行う。また、県と市町村が一体となって、特色ある農林水産資源を生かした食品関連産業、地理的制約を受けにくい情報通信関連産業、伝統ある本場奄美大島紬を生かした繊維関連産業など、奄美地域の優位性を生かせる業種、またはハンディキャップの克服が可能な業種の企業立地の促進を図る。

奄美地域の強みである地域資源を活用した地元企業による新たな事

業展開や新事業の創出などを促進する。

b 商業

- 消費者ニーズへの対応や空き店舗対策, 買物弱者対策など地域課題の解決に向けた取組などへの支援を行い, 地域と一体となった魅力ある商店, 商店街づくりを促進するとともに, 観光客や島外の顧客をターゲットにするなど, 観光産業とも連携した特産品の開発と販売を促進する。

c 中小企業

- 少子化・高齢化による需要の変化など, 社会経済の変化に対応した新事業の創出やI・O・T・A・I等を活用した県内中小企業の生産性向上等を促進するとともに, 意欲ある中小企業者の経営革新への取組等を商工会議所及び商工会並びに金融機関と連携し, 支援する。
- 経営革新等に取り組む中小企業者を支援するため, 県中小企業融資制度※や中小企業経営革新支援制度※の活用を促進するとともに, (公財)かごしま産業支援センター, 商工会議所及び商工会など, 関係団体における支援事業の充実や人材育成のための研修会の開催などの事業活動の促進を図る。
- 中小企業者の事業再生・事業承継・経営改善への支援については, 中小企業者の持続的発展及び地域経済の活性化が図られるよう, 県中小企業融資制度※や各種支援制度の活用を促進するとともに, 金融機関, 商工団体等と連携強化を図る。

d 起業支援

- 新たな雇用の創出や地域の活性化等を図るため, 起業または事業拡大を行う場合などの設備資金・運転資金に対する支援を行うとともに, 関係機関の連携による総合的な支援体制の充実・強化を図り, 地域における起業を促進する。
- 若者や女性等による新たな視点からの起業を促進するとともに, 県工業技術センターによる地域資源の高度利用に関する研究を推進し, 地域起業への移転・実用化を進めるなど, 奄美群島内の豊かな地域資源を生かし商品開発等の取組を支援することにより, 起業化や新分野展開への取組を促進する。
- 中小企業者の起業や新分野への進出, 規模拡大を目指すための研究開発や設備投資等の取組を支援する。

(D) 雇用, ワーク・ライフ・バランス

- 地元企業の人材確保のため, 働き方改革を推進し, 企業における多様な働き方が可能な雇用環境の整備を促進することにより, ワーク・ライフ・バランス※の実現を図る。
- 地域の特性を生かした農林水産業や観光の振興及び, 奄美黒糖焼酎など地場産業の育成による地域経済の振興発展を図る。
- 県と市町村が一体となって, 積極的な誘致活動や, 立地環境の整備, 企業

立地優遇制度の拡充，人材確保の促進などにより，地域の特性を生かした企業立地の促進を図るとともに，地域の特性及び地元の創意を生かした産業の発展を支援する。

- 高度なICT利活用能力を有する人材の育成のほか，住民のICT利活用能力の向上を図り情報格差を解消することで，各種産業の企業立地や地元企業の育成，競争力の向上を図る。
- 各地域の「強み」である地域産業資源を活用した地元企業による新たな事業展開や新事業の創出などを促進することにより，地域経済の振興発展を図るとともに，県中小企業融資制度※や中小企業経営革新支援制度※の活用により，意欲ある中小企業者の経営革新等へ向けた取組を支援する。
- （公財）かごしま産業支援センターなど，地域の産業支援機関との連携を進め，起業化や新事業の創出に向けた総合的な支援体制の充実強化を図るとともに，県工業技術センター等による地域資源の高度利用に関する研究を推進し，関係機関と連携して開発した技術の普及を図ることなどにより，島内の豊かな地域資源を生かした起業化や新分野展開への取組を促進する。
- 地域雇用開発促進法※に基づく地域雇用開発助成金※（地域雇用開発コース）や地域雇用活性化推進事業※の活用により，雇用機会の拡充等に向けた取組を積極的に推進するとともに，労働者の雇用の安定と拡大を図るために，多様化している企業のニーズに対応した職業能力開発施策を展開する。
- 農業における雇用の創出については，かごしま農業経営・就農支援センターを活用した農業経営の法人化や経営継承，企業等の農業参入を促進するとともに，就業希望者への就農相談活動や，各町就農研修施設を活用した研修等の実施により新規就農者の確保・育成を図る。
- 水産業・林業における雇用の創出については，関係団体等と連携して，就業希望者への就業相談や研修を行うほか，新規就業者を対象とした技術研修等の実施により，新たな担い手の確保・育成を図る。
- 医療・福祉・介護事業における雇用の創出及び確保については，地域医療を担う人材や，福祉・介護ニーズに的確に対応できるよう人材の育成・確保に取り組むとともに，多様なサービス基盤の確保，民間事業者への事業支援，介護労働者の能力開発の支援，介護労働者の雇用管理の改善を推進する。
- 新事業の創出や起業化の促進，製造業を支える人材の育成など，関係機関と連携を図りながら起業家や中小企業等の人材育成を図る。

(イ) 移住・交流の促進

- 空き家の活用等により住宅を確保することや，移住に必要な情報を発信することなどにより，移住・定住を促進する。
- 移住希望者への情報発信にあたっては，就業の促進を図る必要もあることから，特定地域づくり事業協同組合や移住者による起業への支援制度等を紹介するとともに，地域コミュニティとの円滑な関係構築に向けた取組を進め，総合的な移住支援を展開する。

- 将来的な移住につなげるため、都市圏の企業等に勤務する専門人材に、リモートワーク※などにより副業・兼業人材として活躍してもらうほか、都市圏における潜在的な移住ニーズを掘り起こすために、航空会社と連携し、移住希望者をターゲットとしたキャンペーンを展開することなどにより、二地域居住※を促進することで、関係人口の創出を図る。

イ 世界自然遺産登録等を契機とした自然環境の保全と利用の両立及び文化の継承を図るための方策

(ア) 自然環境の保全に向けた施策の展開

A 国立公園等保護地域の保護と利用の両立

- 奄美群島国立公園について、国の管理運営計画等に基づき保全管理を推進するとともに、利用者の受入環境整備を進め、保護と利用の両立を図る。また、利用者負担を含め、自然環境の保全に係る財源の確保に向けた取組を促進する。

B 価値の維持

- 生態系及び生物多様性の確保に向けた希少種の保護対策については、奄美群島希少野生生物保護対策協議会※において関係機関との調整を進めつつ、その保護のための適切な施策を講じるとともに、モニタリング調査や情報発信等を行うなど、多様な自然の生態系を把握、保全するための取組を進める。

- 生態系及び生物多様性の保全のため、関係機関が連携し、アマミノクロウサギ等のロードキル（交通事故）や希少種の盗採等への対策の推進、外来種の対策として、シロアゴガエル、オオキンケイギク、アメリカハマグルマ等の駆除等を行うほか、ノイヌ、ノネコ等の対策として、飼養動物の適切な飼育管理の徹底を促進するとともに、捕獲等を含めた体制整備を進める。

サンゴ礁の保護・再生対策については、地域のボランティア、NPO等とも連携して、オニヒトデ等の駆除やモニタリング調査、環境学習等の促進を図る。

- 奄美野生生物保護センターと連携した希少種の生態や生息地等の調査・研究、外来種対策、保護思想の普及啓発等を総合的に推進する。

- 過去の人間の活動によって損なわれてきた自然生態系については、より健全なものに甦らせるための検討を行うとともに、自然公園等の保護地域以外においても、生態系及び生物多様性の保全を図る。

- 「奄美群島エコツーリズム推進全体構想※」に基づき、奄美群島エコツーリズム推進協議会による認定エコツアーガイド※の育成やツアーの受入体制の整備等を進める。

- 奄美の世界自然遺産※登録に伴う観光客数の増加による過剰利用を防止し、自然環境の保全と利用の両立を図るため、「奄美群島持続的観光マスタープラン※」に基づき、利用のルールの設定、必要な施設整備等の持続的な観光利用に向けた取組を促進する。

また、整備が予定されている徳之島の世界遺産センター等を活用し、関係機関で連携して世界遺産の価値の普及啓発や観光管理の情報発信等に努める。

このほか、世界自然遺産※地域として、その価値の重要性、保護すべき内容を島内外に情報発信し、普及啓発を図る。

- 世界自然遺産※に関心をもつ利用者に対し、奄美群島固有の自然と文化の魅力を生かした「世界自然遺産※ 奄美トレイル」や奄美群島国立公園の利用を促し、奄美群島全体の持続的な利用促進を図る。
- 各種事業の実施に当たっては、当該地域の多様で豊かな自然環境への影響に配慮して必要な措置を講じる。

C 共生ネットワークの形成

- 徳之島の多様で豊かな自然、その自然と深く関わりながら育まれてきた生活環境、歴史・文化、伝統技術・芸能、特産品等の奄美群島の「宝」を保全・活用するため、こうした「環境文化」をよく知る住民に対する聞き取りを行い、記録に努め、次世代を担う子どもたちに引き継ぐとともに、人と自然が共生する地域づくりにおいては、奄美群島自然共生プラン※に基づき、人と自然が共生するためのネットワークの形成を促進する。
- 奄美群島の自然と文化の関わりや、その多様性・由来等についての調査研究を推進し、知的情報の集積及び情報発信を図る。

(イ) 環境文化型の地域文化の継承

- 徳之島の風土に根ざした豊かな地域文化を振興するため、優れた芸術文化や固有の伝統文化に直にふれあう機会を創出するとともに、文化施設等の積極的活用を図る。
- 奄美の自然環境は、人々の暮らしや営みなど文化に深く関わっており、これらが調和した「環境文化」を奄美の魅力として守り、受け継いでいく必要がある。このため、次のような取組を推進する。

天然記念物の保護・管理や史跡の整備を促進するなど、地域の文化財の保存・活用及び愛護思想の普及・高揚を図る。

また、Uターンにもつながるよう、学校教育や社会教育の場で、島唄や八月踊りなどの伝統文化の保存・伝承及び伝統文化を披露する機会を創出する取組を進めるほか、体験交流や「世界自然遺産※ 奄美トレイル」の活用など、固有の文化等を継承・活用する活動を促進する。

(ウ) 登録効果拡大に向けた施策の展開

A 登録による効果の最大化に向けた取組の推進

- 世界自然遺産※登録を契機として、一体的に登録された沖縄等と連携して高付加価値旅行者を惹きつける観光地づくりを図りながら、観光客の誘致に取り組む。
- 奄美大島へのLCC就航等による交流人口の拡大を生かし、徳之島～奄美間をはじめとする奄美群島間の交通の利便性向上を図りながら世界自然遺産※登録の効果を奄美群島全体へ波及させる取組を推進する。
- 複数の世界自然遺産※登録地がある全国唯一の県であるメリットを生かし、鹿児島と屋久島、奄美群島、さらには沖縄県と連携した共同プロモーション等

を実施することにより、誘客促進・交流促進を推進する。

- 奄美群島間及び沖縄との航路・航空路の運賃軽減に取り組む。
- 国の高付加価値なインバウンド観光地づくり事業のモデル観光地として「沖縄・奄美エリア」が採択されたことから、沖縄県や国などと連携を図りながら、高付加価値旅行者を惹きつける魅力的なインバウンド観光地づくりの取組を推進する。

B 沖縄との交流・連携

- 地理的・歴史的・文化的につながりの深い沖縄県との県際交流を促進するため、交通や情報通信ネットワークの整備等の交流・連携の基盤づくりを促進するとともに、それぞれの地域の特色ある観光拠点を結んだ観光ネットワークの形成等を展開する。

特に、奄美・やんばる広域圏交流推進協議会※を中心に、地域の主体的な取組による官民挙げての交流・連携を促進する。

また、沖縄とも連携し、児童・生徒の教育や体験にも意義のある奄美群島と沖縄の世界自然遺産※を巡る修学旅行の誘致に向けた取組の検討を進める。

ウ 稼ぐ力の向上に向けた方策

(7) 効率的な外貨獲得策

A 農業の「稼ぐ力」の向上

(A) 担い手の確保・育成

- 担い手の確保・育成については、就農相談活動の実施、国の新規就農者育成総合対策の活用により新規就農者を確保する。

各町就農研修施設を活用した就農前研修や就農後の発展状況に応じた研修などによる新規就農者の育成を推進する。

また、新規就農者が経営発展に必要な施設や機械を整備しやすい取組を支援する。

各町担い手育成総合支援協議会の経営改善支援活動により、農業法人を含む認定農業者※の確保・育成を図るとともに、地域の将来の農業の在り方や農地利用の姿を明確化した「地域計画※」の策定・実現に向けた取組を推進する。

家族経営協定の締結や地域農産物を利用した農産物加工・販売等の起業活動を促進するなど、女性農業者が能力を発揮できる環境を整備する。

農業機械の共同利用組織や農作業の受託組織の育成など、高齢農業者も参加しやすい地域営農の取組や、障害者等の雇用・就労の場の拡大を通じた農業生産の拡大にもつながる農福連携の取組を推進する。

(B) 農地利用、基盤整備等

- 農地利用については、「地域計画※」の策定により目指すべき将来の農地利用の姿を明確化するとともに、所有者不明農地の貸借も含めた農地中間管理事業の活用や農業委員会による農地のあっせん活動などによる担い手への農地の集積・集約化の取組を加速化する。

また、農業委員会の農地パトロール等を通じて、農地の利用状況の把握に努めながら、各般の施策を活用した荒廃農地の発生防止・解消を推進し、優良農地の確保を図る。

なお、担い手が不足し、荒廃農地の多い地域等においては、企業等の農業参入を促進するとともに、簡易な基盤整備等の推進により荒廃農地の解消を図る。

- 農業生産基盤については、赤土流出防止など自然環境への影響に配慮し、生産性や収益力の高い農業の実現を図るため、ダムを活用した畑地かんがい施設、区画整理、農道、土層改良等の整備を推進するとともに、造成された土地改良施設のライフサイクルコスト※の低減や長寿命化を図るため、保全対策を推進する。

また、土地の有効利用を図るため、地籍調査事業を推進する。

(C) 付加価値の高い生産、販売、流通

- さとうきびについては、適期管理の励行や土づくりの推進、優良品種の普及、畑かんの水利用等による単収の向上に努めるとともに、労働力不足に対応した作業受委託調整センターの活用などにより、収穫面積の確保を図る。

また、製糖工場については、国内産糖の価格競争力の強化と労働力不足に対応するため、自動化設備の導入、多能工の育成などを促進する。

- 野菜、果樹、花きについては、栽培技術の高位平準化や畑かんの水利用による生産性の向上を図りながら、生産・流通コストの軽減やハウス施設の整備、農業機械の導入による労力の省力化、防風対策等を講ずることにより産地育成を総合的に支援する。

また、野菜については、ばれいしょ・かぼちゃ等の産地拡大を推進する。特に、かごしまブランド※団体が認定されているばれいしょは、本県リレー出荷の主要産地となっており、そうか病・疫病の適期防除や優良種芋の確保等による安定生産を図る。

さらに、果樹、花きについては、たんかんやマンゴー、ピタヤ、トルコギキョウ等の栽培技術の向上、各種事業を活用した施設整備等の取組を支援する。

- 茶については、品種の特性を生かせる発酵茶などの生産技術の確立に取り組むとともに、機能性を生かした商品開発や販路拡大への取組を推進する。

ごま、落花生については、栽培技術の向上等による安定生産を図る。

- 肉用牛については、さとうきびや園芸等との複合経営を基本とした繁殖経営を育成するため、規模拡大、飼料生産基盤の整備、優良品種導入等による暖地型牧草の単収向上や耕畜連携等による自給飼料増産、哺乳ロボットや分娩監視システム等のスマート畜産技術の導入、ヘルパー組織やコントラクター※の育成による省力化を推進するとともに、奄美群島唯一のTMR

センターを活用して、さとうきび副産物や自給粗飼料を用いた低コスト飼料の生産・利用拡大を図る。

また、生産性の向上を図るため、繁殖技術の向上による分娩間隔の短縮や子牛育成技術の向上による一日平均増体重の改善など子牛の商品性向上に努める。特に、優良血統、優良体躯の繁殖雌牛増頭を図るとともに、生産牛の更新を推進し畜産経営の維持支援に努める。

さらに、家畜衛生対策の徹底による家畜疾病の発生とまん延防止に努めるとともに、家畜排せつ物の適切な管理等による環境と調和した畜産経営の実現を図る。

○ 農畜産物の販路拡大については、安心・安全で品質の良い県産農畜産物の更なるブランド力の向上に向けて、EC※サイトなどを活用し、かごしまブランド※産品や県オリジナル品種、希少性の高い品目などの新たな販路拡大のための環境整備を図る。

○ 農畜産物の輸送については、フリーザーコンテナ※及び集出荷予冷施設の効率的活用を図るなど、鮮度保持対策と新鮮な農畜産物を迅速に低コストで輸送する体制の確立に努めるとともに、台風等の荒天時における農畜産物の出荷対策を強化し、廃棄ロスを減らすため、予冷施設等の整備を支援する。

また、輸送コストの支援については、流通条件の不利性を改善し、引き続き本土産地と同一条件を整えるとともに、支援対象に沖縄本島への出荷分や畜産物を追加するなど制度を拡充し、生産振興計画に基づく生産基盤の強化を促進する。

○ 農産物の付加価値向上については、大隅加工技術研究センターにおける新たな加工技術の開発や加工技術の習得のためのセミナーを開催するとともに、開発した商品の商談機会や販売機会の提供による販路開拓、さらには市町村と連携した加工施設の整備促進や、熱帯果樹等を活用した6次産業化※等を推進し、生産者所得の向上を図り、地域の雇用確保や活性化を図る。

(D) 生産性の向上

○ 農業技術の開発については、亜熱帯果樹・さとうきび・野菜・花きなどの栽培技術や病害虫防除技術、スマート農業機器を活用した省力化技術、土壌管理技術の研究のほか、在来種を含む地域特産物の新用途や商品化のための技術開発、気候変動の影響を緩和する技術や重粘土壌※に対応できる技術開発を推進するとともに、高度化・多様化する研究ニーズに対応する研究設備・施設の充実・強化を計画的に進める。

また、新技術、新品種の普及・定着に向け、地域特性を生かした効率的・効果的な普及指導活動を展開する。

○ 省力化や高品質生産に向けて園芸品目やさとうきびにおけるドローンを活用した農薬散布や畜産における発情発見装置、GNSSトラクタ※など、ロボット技術やICT等を活用したスマート農業の導入・普及を推進する。

- 特殊病害虫※対策については、ミカンコミバエやカンキツグリーニング病※等の侵入警戒及び侵入確認時の防除対策に努める。
- 鳥獣被害防止対策については、市町村鳥獣被害対策実施隊※の活動を支援するとともに、「寄せ付けない」、「侵入を防止する」、「個体数を減らす」の3つの取組をソフト・ハード両面にわたり総合的に推進する。
また、野生鳥獣の獣肉（ジビエ）の地域資源としての利活用を推進する。

(E) 農業災害対策

- 農業災害対策については、低コストで災害に強いハウス施設、平張施設※や防風林等の積極的な整備促進を図るとともに、農地・農村の防災・減災対策については、ため池、排水施設や海岸保全施設※整備等のハード対策やハザードマップの作成等のソフト対策を推進する。
- 農業制度資金については、災害が発生した際に、日本政策金融公庫や他の民間金融機関と連携して、被災農家の経営再建を支援する農業制度資金の円滑な融通と既貸付金の償還条件の緩和を図る。
また、関係機関と連携して農業保険（農業共済及び収入保険※）への加入と災害が発生した際の共済金の早期支払いを促進する。特に、基幹作物であるさとうきびについては、農業保険の加入率が低いことから、更なる加入推進を図る。

(F) 農業団体

- 農業協同組合については、産地の維持・拡大を図るため、営農指導体制の強化、スマート農業や労働力確保対策の強化、ブランド力の向上等、将来を見据えた農業振興の取組を促進する。
- 農業共済組合については、効率的な業務運営を推進するとともに、農業保険（農業共済及び収入保険※）への加入推進等に取り組む。

(G) 安心・安全な農産物の安定供給

- 安心・安全な農畜産物の安定供給については、農業による環境への負荷を軽減するため、IPM（総合防除）の推進による化学合成農薬の使用量低減や、家畜排せつ物を原料とする良質堆肥による健全な土づくりなど、みどりの食料システムの実現に向けた取組を推進するとともに、「かごしまの農林水産物認証制度（K-GAP）※」などのGAP※の普及推進により、食の安心・安全の確保を図る。

(H) 農村の振興

- 農村の振興については、集落住民の自主的な話し合い活動を基本に、NPO法人など地域内外の活力も活用した共生・協働の農村（むら）づくり運動※を推進するとともに複数の農村集落の機能を補完する農村型地域運営組織（農村RMO）の形成等の取組を支援し、豊かな自然や伝統文化を生かしながら、地域住民がゆとりとやすらぎを実感できる農村社会の維持・発展を図る。
- 農地等を保全する地域ぐるみの水土里サークル活動（多面的機能支払交

付金)※を推進し、国土保全や水源かん養、景観形成など農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮を図る。

- 都市と農村の交流については、豊かな自然や伝統文化、亜熱帯性の気候を生かした多彩な農業・農産物など、奄美地域ならではの魅力の発信や、農産物直売所、体験施設、農家民宿などを活用したグリーン・ツーリズム※等の充実を図るとともに、農山漁村滞在型観光をビジネスとして実施できる「農泊※」の受入体制を強化し、観光産業とも連携した農林水産業等の体験・交流を推進する。

B 観光の「稼ぐ力」の向上

(A) 観光資源持続可能な活用と観光消費額の増加

- 観光事業者等のおもてなしの向上、観光案内機能の充実、島コーディネーター※の活用、観光ガイドや奄美群島地域通訳案内士※等の人材の育成・確保や組織化など、観光客の受入体制の整備・強化を図る。
- 奄美群島間や沖縄間の交通の利便性向上を図りながら、「世界自然遺産※奄美トレイル」を活用するなどして、世界自然遺産※登録の効果奄美群島全体へ波及させる取組を推進する。
- 持続可能な観光を推進するため、世界自然遺産※登録地・国立公園などの優れた自然環境や、住民が自然とかかわり、相互に影響を加え合いながら形成、獲得してきた環境文化などの保全を図る。

奄美群島の魅力や特性を生かし、奄美のブランド化を図りながら、入込客数のみを意識することなく、適切なターゲット設定を行った上で、国内外からの誘客施策や一人あたり観光消費額増加に向けた施策を展開する。

- 暖かい気候を生かしたスポーツ合宿の誘致を図るとともに、天城クロスカントリーパーク等でのマラソン、駅伝、トライアスロン大会等の各種スポーツイベントや闘牛大会など個性豊かな各種イベントの開催等を促進する。
また、島民の積極的なスポーツ参加の促進やスポーツ水準の向上に取り組むほか、パラスポーツの普及を目的とする施設のバリアフリー化推進など必要な環境整備を行う。

(B) 観光施設等の受入体制の整備

- 与名間海浜公園や畦プリンスビーチ海浜公園、瀬田海海浜公園など海洋性レクリエーション施設や、地域文化情報発信施設「徳之島なくさみ館」などの活用を図るとともに、滞在型・着地型観光に対応した観光施設等の整備を進めながら、金見崎ソテツトンネルや犬田布岬など、個性ある地域資源を組み合わせた周遊観光ルートづくりに努める。
- 観光客が目的地に円滑に移動できるよう、観光案内標識等を整備するとともに、沿道には、景観及び自然環境に配慮した植栽等を行い、地域住民との協働による適切な維持管理の下に快適性の向上を図る。
- 観光事業者等のおもてなしの向上、観光案内機能の充実、島コーディネーター※の活用、観光ガイドや奄美群島地域通訳案内士※等の人材の育成・確

保や組織化など、観光客の受入体制の整備・強化を図る。

- 新たな観光ニーズにも対応した質の高い施設整備を促進しながら、景観及び自然環境に配慮した観光客の受入体制を整備・強化することにより、観光地の高付加価値化を図る。

(C) 観光交通体系の整備

- 航空路線については、県管理空港の着陸料軽減や運航費補助などにより、奄美～各島間路線等の維持・確保を図るとともに、「奄美群島振興交付金」を活用し、航空会社と連携したプロモーションを実施することで、同島の交流人口拡大を図ってきたところであり、引き続き、路線の維持・確保を図りつつ、交流人口の拡大に向けた施策を実施することで路線の拡充を図る。

特に、沖縄と奄美群島間の交流の一層の拡大を図るため、航空会社との連携に加え、沖縄県との共同プロモーション等の実施により交流人口の拡大を図ることで路線の拡充に向けた取組を推進する。

- 奄美群島内外を結んだ周遊型観光を促進するため、空港・港湾等の交通拠点の整備を推進する。
- 奄美群島内の島々を観光船等で周遊できるクルージングネットワークの形成を図る。
- 空港や港と島内の観光地を結ぶ循環道路等の整備を引き続き推進する。
主要観光ルート、休憩展望等のための駐車場や公衆トイレ等を整備するほか、奄美群島らしい景観が保全されるよう路傍植栽等の管理に努める。

(D) 国内外に向けた魅力ある観光情報の発信

- デジタル技術を活用したマーケティング結果に基づき、戦略的かつ効果的なプロモーションを行うことにより、国内外への魅力ある観光情報の発信に努める。

奄美パークを奄美群島全体の観光・情報発信の拠点として活用する。

- 首都圏をはじめ、直行便のある地域等での観光展や旅行会社等へのセールスの実施、奄美群島への旅行会社等の招請、航空会社や旅行会社とタイアップした奄美群島各島の周遊ツアーや沖縄等と組み合わせた広域的な旅行商品の造成支援等を進め、徳之島の認知度向上とともに、更なる誘客を図る。

(E) 地域産業との連携

- 農林水産業や奄美黒糖焼酎等の特産品の地場産業と連携し、多彩なプログラムの提供等による体験型観光の推進や、地元農林水産物を活用した特産品、土産品の開発・提供を促進する。

(F) 外国からの観光客誘致に向けた観光施策の推進

- 今後増加が見込まれるアジアをはじめとする海外からの観光客を視野に入れ、多言語によるインターネット等での情報発信や外国語併記の観光案内標識等の設置を推進する。

(G) 持続可能な観光の推進体制の整備

- 持続可能な観光を推進するために必要な自然環境や文化の保全、観光客の

受入環境整備等に活用できる財源について、利用者負担を含め、確保を図るための方策を検討する。

C ものづくりの「稼ぐ力」の向上

(A) 奄美黒糖焼酎

- 奄美黒糖焼酎については、国内では首都圏や東北を重点的に、若者をターゲットにしたプロモーションや大手酒販店等と連携した消費拡大キャンペーン等を展開するとともに、地域商社等と連携した域外への商流構築に向けた取組などにより、認知度向上と販路拡大を図る。

また、海外においても、米国、EU、アジアを重点的に、世界の酒類業界関係者へ奄美黒糖焼酎の特長や魅力を発信するとともに、輸出商社等と一体となった営業活動を展開し、輸出促進を図る。

さらに、国内外の嗜好やニーズに対応した商品開発、島内産黒糖の使用による付加価値の高い商品作りや海外でも認知しやすい統一したラベル表示などを行い、ブランド力の向上を図る。

加えて、焼酎蒸留廃液の農地還元以外の処理システムの確立及び有効活用を促進する。

(B) その他の特産品

- 奄美群島成長戦略ビジョン 2033※などを踏まえ、奄美群島が一体となって、奄美群島ブランドの確立を目指し、奄美群島の情報発信等の取組を促進する。また、鹿児島ブランド支援センターやかごしまの新特産品コンクール等を活用し、新たな商品の開発や商品の改良を促進するとともに、EC※サイトの活用や大消費地での商談会、展示会などへの出展、地域商社等と連携した域外への商流構築に向けた取組などにより販路の拡大を図る。

(イ) 域外への資金流出を防止するための方策

A 再生可能エネルギー導入の促進

- 今後の研究開発の状況等を踏まえつつ、自然公園等の保護地域や希少な動植物等への影響にも十分配慮し、鹿児島県再生可能エネルギー導入ビジョン 2023※に基づいて、地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入を促進するため、民間主体の取組に対する施策の充実を図る。

B 食育及び地産地消の促進

- 食育・地産地消については、農林漁業体験や奄美の食材を使った郷土料理の調理体験などを通じて、地域の農林水産業への理解と食文化の継承を推進する。

また、学校給食等における地域食材の活用を促進する。

C 高等教育機関の設置

- 高等教育機関や試験研究機関の設立に係る動きがある場合は、必要な情報共有や支援等について検討する。

(ウ) 域内における経済循環を促進するための方策

A 産業を支える人材の確保・育成

- 各地域の「強み」である地域産業資源を活用した地元企業による新たな事業展開や新事業の創出などを促進することにより、地元経済の振興発展を図るとともに、県中小企業融資制度※や中小企業経営革新支援制度※の活用により、意欲ある中小企業者の経営革新等へ向けた取組を支援する。
- 農業における雇用の創出については、かごしま農業経営・就農支援センターを活用した農業経営の法人化や経営継承、企業等の農業参入を促進するとともに、就業希望者への就農相談活動や、各町就農研修施設を活用した研修等の実施により新規就農者の確保・育成を図る。
- 水産業・林業における雇用の創出については、関係団体等と連携して、就業希望者への就業相談や研修を行うほか、新規就業者を対象とした技術研修等の実施により、新たな担い手の確保・育成を図る。
- 医療・福祉・介護事業における雇用の創出及び確保については、地域医療を担う人材や、福祉・介護ニーズに的確に対応できるよう人材の育成・確保に取り組むとともに、多様なサービス基盤の確保、民間事業者への事業支援、介護労働者の能力開発の支援、介護労働者の雇用管理の改善を推進する。
- 新事業の創出や起業化の促進、製造業を支える人材の育成など、関係機関と連携を図りながら起業家や中小企業等の人材育成を図る。
- 特定地域づくり事業協同組合の設立を促進するとともに、移住希望者に対する情報発信等と連携して、奄美群島外からの人材確保を図る。
また、都市圏の企業等に勤務する専門人材に、リモートワーク※などにより副業・兼業人材として活躍してもらうほか、ワーケーション※による都市圏の人材と地域との交流により、奄美群島の産業を支える人材の確保を図る。
その上で、農業、観光産業、情報通信産業をはじめ、地域の特性を生かした産業の担い手の確保・育成を図る。

エ 奄美群島が抱える条件不利性の改善

(ア) デジタルによる社会変革

A 情報通信基盤の整備

- 光ファイバなど、地域の特性や実情に応じた情報通信基盤の利活用を促進するとともに、適切な維持管理の確保を図る。
- 地域公共ネットワーク※など公共の情報通信基盤の整備促進及び適切な維持管理の確保を図る。
- 公衆無線LANについては、外国人観光客の誘客などの観光面や、災害時の情報連絡手段など防災面での活用を図るため、主要な観光・防災拠点における整備を促進する。
- 携帯電話について、次世代高速通信サービスの導入を促進する。
- 国が実施する「デジタル活用支援推進事業」の活用などにより、誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化の実現に向けた取組を促進し、島民のICTへの理解向上を図る。

B デジタル人材の確保・活用・育成

- 官民におけるデジタル化，オープンデータの利活用を推進するために，専門的な知見を有する人材を活用した相談体制を整備する。
- 社会全体でデジタル人材が逼迫していることから，デジタル人材の裾野を広げるため，経営者等のデジタル化への理解を深めるための研修やITエンジニアを目指す方を対象としたプログラミング研修などに取り組む。
- 高度なICT利活用能力を有する人材の育成や住民のICT利活用能力向上による情報格差の解消を行うことで，新たな企業立地や地元企業の育成を促進する。

さらに，中小製造業者に対しては，関係機関と連携しながら，IoT・AI等を活用した生産性向上に向けた取組を推進する。

- 離島の地理的特性により学習内容や方法等の制約が生じており，多様な価値観に触れる機会が少ないなどといった課題を解決するため，ICTの積極的な活用を推進する。
- 次世代に求められる情報活用能力を身に付けた人材を育成する必要があることから，教職員のICT活用指導力の向上に努める。

また，GIGAスクール構想※により整備された1人1台端末の積極的な活用や遠隔教育システムを活用した授業づくり等を推進する。

- 生涯学習の場で，住民のICT利用をサポートする指導者の育成を図る。

C 官民のデジタル化の推進

- 誰一人取り残されない，人に優しいデジタル化を目指し，全ての住民がデジタル化の恩恵を享受できる社会の実現を目指す。
- 暮らしのデジタル化においては，医療，福祉，防災等，安心・安全な社会を実現するためのデジタル化を支援する。
- 産業のデジタル化においては，IoT・AI等のデジタル技術の活用により，各事業者の必要に応じた支援を実施する。
- デジタル化による利便性の向上を島民が享受できるよう，行政手続の原則オンライン化に向けた取組を推進する。
- 限られた人的資源で持続可能な行政サービスを提供できるよう，業務そのものの必要性の検証や，業務プロセスの徹底した見直し，デジタル技術を活用した業務改革を積極的に推進する。

D データの利活用の推進

- 県や市町村が保有する行政情報の可能な限りのオープンデータ化について，分野横断的に活用可能な共通の仕様を設定し，機械判読性の高いデータ形式での公開を図り，データの更なる活用を推進する。
- 行政におけるデータの分析やこれに基づいた政策立案等のできる人材の育成等に取り組み，EBPM※の推進を図る。
- 官民におけるデジタル化，オープンデータの利活用を推進するために，専門的な知見を有する人材を活用した相談体制を整備する。

(イ) 運賃，輸送コストの軽減

- 沖縄県と比べて割高な奄美群島の航空運賃及び航路運賃について、運賃軽減を継続するとともに、航路も含めた運賃軽減を継続するとともに、奄美群島-沖縄間路線を対象路線に追加することや準住民の対象拡充など、運賃軽減の拡充を図る。
- 消費地に農林水産物を出荷する際の輸送コストを軽減するための支援を継続するとともに、奄美群島から沖縄本島への農林水産物等の移出や畜産物についても補助対象とすることなど、輸送コスト支援事業を拡充する。
- 交流人口拡大に向けた航空・航路の更なる需要喚起を図る。
また、奄美大島へのLCC就航等による交流人口の拡大を生かし、奄美群島間や沖縄間の交通の利便性向上を図りながら、世界自然遺産※登録の効果を奄美群島全体へ波及させる取組を推進する。

(ウ) 生活又は事業活動に必要な物資の費用負担の軽減

- 国の支援制度により、離島のガソリン価格の引き下げが行われているが、石油製品等価格は本土と比べ割高になっているため、安定的かつ低廉な供給に向けた取組を行う。
- 台風等の荒天時に船舶の欠航に伴い、生活関連物資が不足する事態が生じていることから、地元市町村等と一体となって、現実的かつ効果的な対策を検討する。

(イ) 交通基盤の整備

A 航空交通

- 航空機の安全運行の確保及び航空輸送需要の動向に対応した空港施設の更新改良等を推進する。また、徳之島空港の旅客ターミナルビルについては老朽化が進んでおり、当該ビルを所有する民間事業者の意向を踏まえながら、支援のあり方を検討する。
- 離島航空路線に係る補助や着陸料の軽減措置等の支援に努めながら、航空路線の維持を図る。
また、東京、大阪、福岡、沖縄など奄美群島内外からのLCC等による直行便の就航に向け、路線の拡充に取り組む。

B 海上交通

- 定期航路の主要港である亀徳港については、定期フェリー等の安定的な運航を図るため、外郭施設の整備や港湾施設の老朽化対策を推進する。
また、平土野港については、港湾施設の老朽化対策を推進し、既存岸壁の有効活用も含めたクルーズ船の受入環境の整備を図る。
さらに、町管理港湾については、既存施設の老朽化対策を推進し、亀徳港や平土野港との機能分担を考慮した施設整備の可能性について検討する。
- 離島航路の維持・改善に努める。
また、航路運賃の軽減による住民生活利便性の向上、観光の振興等を図る。

C 陸上交通

- 島内を循環する主要地方道伊仙亀津徳之島空港線等の整備を推進し、島内

各地域から空港、港湾及び中心市街地へのアクセスを改善するとともに、集落間の交通の円滑化や住民の利便性向上に努める。

- 災害に強い道路づくりを進めていくため、道路防災総点検等に基づいた防災対策を優先的に進める。
- 老朽化する道路ストックを適切に維持管理するため、計画的に維持・修繕を進める。
- 廃止路線代替バス※については、引き続き、必要な路線の維持を図るとともに、コミュニティバス※やデマンド型交通※など、地域の実情に合わせた多様な運行形態への転換を促進する。

(オ) 防災及び国土保全

A 消防防災の充実

- 消防ポンプ自動車や高規格救急自動車※等資機材の整備を促進するとともに、救急救命士の養成を図るなど、常備消防体制の充実・強化を図る。
- 防火水槽等、消防施設の整備を促進するとともに、消防団員加入促進と活動の活性化に努める。
- 住民や防災関係機関等への迅速・的確な情報提供体制の維持、災害危険箇所の掌握点検・周知徹底、要配慮者対策の推進や自主防災組織※の育成等による住民の防災意識の高揚を図るなど、地域防災対策の強化に努める。
また、集中豪雨や台風、地震・津波等による災害の未然防止を図るため、防災関連施設の総合的な整備や避難施設の機能強化、通信設備の整備など防災対策を推進する。
- 災害時における相互応援体制の連携・強化や消防・防災ヘリコプター及び奄美ドクターヘリを活用した迅速な応急対策の推進、救急医療体制の強化など災害支援体制の充実に努める。
- 大規模災害時のライフラインの途絶や広域的な救援等に時間を要することも想定し、水や食糧を始めとする生活物資等を一定期間はまかなえる体制の整備を推進する。

B 治山対策の推進

- 荒廃山地の早期復旧と山地災害の未然防止を図るため、自然環境や生態系等にも配慮した治山対策を推進するとともに、既存施設の点検補修等を図る。
また、山地防災ヘルパー等を活用した危険地区の周知などハード・ソフトが連携した防災対策を推進する。
- 農地や人家等における風害・潮害の防止を図るため、自然環境や生態系等にも配慮した海岸防災林の計画的な整備を図る。
また、防災林の適切な管理に努めるとともに、施設点検や補修等の実施による老朽化対策を推進する。
- 保安林の適正な管理を図るとともに、森林に関する自然条件や社会的要請、保安林の配備状況等を踏まえ、計画的に保安林指定を推進する。

C 治水対策の推進

- 自然環境や生態系等に十分留意し、河川の氾濫等による浸水被害の軽減や再度災害防止を図るとともに、既存施設の老朽化対策を推進するため、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う「流域治水」を推進し、その中で、気候変動等による将来の水災害リスクに適応したハード・ソフト一体となった総合的な防災・減災対策の取組を進める。
- 土砂災害の未然防止や、早期復旧を図るため、人家や公共施設、要配慮者利用施設等※を保全する土砂災害防止施設の計画的な整備を進めるとともに、既存施設の老朽化対策を推進する。
- 水防法に基づく洪水浸水想定区域及び土砂災害防止法※に基づく土砂災害警戒区域等の指定、雨量水位情報や土砂災害警戒情報※など防災情報の提供を推進し、市町村の警戒避難態勢の整備を促進する。

D 海岸保全の推進

- 台風常襲地帯であり、気候変動の影響による災害の激甚化・頻発化が懸念され、また、近年、地震活動も活発であることから、高潮や津波等による災害を防止するため、自然環境や生態系等にも配慮した海岸保全施設※の整備及び既存施設の老朽化対策を推進する。

なお、気候変動の影響により海面水位の上昇等が見られることから、今後の社会情勢の変化等も踏まえ、海岸保全施設※の安全性を検討する必要がある場合は、海岸保全基本計画の見直しも含めて検討を行う。

オ 奄美群島の生活基盤の確保・充実

(7) 保健医療福祉

A 保健医療

(A) 健康づくりの推進

- 循環器病をはじめとする生活習慣病の発症及び重症化予防を図るため、健康かごしま21※や町健康増進計画※に基づき、住民の生活習慣の改善への取組を進めるとともに、医療保険者等が行う特定健康診査・特定保健指導※等の保健事業を総合的に促進する。
- 安心して子どもを産み育てる環境づくりのため、適切な妊婦健診の受診、不妊治療の受診に対する交通費等の支援、総合的な小児医療・周産期医療※の充実など、母子保健医療対策を推進する。

(B) 保健医療体制の総合的整備

- 地域住民の健康の保持及び増進を図るため、徳之島保健所を地域保健対策の広域的かつ専門的・技術的拠点とし、町をはじめ健康関連団体を支援し、住民による主体的な健康づくり活動を促進する。
- 複雑化・多様化する住民の健康問題に適切に対応するため、今後とも、町保健師の計画的確保や資質向上に努める。
- 住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、在宅医療の環境を整備するために、多職種による医療と介護の連携強化や住民への普及啓発等の取組を強化する。

- 奄美群島においては、県立大島病院及び民間医療機関等に加え、沖縄県の協力も得ながら、医療提供体制が構築されているところであり、ICTを活用した遠隔医療の促進などにより、医療提供体制の更なる充実を図る。

また、地域医療構想調整会議※等を通じた医療機関相互の協議を継続し、病床機能の分化・連携を推進する。

さらに、医師をはじめとした医療従事者の安定的確保を図る。

- 県立大島病院においては、地域救命救急センターの救急医療体制等を充実させるとともに、奄美ドクターヘリの安定運用を図る。

B ハブ対策

- ハブ個体数を減少させ咬傷者を減らすため、引き続き生きハブの買上を実施するとともに、住環境からのハブ駆除と、自然の中でのハブとの共存法を研究する。

さらに、住民に最新情報を含めたハブの危険性とその対処法について普及啓発を行うとともに、観光客等に最新のハブ情報の提供、発信等に努める。

- 携帯用毒吸出器の活用の周知を図るとともに、「はぶ抗毒素※」を市町村や医療機関に配備し、咬傷時の緊急治療対策等の充実を図る。

C 社会福祉

(A) 高齢者福祉対策の充実

- 高齢者が、長年の経験の中で培ってきた知識や技能を生かして積極的に社会参加し生きがいのある生活を送れるよう、地域社会の担い手として、生活づくり、地域づくり、健康づくりへの主体的参加を促進する県民総ぐるみの「すこやか長寿社会運動※」を積極的に展開する。

(B) 介護サービスの確保

- 介護保険制度については、市町村に対し、安定的かつ適切な事業運営等が図られるよう支援を行うほか、高齢者の状態に応じた適切な介護サービス提供基盤の確保や各種研修等を通じた介護サービスの質の確保・向上等に努める。

高齢者が安心して在宅での生活を続けられるよう、介護予防や認知症対策、在宅医療等を推進するとともに、地域包括支援センター※を中心とした地域包括ケア体制※の深化・推進を図る。

(C) 障害者福祉対策の充実

- 障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、必要とする障害福祉サービス等の支援を受けつつ、障害者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等の提供体制の整備を進める。

- 障害者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり等、地域の社会資源を活用した体制の整備を進

める。

- 障害児について、早期発見や早期支援とともに、身近な地域で安心して療育が受けられる支援体制の整備を進める。

(D) 児童福祉対策の充実

- 国の子ども・子育て支援新制度を踏まえ、児童福祉施設の整備や運営に関する適正な水準を確保するとともに、老朽施設の改築等による生活・保育環境の整備や保育所等における多様な保育ニーズに対応した保育サービスの実施促進、放課後児童の健全育成を図るための放課後児童クラブ※の設置促進など、健やかに子どもを産み育てられる環境づくりを図る。
- 児童虐待防止対策については、児童相談所や市町村・警察等の各関係機関による緊密な連携を図り、児童虐待の発生予防や早期発見・早期対応に努める。

(E) 母子・父子・寡婦家庭の福祉対策の充実

- 母子・父子・寡婦家庭に対し、就業支援講習会の開催や福祉資金の貸付等により社会的・経済的な自立を促進する。
- 家庭生活支援員の派遣や生活・生業等についての相談、指導などの施策を推進する。

(F) 地域福祉の推進

- 高齢者支援のための総合的な窓口である地域包括支援センター※の機能強化を図るとともに、見守り活動のモデル地区を設けるなど、高齢者など援護を必要とする方々を地域ぐるみで見守る地域見守りネットワークづくりや住民参加による町地域福祉計画※策定の促進を図る。
- 社会人や学生の社会福祉施設体験学習等を通じて、ボランティアやNPO活動を促進するとともに、町社会福祉協議会の基盤強化等に努める。

(イ) 教育及び人材育成

A 教育

(A) 学校教育の充実

- 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に努めるとともに、地域の伝統・文化や豊かな自然を生かした体験活動を取り入れるなど、特色ある教育活動の充実を図る。
また、学校間の交流学习を促進するとともに、1人1台端末を活用し「学習者主体の授業」の推進や児童生徒の次世代に求められる情報活用能力の育成を図る。
- 小中学校の校舎やへき地教員宿舎等については、計画的な非構造部材の耐震化や老朽化対策を促進するとともに、県立学校の校舎等についても同様に整備を推進する。
- 高等学校においては、学校が地域や家庭と連携しながら「社会に開かれた教育課程」の実現を目指すとともに、教員の授業改善及び生徒の自己学習力や学ぶ意欲の向上など学力向上に向けた総合的な取組を推進し、将来地域

産業を担う人材の育成を目指し、高校生のインターンシップや企業等による出前講座等の取組を促進する。

- 本地域内の一部市町村には高等学校等がないため、他市町村の高等学校等へ進学する生徒への修学支援を促進する。
- 特別支援教育※については、県立大島特別支援学校のセンター的機能※の充実を図りながら、個別の教育支援計画等に基づき、特別な教育的支援を必要とする幼児・児童・生徒の一人一人の教育的ニーズに答えるために、関係機関が連携・協働して体制整備を推進する。
また、特別支援学校高等部支援教室の充実に努める。
- 多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、才能を存分に伸ばすことができる、個別最適化された学びの環境を推進する。
- 柔軟な学習環境と専門的なサポートが組み合わさり、子どもたちが学びなおす機会の提供を図る。

(B) 生涯学習の充実

- 生涯学習や地域文化振興の拠点となる公民館、図書館、文化会館等の機能の充実と整備を促進する。
- 奄美の産業・文化の調査・研究を含む、県立短期大学の教育研究活動の具体的な内容を積極的に地域発信する奄美サテライト講座を開講することにより、学習の場を提供する。
- かがしま県民大学中央センター、市町村、大学等と連携して、障害の有無にかかわらず、多様化・高度化する県民のニーズに対応した学習機会を提供する。
- 県子ども読書活動推進計画※に基づいた取組を促進する。
- 地域における生涯スポーツの振興とスポーツ実施率の向上を図るため、スポーツ・レクリエーション活動を積極的に促進して、地域住民のスポーツ活動への参加意欲を喚起するとともに、地域の実態に即した公共スポーツ施設の整備を促進する。

B 人材育成

(A) 地域を支える人材の育成・確保

- 将来の地域産業を担う人材の育成を目指し、高校生のインターンシップや企業等による出前講座等の取組を促進する。
- 青少年の自立の精神と豊かな感性のかん養、国際的感覚やふるさとを愛する心の醸成を目的とした青少年育成県民運動を家庭・学校・職場・地域等が一体となって積極的に推進する。
- 離島においても高等教育の受講を可能とする遠隔教育について、超高速ブロードバンドの整備などの情報通信技術の発達を生かし、本土と同等の教育環境の整備を促進する。

大学については、鹿児島大学の国際島嶼教育研究センターとの連携を図る。
放送大学については、県立奄美図書館内に設置されている放送大学鹿児島

学習センター奄美再視聴室の利用も含め、関係機関と連携して周知に努める。
高等教育機関の設立に係る動きがある場合は、必要な情報共有や支援等について検討する。

- かがしま県民大学中央センターや県立奄美図書館等の機能を生かして、多様化・高度化する県民のニーズに対応した学習機会を提供する。

(B) 暮らしを支える人材の育成・確保

- 地域の保健・福祉・医療を確保するため、医師をはじめとした医療従事者や福祉・介護人材、保育人材の育成や安定的確保に努める。

また、地域において、社会貢献活動を担うボランティア、NPO等の人材育成を促進する。

- 地域の伝統文化を担う人材の育成を図るため、徳之島固有の郷土芸能や伝統行事等に触れる機会の確保に努めるとともに、その保存・継承を促進する。
- 環境教育・環境学習等を推進し、地球環境を守るかがしま県民運動※を進める人材の育成を図る。
- 希少野生動植物等について適切な知識を有するガイド等の人材育成を促進する。

(C) 産業を支える人材の育成・確保

- 新規就農者については、就農相談活動の実施、国の新規就農者育成総合対策の活用のほか、各町の営農支援センターや先進農家での研修を通じて、育成・確保に向けた取組を推進する。各町担い手育成総合支援協議会の経営改善支援活動により、農業法人を含む認定農業者※の確保・育成を図る。

また、家族経営協定の締結や地域農産物を利用した農産物加工・販売等の起業活動を促進するなど女性が能力を発揮できる環境整備や、農業機械の共同利用組織や農作業の受託組織の育成など地域営農の取組を推進する。

- 水産業における人材育成については、新たな担い手の確保を図るため、就業相談や研修を行うとともに、意欲と能力のある担い手の育成や経営改善を図るため、漁業研修制度や制度資金の充実、中核的な漁業者、漁協青壮年部、女性グループ等の育成や活動を促進する。
- 林業技術研修制度等を通じ、林業就業者等の確保・育成を推進する。
- 新事業の創出や起業化の促進、製造業を支える人材の育成など、関係機関と連携を図りながら、起業化や中小企業等の人材育成を図る。
- 地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出し、地域の担い手を確保する、特定地域づくり事業協同組合の設立・運営を支援することで、産業人材の確保を図る。
- 産業の振興を支える人材を確保するため、若年者等の県内定着の促進、UIターン※の促進、外国人材を含めた多様な人材の活躍支援等を図る。
- 奄美特有の観光資源を活用した地域観光（エコツアーガイド※認定制度による質の高いサービス提供等）を担う人材を育成する。

増加が見込まれる外国人観光客等への対応については、奄美群島地域通訳案内士※等の育成・確保を促進する。

(ウ) 生活環境

A 水道

- 安全で安定した生活用水の確保による快適な生活環境を確保するため、水道施設の統合整備や新たな水源の確保、老朽化施設の更新及び耐震化等を図るとともに広域的な連携を促進する。

また、琉球石灰岩に由来する地下水の硬度等の問題がある南部地域では、高度浄水施設※等の整備を促進する。

災害や干ばつなどによって水源が枯渇し、水道水の供給が不可能となった際の応急給水に対応するための給水車の導入を促進するほか、停電時の非常用電源設備等の設置の促進によって、安定したライフラインの確保を図る。

また、水道施設におけるポンプ等のエネルギー消費を低減する設備や、未利用圧力の活用を図る設備等を導入することにより、省エネ・再生可能エネルギーの導入促進を図る。

B 都市基盤

- 秩序ある市街地の形成と良好・快適な都市環境を確保するため、都市基盤施設の整備促進を図る。

都市における良好な生活環境の確保等のため、老朽化した公園施設について、引き続き、公園長寿命化計画に基づき、計画的な更新・長寿命化に取り組む。

- 生活排水等の適正処理を図るため、地域の実情に合った生活排水処理施設の整備を促進する。併せて、老朽化した施設の計画的な改築を行うことで機能維持を図る。

C 住環境の整備

- 公営住宅については、住まいのセーフティネット※としての基本的な役割を踏まえつつ、地域の実情や課題に応じた良質な住宅の供給を図るため、建替や住戸改善等の手法を適切に選択しながら、住宅の長寿命化と良質なストックの維持に努める。

また、市町村に対し空き家活用についての情報提供やセーフティネット住宅への改修支援を行うとともに、民間事業者へは住宅セーフティネット制度の普及啓発を図り、公営住宅を補完する住まいの確保に努める。

D 安全・安心まちづくりの推進

- 犯罪の未然防止や交通安全思想の普及啓発に努めるとともに、通学路等の交通安全施設についても計画的な整備を進める。

E 地域環境の保全

- 良好な地域環境を維持するため、町と連携を図りながら、大気環境や水環境の保全及び騒音や悪臭等の防止に努める。
- 海岸漂着物対策については、「県海岸漂着物対策推進地域計画※」に基づき、

関係機関との連携を図りながら、海洋プラスチックごみなどの海岸漂着物の円滑な処理等を推進する。

- ヤンバルトサカヤスデについては、効果的な駆除方法やまん延防止対策、環境整備等について普及啓発を図る。

F 循環型社会の形成

- ごみ処理については、焼却施設の基幹的設備改良を実施中であり、ごみの減量化・リサイクルを引き続き促進していく。

また、家電リサイクルについては、引き続き町・関係団体と連携しながら、指定引取場所の設置や海上運搬経費に対する支援制度の円滑な実施等の促進を図るほか、自動車リサイクルについても、海上運搬経費に対する支援制度の円滑な実施の促進を図る。

小型家電リサイクルについては、回収体制の整備など、その円滑な実施の促進を図る。

ごみの不法投棄については、住民や排出事業者等に対する意識の啓発、不適正処理に関する監視指導の徹底など適正処理の推進を図る。

- し尿処理については、し尿と生活雑排水を同時に処理する公共下水道及び合併処理浄化槽※の整備を促進する。併せて、老朽化した施設の計画的な改築を行うことで機能維持を図る。
- 産業廃棄物については、廃棄物の減量化・リサイクルを推進するとともに、産業廃棄物処理施設の整備を促進する。

また、家畜排せつ物については、処理施設の整備を進め、適正処理の徹底に努めるとともに、堆肥としての利活用を促進する。

さらに、建設廃棄物については、発生量の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底に努める。

G 自然環境配慮型・自然再生型公共事業等の実施

- 道路、河川、農業農村整備など公共事業の実施に当たっては、奄美群島の自然環境の保全を図るため、「公共事業における環境配慮指針※」等に基づく野生生物の生息・生育・繁殖環境や良好な景観の形成に配慮した自然環境配慮型公共事業の取組を推進し、また、自然再生推進法に基づく自然再生型公共事業※の導入可能性の検討等を行う。

さらに、赤土等流出防止対策については、公共事業等の各段階での対策、各種防止技術の調査研究及び開発事業者や施工業者等への啓発、指導徹底を図る。

また、農用地等からの流出防止の必要性等についても、農業者や地域住民等に対する普及啓発を図る。

(I) 資源・エネルギー

A 水資源

- 既存水源の有効利用を図りながら、老朽化したダム等の改修を推進し、水資源の安定確保に努める。

- 多様な森林整備を行い、水源かん養機能の強化を図る。

B 再生可能エネルギー

- 今後の研究開発の状況等を踏まえつつ、自然公園等の保護地域や希少な動植物等への影響にも十分配慮し、鹿児島県再生可能エネルギー導入ビジョン2023※に基づいて、地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入を促進するため、民間主体の取組に対する施策の充実を図る。

C 電力

- 電力の需給状況等の的確な把握に努め、電力の安定供給の確保を促進する。

カ 地域主体の取組の促進

(7) 共生・協働の地域社会※づくり

- 地域コミュニティ、NPO、企業などの多様な主体が連携・協力し、地域で支え合う奄美の良き伝統や地域資源を生かしながら、地域課題の解決や地域の豊かな未来づくりに向けて、ビジネスの手法も活用した持続可能な取組が活発に行われる地域社会の形成を促進する。

6 沖永良部島の振興方策

(1) 地域の概要

沖永良部島は、航路距離で本土から546km、奄美市名瀬から163kmの奄美大島の南西海上に位置し、面積約94km²、2町に約1万2千人が居住している。

航空路では鹿児島空港と1日3往復、徳之島空港・那覇空港と1日1往復の定期便結ばれており、航路では、和泊港には徳之島や与論島等と毎日上下それぞれ1便の定期船が就航し、知名漁港は平土野港等と週2便の定期船で結ばれている。平坦な島で、全面積の48%を耕地が占めている。昇竜洞は県の天然記念物に指定されており、近年では、こうした地形を生かしてケイビング※が行われている。

また、平成7年度にばれいしょが、平成25年度にテッポウユリが、それぞれがごしまブランド※に指定されるなど、農業が盛んな島である。平成19年度に国営かんがい排水事業が採択され、現在、地下ダム建設が進められている。水産業では、カツオ・マグロ類、ソデイカ、瀬物類等を対象とした一本釣り漁業、イセエビ、ヤコウガイ等を対象とした素潜り漁が営まれている。

(2) 施策の展開

ア 移住及び定住を促進するための方策

(7) 産業の振興

A 農業

- 農業は、沖永良部島の発展・振興のため重点を置くべき産業であり、キク、ソリダゴ、ユリ等の花きを中心に、ばれいしょ、さといも等の野菜、さとうきび、肉用牛を組み合わせた農業の振興を図る。

なお、施策の詳細については、ウ(7)Aにおいて記載する。

B 観光産業

- 観光は経済的に裾野が広く、多くの産業分野に波及効果をもたらす産業であり、沖永良部島の地理的・自然的特性を生かすことができることから、地域資源を生かした観光施策の展開を図る。

なお、詳細な施策は、ウ(ア)Bにおいて記載する。

C 情報通信産業

- 地域の特性やニーズに応じた情報通信基盤の利活用を促進するとともに、適切な維持管理の確保を図る。
- 地域公共ネットワーク※など公共の情報通信基盤の整備促進及び適切な維持管理の確保を図る。
- 公衆無線LANについては、外国人観光客の誘客などの観光面や、災害時の情報連絡手段など防災面での活用を図るため、主要な観光・防災拠点における整備を促進する。
- 災害など非常時の通信手段の確保の観点から、携帯電話の不感地域の解消を図るとともに、次世代高速通信サービスの導入を促進する。
- 高度なICT利活用能力を有する人材の育成や住民のICT利活用能力向上による情報格差の解消を行うことで、新たな企業立地や地元企業の育成を促進する。

さらに、中小製造業者に対しては、関係機関と連携しながら、IoT・AI等を活用した生産性向上に向けた取組を推進する。

- 地上デジタル放送施設の維持管理・更新等に係る住民や放送事業者の負担の軽減を図るとともに、ラジオの難聴取の解消を促進する。

CATV※が整備されている地域については、メディアの特性等を生かして地域の情報通信手段としての機能の維持・向上を図る。

D 地域の特性を生かした産業の振興

(A) 水産業

a 沿岸・沖合漁場の整備開発

- 周辺海域における漁業資源の有効利用を促進し漁業生産力の向上を図るため、魚礁、浮魚礁設置による沿岸・沖合漁場の整備、瀬物類をはじめとした水産資源の管理等を推進する。

b 漁場環境の保全

- 陸上から流出する赤土や海域からの漂着油等による漁場汚染の防止に努めるほか、藻場を再生するため、ホンダワラ類の藻場造成手法の調査研究を推進する。また、サンゴ礁周辺の漁場を守るため、オニヒトデの駆除対策等を支援する。

c 漁港の整備

- 漁港については、漁船が安全に係留・停泊できるように、防波堤や物揚場等の整備や既存施設の長寿命化対策※等を推進するとともに、水産物の生産・流通等の拠点となる知名漁港において、大規模地震等に備えた漁港施設の強靱化対策を推進する。

d 漁船漁業の振興

- 周辺海域における漁場及び資源の調査，漁場の造成や漁港整備，浮魚礁の積極的な利用や新しい漁具・漁法の導入を推進するとともに，スマート水産業の普及に努め，漁業生産力の向上を図る。

漁業資源の適切な管理と有効利用のため，資源の維持・回復への取組を推進するとともに，操業に支障を及ぼすサメの被害対策を促進する。

- 遊漁船業等の海洋レクリエーションや水産資源を活かした体験ツアーの確立等による漁家所得の向上を促進する。

e 栽培漁業の推進

- スジアラ等の地域特産種の種苗生産及び放流事業化の検討と併せ，地元における資源の適正管理を促進する。

f 流通の合理化，消費の拡大

- 流通の合理化や消費の拡大を図るため，効率的な出荷体制を構築するための施設等の整備や輸送コストを支援するとともに，地元水産物のブランド化を促進する。

- 島内消費の拡大を図るため，島内飲食店及び鮮魚店等における島魚の魅力発信への支援や島内各種イベント等での水産物販売及び料理提供を実施するとともに，加工展示販売施設の整備を促進する。

g 水産加工業の振興

- 水産加工品開発に向けた取組を支援するとともに，沖永良部島漁協に併設された水産加工場の利用を図るための周知を行う。

h 担い手の確保・育成

- 新たな担い手の確保を図るため就業相談や研修を行うとともに，意欲と能力のある担い手の育成や経営改善を図るため，漁業研修制度や制度資金の充実，中核的な漁業者，漁協青壮年部，女性グループ等の育成や活動を促進する。

i 漁業協同組合の育成強化

- 漁業協同組合がその役割を十分発揮できるよう，県漁業協同組合連合会など系統組織と連携しながら，経営基盤の強化を促進する。

j 漁村の生活環境の向上と活性化

- 安全で快適な漁村の実現を図るため，生活環境施設や防災安全施設等の整備を促進するとともに，地域水産物の直販施設の整備や沖永良部島の水産資源を活かしたブルー・ツーリズム※等により漁村の活性化を図る。

(B) 林業

a 森林整備の推進

- 森林の有する多面的機能を高度に発揮させるため，生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ，適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により，健全な森林資源の維持造成を推進する。

○ 島外からの松くい虫被害材持ち込み等に対する監視を継続する。

b 特用林産物の振興

○ キクラゲの生産体制や集出荷体制を整備するなど、地域特性を生かした特用林産物の産地づくりを推進する。

c 森林とのふれあいの推進

○ 沖永良部島の自然や景観を生かした森林の整備・保全を図るとともに、地域住民等の憩いの場等としての利用を促進する。

また、森林ボランティア※の育成など体験学習等の支援体制を整備するとともに、小・中学生等を対象とした森林環境教育を推進する。

d 森林資源の循環利用及び保全に関する調査研究

○ 亜熱帯林の保全・管理や奄美産材の有効利用に関する調査研究を推進する。

(C) 商工業

a 工業

(a) 特産品

○ 奄美黒糖焼酎については、国内では首都圏や東北を重点的に、若者をターゲットにしたプロモーションや大手酒販店等と連携した消費拡大キャンペーン等を展開するとともに、地域商社等と連携した域外への商流構築に向けた取組などにより、認知度向上と販路拡大を図る。

また、海外においても、米国、EU、アジアを重点的に、世界の酒類業界関係者へ奄美黒糖焼酎の特長や魅力を発信するとともに、輸出商社等と一体となった営業活動を展開し、輸出促進を図る。

さらに、国内外の嗜好やニーズに対応した商品開発、島内産黒糖の使用による付加価値の高い商品作りや海外でも認知しやすい統一したラベル表示などを行い、ブランド力の向上を図る。

加えて、焼酎蒸留廃液の農地還元以外の処理システムの確立及び有効活用を促進する。

○ マンゴーや桑など農林水産物を利用した加工品の開発・商品化を促進するとともに、物産展・インターネット等を活用した販路拡大を図る。

○ 奄美群島成長戦略ビジョン 2033※などを踏まえ、奄美群島が一体となって、奄美群島ブランドの確立を目指し、奄美群島の情報発信等の取組を促進する。

また、鹿児島ブランド支援センターやかごしまの新特産品コンクール等を活用し、新たな商品の開発や商品の改良を促進するとともに、EC※サイトの活用や大消費地での商談会、展示会などへの出展、地域商社等と連携した域外への商流構築に向けた取組などにより販路の拡大を図る。

(b) 企業立地

○ かごしま製造業振興方針※（令和3年3月改訂）に基づき、付加価値・

生産性の向上や新産業分野への参入、販路開拓、人材確保・育成等の支援を行う。また、県と市町村が一体となって、特色ある農林水産資源を生かした食品関連産業、地理的制約を受けにくい情報通信関連産業、伝統ある本場奄美大島紬を生かした繊維関連産業など、奄美地域の優位性を生かせる業種、またはハンディキャップの克服が可能な業種の企業立地の促進を図る。

奄美地域の強みである地域資源を活用した地元企業による新たな事業展開や新事業の創出などを促進する。

b 商業

- 消費者ニーズへの対応や空き店舗対策、買物弱者対策など地域課題の解決に向けた取組などへの支援を行い、地域と一体となった魅力ある商店、商店街づくりを促進するとともに、観光客や島外の顧客をターゲットにするなど、観光産業とも連携した特産品の開発と販売を促進する。

c 中小企業

- 少子化・高齢化による需要の変化など、社会経済の変化に対応した新事業の創出やI・O・T・A・I等を活用した県内中小企業の生産性向上等を促進するとともに、意欲ある中小企業者の経営革新への取組等を商工会議所及び商工会並びに金融機関と連携し、支援する。
- 経営革新等に取り組む中小企業者を支援するため、県中小企業融資制度※や中小企業経営革新支援制度※の活用を促進するとともに、(公財)かごしま産業支援センター、商工会議所及び商工会など、関係団体における支援事業の充実や人材育成のための研修会の開催などの事業活動の促進を図る。
- 中小企業者の事業再生・事業承継・経営改善への支援については、中小企業者の持続的発展及び地域経済の活性化が図られるよう、県中小企業融資制度※や各種支援制度の活用を促進するとともに、金融機関、商工団体等と連携強化を図る。

d 起業支援

- 新たな雇用の創出や地域の活性化等を図るため、起業または事業拡大を行う場合などの設備資金・運転資金に対する支援を行うとともに、関係機関の連携による総合的な支援体制の充実・強化を図り、地域における起業を促進する。
- 若者や女性等による新たな視点からの起業を促進するとともに、県工業技術センターによる地域資源の高度利用に関する研究を推進し、地域起業への移転・実用化を進めるなど、奄美群島内の豊かな地域資源を生かし商品開発等の取組を支援することにより、起業化や新分野展開への取組を促進する。
- 中小企業者の起業や新分野への進出、規模拡大を目指すための研究開発や設備投資等の取組を支援する。

(D) 雇用，ワーク・ライフ・バランス

- 地元企業の人材確保のため，働き方改革を推進し，企業における多様な働き方が可能な雇用環境の整備を促進することにより，ワーク・ライフ・バランス※の実現を図る。
- 地域の特性を生かした農林水産業や観光の振興，奄美黒糖焼酎など地場産業の育成による地域経済の振興発展を図る。
- 県と市町村が一体となって，積極的な誘致活動や，立地環境の整備，企業立地優遇制度の拡充，人材確保の促進などにより，奄美の特性を生かした企業立地の促進を図るとともに，地域の特性及び地元の創意を生かした産業の発展を支援する。
- 高度なICT利活用能力を有する人材の育成のほか，住民のICT利活用能力の向上を図り情報格差を解消することで，各種産業の企業立地や地元企業の育成，競争力の向上を図る。
- 各地域の「強み」である地域産業資源を活用した地元企業による新たな事業展開や新事業の創出などを促進することにより，地域経済の振興発展を図るとともに，県中小企業融資制度※や中小企業経営革新支援制度※の活用により，意欲ある中小企業者の経営革新等へ向けた取組を支援する。
- （公財）かごしま産業支援センターなど，地域の産業支援機関との連携を進め，起業化や新事業の創出に向けた総合的な支援体制の充実強化を図るとともに，県工業技術センター等による地域資源の高度利用に関する研究を推進し，関係機関と連携して開発した技術の普及を図ることなどにより，島内の豊かな地域資源を生かした起業化や新分野展開への取組を促進する。
- 地域雇用開発促進法※に基づく地域雇用開発助成金※（地域雇用開発コース）や地域雇用活性化推進事業※の活用により，雇用機会の拡充等に向けた取組を積極的に推進するとともに，労働者の雇用の安定と拡大を図るために，多様化している企業のニーズに対応した職業能力開発施策を展開する。
- 農業における雇用の創出については，かごしま農業経営・就農支援センターを活用した農業経営の法人化や経営継承，企業等の農業参入を促進するとともに，就業希望者への就農相談活動や，和泊町実験農場などによる研修等の実施により新規就農者の確保・育成を図る。
- 水産業・林業における雇用の創出については，関係団体等と連携して，就業希望者への就業相談や研修を行うほか，新規就業者を対象とした技術研修等の実施により，新たな担い手の確保・育成を図る。
- 医療・福祉・介護事業における雇用の創出及び確保については，地域医療を担う人材や，福祉・介護ニーズに的確に対応できるような人材の育成・確保に取り組むとともに，多様なサービス基盤の確保，民間事業者への事業支援，介護労働者の能力開発の支援，介護労働者の雇用管理の改善を推進する。
- 新事業の創出や起業化の促進，製造業を支える人材の育成など，関係機関と連携を図りながら，起業家や中小企業等の人材育成を図る。

(イ) 移住・交流の促進

- 空き家の活用等により住宅を確保することや、移住に必要な情報を発信することなどにより、移住・定住を促進する。
- 移住希望者への情報発信にあたっては、就業の促進を図る必要もあることから、特定地域づくり事業協同組合や移住者による起業への支援制度等を紹介するとともに、地域コミュニティとの円滑な関係構築に向けた取組を進め、総合的な移住支援を展開する。
- 将来的な移住につなげるため、都市圏の企業等に勤務する専門人材に、リモートワーク※などにより副業・兼業人材として活躍してもらうほか、都市圏における潜在的な移住ニーズを掘り起こすために、航空会社と連携し、移住希望者をターゲットとしたキャンペーンを展開することなどにより、二地域居住※を促進することで、関係人口の創出を図る。

イ 世界自然遺産登録等を契機とした自然環境の保全と利用の両立及び文化の継承を図るための方策

(ア) 自然環境の保全に向けた施策の展開

A 国立公園等保護地域の保護と利用の両立

- 奄美群島国立公園について、国の管理運営計画等に基づき保全管理を推進するとともに、利用者の受入環境整備を進め、保護と利用の両立を図る。また、利用者負担を含め、自然環境の保全に係る財源の確保に向けた取組を促進する。

B 価値の維持

- 生態系及び生物多様性の確保に向けた希少種の保護対策については、奄美群島希少野生生物保護対策協議会※において関係機関との調整を進めつつ、その保護のための適切な施策を講じるとともに、モニタリング調査や情報発信等を行うなど、多様な自然の生態系を把握、保全するための取組を進める。
- サンゴ礁の保護・再生対策については、地域のボランティア、NPO等とも連携して、オニヒトデ等の駆除やモニタリング調査、環境学習等の促進を図る。
- 奄美野生生物保護センターと連携した希少種の生態や生息地等の調査・研究、外来種対策、保護思想の普及啓発等を総合的に推進する。
- 過去の人間の活動によって損なわれてきた自然生態系については、より健全なものに甦らせるための検討を行うとともに、自然公園等の保護地域以外においても、生態系及び生物多様性の保全を図る。
- 奄美の世界自然遺産※登録に伴う観光客数の増加による過剰利用を防止し、自然環境の保全と利用の両立を図るため、「奄美群島持続的観光マスタープラン※」に基づき、利用のルールの設定、必要な施設整備等の持続的な観光利用に向けた取組を促進する。

また、「奄美群島エコツーリズム推進全体構想※」に基づき、奄美群島エコツーリズム推進協議会による認定エコツアーガイド※の育成やツアーの受入体

制の整備等を進める。

- 世界自然遺産※に関心をもつ利用者に対し、奄美群島固有の自然と文化の魅力を生かした「世界自然遺産※ 奄美トレイル」や奄美群島国立公園の利用を促し、奄美群島全体の持続的な利用促進を図る。
- 各種事業の実施に当たっては、当該地域の多様で豊かな自然環境への影響に配慮して必要な措置を講じる。

C 共生ネットワークの形成

- 沖永良部島の多様で豊かな自然、その自然と深く関わりながら育まれてきた生活環境、歴史・文化、伝統芸術・芸能、特産品等の奄美群島の「宝」を保全・活用するため、こうした「環境文化」をよく知る住民に対する聞き取りを行い、記録に努め、次世代を担う子どもたちに引き継ぐとともに、人と自然が共生する地域づくりにおいては、奄美群島自然共生プラン※に基づき、人と自然が共生するためのネットワークの形成を促進する。
- 奄美群島の自然と文化の関わりや、その多様性・由来等についての調査研究を推進し、知的情報の集積及び情報発信を図る。

(イ) 環境文化型の地域文化の継承

- 沖永良部島の風土に根ざした豊かな地域文化を振興するため、優れた芸術文化や固有の伝統文化に直にふれあう機会を創出するとともに、文化施設等の積極的活用を図る。
- 奄美の自然環境は、人々の暮らしや営みなど文化に深く関わっており、これらが調和した「環境文化」を奄美の魅力として守り、受け継いでいく必要がある。このため、次のような取組を推進する。

天然記念物の保護・管理や史跡の整備を促進するなど、地域の文化財の保存・活用及び愛護思想の普及・高揚を図る。

また、Uターンにもつながるよう、学校教育や社会教育の場で、村踊りなどの伝統文化の保存・伝承及び伝統文化を披露する機会を創出する取組を進めるほか、体験交流や「世界自然遺産※ 奄美トレイル」の活用など、固有の文化等を継承・活用する活動を促進する。

(ウ) 登録効果拡大に向けた施策の展開

A 登録による効果の最大化に向けた取組の推進

- 世界自然遺産※登録を契機として、一体的に登録された沖縄等と連携して高付加価値旅行者を惹きつける観光地づくりを図りながら、観光客の誘致に取り組む。
- 奄美大島へのLCC就航等による交流人口の拡大を生かし、沖永良部～徳之島(奄美)間をはじめとする奄美群島間の交通の利便性向上を図りながら、世界自然遺産※登録の効果を奄美群島全体へ波及させる取組を推進する。
- 複数の世界自然遺産※登録地がある全国唯一の県であるメリットを生かし、鹿児島と屋久島、奄美群島、さらには沖縄県と連携した共同プロモーション等を実施することにより、誘客促進・交流促進を推進する。

- 奄美群島間及び沖縄との航路・航空路の運賃軽減に取り組む。
- 国の高付加価値なインバウンド観光地づくり事業のモデル観光地として「沖縄・奄美エリア」が採択されたことから、沖縄県や国などと連携を図りながら、高付加価値旅行者を惹きつける魅力的なインバウンド観光地づくりの取組を推進する。

B 沖縄との交流・連携

- 地理的・歴史的・文化的につながるの深い沖縄県との県際交流を促進するため、交通や情報通信ネットワークの整備等の交流・連携の基盤づくりを促進するとともに、それぞれの地域の特色ある観光拠点を結んだ観光ネットワークの形成等を展開する。

特に、奄美・やんばる広域圏交流推進協議会※を中心に、地域の主体的な取組による官民挙げての交流・連携を促進する。今後も目覚ましい経済発展が期待され、地理的・歴史的にも関係が深いアジア地域との交流を一層促進し、交流人口の増加を図る。

また、沖縄とも連携し、児童・生徒の教育や体験にも意義のある奄美群島と沖縄の世界自然遺産※を巡る修学旅行の誘致に向けた取組の検討を進める。

ウ 稼ぐ力の向上に向けた方策

(7) 効率的な外貨獲得策

A 農業の「稼ぐ力」の向上

(A) 担い手の確保・育成

- 新規就農者については、就農相談活動の実施、国の新規就農者育成総合対策の活用のほか、和泊町実験農場や現地就農トレーナーによる就農後の発展状況に応じて、確保・育成に向けた取組を推進する。

また、新規就農者が経営発展に必要な施設や機械を整備しやすい取組を支援する。

各町担い手育成総合支援協議会の経営改善支援活動により、農業法人を含む認定農業者※の確保・育成を図るとともに、地域の将来の農業の在り方や農地利用の姿を明確化した「地域計画※」の策定・実現に向けた取組を推進する。

家族経営協定の締結や地域農産物を利用した農産物加工・販売等の起業活動を促進するなど、女性農業者が能力を発揮できる環境を整備する。

農業機械の共同利用組織や農作業の受託組織の育成など、高齢農業者も参加しやすい地域営農の取組や、障害者等の雇用・就労の場の拡大を通じた農業生産の拡大にもつながる農福連携の取組を推進する。

(B) 農地利用、基盤整備等

- 農地利用については、「地域計画※」の策定により目指すべき将来の農地利用の姿を明確化するとともに、所有者不明農地の貸借も含めた農地中間管理事業の活用や農業委員会による農地のあっせん活動などによる担い手への農地の集積・集約化の取組を加速化する。

また、農業委員会の農地パトロール等を通じて、農地の利用状況の把握に努めながら、各般の施策を活用した荒廃農地の発生防止・解消を推進し、優良農地の確保を図る。

なお、担い手が不足し、荒廃農地の多い地域等においては、企業等の農業参入を促進するとともに、簡易な基盤整備等の推進により荒廃農地の解消を図る。

- 農業生産基盤については、赤土流出防止など自然環境への影響に配慮し、生産性や収益力の高い農業の実現を図るため、ダムやため池を活用した畑地かんがい施設、区画整理、農道、土層改良等の整備を推進するとともに、造成された土地改良施設のライフサイクルコスト※の低減や長寿命化を図るため、保全対策を推進する。

(C) 付加価値の高い生産、販売、流通

- さとうきびについては、適期管理の励行や土づくりの推進、優良品種の普及、畑かんの水利用による単収の向上に努めるとともに、労働力不足に対応した作業受託組織等の育成などにより、収穫面積の確保を図る。

また、製糖工場については、国内産糖の価格競争力の強化と労働力不足に対応するため、自動化設備の導入、多能工の育成などを促進する。

- 野菜、果樹、花きについては、栽培技術の高位平準化や畑かんの水利用による生産性の向上を図りながら、生産・流通コストの軽減に努めるとともに、ハウス施設の整備、農業機械の導入による労力の省力化、防風対策等を講ずることにより産地育成を総合的に支援する。

また、野菜については、ばれいしょ、さといも、いんげん等の産地拡大を推進する。特に、かごしまブランド※団体が認定されているばれいしょは、本県リレー出荷の主要産地となっており、そうか病・疫病の適期防除や優良種芋の確保等による安定生産を図る。

果樹については、マンゴーの基本技術の徹底による安定生産・品質向上を図り、花きについては、スプレーギクやテッポウユリなどの新品目・新品种（咲八姫）の導入を推進するとともに、平張施設※の普及等による生産安定に加え、消費者ニーズに対応したマーケティング戦略を確立することで、「えらぶの花」の需要に応じた計画的な生産体制の確立を図る。

さらに、ユリ球根については、健全な優良種苗の供給や新品种の開発等により産地の維持拡大を図る。

- 葉たばこについては、栽培技術の向上に加え、共同乾燥・貯蔵施設の効率的活用や機械導入による省力化を推進するとともに、ほ場の団地化による生産の合理化等を図る。

また、担い手の確保に努めるとともに、さとうきびとの輪作による低コストで高品質な葉たばこの安定生産を図る。

- 肉用牛については、さとうきびや園芸等との複合経営を基本とした繁殖経営を育成するため、規模拡大、飼料生産基盤の整備、優良品種導入等によ

る暖地型牧草の単収向上や耕畜連携等の自給飼料増産，発情発見装置や分娩監視システム等のスマート畜産技術の導入，ヘルパー組織やコントラクター※の育成による省力化を推進する。

また，生産性の向上を図るため，繁殖技術の向上による分娩間隔の短縮や子牛育成技術の向上による一日平均増体重の改善など子牛の商品性向上に努める。

さらに，家畜衛生対策の徹底による家畜疾病の発生とまん延防止に努めるとともに，家畜排せつ物の適切な管理等による環境と調和した畜産経営の実現を図る。

- 農畜産物の輸送については，フリーザーコンテナ※及び集出荷予冷施設の効率的活用を図るなど，鮮度保持対策と新鮮な農畜産物を迅速に低コストで輸送する体制の確立に努めるとともに，台風等の荒天時における農畜産物の出荷対策を強化し，廃棄ロスを減らすため，予冷施設等の整備を支援する。

また，輸送コストの支援については，流通条件の不利性を改善し，引き続き本土産地と同一条件を整えるとともに，支援対象に沖縄本島への出荷分や畜産物を追加するなど制度を拡充し，生産振興計画に基づく生産基盤の強化を促進する。

- 農産物の付加価値向上については，大隅加工技術研究センターにおける新たな加工技術の開発や加工技術の習得のためのセミナーを開催するとともに，開発した商品の商談機会や販売機会の提供による販路開拓，さらには市町村と連携した加工施設の整備促進や，マンゴー等の熱帯果樹や桑等を活用した6次産業化※等を推進し，生産者所得の向上を図り，地域の雇用確保や活性化を図る。

(D) 生産性の向上

- 農業技術の開発については，亜熱帯果樹・さとうきび・野菜・花きなどの栽培技術や病害虫防除技術，スマート農業機器を活用した省力化技術，土壌管理技術の研究のほか，在来種を含む地域特産物の新用途や商品化のための技術開発，気候変動の影響を緩和する技術や重粘土壤※に対応できる技術開発を推進する。

また，新技術・新品種の普及・定着に向け，地域特性を生かした効率的・効果的な普及指導活動を展開する。

- 省力化や高品質生産に向けて園芸品目やさとうきびにおけるドローンを活用した生育診断・農薬散布やラジコン草刈機，畜産における発情発見装置など，ロボット技術やICT等を活用したスマート農業の導入・普及を推進する。
- 特殊病害虫※対策については，ミカンコミバエ等の侵入警戒及び侵入確認時の防除対策に努めるとともに，カンキツグリーンング病※の根絶に向けた取組を展開する。

- 鳥獣被害防止対策については、市町村鳥獣被害対策実施隊※の活動を支援するとともに、「寄せ付けない」、「侵入を防止する」、「個体数を減らす」の3つの取組をソフト・ハード両面にわたり総合的に推進する。

(E) 農業災害対策

- 農業災害対策については、低コストで災害に強いハウス施設、平張施設※や防風林等の積極的な整備促進を図るとともに、農地・農村の防災・減災対策については、ため池、排水施設等のハード対策やハザードマップの作成等のソフト対策を推進する。
- 農業制度資金については、災害が発生した際に、日本政策金融公庫や他の民間金融機関と連携して、被災農家の経営再建を支援する農業制度資金の円滑な融通と既貸付金の償還条件の緩和を図る。

また、関係機関と連携して農業保険（農業共済及び収入保険※）への加入と災害が発生した際の共済金の早期支払いを促進する。特に、基幹作物であるさとうきびは、農業保険の加入率が、近年減少傾向にあり、また、園芸施設については、農業共済の加入率が低いいため、更なる加入推進を図る。

(F) 農業団体

- 農業協同組合については、産地の維持・拡大を図るため、営農指導体制の強化、スマート農業や労働力確保対策の強化、ブランド力の向上等、将来を見据えた農業振興の取組を促進する。
- 農業共済組合については、効率的な業務運営を推進するとともに、農業保険（農業共済及び収入保険※）への加入推進等に取り組む。

(G) 安心・安全な農畜産物の安定供給

- 安心・安全な農畜産物の安定供給については、農業による環境への負荷を軽減するため、IPM（総合防除）の推進による化学合成農薬の使用量低減や、家畜排せつ物を原料とする良質堆肥による健全な土づくりなど、みどりの食料システムの実現に向けた取組を推進するとともに、「かごしまの農林水産物認証制度（K-GAP）※」などのGAP※の普及推進により、食の安心・安全の確保を図る。

(H) 農村の振興

- 農村の振興については、集落住民の自主的な話し合い活動を基本に、NPO法人など地域内外の活力も活用した共生・協働の農村（むら）づくり運動※を推進するとともに複数の農村集落の機能を補完する農村型地域運営組織（農村RMO）の形成等の取組を支援し、豊かな自然や伝統文化を生かしながら、地域住民がゆとりとやすらぎを実感できる農村社会の維持・発展を図る。
- 農地等を保全する地域ぐるみの水土里サークル活動（多面的機能支払交付金）※を推進し、国土保全や水源かん養、景観形成など農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮を図る。
- 農村環境の整備については、自然環境等との調和を図りながら、集落道路、

農業集落排水施設※等の整備を推進し、やすらぎのある農村環境の実現による定住促進を図る。

- 都市と農村の交流については、豊かな自然や伝統文化、亜熱帯性の気候を生かした多彩な農業・農産物など、地域ならではの魅力の発信や、農産物直売所、体験施設、農家民宿などを活用したグリーン・ツーリズム※等の充実を図るとともに、農山漁村滞在型観光をビジネスとして実施できる「農泊※」の受入体制を強化し、観光産業とも連携した農林水産業等の体験・交流を推進する。

B 観光の「稼ぐ力」の向上

(A) 観光資源の持続可能な活用と観光消費額の増加

- 豊かな地域資源を有効に活用した体験プログラムの充実を図りながら、引き続き、「あまみシマ博覧会※」の実施やエコツーリズムの推進など、この島ならではの滞在型・着地型観光プログラムづくりを促進する。
- 世界自然遺産※登録の効果奄美群島各島へ波及させるとともに、奄美固有の自然や文化に親んでもらえるよう「世界自然遺産※ 奄美トレイル」の活用や奄美群島国立公園の利用を推進する。
- 持続可能な観光を推進するため、世界自然遺産※登録地・国立公園などの優れた自然環境や、住民が自然とかわり、相互に影響を加え合いながら形成、獲得してきた環境文化などの保全を図る。

奄美群島の魅力や特性を生かし、奄美のブランド化を図りながら、入込客数のみを意識することなく、適切なターゲット設定を行った上で、国内外からの誘客施策や一人あたり観光消費額増加に向けた施策を展開する。

(B) 観光施設等の受入体制の整備

- 昇竜洞や田皆岬など拠点となる観光地をはじめ、日本一のガジュマル、西郷隆盛や琉球王朝にまつわる史跡、季節毎の花等を組み合わせることにより、島内を周遊できる観光ルートづくりに努める。
- 観光客が目的地に円滑に移動できるよう、観光案内標識等を整備するとともに、沿道には、景観及び自然環境に配慮した植栽等を行い、地域住民との協働による適切な維持管理の下に快適性の向上を図る。
- 観光事業者等のおもてなしの向上、観光案内機能の充実、島コーディネーター※の活用、観光ガイドや奄美群島地域通訳案内士※等の人材の育成・確保や組織化など、観光客の受入体制の整備・強化を図る。
- 新たな観光ニーズにも対応した質の高い施設整備を促進しながら、景観及び自然環境に配慮した観光客の受入体制を整備・強化することにより、観光地の高付加価値化を図る。

(C) 観光交通体系の整備

- 航空路線については、県管理空港の着陸料軽減や運航費補助などにより、奄美～各島間路線等の維持・確保を図るとともに、「奄美群島振興交付金」を活用し、航空会社と連携したプロモーションを実施することで、同島の交

流人口拡大を図ってきたところであり、引き続き、路線の維持・確保を図りつつ、交流人口の拡大に向けた施策を実施することで路線の拡充を図る。

特に、沖縄と奄美群島間の交流の一層の拡大を図るため、航空会社との連携に加え、沖縄県との共同プロモーション等の実施により交流人口の拡大を図ることで路線の拡充に向けた取組を推進する。

- 奄美群島内外を結んだ周遊型観光を促進するため、空港・港湾等の交通拠点の整備を推進する。
- 航路については、奄美群島各島や鹿児島、沖縄間を結ぶ航路において、「奄美群島振興交付金」を活用し、航路事業者と連携したプロモーションを実施することで、同島の交流人口拡大を図ってきたところである。引き続き、更なる交流人口の拡大に向けた施策を推進する。
- 港湾施設の機能向上や、富裕層をはじめ外国人観光客の来訪を促進するための受入環境の整備を推進しながら、奄美群島内の島々を観光船等で周遊できるクルージングネットワークの形成を図る。
- 空港や港と島内の観光地を結ぶ循環道路等の整備を引き続き推進する。
主要観光ルート、休憩展望等のための駐車場や公衆トイレ等を整備するほか、奄美群島らしい景観が保全されるよう路傍植栽等の管理に努める。

(D) 魅力ある観光情報の発信

- デジタル技術を活用したマーケティング結果に基づき、戦略的かつ効果的なプロモーションを行うことにより、国内外への魅力ある観光情報の発信に努める。

奄美パークを奄美群島全体の観光・情報発信の拠点として活用する。

- 県外の旅行会社等を対象としたセールスや招請の実施、旅行会社が企画する商品化の支援などの取組を進め、沖永良部島の認知度向上とともに、更なる誘客を図る。

(E) 地域産業との連携

- 花や園芸作物の産地としての特性を生かして、農林水産業や奄美黒糖焼酎等の特産品の地場産業と連携し、多彩な体験プログラムの提供等による体験型観光の推進や、地元農林水産物を活用した特産品、土産品の開発・提供を促進する。

(F) アジアをはじめとする海外を視野に入れた観光政策の推進

- 今後増加が見込まれるアジアをはじめとする海外からの観光客を視野に入れ、多言語によるインターネット等での情報発信や外国語併記の観光案内標識等の設置を推進する。

(G) 持続可能な観光の推進体制の整備

- 持続可能な観光を推進するために必要な自然環境や文化の保全、観光客の受入環境整備等に活用できる財源について、利用者負担を含め、確保を図るための方策を検討する。

C ものづくりの「稼ぐ力」の向上

(A) 奄美黒糖焼酎

- 奄美黒糖焼酎については、国内では首都圏や東北を重点的に、若者をターゲットにしたプロモーションや大手酒販店等と連携した消費拡大キャンペーン等を展開するとともに、地域商社等と連携した域外への商流構築に向けた取組などにより、認知度向上と販路拡大を図る。

また、海外においても、米国、EU、アジアを重点的に、世界の酒類業界関係者へ奄美黒糖焼酎の特長や魅力を発信するとともに、輸出商社等と一体となった営業活動を展開し、輸出促進を図る。

さらに、国内外の嗜好やニーズに対応した商品開発、島内産黒糖の使用による付加価値の高い商品作りや海外でも認知しやすい統一したラベル表示などを行い、ブランド力の向上を図る。

加えて、焼酎蒸留廃液の農地還元以外の処理システムの確立及び有効活用を促進する。

(B) その他の特産品

- 奄美群島成長戦略ビジョン 2033※などを踏まえ、奄美群島が一体となって、奄美群島ブランドの確立を目指し、奄美群島の情報発信等の取組を促進する。また、鹿児島ブランド支援センターやかごしまの新特産品コンクール等を活用し、新たな商品の開発や商品の改良を促進するとともに、EC※サイトの活用や大消費地での商談会、展示会などへの出展、地域商社等と連携した域外への商流構築に向けた取組などにより販路の拡大を図る。

(イ) 域外への資金流出を防止するための方策

A 再生可能エネルギー導入の促進

- 今後の研究開発の状況等を踏まえつつ、自然公園等の保護地域や希少な動植物等への影響にも十分配慮し、鹿児島県再生可能エネルギー導入ビジョン 2023※に基づいて、地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入を促進するため、民間主体の取組に対する施策の充実を図る。

B 食育及び地産地消の促進

- 食育・地産地消については、農林漁業体験や奄美の食材を使った郷土料理の調理体験などを通じて、地域の農林水産業への理解と食文化の継承を推進する。

また、学校給食等における地域食材の活用を促進する。

C 高等教育機関の設置

- 高等教育機関の設立に係る動きがある場合は、必要な情報共有や支援等について検討する。

(ウ) 域内における経済循環を促進するための方策

A 産業を支える人材の確保・育成

- 各地域の「強み」である地域産業資源を活用した地元企業による新たな事業展開や新事業の創出などを促進することにより、地域経済の振興発展を図るとともに、県中小企業企業融資制度※や中小企業経営革新支援制度※の活用

により、意欲ある中小企業者の経営革新等へ向けた取組を支援する。

- 農業における雇用の創出については、かごしま農業経営・就農支援センターを活用した農業経営の法人化や経営継承、企業等の農業参入を促進するとともに、就業希望者への就農相談活動や、和泊町実験農場などによる研修等の実施により新規就農者の確保・育成を図る。
- 水産業・林業における雇用の創出については、関係団体等と連携して、就業希望者への就業相談や研修を行うほか、新規就業者を対象とした技術研修等の実施により、新たな担い手の確保・育成を図る。
- 医療・福祉・介護事業における雇用の創出及び確保については、地域医療を担う人材や、福祉・介護ニーズに的確に対応できるよう人材の育成・確保に取り組むとともに、多様なサービス基盤の確保、民間事業者への事業支援、介護労働者の能力開発の支援、介護労働者の雇用管理の改善を推進する。
- 特定地域づくり事業協同組合の運営を支援するとともに、移住希望者に対する情報発信等と連携して、奄美群島外からの人材確保を図る。
また、都市圏の企業等に勤務する専門人材に、リモートワーク※などにより副業・兼業人材として活躍してもらうほか、ワーケーション※による都市圏の人材と地域との交流により、奄美群島の産業を支える人材の確保を図る。
その上で、農業、観光産業、情報通信産業をはじめ、地域の特性を生かした産業の担い手の確保・育成を図る。

エ 奄美群島が抱える条件不利性の改善

(ア) デジタルによる社会変革

A 情報通信基盤の整備

- 地域の特性やニーズに応じた情報通信基盤の利活用を促進するとともに、適切な維持管理の確保を図る。
- 地域公共ネットワーク※など公共の情報通信基盤の整備促進及び適切な維持管理の確保を図る。
- 公衆無線LANについては、外国人観光客の誘客などの観光面や、災害時の情報連絡手段など防災面での活用を図るため、主要な観光・防災拠点における整備を促進する。
- 災害など非常時の通信手段の確保の観点から、携帯電話の不感地域の解消を図るとともに、次世代高速通信サービスの導入を促進する。
- 国が実施する「デジタル活用支援推進事業」の活用などにより、誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化の実現に向けた取組を促進し、島民のICTへの理解向上を図る。

B デジタル人材の確保・活用・育成

- 官民におけるデジタル化、オープンデータの利活用を推進するために、専門的な知見を有する人材を活用した相談体制を整備する。
- 社会全体でデジタル人材が逼迫していることから、デジタル人材の裾野を広げるため、経営者等のデジタル化への理解を深めるための研修やITエン

ジニアを目指す方を対象としたプログラミング研修などに取り組む。

- 高度なICT利活用能力を有する人材の育成や住民のICT利活用能力向上による情報格差の解消を行うことで、新たな企業立地や地元企業の育成を促進する。

さらに、中小製造業者に対しては、関係機関と連携しながら、IoT・AI等を活用した生産性向上に向けた取組を推進する。

- 離島の地理的特性により学習内容や方法等の制約が生じており、多様な価値観に触れる機会が少ないなどといった課題を解決するため、ICTの積極的な活用を推進する。
- 次世代に求められる情報活用能力を身に付けた人材を育成する必要があることから、教職員のICT活用指導力の向上に努める。

また、GIGAスクール構想※により整備された1人1台端末の積極的な活用や遠隔教育システムを活用した授業づくり等を推進する。

- 生涯学習の場で、住民のICT利用をサポートする指導者の育成を図る。

C 官民のデジタル化の推進

- 誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化を目指し、全ての住民がデジタル化の恩恵を享受できる社会の実現を目指す。
- 暮らしのデジタル化においては、医療、福祉、防災等、安心・安全な社会を実現するためのデジタル化を支援する。
- 産業のデジタル化においては、IoT・AI等のデジタル技術の活用により、各事業者の必要に応じた支援を実施する。
- デジタル化による利便性の向上を島民が享受できるよう、行政手続の原則オンライン化に向けた取組を推進する。
- 限られた人的資源で持続可能な行政サービスを提供できるよう、業務そのものの必要性の検証や、業務プロセスの徹底した見直し、デジタル技術を活用した業務改革を積極的に推進する。

D データの利活用の推進

- 県や市町村が保有する行政情報の可能な限りのオープンデータ化について、分野横断的に活用可能な共通の仕様を設定し、機械判読性の高いデータ形式での公開を図り、データの更なる活用を推進する。
- 行政におけるデータの分析やこれに基づいた政策立案等のできる人材の育成等に取り組む、EBPM※の推進を図る。
- 官民におけるデジタル化、オープンデータの利活用を推進するために、専門的な知見を有する人材を活用した相談体制を整備する。

(イ) 運賃、輸送コストの軽減

- 沖縄県と比べて割高な奄美群島の航空運賃及び航路運賃について、運賃軽減を継続するとともに、航路も含めた運賃軽減を継続するとともに、奄美群島-沖縄間路線を対象路線に追加することや準住民の対象拡充など、運賃軽減の拡充を図る。

○ 消費地に農林水産物を出荷する際の輸送コストを軽減するための支援を継続するとともに、奄美群島から沖縄本島への農林水産物等の移出や畜産物についても補助対象とすることなど、輸送コスト支援事業を拡充する。

○ 交流人口拡大に向けた航空・航路の更なる需要喚起を図る。

また、LCC就航等による交流人口の拡大を生かし、奄美群島間や沖縄間の交通の利便性向上を図りながら、世界自然遺産※登録の効果を奄美群島全体へ波及させる取組を推進する。

(ウ) 生活又は事業活動に必要な物資の費用負担の軽減

○ 国の支援制度により、離島のガソリン価格の引き下げが行われているが、石油製品等価格は本土と比べ割高になっているため、安定的かつ低廉な供給に向けた取組を行う。

○ 台風等の荒天時に船舶の欠航に伴い、生活関連物資が不足する事態が生じていることから、地元市町村等と一体となって、現実的かつ効果的な対策を検討する。

(イ) 交通基盤の整備

A 航空交通

○ 航空機の安全運行の確保及び航空輸送需要の動向に対応した空港施設の更新改良等を推進する。また、沖永良部空港の旅客ターミナルビルについては老朽化が進んでおり、当該ビルを所有する民間事業者の意向を踏まえながら、支援のあり方を検討する。

○ 離島航空路線に係る補助や着陸料の軽減措置等の支援に努めながら、航空路線の維持を図る。

また、鹿児島空港等との路線拡充のための取組を進める。

B 海上交通

○ 定期航路の主要港である和泊港については、定期フェリー等の安定的な運航を図るため、外郭施設の整備や港湾施設の老朽化対策を推進する。

また、町管理港湾については、定期フェリーや貨物船、小型船等の安全な利用を図るため港湾施設の適正な維持管理及び既存施設の老朽化対策の推進に努める。

○ 離島航路の維持・改善に努める。

また、航路運賃の軽減による住民生活利便性の向上、観光の振興等を図る。

C 陸上交通

○ 島内を循環する一般県道国頭知名線等の整備を推進し、島内各地域から空港、港湾及び中心市街地へのアクセスを改善するとともに、島内各集落間の交通の円滑化、住民の利便性向上に努める。

○ 災害に強い道路づくりを進めていくため、道路防災総点検等に基づいた防災対策を優先的に進める。

○ 老朽化する道路ストックを適切に維持管理するため、計画的に維持・修繕を進める。

- 廃止路線代替バス※については、引き続き、必要な路線の維持を図るとともに、コミュニティバス※やデマンド型交通※など、地域の実情に合わせた多様な運行形態への転換を促進する。

(オ) 防災及び国土保全

A 消防防災の充実

- 消防ポンプ自動車や高規格救急自動車※等資機材の整備を促進するとともに、救急救命士の養成を図るなど、常備消防体制の充実・強化を図る。
- 防火水槽等、消防施設の整備を促進するとともに、消防団員加入促進と活動の活性化に努める。
- 住民や防災関係機関等への迅速・的確な情報提供体制の維持、災害危険箇所の掌握点検・周知徹底、要配慮者対策の推進や自主防災組織※の育成等による住民の防災意識の高揚を図るなど、地域防災対策の強化に努める。
また、集中豪雨や台風、地震・津波等による災害の未然防止を図るため、防災関連施設の総合的な整備や避難施設の機能強化、通信設備の整備など防災対策を推進する。
- 災害時における相互応援体制の連携・強化や消防・防災ヘリコプター及び奄美ドクターヘリを活用した迅速な応急対策の推進、救急医療体制の強化など災害支援体制の充実に努める。
- 大規模災害時のライフラインの途絶や広域的な救援等に時間を要することも想定し、水や食糧を始めとする生活物資等を一定期間はまかなえる体制の整備を推進する。

B 治山対策の推進

- 荒廃山地の早期復旧と山地災害の未然防止を図るため、自然環境や生態系等にも配慮した治山対策を推進するとともに、既存施設の点検補修等を図る。
また、山地防災ヘルパー等を活用した危険地区の周知などハード・ソフトが連携した防災対策を推進する。
- 農地や人家等における風害・潮害の防止を図るため、自然環境や生態系等にも配慮した海岸防災林の計画的な整備を図る。
また、防災林の適切な管理に努めるとともに、施設点検や補修等の実施による老朽化対策を推進する。
- 保安林の適正な管理を図るとともに、森林に関する自然条件や社会的要請、保安林の配備状況等を踏まえ、計画的に保安林指定を推進する。

C 治水対策の推進

- 自然環境や生態系等に十分留意し、河川の氾濫等による浸水被害の軽減や再度災害防止を図るとともに、既存施設の老朽化対策を推進するため、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う「流域治水」を推進し、その中で、気候変動等による将来の水災害リスクに適応したハード・ソフト一体となった総合的な防災・減災対策の取組を進める。
- 土砂災害の未然防止や、早期復旧を図るため、必要に応じて、人家や公共施

設、要配慮者利用施設※等を保全する土砂災害防止施設の整備を行う。

- 水防法に基づく洪水浸水想定区域及び土砂災害防止法※に基づく土砂災害警戒区域等の指定、雨量水位情報や土砂災害警戒情報※など防災情報の提供を推進し、市町村の警戒避難態勢の整備を促進する。

D 海岸保全の推進

- 台風常襲地帯であり、気候変動の影響による災害の激甚化・頻発化が懸念され、また、近年、地震活動も活発であることから、高潮や津波等による災害を防止するため、自然環境や生態系等にも配慮した海岸保全施設※の整備及び既存施設の老朽化対策を推進する。

なお、気候変動の影響により海面水位の上昇等が見られることから、今後の社会情勢の変化等も踏まえ、海岸保全施設※の安全性を検討する必要がある場合は、海岸保全基本計画の見直しも含めて検討を行う。

オ 奄美群島の生活基盤の確保・充実

(7) 保健医療福祉

A 保健医療

(A) 健康づくりの推進

- 循環器病をはじめとする生活習慣病の発症及び重症化予防を図るため、健康かごしま21※や町健康増進計画※に基づき、住民の生活習慣の改善への取組を進めるとともに、医療保険者等が行う特定健康診査・特定保健指導※等の保健事業を総合的に促進する。
- 安心して子どもを産み育てる環境づくりのため、適切な妊婦健診の受診、不妊治療の受診に対する交通費等の支援、総合的な小児医療・周産期医療※の充実など、母子保健医療対策を推進する。

(B) 保健医療体制の総合的整備

- 地域住民の健康の保持及び増進を図るため、徳之島保健所を地域保健対策の広域的かつ専門的・技術的拠点とし、町をはじめ健康関連団体を支援し、住民による主体的な健康づくり活動を促進する。
- 複雑化・多様化する住民の健康問題に適切に対応するため、今後とも、町保健師の計画的確保や資質向上に努める。
- 住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、在宅医療の環境を整備するために、多職種による医療と介護の連携強化や住民への普及啓発等の取組を強化する。
- 奄美群島においては、県立大島病院及び民間医療機関等に加え、沖縄県の協力も得ながら、医療提供体制が構築されているところであり、ICTを活用した遠隔医療の促進などにより、医療提供体制の更なる充実を図る。
また、地域医療構想調整会議※等を通じた医療機関相互の協議を継続し、病床機能の分化・連携を推進する。
さらに、医師をはじめとした医療従事者の安定的確保を図る。
- 県立大島病院においては、地域救命救急センターの救急医療体制等を充

実させるとともに奄美ドクターヘリの安定運用を図る。

B 社会福祉

(A) 高齢者福祉対策の充実

- 高齢者が、長年の経験の中で培ってきた知識や技能を生かして積極的に社会参加し生きがいのある生活を送れるよう、地域社会の担い手として、生活づくり、地域づくり、健康づくりへの主体的参加を促進する県民総ぐるみの「すこやか長寿社会運動※」を積極的に展開する。

(B) 介護サービスの確保

- 介護保険制度については、市町村に対し、安定的かつ適切な事業運営等が図られるよう支援を行うほか、高齢者の状態に応じた適切な介護サービス提供基盤の確保や各種研修等を通じた介護サービスの質の確保・向上等に努める。

高齢者が安心して在宅での生活を続けられるよう、介護予防や認知症対策、在宅医療等を推進するとともに、地域包括支援センター※を中心とした地域包括ケア体制※の深化・推進を図る。

(C) 障害者福祉対策の充実

- 障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、必要とする障害福祉サービス等の支援を受けつつ、障害者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等の提供体制の整備を進める。
- 障害者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり等、地域の社会資源を活用した体制の整備を進める。
- 障害児について、早期発見や早期支援とともに、身近な地域で安心して療育が受けられる支援体制の整備を進める。

(D) 児童福祉対策の充実

- 国の子ども・子育て支援新制度を踏まえ、児童福祉施設の整備や運営に関しての適正な水準を確保するとともに、老朽施設の改築等による生活・保育環境の整備や保育所等における多様な保育ニーズに対応した保育サービスの実施促進、放課後児童の健全育成を図るための放課後児童クラブ※の設置促進など、健やかに子どもを産み育てられる環境づくりを図る。
- 児童虐待防止対策については、児童相談所や市町村・警察等の各関係機関による緊密な連携を図り、児童虐待の発生予防や早期発見・早期対応に努める。

(E) 母子・父子・寡婦家庭の福祉対策の充実

- 母子・父子・寡婦家庭に対し、就業支援講習会の開催や福祉資金の貸付等により社会的・経済的な自立を促進する。

- 家庭生活支援員の派遣や生活・生業等についての相談、指導などの施策を推進する。

(F) 地域福祉の推進

- 高齢者支援のための総合的な窓口である地域包括支援センター※の機能強化を図るとともに、高齢者など援護を必要とする方々を地域ぐるみで見守る地域見守りネットワークづくりや、住民参加による町地域福祉計画※策定の促進を図る。
- 福祉活動体験等を通じて、ボランティアやNPO活動の促進を図るとともに、町社会福祉協議会の基盤強化等に努める。

(イ) 教育及び人材育成

A 教育

(A) 学校教育の充実

- 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に努めるとともに、地域の伝統・文化や豊かな自然を生かした体験活動を取り入れるなど、特色ある教育活動の充実に努める。
また、学校間の交流学习を促進するとともに、1人1台端末を活用し「学習者主体の授業」の推進や児童生徒の次世代に求められる情報活用能力の育成を図る。
- 小中学校の校舎やへき地教員宿舎等については、計画的な老朽化対策を促進するとともに、県立学校の校舎等についても同様に整備を推進する。
- 高等学校においては、学校が地域や家庭と連携しながら「社会に開かれた教育課程」の実現を目指すとともに、教員の授業改善及び生徒の自己学習力や学ぶ意欲の向上など学力向上に向けた総合的な取組を推進し、将来の地域産業を担う人材の育成を目指し、高校生のインターンシップや企業等による出前講座等の取組を促進する。
- 本地域内の一部市町村には高等学校等がないため、他市町村の高等学校等へ進学する生徒への修学支援を促進する。
- 特別支援教育※については、県立大島特別支援学校のセンター的機能※の充実に努めながら、個別の教育支援計画等に基づき、特別な教育的支援を必要とする幼児・児童・生徒の一人一人の教育的ニーズに応えるために、関係機関が連携・協働して体制整備を推進する。
また、特別支援学校高等部支援教室の充実に努める。
- 国内外の大学等が行っている無料オンライン講座等の遠隔教育の利用促進を図るため、その普及啓発に努める。

(B) 生涯学習の充実

- 生涯学習や地域文化振興の拠点となる公民館、図書館、文化会館等の機能の充実と整備を促進する。
- 奄美の産業・文化の調査・研究を含む、県立短期大学の教育研究活動の具体的な内容を積極的に地域発信する奄美サテライト講座を開講すること

より、学習の場を提供する。

- かがしま県民大学中央センター、市町村、大学等と連携して、障害の有無にかかわらず、多様化・高度化する県民のニーズに対応した学習機会を提供する。
- 県子ども読書活動推進計画※に基づいた取組を促進する。
- 地域における生涯スポーツの振興とスポーツ実施率の向上を図るため、スポーツ・レクリエーション活動を積極的に促進して、地域住民のスポーツ活動への参加意欲を喚起するとともに、地域の実態に即した公共スポーツ施設の整備を促進する。

B 人材育成

(A) 地域を支える人材の育成・確保

- 将来の地域産業を担う人材の育成を目指し、高校生のインターンシップや企業等による出前講座等の取組を促進する。
- 青少年の自立の精神と豊かな感性のかん養、国際的感覚やふるさとを愛する心の醸成を目的とした青少年育成県民運動を家庭・学校・職場・地域等が一体となって積極的に推進する。
- 離島においても高等教育の受講を可能とする遠隔教育について、本土と同等の教育環境の整備を促進する。
また、高等教育機関や試験研究機関の設立に係る動きがある場合は、必要な情報共有や支援等について検討する。
- かがしま県民大学中央センターや県立奄美図書館等の機能を生かして、多様化・高度化する県民のニーズに対応した学習機会を提供する。

(B) 暮らしを支える人材の育成・確保

- 地域の保健・福祉・医療を確保するため、医師をはじめとした医療従事者や福祉・介護人材、保育人材の育成や安定的確保に努める。
また、地域において、社会貢献活動を担うボランティア、NPO等の人材育成を促進する。
- 地域の伝統文化を担う人材の育成を図るため、沖永良部島固有の郷土芸能や伝統行事等に触れる機会の確保に努めるとともに、その保存・継承を促進する。
- 環境教育・環境学習等を推進し、地球環境を守るかがしま県民運動※を進める人材の育成を図る。
- 希少野生動植物等について適切な知識を有するガイド等の人材育成を促進する。

(C) 産業を支える人材の育成・確保

- 担い手の確保・育成については、就農相談活動の実施、国の新規就農者育成総合対策の活用により新規就農者を確保する。
和泊町実験農場や現地就農トレーナーによる就農後の発展状況に応じた支援による新規就農者の育成を推進する。各町担い手育成総合支援協議会の

経営改善支援活動により、農業法人を含む認定農業者※の確保・育成を図る。

また、家族経営協定の締結や地域農産物を利用した農産物加工・販売等の起業活動を促進するなど、女性が能力を発揮できる環境整備を促進する。

- 水産業における人材育成については、新たな担い手の確保を図るため、就業相談や研修を行うとともに、意欲と能力のある担い手の育成や経営改善を図るため、漁業研修制度や制度資金の充実、中核的な漁業者や漁協青壮年部、女性グループ等の育成や活動促進を行う。
- 新事業の創出や起業化の促進、製造業を支える人材の育成など、関係機関と連携を図りながら、起業化や中小企業等の人材育成を図る。
- 地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出し、地域の担い手を確保する、特定地域づくり事業協同組合の運営を支援することで、産業人材の確保を図る。
- 産業の振興を支える人材を確保するため、若年者等の県内定着の促進、UIターン※の促進、外国人材を含めた多様な人材の活躍支援等を図る。
- 奄美特有の観光資源を活用した地域観光（エコツアーガイド※認定制度による質の高いサービス提供等）を担う人材を育成する。

増加が見込まれる外国人観光客等への対応については、奄美群島地域通訳案内士※等の育成・確保を促進する。

(ウ) 生活環境

A 水道

- 安全で安定した生活用水の確保による快適な生活環境を維持するため、新たな水源の確保及び老朽化施設の更新及び耐震化等を図るとともに、広域的な連携を促進する。また、琉球石灰岩に由来する地下水の硬度等の問題に対応するための高度浄水施設※等の整備を促進する。

B 都市基盤

- 生活排水等の適正処理を図るため、地域の実情に合った生活排水処理施設の整備を促進する。併せて、老朽化した施設の計画的な改築を行うことで機能維持を図る。

C 住環境の整備

- 公営住宅については、住まいのセーフティネット※としての基本的な役割を踏まえつつ、地域の実情や課題に応じた良質な住宅の供給を図るため、建替や住戸改善等の手法を適切に選択しながら、住宅の長寿命化と良質なストックの維持に努める。

また、市町村に対し空き家活用についての情報提供やセーフティネット住宅への改修支援を行うとともに、民間事業者へは住宅セーフティネット制度の普及啓発を図り、公営住宅を補完する住まいの確保に努める。

D 安全・安心まちづくりの推進

- 犯罪の未然防止や交通安全思想の普及啓発に努めるとともに、通学路等の交通安全施設についても計画的な整備を進める。

E 地域環境の保全

- 良好な地域環境を維持するため、町と連携を図りながら、大気環境や水環境の保全及び騒音や悪臭等の防止に努める。
- 海岸漂着物対策については、「県海岸漂着物対策推進地域計画※」に基づき、関係機関との連携を図りながら、海洋プラスチックごみなどの海岸漂着物の円滑な処理等を推進する。
- ヤンバルトサカヤスデについては、効果的な駆除方法やまん延防止対策、環境整備等について普及啓発を図る。

F 循環型社会の形成

- ごみ処理については、ごみの減量化・リサイクルを引き続き促進していく。
また、家電リサイクルについては、引き続き町・関係団体と連携しながら、指定引取場所の設置や海上運搬経費に対する支援制度の円滑な実施等の促進を図るほか、自動車リサイクルについても、海上運搬経費に対する支援制度の円滑な実施の促進を図る。
小型家電リサイクルについては、回収体制の整備など、その円滑な実施の促進を図る。
ごみの不法投棄については、住民や排出事業者等に対する意識の啓発、不適正処理に関する監視指導の徹底など適正処理の推進を図る。
- し尿処理については、し尿と生活雑排水を同時に処理する公共下水道及び合併処理浄化槽※の整備を促進する。併せて、老朽化した施設の計画的な改築を行うことで機能維持を図る。
- 産業廃棄物については、廃棄物の減量化・リサイクルを推進するとともに、産業廃棄物処理施設の整備を促進する。
また、家畜排せつ物については、処理施設の整備を進め、適正処理の徹底に努めるとともに、堆肥としての利活用を促進する。
さらに、建設廃棄物については、発生量の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底に努める。

G 自然環境配慮型・自然再生型公共事業等の実施

- 道路、河川、農業農村整備など公共事業の実施に当たっては、奄美群島の自然環境の保全を図るため、「公共事業における環境配慮指針※」等に基づく野生生物の生息・生育・繁殖環境や良好な景観の形成に配慮した自然環境配慮型公共事業の取組を推進し、また、自然再生推進法に基づく自然再生型公共事業※の導入可能性の検討等を行う。
さらに、赤土等流出防止対策については、公共事業等の各段階での対策、各種防止技術の調査研究及び開発事業者や施工業者等への啓発、指導徹底を図る。
また、農用地等からの流出防止の必要性等についても、農業者や地域住民等に対する普及啓発を図る。

(I) 資源・エネルギー

A 水資源

- 既存水源の有効利用を図りながら、地下ダムの建設や老朽化したため池の改修を推進し、水資源の安定確保に努めるとともに、地下水や湧水の保全を積極的に図る。
- 多様な森林整備を行い、水源かん養機能の強化を図る。

B 再生可能エネルギー

- 今後の研究開発の状況等を踏まえつつ、自然公園等の保護地域や希少な動植物等への影響にも十分配慮し、鹿児島県再生可能エネルギー導入ビジョン2023※に基づいて、地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入を促進するため、民間主体の取組に対する施策の充実を図る。

C 電力

- 電力の需給状況等の的確な把握に努め、電力の安定供給の確保を促進する。

カ 地域主体の取組の促進

(7) 共生・協働の地域社会※づくり

- 地域コミュニティ、NPO、企業などの多様な主体が連携・協力し、地域で支え合う奄美の良き伝統や地域資源を生かしながら、地域課題の解決や地域の豊かな未来づくりに向けて、ビジネスの手法も活用した持続可能な取組が活発に行われる地域社会の形成を促進する。

7 与論島の振興方策

(1) 地域の概要

与論島は、航路距離で本土から594km、奄美市名瀬から211kmの奄美大島の南西海上に位置し、沖縄本島を間近に眺望できる県最南端の島である。面積は約21km²、1町に約5千1百人が居住している。航空路では、鹿児島空港、那覇空港、奄美空港と1日1往復の定期便で結ばれており、航路では、沖永良部島や沖縄本島と毎日上下それぞれ1便ずつの定期船で結ばれている。

海洋性の一大レクリエーション基地を中心とした観光の島として全国に知られており、観光が最も重要な産業の一つとなっている。

また、平坦地が多く、さとうきびと肉用牛、野菜、花き類を組み合わせた複合経営が行われており、近年はマンゴー等の熱帯果樹の栽培も行われている。水産業では、カツオ・マグロ類、ソデイカ等を対象とした一本釣り漁業、イセエビ、ヤコウガイ等を対象とした素潜り漁、もずく養殖業などが営まれている。

(2) 施策の展開

ア 移住及び定住を促進するための方策

(7) 産業の振興

A 農業

- 農業は、与論島の発展・振興のため重点を置くべき産業であり、さとうきびを中心に、さといも、いんげん等の野菜や肉用牛を組み合わせた農業の振興を

図る。

なお、施策の詳細については、ウ(ア)Aにおいて記載する。

B 観光産業

- 観光は経済的に裾野が広く、多くの産業分野に波及効果をもたらす産業であり、与論島の地理的・自然的特性を生かすことができることから、地域資源を生かした観光施策の展開を図る。

なお、施策の詳細については、ウ(イ)Bにおいて記載する。

C 情報通信産業

- 地域の特性やニーズに応じた情報通信基盤の利活用を促進するとともに、適切な維持管理の確保を図る。
- 地域公共ネットワーク※など公共の情報通信基盤の整備促進及び適切な維持管理の確保を図る。
- 公衆無線LANについては、外国人観光客の誘客などの観光面や、災害時の情報連絡手段など防災面での活用を図るため、主要な観光・防災拠点における整備を促進する。
- 携帯電話について、次世代高速通信サービスの導入を促進する。
- 高度なICT利活用能力を有する人材の育成や住民のICT利活用能力向上による情報格差の解消を行うことで、新たな企業立地や地元企業の育成を促進する。

さらに、中小製造業者に対しては、関係機関と連携しながら、IoT・AI等を活用した生産性向上に向けた取組を推進する。

- 地上デジタル放送施設の維持管理・更新等に係る住民や放送事業者の負担の軽減を図るとともに、ラジオの難聴取の解消を促進する。

D 地域の特性を生かした産業の振興

(A) 水産業

a 沿岸・沖合漁場の整備開発

- 周辺海域における漁業資源の有効利用を促進し漁業生産力の向上を図るため、魚礁、浮魚礁設置による沿岸・沖合漁場の整備、瀬物類をはじめとした水産資源の管理等を推進する。

b 漁場環境の保全

- 陸上から流出する赤土や海域からの漂着油等による漁場汚染の防止に努めるほか、藻場を再生するため、ホンダワラ類の藻場造成手法の調査研究を推進する。また、サンゴ礁周辺の漁場を守るため、オニヒトデの駆除対策等を支援する。

c 漁港の整備

- 漁港については、漁船が安全に係留・停泊できるように、防波堤や物揚場等の整備や既存施設の長寿命化対策※等を推進する。

d 漁船漁業の振興

- 周辺海域における漁場及び資源の調査、漁場の造成や漁港整備、浮魚礁

の積極的な利用や新しい漁具・漁法の導入を推進するとともに、スマート水産業の普及に努め、漁業生産力の向上を図る。

漁業資源の適切な管理と有効利用のため、資源の維持・回復への取組を推進するとともに、操業に支障を及ぼすサメの被害対策を促進する。

- 遊漁船業等の海洋レクリエーションや水産資源を活かした体験ツアーの確立等による漁家所得の向上を促進する。

e 栽培漁業の推進

- スジアラ等の地域特産種の種苗生産及び放流事業化の検討と併せ、地元における資源の適正管理を促進する。

f 海面養殖業の振興

- モズク養殖業の振興を図る。

g 流通の合理化、消費の拡大

- 流通の合理化や消費の拡大を図るため、効率的な出荷体制を構築するための施設等の整備や輸送コストを支援するとともに、地元水産物のブランド化を促進する。
- 島内消費の拡大を図るため、魚食普及活動※や地産地消の取組を促進する。

h 水産加工業の振興

- 既存加工品の品質向上に加え、消費者や観光客等のニーズに対応した新商品の開発に取り組むとともに、首都圏等の大消費地での商談会等への参加など、島内外で販路拡大を促進する。

i 担い手の確保・育成

- 新たな担い手の確保を図るため就業相談や研修を行うとともに、意欲と能力のある担い手の育成や経営改善を図るため、漁業研修制度や制度資金の充実、中核的な漁業者、漁協青壮年部、女性グループ等の育成や活動を促進する。

j 漁業協同組合の育成強化

- 漁業協同組合がその役割を十分発揮できるよう、県漁業協同組合連合会など系統組織と連携しながら、経営基盤の強化を促進する。

k 漁村の生活環境の向上と活性化

- 安全で快適な漁村の実現を図るため、生活環境施設や防災安全施設等の整備を促進するとともに、地域水産物の直販施設の整備や与論島の水産資源を活かしたブルー・ツーリズム※等により漁村の活性化を図る。

(B) 林業

a 森林整備の推進

- 森林の有する多面的機能を高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持造成を推進する。

○ 島外からの松くい虫被害材持ち込み等に対する監視を継続する。

b 森林とのふれあいの推進

○ 与論島の自然や景観を生かした森林の整備・保全を図るとともに、地域住民等の憩いの場等としての利用を促進する。

また、森林ボランティア※の育成など体験学習等の支援体制を整備するとともに、小・中学生等を対象とした森林環境教育を推進する。

c 森林資源の循環利用及び保全に関する調査研究

○ 亜熱帯林の保全・管理や奄美産材の有効利用に関する調査研究を推進する。

(C) 商工業

a 工業

(a) 特産品

○ 奄美黒糖焼酎については、国内では首都圏や東北を重点的に、若者をターゲットにしたプロモーションや大手酒販店等と連携した消費拡大キャンペーン等を展開するとともに、地域商社等と連携した域外への商流構築に向けた取組などにより、認知度向上と販路拡大を図る。

また、海外においても、米国、EU、アジアを重点的に、世界の酒類業界関係者へ奄美黒糖焼酎の特長や魅力を発信するとともに、輸出商社等と一体となった営業活動を展開し、輸出促進を図る。

さらに、国内外の嗜好やニーズに対応した商品開発、島内産黒糖の使用による付加価値の高い商品作りや海外でも認知しやすい統一したラベル表示などを行い、ブランド力の向上を図る。

加えて、焼酎蒸留廃液の農地還元以外の処理システムの確立及び有効活用を促進する。

○ マンゴーやモズク、ソデイカ等の農水産物を利用した特産品等の開発・商品化を促進するとともに、物産展・インターネット等を活用した販路拡大を図る。

○ 奄美群島成長戦略ビジョン2033※などを踏まえ、奄美群島が一体となって、奄美群島ブランドの確立を目指し、奄美群島の情報発信等の取組を促進する。また、鹿児島ブランド支援センターやかごしまの新特産品コンクール等を活用し、新たな商品の開発や商品の改良を促進するとともに、EC※サイトの活用や大消費地での商談会、展示会などへの出展、地域商社等と連携した域外への商流構築に向けた取組などにより販路の拡大を図る。

(b) 企業立地

○ かごしま製造業振興方針※（令和3年3月改訂）に基づき、付加価値・生産性の向上や新産業分野への参入、販路開拓、人材確保・育成等の支援を行う。また、県と市町村が一体となって、特色ある農林水産資源を生かした食品関連産業、地理的制約を受けにくい情報通信関連産業、伝

統ある本場奄美大島紬を生かした繊維関連産業など、奄美地域の優位性を生かせる業種、またはハンディキャップの克服が可能な業種の企業立地の促進を図る。

奄美地域の強みである地域資源を活用した地元企業による新たな事業展開や新事業の創出などを促進する。

b 商業

- 消費者ニーズへの対応や空き店舗対策、買物弱者対策など地域課題の解決に向けた取組などへの支援を行い、地域と一体となった魅力ある商店、商店街づくりを促進するとともに、観光客や島外の顧客をターゲットにするなど、観光産業とも連携した特産品の開発と販売を促進する。

c 中小企業

- 少子化・高齢化による需要の変化など、社会経済の変化に対応した新事業の創出やI・O・T・A・I等を活用した県内中小企業の生産性向上等を促進するとともに、意欲ある中小企業者の経営革新への取組等を商工会議所及び商工会並びに金融機関と連携し、支援する。
- 経営革新等に取り組む中小企業者を支援するため、県中小企業融資制度※や中小企業経営革新支援制度※の活用を促進するとともに、(公財)かごしま産業支援センター、商工会議所及び商工会など、関係団体における支援事業の充実や人材育成のための研修会の開催などの事業活動の促進を図る。
- 中小企業者の事業再生・事業承継・経営改善への支援については、中小企業者の持続的発展及び地域経済の活性化が図られるよう、県中小企業融資制度※や各種支援制度の活用を促進するとともに、金融機関、商工団体等と連携強化を図る。

d 起業支援

- 新たな雇用の創出や地域の活性化等を図るため、起業または事業拡大を行う場合などの設備資金・運転資金に対する支援を行うとともに、関係機関の連携による総合的な支援体制の充実・強化を図り、地域における起業を促進する。
- 若者や女性等による新たな視点からの起業を促進するとともに、県工業技術センターによる地域資源の高度利用に関する研究を推進し、地域起業への移転・実用化を進めるなど、奄美群島内の豊かな地域資源を生かし商品開発等の取組を支援することにより、起業化や新分野展開への取組を促進する。
- 中小企業者の起業や新分野への進出、規模拡大を目指すための研究開発や設備投資等の取組を支援する。

(D) 雇用、ワーク・ライフ・バランス

- 地元企業の人材確保のため、働き方改革を推進し、企業における多様な働き方が可能な雇用環境の整備を促進することにより、ワーク・ライフ・バラ

ンス※の実現を図る。

- 地域の特性を生かした農林水産業や観光の振興及び奄美黒糖焼酎など地場産業の育成による地域経済の振興発展を図る。
- 県と市町村が一体となって、積極的な誘致活動や、立地環境の整備、企業立地優遇制度の拡充、人材確保の促進などにより、奄美の特性を生かした企業立地の促進を図るとともに、地域の特性及び地元の創意を生かした産業の発展を支援する。
- 高度なICT利活用能力を有する人材の育成のほか、住民のICT利活用能力の向上を図り情報格差を解消することで、各種産業の企業立地や地元企業の育成、競争力の向上を図る。
- 各地域の「強み」である地域産業資源を活用した地元企業による新たな事業展開や新事業の創出などを促進することにより、地域経済の振興発展を図るとともに、県中小企業融資制度※や中小企業経営革新支援制度※の活用により、意欲ある中小企業者の経営革新等へ向けた取組を支援する。
- (公財)かごしま産業支援センターなど、地域の産業支援機関との連携を進め、起業化や新事業の創出に向けた総合的な支援体制の充実強化を図るとともに、県工業技術センター等による地域資源の高度利用に関する研究を推進し、関係機関と連携して開発した技術の普及を図ることなどにより、島内の豊かな地域資源を生かした起業化や新分野展開への取組を促進する。
- 地域雇用開発促進法※に基づく地域雇用開発助成金※(地域雇用開発コース)や地域雇用活性化推進事業※の活用により、雇用機会の拡充等に向けた取組を積極的に推進するとともに、労働者の雇用の安定と拡大を図るために、多様化している企業のニーズに対応した職業能力開発施策を展開する。
- 農業における雇用の創出については、かごしま農業経営・就農支援センターを活用した農業経営の法人化や経営継承、企業等の農業参入を促進するとともに、就業希望者への就農相談活動や、現地就農トレーナー等の支援などによる研修等の実施により新規就農者の確保・育成を図る。
- 水産業・林業における雇用の創出については、関係団体等と連携して就業希望者への就業相談や研修を行うほか、新規就業者を対象とした技術研修等の実施により、新たな担い手の確保・育成を図る。
- 医療・福祉・介護事業における雇用の創出については、地域医療を担う人材や、介護・福祉ニーズに的確に対応できるよう重点的な人材の育成・確保に取り組むとともに、多様なサービス基盤の確保、民間事業者への事業支援、介護労働者の能力開発の支援、介護労働者の雇用管理の改善を推進することで雇用確保を図る。
- 新事業の創出や起業化の促進、製造業を支える人材の育成など、関係機関と連携を図りながら、起業化や中小企業等の人材育成を図る。

(イ) 移住・交流の促進

- 空き家の活用等により住宅を確保することや、移住に必要な情報を発信する

ことなどにより、移住・定住を促進する。

- 移住希望者への情報発信にあたっては、就業の促進を図る必要もあることから、特定地域づくり事業協同組合や移住者による起業への支援制度等を紹介するとともに、地域コミュニティとの円滑な関係構築に向けた取組を進め、総合的な移住支援を展開する。
- 将来的な移住につなげるため、都市圏の企業等に勤務する専門人材に、リモートワーク※などにより副業・兼業人材として活躍してもらうほか、都市圏における潜在的な移住ニーズを掘り起こすために、航空会社と連携し、移住希望者をターゲットとしたキャンペーンを展開することなどにより、二地域居住※を促進することで、関係人口の創出を図る。

イ 世界自然遺産登録等を契機とした自然環境の保全と利用の両立及び文化の継承を図るための方策

(ア) 自然環境の保全に向けた施策の展開

A 国立公園等保護地域の保護と利用の両立

- 奄美群島国立公園について、国の管理運営計画等に基づき保全管理を推進するとともに、利用者の受入環境整備を進め、保護と利用の両立を図る。また、利用者負担を含め、自然環境の保全に係る財源の確保に向けた取組を促進する。

B 価値の維持

- 生態系及び生物多様性の確保に向けた希少種の保護対策については、奄美群島希少野生生物保護対策協議会※において関係機関との調整を進めつつ、その保護のための適切な施策を講じるとともに、モニタリング調査や情報発信等を行うなど、多様な自然の生態系を把握、保全するための取組を進める。
- サンゴ礁の保全・再生対策については、地域のボランティア、NPO等とも連携して、オニヒトデ等の駆除やモニタリング調査、環境学習等の促進を図る。
- 奄美野生生物保護センターと連携した希少種の生態や生息地等の調査・研究、外来種対策、保護思想の普及啓発等を総合的に推進する。
- 過去の人間の活動によって損なわれてきた自然生態系については、より健全なものに甦らせるための検討を行うとともに、自然公園等の保護地域以外においても、生態系及び生物多様性の保全を図る。
- 奄美の世界自然遺産※登録に伴う観光客数の増加による過剰利用を防止し、自然環境の保全と利用の両立を図るため、「奄美群島持続的観光マスタープラン※」に基づき、利用のルールの設定、必要な施設整備等の持続的な観光利用に向けた取組を促進する。

また、「奄美群島エコツーリズム推進全体構想※」に基づき、奄美群島エコツーリズム推進協議会による認定エコツアーガイド※の育成やツアーの受入体制の整備等を進める。

- 世界自然遺産※に関心をもつ利用者に対し、奄美群島固有の自然と文化の魅

力を生かした「世界自然遺産※ 奄美トレイル」や奄美群島国立公園の利用を促し、島全体の持続的な利用促進を図る。

- 各種事業の実施に当たっては、当該地域の多様で豊かな自然環境への影響に配慮して必要な措置を講じる。

C 共生ネットワークの形成

- 与論島の多様で豊かな自然、その自然と深く関わりながら育まれてきた生活環境、歴史・文化、伝統技術・芸能、特産品等の奄美群島の「宝」を保全・活用するため、こうした「環境文化」をよく知る住民に対する聞き取りを行い、記録に努め、次世代を担う子どもたちに引き継ぐとともに、人と自然が共生する地域づくりにおいては、奄美群島自然共生プラン※に基づき、人と自然が共生するためのネットワークの形成を促進する。
- 奄美群島の自然と文化の関わりや、その多様性・由来等についての調査研究を推進し、知的情報の集積及び情報発信を図る。

(イ) 環境文化型の地域文化の継承

- 与論島の風土に根ざした豊かな地域文化を振興するため、優れた芸術文化や固有の伝統文化に直にふれあう機会を創出するとともに、文化施設等の積極的活用を図る。
- 奄美の自然環境は、人々の暮らしや営みなど文化に深く関わっており、これらが調和した「環境文化」を奄美の魅力として守り、受け継いでいく必要がある。このため、次のような取組を推進する。

天然記念物の保護・管理や史跡の整備を促進するなど、地域の文化財の保存・活用及び愛護思想の普及・高揚を図る。

また、与論十五夜踊等の伝統文化の保存・継承やUターンにもつながるよう、学校教育や社会教育の場において、それらの活用を図るとともに、伝統文化を披露する機会を創出する取組を進めるほか、体験交流や「世界自然遺産※ 奄美トレイル」の活用など、固有の文化等を継承・活用する活動を促進する。

(ウ) 登録効果拡大に向けた施策の展開

A 登録による効果の最大化に向けた取組の推進

- 世界自然遺産※登録を契機として、一体的に登録された沖縄等と連携して高付加価値旅行者を惹きつける観光地づくりを図りながら、観光客の誘致に取り組む。
- 奄美大島へのLCC就航等による交流人口の拡大を生かし、与論～奄美間をはじめとする奄美群島間、並びに沖縄間の交通の利便性向上を図りながら、世界自然遺産※登録の効果を奄美群島全体へ波及させる取組を推進する。
- 複数の世界自然遺産※登録地がある全国唯一の県であるメリットを生かし、鹿児島と屋久島、奄美群島、さらには沖縄県と連携した共同プロモーション等を実施することにより、誘客促進・交流促進を推進する。
- 奄美群島間及び沖縄との航路・航空路の運賃軽減に取り組む。
- 国の高付加価値なインバウンド観光地づくり事業のモデル観光地として

「沖縄・奄美エリア」が採択されたことから、沖縄県や国などと連携を図りながら、高付加価値旅行者を惹きつける魅力的なインバウンド観光地づくりの取組を推進する。

B 沖縄との交流・連携

- 地理的・歴史的・文化的につながりの深い沖縄県との県際交流を促進するため、交通や情報通信ネットワークの整備等の交流・連携の基盤づくりを促進するとともに、それぞれの地域の特色ある観光拠点を結んだ観光ネットワークの形成等を展開する。

特に、奄美・やんばる広域圏交流推進協議会※を中心に、地域の主体的な取組による官民挙げての交流・連携を促進する。今後も目覚ましい経済発展が期待され、地理的・歴史的にも関係が深いアジア地域との交流を一層促進し、交流人口の増加を図る。

また、沖縄とも連携し、児童・生徒の教育や体験にも意義のある奄美群島と沖縄の世界自然遺産※を巡る修学旅行の誘致に向けた取組の検討を進める。

ウ 稼ぐ力の向上に向けた方策

(7) 効率的な外貨獲得策

A 農業の「稼ぐ力」の向上

(A) 担い手の確保・育成

- 新規就農者については、就農相談活動の実施、国の新規就農者育成総合対策の活用のほか、現地就農トレーナーの支援を通じて、確保・育成に向けた取組を推進する。

また、新規就農者が経営発展に必要な施設や機械を整備しやすい取組を支援する。

与論町担い手育成総合支援協議会の経営改善支援活動により、農業法人を含む認定農業者※の確保・育成を図るとともに、地域の将来の農業の在り方や農地利用の姿を明確化した「地域計画※」の策定・実現に向けた取組を推進する。

家族経営協定の締結や地域農産物を利用した農産物加工・販売等の起業活動を促進するなど、女性農業者が能力を発揮できる環境を整備する。

農業機械の共同利用組織や農作業の受託組織の育成など、高齢農業者も参加しやすい地域営農の取組や、障害者等の雇用・就労の場の拡大を通じた農業生産の拡大にもつながる農福連携の取組を推進する。

(B) 農地利用、基盤整備等

- 農地利用については、「地域計画※」の策定により目指すべき将来の農地利用の姿を明確化するとともに、所有者不明農地の貸借も含めた農地中間管理事業の活用や農業委員会による農地のあっせん活動などによる担い手への農地の集積・集約化の取組を加速化する。

また、農業委員会の農地パトロール等を通じて、農地の利用状況の把握に努めながら、各般の施策を活用した荒廃農地の発生防止・解消を推進し、優

良農地の確保を図る。

なお、担い手が不足し、荒廃農地の多い地域等においては、企業等の農業参入を促進するとともに、簡易な基盤整備等の推進により荒廃農地の解消を図る。

- 農業生産基盤については、赤土流出防止など自然環境への影響に配慮し、生産性や収益力の高い農業の実現を図るため、ため池等を活用した畑地かんがい施設、区画整理、農道、土層改良等の整備を推進するとともに、造成された土地改良施設のライフサイクルコスト※の低減や長寿命化を図るため、保全対策を推進する。

(C) 付加価値の高い生産、販売、流通

- さとうきびについては、適期管理の励行や土づくりの推進、優良品種の普及等による単収の向上に努めるとともに、労働力不足に対応した作業受託組織等の育成などにより、収穫面積の確保を図る。

また、製糖工場については、国内産糖の価格競争力の強化と労働力不足に対応するため、自動化設備の導入、多能工の育成などを促進する。

- 野菜、果樹、花きについては、栽培技術の高位平準化を図りながら、生産・流通コストの軽減に努めるとともに、ハウス施設の整備、農業機械の導入による労力の省力化、防風対策等を講ずることにより産地育成を総合的に支援する。

また、野菜については、さといも、いんげん、にがうり等の産地拡大を推進する。特に、さといもでは、疫病の適期防除や優良種芋の確保等による安定生産を図る。

さらに、果樹、花きについては、マンゴーやソリダゴ、トルコギキョウの栽培技術の向上、各種事業を活用した施設整備等の取組を支援する。

- 肉用牛については、限られた土地条件のもと規模拡大が困難であるため、さとうきびや園芸等との複合経営を基本とした繁殖経営を育成し、優良品種導入等による暖地型牧草の単収向上や耕畜連携等の自給飼料増産、哺乳ロボットや分娩監視システム等のスマート畜産技術の導入、ヘルパー組織やコントラクター※の育成による省力化を推進する。

また、生産性の向上を図るため、繁殖技術の向上による分娩間隔の短縮や子牛育成技術の向上による一日平均増体重の改善など子牛の商品性向上に努める。

さらに、家畜衛生対策の徹底による家畜疾病の発生とまん延防止に努めるとともに、家畜排せつ物については適切な管理と適正な施肥を推進し、環境と調和した畜産経営の実現を図る。

- 農畜産物の販路拡大については、安心・安全で品質の良い県産農畜産物の更なるブランド力の向上に向けて、EC※サイトなどを活用し、かごしまブランド※産品や県オリジナル品種、希少性の高い品目などの新たな販路拡大のための環境整備を図る。

- 農畜産物の輸送については、フリーザーコンテナ※及び集出荷予冷施設の効率的活用を図るなど、鮮度保持対策と新鮮な農畜産物を迅速に低コストで輸送する体制の確立に努めるとともに、台風等の荒天時における農畜産物の出荷対策を強化し、廃棄ロスを減らすため、予冷施設等の整備を支援する。

また、輸送コストの支援については、流通条件の不利性を改善し、引き続き本土産地と同一条件を整えるとともに、支援対象に沖縄本島への出荷分や畜産物を追加するなど制度を拡充し、生産振興計画に基づく生産基盤の強化を促進する。

- 農産物の付加価値向上については、大隅加工技術研究センターにおける新たな加工技術の開発や加工技術の習得のためのセミナーを開催するとともに、開発した商品の商談機会や販売機会の提供による販路開拓、さらには市町村と連携した加工施設の整備促進や、マンゴーなどの熱帯果樹等を活用した6次産業化※等を推進し、生産者所得の向上を図り、地域の雇用確保や活性化を図る。

(D) 生産性の向上

- 農業技術の開発については、亜熱帯果樹・さとうきび・野菜・花きなどの栽培技術や病害虫防除技術、スマート農業機器を活用した省力化技術、土壌管理技術の研究のほか、在来種を含む地域特産物の新用途や商品化のための技術開発、気候変動の影響を緩和する技術や重粘土壌※に対応できる技術開発を推進する。

また、新技術・新品種の普及・定着に向け、地域特性を生かした効率的・効果的な普及指導活動を展開する。

- 省力化や高品質生産に向けて園芸品目やさとうきびにおけるドローンを活用した生育診断・農薬散布やラジコン草刈機、畜産における発情発見装置など、ロボット技術やICT等を活用したスマート農業の導入・普及を推進する。
- 特殊病害虫※対策については、ミカンコミバエ等の侵入警戒及び侵入確認時の防除対策に努めるとともに、カンキツグリーンング病※等の根絶に向けた取組を展開する。

(E) 農業災害対策

- 農業災害対策については、低コストで災害に強いハウス施設、平張施設※や防風林等の積極的な整備促進を図るとともに、農地・農村の防災・減災対策については、ため池、排水施設や海岸保全施設※整備等のハード対策やハザードマップの作成等のソフト対策を推進する。
- 農業制度資金については、災害が発生した際に、日本政策金融公庫や他の民間金融機関と連携して、被災農家の経営再建を支援する農業制度資金の円滑な融通と既貸付金の償還条件の緩和を図る。

また、関係機関と連携して農業保険（農業共済及び収入保険※）への加入

と災害が発生した際の共済金の早期支払いを促進する。特に、基幹作物であるさとうきびは、農業保険の加入率が、近年減少傾向にあり、また、園芸施設については、農業共済の加入率が低いため、更なる加入推進を図る。

(F) 農業団体

- 農業協同組合については、産地の維持・拡大を図るため、営農指導体制の強化、スマート農業や労働力確保対策の強化、ブランド力の向上等、将来を見据えた農業振興の取組を促進する。
- 農業共済組合については、効率的な業務運営を推進するとともに、農業保険（農業共済及び収入保険※）への加入推進等に取り組む。

(G) 安心・安全な農畜産物の安定供給

- 安心・安全な農畜産物の安定供給については、農業による環境への負荷を軽減するため、I P M（総合防除）の推進による化学合成農薬の使用量低減や、家畜排せつ物を原料とする良質堆肥による健全な土づくりなど、みどりの食料システムの実現に向けた取組を推進するとともに、「かごしまの農林水産物認証制度（K-GAP）※」などのGAP※の普及推進により、食の安心・安全の確保を図る。

(H) 農村の振興

- 農村の振興については、集落住民の自主的な話し合い活動を基本に、NPO法人など地域内外の活力も活用した共生・協働の農村（むら）づくり運動※を推進するとともに複数の農村集落の機能を補完する農村型地域運営組織（農村RMO）の形成等の取組を支援し、豊かな自然や伝統文化を生かしながら、地域住民がゆとりとやすらぎを実感できる農村社会の維持・発展を図る。
- 農地等を保全する地域ぐるみの水土里サークル活動（多面的機能支払交付金）※を推進し、国土保全や水源かん養、景観形成など農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮を図る。
- 農村環境の整備については、自然環境等との調和を図りながら、農業集落排水施設※等の整備を推進し、やすらぎのある農村環境の実現による定住促進を図る。
- 都市と農村の交流については、豊かな自然や伝統文化、亜熱帯性の気候を生かした多彩な農業・農産物など、地域ならではの魅力の発信や、農産物直売所、体験施設、農家民宿などを活用したグリーン・ツーリズム※等の充実を図るとともに、農山漁村滞在型観光をビジネスとして実施できる「農泊※」の受入体制を強化し、観光産業とも連携した農林水産業等の体験・交流を推進する。

B 観光の「稼ぐ力」の向上

(A) 観光資源の持続可能な活用と観光消費額の増加

- 豊かな地域資源を有効に活用した体験プログラムの充実を図りながら、引き続き、「あまみシマ博覧会※」の実施やエコツーリズムの推進など、この

島ならではの滞在型・着地型観光プログラムづくりを促進する。

- 奄美群島間や沖縄間の交通の利便性向上を図りながら、「世界自然遺産※奄美トレイル」を活用するなどして、世界自然遺産※登録の効果奄美群島全体へ波及させる取組を推進する。
- 持続可能な観光を推進するため、世界自然遺産※登録地・国立公園などの優れた自然環境や、住民が自然とかかわり、相互に影響を加え合いながら形成、獲得してきた環境文化などの保全を図る。

奄美群島の魅力や特性を生かし、奄美のブランド化を図りながら、入込客数のみを意識することなく、適切なターゲット設定を行った上で、国内外からの誘客施策や一人あたり観光消費額増加に向けた施策を展開する。

(B) 観光施設等の受入体制の整備

- 海洋レクリエーションなど、滞在型・着地型観光に対応した観光施設や宿泊施設等の整備・充実を促進する。
- 空港や港と島内の観光地を結ぶ循環道路等の整備を引き続き推進するとともに、奄美群島らしい景観が保全されるよう路傍植栽等の管理に努める。
- 観光事業者等のおもてなしの向上、観光案内機能の充実、島コーディネーター※の活用、観光ガイドや奄美群島地域通訳案内士※等の人材の育成・確保や組織化など、観光客の受入体制の整備・強化を図る。
- 新たな観光ニーズにも対応した質の高い施設整備を促進しながら、景観及び自然環境に配慮した観光客の受入体制を整備・強化することにより、観光地の高付加価値化を図る。

(C) 観光交通体系の整備

- 航空路線については、県管理空港の着陸料軽減や運航費補助などにより、奄美～各島間路線等の維持・確保を図るとともに、「奄美群島振興交付金」を活用し、航空会社と連携したプロモーションを実施することで、同島の交流人口拡大を図ってきたところであり、引き続き、路線の維持・確保を図りつつ、交流人口の拡大に向けた施策を実施することで路線の拡充を図る。
特に、沖縄と奄美群島間の交流の一層の拡大を図るため、航空会社との連携に加え、沖縄県との共同プロモーション等の実施により交流人口の拡大を図ることで路線の拡充に向けた取組を推進する。
- 奄美群島内外を結んだ周遊型観光を促進するため、空港・港湾等の交通拠点の整備を推進する。
- 航路については、奄美群島各島や鹿児島、沖縄間を結ぶ航路において、「奄美群島振興交付金」を活用し航路事業者と連携したプロモーションを実施することで、同島の交流人口拡大を図ってきたところである。引き続き、更なる交流人口の拡大に向けた施策を推進する。
- 奄美群島内の島々を観光船等で周遊できるクルージングネットワークの形成を図る。
- 空港や港と島内の観光地を結ぶ循環道路等の整備を引き続き推進すると

ともに、奄美群島らしい景観が保全されるよう路傍植栽等の管理に努める。

(D) 国内外に向けた魅力ある観光情報の発信

- デジタル技術を活用したマーケティング結果に基づき、戦略的かつ効果的なプロモーションを行うことにより、国内外への魅力ある観光情報の発信に努める。

奄美パークを奄美群島全体の観光・情報発信の拠点として活用する。

- 県外の旅行会社等を対象としたセールスや招請の実施、旅行会社が企画する商品化の支援などの取組を進め、与論島の認知度向上とともに、更なる誘客を図る。

(E) 地域産業との連携

- 農水産業や奄美黒糖焼酎等の特産品の地場産業と連携し、多彩なプログラムの提供等による体験型観光の推進、地場産品メニューや特産品等の開発・提供を促進する。

(F) 外国からの観光客誘致に向けた観光施策の推進

- 今後増加が見込まれるアジアをはじめとする海外からの観光客を視野に入れ、多言語によるインターネット等での情報発信や外国語併記の観光案内標識等の設置を推進する。

(G) 持続可能な観光の推進体制の整備

- 持続可能な観光を推進するために必要な自然環境や文化の保全、観光客の受入環境整備等に活用できる財源について、利用者負担を含め、確保を図るための方策を検討する。

C ものづくりの「稼ぐ力」の向上

(A) 奄美黒糖焼酎

- 奄美黒糖焼酎については、国内では首都圏や東北を重点的に、若者をターゲットにしたプロモーションや大手酒販店等と連携した消費拡大キャンペーン等を展開するとともに、地域商社等と連携した域外への商流構築に向けた取組などにより、認知度向上と販路拡大を図る。

また、海外においても、米国、EU、アジアを重点的に、世界の酒類業界関係者へ奄美黒糖焼酎の特長や魅力を発信するとともに、輸出商社等と一体となった営業活動を展開し、輸出促進を図る。

さらに、国内外の嗜好やニーズに対応した商品開発、島内産黒糖の使用による付加価値の高い商品作りや海外でも認知しやすい統一したラベル表示などを行い、ブランド力の向上を図る。

加えて、焼酎蒸留廃液の農地還元以外の処理システムの確立及び有効活用を促進する。

(B) その他の特産品

- 奄美群島成長戦略ビジョン 2033※などを踏まえ、奄美群島が一体となって、奄美群島ブランドの確立を目指し、奄美群島の情報発信等の取組を促進する。また、鹿児島ブランド支援センターやかごしまの新特産品コンクール

等を活用し、新たな商品の開発や商品の改良を促進するとともに、EC※サイトの活用や大消費地での商談会、展示会などへの出展、地域商社等と連携した域外への商流構築に向けた取組などにより販路の拡大を図る。

(イ) 域外への資金流出を防止するための方策

A 再生可能エネルギー導入の促進

- 今後の研究開発の状況等を踏まえつつ、自然公園等の保護地域や希少な動植物等への影響にも十分配慮し、鹿児島県再生可能エネルギー導入ビジョン2023※に基づいて、地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入を促進するため、民間主体の取組に対する施策の充実を図る。

B 食育及び地産地消の促進

- 食育・地産地消については、農林漁業体験や奄美の食材を使った郷土料理の調理体験などを通じて、地域の農林水産業への理解と食文化の継承を推進する。

また、学校給食等における地域食材の活用を促進する。

C 高等教育機関の設置

- 高等教育機関の設立に係る動きがある場合は、必要な情報共有や支援等について検討する。

(ウ) 域内における経済循環を促進するための方策

A 産業を支える人材の確保・育成

- 各地域の「強み」である地域産業資源を活用した地元企業による新たな事業展開や新事業の創出などを促進することにより、地元経済の振興発展を図るとともに、県中小企業融資制度※や中小企業経営革新支援制度※の活用により、意欲ある中小企業者の経営革新等へ向けた取組を支援する。

- 農業における雇用の創出については、かごしま農業経営・就農支援センターを活用した農業経営の法人化や経営継承、企業等の農業参入を促進するとともに、就業希望者への就農相談活動や、現地就農トレーナー等の支援などによる研修等の実施により新規就農者の確保・育成を図る。

- 水産業・林業における雇用の創出については、関係団体等と連携して就業希望者への就業相談や研修を行うほか、新規就業者を対象とした技術研修等の実施により、新たな担い手の確保・育成を図る。

- 医療・福祉・介護事業における雇用の創出及び確保については、地域医療を担う人材や、福祉・介護ニーズに的確に対応できるような人材の育成・確保に取り組むとともに、多様なサービス基盤の確保、民間事業者への事業支援、介護労働者の能力開発の支援、介護労働者の雇用管理の改善を推進する。

- 新事業の創出や起業化の促進、製造業を支える人材の育成など、関係機関と連携を図りながら、起業化や中小企業等の人材育成を図る。

- 特定地域づくり事業協同組合の運営を支援するとともに、移住希望者に対する情報発信等と連携して、奄美群島外からの人材確保を図る。

また、都市圏の企業等に勤務する専門人材に、リモートワーク※などにより

副業・兼業人材として活躍してもらうほか、ワーケーション※による都市圏の人材と地域との交流により、奄美群島の産業を支える人材の確保を図る。

その上で、農業、観光産業、情報通信産業をはじめ、地域の特性を生かした産業の担い手の確保・育成を図る。

エ 奄美群島が抱える条件不利性の改善

(ア) デジタルによる社会変革

A 情報通信基盤の整備

- 地域の特性やニーズに応じた情報通信基盤の利活用を促進するとともに、適切な維持管理の確保を図る。
- 地域公共ネットワーク※など公共の情報通信基盤の整備促進及び適切な維持管理の確保を図る。
- 公衆無線LANについては、外国人観光客の誘客などの観光面や、災害時の情報連絡手段など防災面での活用を図るため、主要な観光・防災拠点における整備を促進する。
- 国が実施する「デジタル活用支援推進事業」の活用などにより、誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化の実現に向けた取組を促進し、島民のICTへの理解向上を図る。

B デジタル人材の確保・活用・育成

- 官民におけるデジタル化、オープンデータの利活用を推進するために、専門的な知見を有する人材を活用した相談体制を整備する。
- 社会全体でデジタル人材が逼迫していることから、デジタル人材の裾野を広げるため、経営者等のデジタル化への理解を深めるための研修やITエンジニアを目指す方を対象としたプログラミング研修などに取り組む。
- 高度なICT利活用能力を有する人材の育成や住民のICT利活用能力向上による情報格差の解消を行うことで、新たな企業立地や地元企業の育成を促進する。

さらに、中小製造業者に対しては、関係機関と連携しながら、IoT・AI等を活用した生産性向上に向けた取組を推進する。

- 離島の地理的特性により学習内容や方法等の制約が生じており、多様な価値観に触れる機会が少ないなどといった課題を解決するため、ICTの積極的な活用を推進する。
- 次世代に求められる情報活用能力を身に付けた人材を育成する必要があることから、教職員のICT活用指導力の向上に努める。

また、GIGAスクール構想※により整備された1人1台端末の積極的な活用や遠隔教育システムを活用した授業づくり等を推進する。

- 生涯学習の場で、住民のICT利用をサポートする指導者の育成を図る。

C 官民のデジタル化の推進

- 誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化を目指し、全ての住民がデジタル化の恩恵を享受できる社会の実現を目指す。

- 暮らしのデジタル化においては、医療、福祉、防災等、安心・安全な社会を実現するためのデジタル化を支援する。
- 産業のデジタル化においては、IoT・AI等のデジタル技術の活用により、各事業者の必要に応じた支援を実施する。
- デジタル化による利便性の向上を島民が享受できるよう、行政手続の原則オンライン化に向けた取組を推進する。
- 限られた人的資源で持続可能な行政サービスを提供できるよう、業務そのものの必要性の検証や、業務プロセスの徹底した見直し、デジタル技術を活用した業務改革を積極的に推進する。

D データの利活用の推進

- 県や市町村が保有する行政情報の可能な限りのオープンデータ化について、分野横断的に活用可能な共通の仕様を設定し、機械判読性の高いデータ形式での公開を図り、データの更なる活用を推進する。
- 行政におけるデータの分析やこれに基づいた政策立案等のできる人材の育成等に取り組み、EBPM※の推進を図る。
- 官民におけるデジタル化、オープンデータの利活用を推進するために、専門的な知見を有する人材を活用した相談体制を整備する。

(イ) 運賃、輸送コストの軽減

- 沖縄県と比べて割高な奄美群島の航空運賃及び航路運賃について、運賃軽減を継続するとともに、航路も含めた運賃軽減を継続するとともに、奄美群島-沖縄間路線を対象路線に追加することや準住民の対象拡充など、運賃軽減の拡充を図る。
- 消費地に農林水産物を出荷する際の輸送コストを軽減するための支援を継続するとともに、奄美群島から沖縄本島への農林水産物等の移出や畜産物についても補助対象とすることなど、輸送コスト支援事業を拡充する。
- 交流人口拡大に向けた航空・航路の更なる需要喚起を図る。
また、LCC就航等による交流人口の拡大を生かし、奄美群島間や沖縄間の交通の利便性向上を図りながら、世界自然遺産※登録の効果を奄美群島全体へ波及させる取組を推進する。

(ウ) 生活又は事業活動に必要な物資の費用負担の軽減

- 国の支援制度により、離島のガソリン価格の引き下げが行われているが、石油製品等価格は本土と比べ割高となっているため、安定的かつ低廉な供給に向けた取組を行う。
- 台風等の荒天時に船舶の欠航に伴い、生活関連物資が不足する事態が生じていることから、地元市町村等と一体となって、現実的かつ効果的な対策を検討する。

(エ) 交通基盤の整備

A 航空交通

- 航空機の安全運行の確保及び航空輸送需要の動向に対応した空港施設の更

新改良等を推進する。また、与論空港の旅客ターミナルビルについては、当該ビルを所有する民間事業者の意向を踏まえながら、支援のあり方を検討する。

- 離島航空路線に係る補助や着陸料の軽減措置等の支援に努めながら、航空路線の維持を図る。

また、鹿児島空港等との路線拡充のための取組を進める。

B 海上交通

- 与論港については、定期フェリー等の安全な利用を図るため、港湾施設の老朽化対策を推進するとともに、抜港等の軽減を図るため、船会社や地元と連携しながら、必要となる対策を検討する。

- 離島航路の維持・改善に努める。

また、航路運賃の軽減による住民の生活利便性の向上、観光の振興等を図る。

C 陸上交通

- 島内を循環する一般県道与論島循環線等の整備を推進し、空港、港湾とのアクセスを改善することにより、観光立島を支援するとともに、住民の利便性向上に努める。

- 災害に強い道路づくりを進めていくため、道路防災総点検等に基づいた防災対策を優先的に進める。

- 老朽化する道路ストックを適切に維持管理するため、計画的に維持・修繕を進める。

- 廃止路線代替バス※については、引き続き、必要な路線の維持を図るとともに、コミュニティバス※やデマンド型交通※など、地域の実情に合わせた多様な運行形態への転換を促進する。

(オ) 防災及び国土保全

A 消防防災の充実

- 消防施設及び資機材の再整備を促進するとともに、救急救命士の養成を図るなど、常備消防体制の維持・充実・強化を図る。

- 防火水槽等、消防施設の整備を促進するとともに、消防団員加入促進と活動の活性化に努める。

- 住民や防災関係機関等への迅速・的確な情報提供体制の維持、災害危険箇所の掌握点検・周知徹底、要配慮者対策の推進や自主防災組織※の育成等による住民の防災意識の高揚を図るなど、地域防災対策の強化に努める。

また、集中豪雨や台風、地震・津波等による災害の未然防止を図るため、防災関連施設の総合的な整備や避難施設の機能強化、通信設備の整備など防災対策を推進する。

- 災害時における相互応援体制の連携・強化や消防・防災ヘリコプター及び奄美ドクターヘリを活用した迅速な応急対策の推進、救急医療体制の強化など災害支援体制の充実に努める。

- 大規模災害時のライフラインの途絶や広域的な救援等に時間を要することも想定し、水や食糧を始めとする生活物資等を一定期間はまかなえる体制の

整備を推進する。

B 治山対策の推進

- 荒廃山地の早期復旧と山地災害の未然防止を図るため、自然環境や生態系等にも配慮した治山対策を推進するとともに、既存施設の点検補修等を図る。
また、山地防災ヘルパー等を活用した危険地区の周知などハード・ソフトが連携した防災対策を推進する。
- 農地や人家等における風害・潮害の防止を図るため、自然環境や生態系等にも配慮した海岸防災林の計画的な整備を図る。
また、防災林の適切な管理に努めるとともに、施設点検や補修等の実施による老朽化対策を推進する。
- 保安林の適正な管理を図るとともに、森林に関する自然条件や社会的要請、保安林の配備状況等を踏まえ、計画的に保安林指定を推進する。

C 治水対策の推進

- 自然環境や生態系等に十分留意し、河川の氾濫等による浸水被害の軽減や再度災害防止を図るとともに、既存施設の老朽化対策を推進するため、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う「流域治水」を推進し、その中で、気候変動等による将来の水災害リスクに適応したハード・ソフト一体となった総合的な防災・減災対策の取組を進める。
- 土砂災害の未然防止や、早期復旧を図るため、必要に応じて、人家や公共施設、要配慮者利用施設※等を保全する土砂災害防止施設の整備を行う。
- 水防法に基づく洪水浸水想定区域及び土砂災害防止法※に基づく土砂災害警戒区域等の指定、雨量水位情報や土砂災害警戒情報※など防災情報の提供を推進し、市町村の警戒避難態勢の整備を促進する。

D 海岸保全の推進

- 台風常襲地帯であり、気候変動の影響による災害の激甚化・頻発化が懸念され、また、近年、地震活動も活発であることから、高潮や津波等による災害を防止するため、自然環境や生態系等にも配慮した海岸保全施設※の整備及び既存施設の老朽化対策を推進する。
なお、気候変動の影響により海面水位の上昇等が見られることから、今後の社会情勢の変化等も踏まえ、海岸保全施設※の安全性を検討する必要がある場合は、海岸保全基本計画の見直しも含めて検討を行う。

オ 奄美群島の生活基盤の確保・充実

(7) 保健医療福祉

A 保健医療

(A) 健康づくりの推進

- 循環器病をはじめとする生活習慣病の発症及び重症化予防を図るため、健康かごしま 21※や町健康増進計画※に基づき、住民の生活習慣の改善への取組を進めるとともに、医療保険者等が行う特定健康診査・特定保健指導※等の保健事業を総合的に促進する。

- 安心して子どもを産み育てる環境づくりのため、適切な妊婦健診の受診、不妊治療の受診に対する交通費等の支援、総合的な小児医療・周産期医療※の充実など、母子保健医療対策を推進する。

(B) 保健医療体制の総合的整備

- 地域住民の健康の保持及び増進を図るため、徳之島保健所を地域保健対策の広域的かつ専門的・技術的拠点とし、町をはじめ健康関連団体を支援し、住民による主体的な健康づくり活動を促進する。
- 複雑化・多様化する住民の健康問題に適切に対応するため、今後とも、町保健師の計画的確保や資質向上に努める。
- 住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、在宅医療の環境を整備するために、多職種による医療と介護の連携強化や住民への普及啓発等の取組を強化する。
- 奄美群島においては、県立大島病院及び民間医療機関等に加え、沖縄県の協力も得ながら、医療提供体制が構築されているところであり、ICTを活用した遠隔医療の促進などにより、医療提供体制の更なる充実を図る。
また、地域医療構想調整会議※等を通じた医療機関相互の協議を継続し、病床機能の分化・連携を推進する。
さらに、医師をはじめとした医療従事者の安定的確保を図る。
- 県立大島病院においては、地域救命救急センターの救急医療体制等を充実させるとともに、奄美ドクターヘリの安定運用を図る。

B 社会福祉

(A) 高齢者福祉対策の充実

- 高齢者が、長年の経験の中で培ってきた知識や技能を生かして積極的に社会参加し生きがいのある生活を送れるよう、地域社会の担い手として、生活づくり、地域づくり、健康づくりへの主体的参加を促進する県民総ぐるみの「すこやか長寿社会運動※」を積極的に展開する。

(B) 介護サービスの確保

- 介護保険制度については、市町村に対し、安定的かつ適切な事業運営等が図られるよう支援を行うほか、高齢者の状態に応じた適切な介護サービス提供基盤の確保や各種研修等を通じた介護サービスの質の確保・向上等に努める。

高齢者が安心して在宅での生活を続けられるよう、介護予防や認知症対策、在宅医療等を推進するとともに、地域包括支援センター※を中心とした地域包括ケア体制※の深化・推進を図る。

(C) 障害者福祉対策の充実

- 障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、必要とする障害福祉サービス等の支援を受けつつ、障害者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等の提供体制の整備を進める。

- 障害者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり等、地域の社会資源を活用した体制の整備を進める。
- 障害児について、早期発見や早期支援とともに、身近な地域で安心して療育が受けられる支援体制の整備を進める。

(D) 児童福祉対策の充実

- 国の子ども・子育て支援新制度を踏まえ、児童福祉施設の整備や運営に関する適正な水準を確保するとともに、老朽施設の改築等による生活・保育環境の整備や保育所等における多様な保育ニーズに対応した保育サービスの実施促進、放課後児童の健全育成を図るための放課後児童クラブ※の設置促進など、健やかに子どもを産み育てられる環境づくりを図る。
- 児童虐待防止対策については、児童相談所や市町村・警察等の各関係機関による緊密な連携を図り、児童虐待の発生予防や早期発見・早期対応に努める。

(E) 母子・父子・寡婦家庭の福祉対策の充実

- 母子・父子・寡婦家庭に対し、就業支援講習会の開催や福祉資金の貸付等により社会的・経済的な自立を促進する。
- 家庭生活支援員の派遣や生活・生業等についての相談、指導などの施策を推進する。

(F) 地域福祉の推進

- 高齢者支援のための総合的な窓口である地域包括支援センター※の機能強化を図るとともに、集落ごとの見守り活動の充実を図るなど、高齢者など援護を必要とする方々を地域ぐるみで見守る地域見守りネットワークづくりや住民参加による町地域福祉計画※策定の促進を図る。
- 福祉活動体験等を通じて、ボランティアやNPO活動の促進を図るとともに、町社会福祉協議会の基盤強化等に努める。

(イ) 教育及び人材育成

A 教育

(A) 学校教育の充実

- 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に努めるとともに、地域の伝統・文化や豊かな自然を生かした体験活動を取り入れるなど、特色ある教育活動の充実を図る。

また、学校間の交流学习を促進するとともに、1人1台端末を活用し「学習者主体の授業」の推進や児童生徒の次世代に求められる情報活用能力の育成を図る。

- 小中学校の校舎やへき地教員宿舎等については、計画的な老朽化対策を促進するとともに、県立学校の校舎等についても同様に整備を推進する。

- 高等学校においては、学校が地域や家庭と連携しながら「社会に開かれた教育課程」の実現を目指すとともに、教員の授業改善及び生徒の自己学習力や学ぶ意欲の向上など学力向上に向けた総合的な取組を推進し、将来の地域産業を担う人材の育成を目指し、高校生のインターンシップや企業等による出前講座等の取組を促進する。
- 特別支援教育※については、県立大島特別支援学校のセンター的機能※の充実を図りながら、個別の教育支援計画等に基づき、特別な教育的支援を必要とする幼児・児童・生徒の一人一人の教育的ニーズに応えるために、関係機関が連携・協働して体制整備を推進する。
また、特別支援学校高等部支援教室の充実に努める。
- 国内外の大学等が行っている無料オンライン講座等の遠隔教育の利用促進を図るため、その普及啓発に努める。

(B) 生涯学習の充実

- 生涯学習や地域文化振興の拠点となる公民館、図書館、文化会館等の機能の充実と整備を促進する。
- 奄美の産業・文化の調査・研究を含む、県立短期大学の教育研究活動の具体的な内容を積極的に地域発信する奄美サテライト講座を開講することにより、学習の場を提供する。
- かごしま県民大学中央センター、市町村、大学等と連携して、障害の有無にかかわらず、多様化・高度化する県民のニーズに対応した学習機会を提供する。
- 県子ども読書活動推進計画※に基づいた取組を促進する。
- 地域における生涯スポーツの振興とスポーツ実施率の向上を図るため、スポーツ・レクリエーション活動を積極的に促進して、地域住民のスポーツ活動への参加意欲を喚起するとともに、地域の実態に即した公共スポーツ施設の整備を促進する。

B 人材育成

(A) 地域を支える人材の育成・確保

- 将来の地域産業を担う人材の育成を目指し、高校生のインターンシップや企業等による出前講座等の取組を促進する。
- 青少年の自立の精神と豊かな感性のかん養、国際的感覚やふるさとを愛する心の醸成を目的とした青少年育成県民運動を家庭・学校・職場・地域等が一体となって積極的に推進する。
- 離島においても高等教育の受講を可能とする遠隔教育について、本土と同等の教育環境の整備を促進する。
また、高等教育機関や試験研究機関の設立に係るその他の動きがある場合は、必要な情報共有や支援等について検討する。
- かごしま県民大学中央センターや県立奄美図書館等の機能を生かして、多様化・高度化する県民のニーズに対応した学習機会を提供する。

(B) くらしを支える人材の育成・確保

- 地域の保健・福祉・医療を確保するため、医師をはじめとした医療従事者や福祉・介護人材、保育人材の育成や安定的確保に努める。
また、地域において、社会貢献活動を担うボランティア、NPO等の人材育成を促進する。
- 地域の伝統文化を担う人材の育成を図るため、与論島固有の郷土芸能や伝統行事等に触れる機会の確保に努めるとともに、その保存・継承を促進する。
- 環境教育・環境学習等を推進し、地球環境を守るかごしま県民運動※を進める人材の育成を図る。
- 希少野生動植物等について適切な知識を有するガイド等の人材育成を促進する。

(C) 産業を支える人材の育成・確保

- 担い手の確保・育成については、就農相談活動の実施、国の新規就農者育成総合対策の活用により新規就農者を確保する。
現地就農トレーナーの支援による新規就農者の育成を推進する。与論町担い手育成総合支援協議会の経営改善支援活動により、農業法人を含む認定農業者※の確保・育成を図る。
また、家族経営協定の締結や地域農産物を利用した農産物加工・販売等の起業活動を促進するなど、女性が能力を発揮できる環境整備を促進する。
- 水産業における人材育成については、新たな担い手の確保を図るため、就業相談や研修を行うとともに、意欲と能力のある担い手の育成や経営改善を図るため、漁業研修制度や制度資金の充実、中核的な漁業者及び漁協青壮年部や女性グループ等の育成や活動促進を行う。
- 新事業の創出や起業化の促進、製造業を支える人材の育成など、関係機関と連携を図りながら、起業化や中小企業等の人材育成を図る。
- 地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出し、地域の担い手を確保する、特定地域づくり事業協同組合の運営を支援することで、産業人材の確保を図る。
- 産業の振興を支える人材を確保するため、若年者等の県内定着の促進、Uターン※の促進、外国人材を含めた多様な人材の活躍支援等を図る。
- 奄美特有の観光資源を活用した地域観光（エコツアーガイド※認定制度による質の高いサービス提供等）を担う人材を育成する。
増加が見込まれる外国人観光客等への対応については、奄美群島地域通訳案内士※等の育成・確保を促進する。

(ウ) 生活環境

A 水道

- 安全で安定した生活用水の確保による快適な生活環境を維持するため、老朽化施設の更新及び耐震化等を図るとともに、広域的な連携を促進する。ま

た、琉球石灰岩に由来する地下水の硬度等の問題に対応するための高度浄水施設※等の整備を促進する。

B 都市基盤

- 生活排水等の適正処理を図るため、地域の実情に合った生活排水処理施設の整備を促進する。併せて、老朽化した施設の計画的な改築を行うことで機能維持を図る。

C 住環境の整備

- 公営住宅については、住まいのセーフティネット※としての基本的な役割を踏まえつつ、地域の実情や課題に応じた良質な住宅の供給を図るため、建替や住戸改善等の手法を適切に選択しながら、住宅の長寿命化と良質なストックの維持に努める。

また、市町村に対し空き家活用についての情報提供やセーフティネット住宅への改修支援を行うとともに、民間事業者へは住宅セーフティネット制度の普及啓発を図り、公営住宅を補完する住まいの確保に努める。

D 安全・安心まちづくりの推進

- 犯罪の未然防止や交通安全思想の普及啓発に努めるとともに、通学路等の交通安全施設についても計画的な整備を進める。

E 地域環境の保全

- 良好な地域環境を維持するため、町と連携を図りながら、大気環境や水環境の保全及び騒音や悪臭等の防止に努める。
- 海岸漂着物対策については、「県海岸漂着物対策推進地域計画※」に基づき、関係機関との連携を図りながら、海洋プラスチックごみなどの海岸漂着物の円滑な処理等を推進する。
- ヤンバルトサカヤスデについては、効果的な駆除方法やまん延防止対策、環境整備等について普及啓発を図る。

F 循環型社会の形成

- ごみ処理については、ごみの減量化・リサイクルを引き続き促進していく。
また、家電リサイクルについては、引き続き町・関係団体と連携しながら、指定引取場所の設置や海上運搬経費に対する支援制度の円滑な実施等の促進を図るほか、自動車リサイクルについても、海上運搬経費に対する支援制度の円滑な実施の促進を図る。

小型家電リサイクルについては、回収体制の整備など、その円滑な実施の促進を図る。

ごみの不法投棄については、住民や排出事業者等に対する意識の啓発、不適正処理に関する監視指導の徹底など適正処理の推進を図る。

- し尿処理については、し尿と生活雑排水を同時に処理する合併処理浄化槽※の整備を促進する。
- 産業廃棄物については、廃棄物の減量化・リサイクルを推進するとともに、産業廃棄物処理施設の整備を促進する。

また、家畜排せつ物については、処理施設の整備を進め、適正処理の徹底に努めるとともに、堆肥としての利活用を促進する。

さらに、建設廃棄物については、発生量の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底に努める。

G 自然環境配慮型・自然再生型公共事業等の実施

- 道路、河川、農業農村整備など公共事業の実施に当たっては、奄美群島の自然環境の保全を図るため、「公共事業における環境配慮指針※」等に基づく野生生物の生息・生育・繁殖環境や良好な景観の形成に配慮した自然環境配慮型公共事業の取組を推進し、また、自然再生推進法に基づく自然再生型公共事業※の導入可能性の検討等を行う。

さらに、赤土等流出防止対策については、公共事業等の各段階での対策、各種防止技術の調査研究及び開発事業者や施工業者等への啓発、指導徹底を図る。

また、農用地等からの流出防止の必要性等についても、農業者や地域住民等に対する普及啓発を図る。

(I) 資源・エネルギー

A 水資源

- 既存水源の有効利用を図りながら、老朽化したため池等の改修を推進し、水資源の安定確保に努める。

B 再生可能エネルギー

- 今後の研究開発の状況等を踏まえつつ、自然公園等の保護地域や希少な動植物等への影響にも十分配慮し、鹿児島県再生可能エネルギー導入ビジョン2023※に基づいて、地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入を促進するため、民間主体の取組に対する施策の充実を図る。

C 電力

- 電力の需給状況等の的確な把握に努め、電力の安定供給の確保を促進する。

カ 地域主体の取組の促進

(ア) 共生・協働の地域社会※づくり

- 地域コミュニティ、NPO、企業などの多様な主体が連携・協力し、地域で支え合う奄美の良き伝統や地域資源を生かしながら、地域課題の解決や地域の豊かな未来づくりに向けて、ビジネスの手法も活用した持続可能な取組が活発に行われる地域社会の形成を促進する。

第4 独立行政法人奄美群島振興開発基金

(独)奄美群島振興開発基金(以下「奄美基金」という。)は、本計画に基づく事業に必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励することを目的に、奄美群島の中小事業者のセーフティネットたるべき公的金融機関として、保証・融資業務を通じ、地域経済を下支えしてきた。同基金には、引き続き、奄美群島の

産業振興への貢献を使命として業務を遂行することが求められている。

一方、近年、保証・融資業務の残高がともに減少し、繰越欠損金が増えていることから、両残高を増加させる取組も必要である。このため、他の金融機関との更なる連携強化、起業や地域課題の解決などのニーズに沿った金融商品の開発、観光関連産業等への大口の協調融資、コンサルティング業務による取引先の経営改善・新規投資の促進や、余裕金の積極的な運用等に取り組む必要がある。

また、奄美基金が地域に根ざした公的金融機関として産学官金の連携の中核となり、民間主導の経済振興の動きを創り出すため、市町村等による奄振交付金を活用した事業などと連携して、事業資金の貸付けや助言等を実施することにより、地域経済の高付加価値化や循環型経済の構築を目指した取組を強化するなど業務内容を充実させることが期待される。

第5 計画実現の方策

1 関係機関との連携・協力

この計画は、今後の奄美群島の振興開発の方向と、その実現に向けた諸施策の展開方策を定めたものであり、計画の内容を達成するためには、国の特別措置に加えて、県・市町村の積極的・重点的な取組はもとより、地元民間事業者等の発意と創意工夫による主体的な地域づくりが不可欠である。

このため、地域の創意工夫をより一層促すことを目的として、民間事業者等と連携した新たな取り組みについて重点的に支援する。

また、計画の実施に当たっては、国、県、市町村、民間事業者等の各事業主体間及び事業間の連携を強化し、振興開発の推進に必要な行財政、金融、税制等に関する措置を有効かつ適切に活用しつつ、ソフト・ハード両面から効率的・効果的な施策展開に努める。

2 計画の進捗状況の点検

振興開発の状況を適時的確に把握し、それを踏まえて適切な施策を講じるため、諸施策の目的の明確化と評価・検証を行うことが必要である。

このため、施策・事業の効果を評価するための目標を設定するとともに、計画期間終了年度の前年度に実施する奄美群島振興開発総合調査時など定期的に、同目標の進捗状況及び計画に掲げた主要施策の実施状況に関する評価・検証を行い、その結果を公表する。

また、本計画の目標に掲げていない定量的な指標についても、事業の実施に伴って把握する必要が生じた際には、適宜設定の上、把握・分析に努めるものとする。

奄振計画数値目標

指標名		次期奄振計画(R6～R10年度)		
		基準時	目標 (R10年度末)	
■ 移住及び定住を促進するための方策に係る指標				
◆ 産業振興に係る関連指標				
○ 農業				
1	農業の担い手数の確保(人)	R4年3月	1,673	1,600
2	農業産出額(百万円)	R3年度	32,821	37,000
○ 観光業				
3	延べ宿泊者数(千人)	R4年	749	1,000
4	観光収入(百万円)	R4年	31,710	60,247
○ 情報通信業				
5	情報関連企業従事者数(人)	R3年	297	337
6	情報関連企業事業所数(社)	R3年	37	42
○ その他の産業				
7	海面漁業・養殖業の産出額(百万円)	H30～R2の平均	8,686	8,686
8	林業生産額(百万円)	R3年度	326	326
9	製造品出荷額(百万円)	R3年	24,959	26,207
10	企業立地【操業開始件数】(件)	R5年3月	25	30
11	企業立地【雇用者数】(人)	R5年3月	599	619
12	県外から奄美群島への移住者数(人)【目標値は計画期間中の累計】	R4年度	1,158	7,000
■ 世界自然遺産登録等を契機とした自然環境の保全と利用の両立及び文化の継承を図るための指標				
13	奄美群島エコツアーガイド認定ガイド数(人)	R5年3月	161	260
14	奄美群島エコツアーガイド利用率(%)	R4年	13.8	18.0
15	クルーズ船入港【入港数】(隻)	R4年	9	51
16	クルーズ船入港【乗客数】(人)	R4年	2,542	38,400
■ 稼ぐ力の向上に向けた方策に係る指標				
○ 農業				
17	農業の担い手数の確保(人)【再掲】	R4年3月	1,673	1,600
18	農業産出額(百万円)【再掲】	R3年度	32,821	37,000
○ 観光業				
19	延べ宿泊者数(千人)【再掲】	R4年	749	1,000
20	観光収入(百万円)【再掲】	R4年	31,710	60,247
○ 情報通信業				
21	情報関連企業従事者数(人)【再掲】	R3年	297	337
22	情報関連企業事業所数(社)【再掲】	R3年	37	42
○ その他の産業				
23	海面漁業・養殖業の産出額【再掲】(百万円)	H30～R2の平均	8,686	8,686
24	林業生産額(百万円)【再掲】	R3年度	326	326
25	製造品出荷額(百万円)【再掲】	R3年	24,959	26,207
■ 奄美群島が抱える条件不利性の改善に係る指標				
26	航空輸送旅客利用者数(千人)	R4年度	1,118	1,219
27	航路輸送旅客利用者数(千人)	R4年度	197	292
■ 奄美群島の生活基盤の確保・充実に係る指標				
28	汚水処理人口普及率(%)	R4年度	79.4	83.7
29	医師数(人)	R2年度	187.0	(R6～10目標値) 187
■ 奄美群島の振興開発に係る総合的な指標				
30	郡内総生産額【名目】(百万円)	R2年度	348,372	355,995
31	総人口(人)	R5年8月	101,500	95,562

参考資料

計画に用いられた用語の解説

＜参考＞ 計画に用いられた用語の解説

あ行

奄美群島エコツーリズム推進全体構想

国、県、市町村、有識者、民間等で構成する奄美群島エコツーリズム推進協議会が策定し、平成29年2月に、国の認定を受けた。奄美群島におけるエコツーリズムの推進を通じて、自然環境を保全しながら、奄美群島ならではの自然体験を提供することで、持続的な地域づくりへ寄与することを目的とする。

奄美群島希少野生生物保護対策協議会

平成18年5月に設置。

環境省、林野庁、県、県教育委員会、市町村、地元警察署等で構成。

奄美群島における希少野生生物の保護に関し必要な対策について関係機関において調整・協議することを目的とする。

奄美群島自然共生プラン

奄美群島の多様な自然との共生を目指した地域づくりの指針。平成15年9月、県と地元市町村が一体となり策定したもので、奄美固有の自然とこれにかかわる生活、文化などを地域づくりの資源＝「宝」として位置づけ、これらを再認識・再発見するとともに、これらを核とした「人と自然が共生する」個性的な地域づくりを目指している。

奄美群島持続的観光マスタープラン

平成28年3月に県が策定。奄美群島の持続的な観光利用を進めるための「計画的な観光管理」の方針。

地域にとって持続的な観光を計画的に進めることによって、観光資源である自然環境の保全につなげ、環境文化の保全と継承、地域社会の振興と発展を目指している。

奄美群島成長戦略ビジョン2033

令和5年2月に奄美群島市町村長会にて策定。群島民が幸せに生活するため、前計画の基本理念である重点3分野（農業、観光／交流、情報）を継承しつつ、新たに3つの柱（つなぐ宝／稼ぐ力／支える基盤）を基軸として、自然と文化を守り受け継ぐとともに、仕事の創出に重点を置いた産業振興を目指すことを基本理念と定めたもの。

奄美群島地域通訳案内士

特定の地域内において、報酬を得て、外国人に付き添い、外国語を用いて、旅行に関する案内を行う人又は資格。特定の地域において、その固有の歴史・地理・文化

等の現地情報に精通した者であり、各自治体が行う研修受講を通じて地域通訳案内士として登録を受ける。

あまみシマ博覧会

奄美地域の地域資源を生かしたヘルスツーリズム（健康と癒しの体験型観光）を推進するため、健康と癒しの着地型（体験型）観光メニューを集積したイベント

アリモドキゾウムシ

さつまいも属、あさがお属、ひるがお属植物等の生茎葉及び生塊根等の地下部に寄生する体長7mm程度の熱帯地域由来の甲虫であり、日本では、トカラ列島以南の南西諸島と小笠原諸島にのみ発生している。喜界島では、平成13年から「根絶事業」を開始し、現在、不妊虫放飼、寄主植物除去及び誘殺剤を用いた雄成虫の除去の組み合わせによる防除を実施している。

奄美・やんばる広域圏交流推進協議会

奄美群島12市町村と沖縄県北部12市町村の交流促進を目的とした協議会

EC（Eコマース）

コンピュータネットワーク上での電子的な情報通信により、製品やサービスを売買・分配すること。

EBPM

Evidence Based Policy Making の略。証拠に基づく政策立案。

オーバーツーリズム

特定の観光地において、訪問客の著しい増加等が、市民生活や自然環境、景観等に対する負の影響を受忍できない程度にもたらしたり、旅行者にとっても満足度を大幅に低下させたりするような観光の状況

か行

海岸保全施設

海岸保全区域内にある堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤、砂浜（海岸管理者が、消波等の海岸を防護する機能を維持するために設けたもので、指定したものに限り）その他海水の侵入又は海水による侵食を防止するための施設

鹿児島県再生可能エネルギー導入ビジョン2023

再生可能エネルギー施策の指針として、県が令和5年3月に策定したビジョン。各地域の多様な再生可能エネ

ルギー資源を活用した自立・分散型社会を展開することで、再生可能エネルギーを活用した地域づくりをめざすことを基本理念としている。

かごしま製造業振興方針

本県製造業の特性や現状を十分に生かし、これからの厳しい地域間競争を勝ち抜き、本県の経済基盤を安定したものとしていくために、産学官の関係団体が一体となって取り組むべき製造業振興の方向性をとりまとめたもの。

H23.3月策定、H28.3月改訂、R3.3月改訂（計画期間：R7年度までの5年間）

かごしまの農林水産物認証制度（K-GAP）

安心・安全な農林水産物を生産する生産者の取組を消費者に正確に伝え、県産農林水産物に対する消費者の安心と信頼を確保するため、全国に先駆けて導入した認証制度。県内で生産される農林水産物を対象に、安心・安全を考えて県が策定した基準に沿って、生産者が生産工程管理を行う取組を外部機関が審査・認証する制度であり、認証された農林水産物については、認証マークを表示することができる。

かごしまブランド

県では、安心・安全で品質の良いものを安定的に出荷できる競争力の強い産地づくりを進めるとともに、県産農畜産物等の認知度向上とイメージアップを図るため、平成元年度から「かごしまブランド」確立運動を展開しており、鹿児島県を代表する農畜産物を「かごしまブランド産品」として指定し、それらを生産・出荷・販売する一定の基準を満たした団体を「かごしまブランド団体」として認定している。

合併処理浄化槽

トイレの汚水だけでなく、台所、お風呂の生活雑排水も一緒に処理する浄化槽のこと。

カンキツグリーニング病

亜熱帯、熱帯地域におけるカンキツ類の重要な細菌病として知られており、果実は黄化せず緑色のままとなる。本病は、ミカンキジラミという昆虫の媒介や接ぎ木によって伝染し、感染した樹（感染樹）の果実の安全性に問題はないが、葉が黄化する等の症状を呈し、数年から10年程度で枯死する。また、現時点では有効な治療法がないため、防除法は感染樹の伐採しかない。現在、日本では、鹿児島県の一部地域及び沖縄県で発生が確認されている。

なお、喜界島では、平成15年に本病の感染樹が一部の地域で確認されたが、平成19年から植物防疫法に基づく緊急防除を実施し、平成24年3月に根絶が確認された。

GIGAスクール構想

1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することにより、これまでの我が国の教育実践と最先端のICTのベストミックスを図り、教師・児童生徒の力を最大限に引き出し、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境の実現を目的としたもの。

GAP（農業生産工程管理）

農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動

キャリング・キャパシティ

一般的には環境収容力を指し、標準学用語としては、「その環境を損なうことなく、受け入れることのできる人間の活動または汚染物質の量」として用いられる。ここでは、最適な入域観光客の受容可能数を表す。

共生・協働の地域社会

21世紀の新しい地方自治の姿（行政の仕組み）として、県民自らが積極的に地域社会にかかわることにより、行政だけでなく、地域の自治会、ボランティア、NPO、企業などの多様な主体が協力し、支え合う地域社会

共生・協働の農村づくり運動

「人と自然と地域が支え合うみんなで創る農村社会」を目指した本県独自の運動で、①農村集落の再生、②新たなむらづくりの形成、③むらづくりの維持・発展、の3つを推進方向として掲げ展開している。

漁業集落排水施設

漁業集落において、し尿や生活雑排水などの汚水を収集するための管路施設や、汚水を処理するための汚水処理施設

魚食普及活動

魚離れの進行を抑制し、消費拡大を図るため、魚のさばき方講習や料理教室の開催、魚料理法や栄養特性のPR、学校給食の利活用、魚に親しみを持ってもらうイベント等の活動

グリーン・ツーリズム

都市住民などが農山漁村に滞在しながら、その地域の自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動

ケイビング

趣味またはスポーツとして洞窟に入る探検活動。

健康かごしま21

県民の健康増進の推進に関する施策についての基本的な計画。

県民の健康及び生活習慣の現状等を踏まえ、生活習慣の改善を図る「個人の行動と健康状態の改善」や自然に健康になれる環境づくりなどの「社会環境の質の向上」そして「ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり」を基本的な方向に、59の目標項目について、101の目標値を設定。（計画期間はR6年度からR17年度までの12年間）

県子ども読書活動推進計画

国の「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」を基本とし、本県における子どもの読書活動の推進状況等を踏まえ、おおむね5年間にわたる本県の子どもの読書活動の推進に関する施策の基本的方針と具体的な方策を明らかにしたもの。

県中小企業融資制度

中小企業者の経営の合理化及び安定強化に必要な資金の融資を行うことにより、本県中小企業の健全な振興発展を図ることを目的として、「汎用資金」「経済活性化支援資金」「経営安定対策資金」「新型コロナウイルス感染症対策資金」の4分類、12種類（R6.4.1現在）の資金がある。

県海岸漂着物対策推進地域計画

「海岸漂着物処理推進法」第14条の規定に基づき、海岸における良好な景観や環境の保全を図るため、海岸漂着物対策を重点的に推進する区域（重点区域）や関係者の役割分担等を定めた計画。

H24.3月策定，R4年3月改訂（計画期間：R4年度からR13年度までの10年間）

高規格救急自動車

高度な応急処置を行うために必要な構造及び設備を有する高規格の救急自動車

公共事業における環境配慮指針

平成29年3月に県が策定。

奄美大島・徳之島における各種の公共事業において、「事業計画」、「設計」、「施工」、「維持管理」の各段階で必要な環境配慮を行い、地域全体の環境配慮水準の向上を図るための必要な手順等を示した指針。

高度浄水施設

各種化学物質や湖沼の富栄養化等による水道水源の汚

染に対処するため、活性炭処理、オゾン処理、生物処理、紫外線処理等を単独又は複数組み合わせる異臭味などを取り除く浄水処理施設。奄美群島における水道原水の一部は、琉球石灰岩に由来する地下水のため、マグネシウムやカルシウムなどを多く含んでおり、これらを除去する方法として電気透析法、石灰軟化凝析法等がある。

国土強靱化

「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会を構築すること。

防災・減災その他迅速な復旧復興並びに、国際競争力の向上に資する国民生活及び、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる、強靱な国づくりを推進することを目的に、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が施行された。

コミュニティバス

地方公共団体等が交通空白地域・不便地域の解消、高齢者等の外出促進、公共施設の利用促進を通じた「まち」の活性化等を目的として、自らが主体的に運行を確保するバス

コントラクター

農家の労働力等を補うため、畜産農家等から、飼料作物の収穫作業等の農作業を請け負う組織。営農集団や農協のほか、民間企業等によるものがある。

さ行

サンゴ礁科学研究所

稀少な隆起サンゴ礁で形成された喜界島を拠点として海洋、地質及びそれに関する生物に関する調査研究事業を行い自然科学の発展と科学教育に寄与すること目的として平成26年に活動をはじめた研究所

CATV

有線でテレビ番組を配信するシステム（＝ケーブルテレビ）。地上波の難視聴地域対策のほか、多チャンネル放送や地域の独自番組の放送など、CATVならではの機能を有している。また、CATVのケーブルを活用したブロードバンドサービスの提供も行われているほか、市町村がCATVを開設し、住民の難視聴対策に加えて、行政・防災情報などの提供に利用する例もある。

GNSSトラクタ

各国の衛星測位システムを総称してGNSS（Global Navigation Satellite System(s)）と呼び、GNSS衛星の信号を受信して、トラクタの現在位置を測位しながら、走行するトラクタ

自主防災組織

災害対策基本法第5条第2項に規定する地域住民による自発的な防災組織。防災に関する住民の責務を全うするため、地域住民が自分達の地域は自分達で守ろうという連帯感に基づき、自主的に結成する組織で、災害時には災害による被害を防止し、軽減するため初期消火、避難誘導、炊き出し等の活動を行う。

自然再生型公共事業

河川、湿原、干潟、藻場、里山、里地、森林などにおいて、過去に損なわれた生態系その他の自然環境を保全し、再生し、若しくは創出し、又はその状態を維持管理することを目的とした公共事業

市町村健康増進計画

地域の健康課題や実情を踏まえて、住民の健康づくりを支援する市町村の健康づくり計画。本県においては、全ての市町村が策定している。

市町村地域福祉計画

地域福祉推進の主体である住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について計画的に整備することを内容とするもの。

市町村鳥獣被害対策実施隊

市町村が、対象鳥獣の捕獲等、防護柵の設置その他の被害防止計画に基づく被害防止施策を適切に実施するため、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」第9条に基づき設置することができる組織

島コーディネーター

(一社)奄美群島観光物産協会と連携しつつ、島及び市町村圏域を超えて、観光受入のコーディネーターや島内の多様な魅力を消費者のニーズにあった商品としてしつらえることができる人材

周産期医療

妊娠満22週から出生後7日未満の周産期において、妊娠、分娩に関わる母体・胎児管理と出生後の新生児管理を主に対象とする医療

収入保険

農業保険法に基づく公的保険制度であり、品目の枠にとらわれず、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補てんする仕組み。青色申告を行っている農業者（個人・法人）を対象に、保険期間の収入が基準収入の9割（補償限度額の上限）を下回った場合に、下回った額の9割を上限として補てんす

る。

補てん方式には、保険方式と積立方式を併用する「積立方式併用タイプ」と、保険方式のみの「保険方式補償充実タイプ」があり、農業者が選択できる。

重粘土壌

腐植に乏しく、粘土含量の高い細粒質の土壌のこと。排水性が低く、乾燥すると固結する特徴があり、作物の根の伸長を阻害するほか、耕うんや収穫等の作業が困難になるため、畑作物の栽培には不利な土壌である。喜界島、徳之島中部、沖永良部島、与論島の海岸部に多く分布する暗赤色土、奄美大島および徳之島の山地・丘陵地帯に分布する赤黄色土が重粘土壌としてあげられる。

小地域ネットワーク事業

民生委員・児童委員等が中心となり、地域の住民や団体の参加による福祉ネットワークを形成し、地域住民の抱える様々なニーズに対して援助活動を行うもの

森林ボランティア

自主的に森林づくり（植樹、下刈り、除間伐などの森林整備）活動に参加し、自らの責任において判断し行動する個人又はグループの一員で、活動を通して学んだことを広く市民参加の森づくりにつなげ、その輪を広げていく役割を担うもの。

すこやか長寿社会運動

高齢者が長年の経験の中で培ってきた知識や技能を生かして積極的に社会参加し、生きがいのある生活を送れるよう、地域社会の担い手として、生活づくり、地域づくり、健康づくりへの主体的な参加を促進する県民総ぐるみの運動として推進しているもので、高齢者の健康づくりや生きがいづくりなどに関する各種事業を実施している。

スポーツアイランド構想

「スポーツで癒す島」を基本理念に、冬場の温暖な気候を生かした陸上競技を中心とするスポーツ合宿の誘致やスポーツイベントの開催等のスポーツ観光の推進と地域の活性化を目的とした構想

住まいのセーフティネット

低額所得者、被災者、高齢者、子供を育成する家庭等その他住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保を図るための安全策としてのしくみ

世界自然遺産

世界遺産とは、UNESCO（国連教育科学文化機関）の「世界遺産リスト」に登録された文化財や自然環境などのことで、国家や民族を越えて人類が共有し、次

世代に受け継いでいくべき価値を有するものを対象としている。世界遺産には自然遺産、文化遺産、複合遺産の3種類があり、「自然遺産」は、顕著な普遍的価値を有する地形や地質、生態系、景観、絶滅のおそれのある動植物の生息・生育地などの地域が対象となっている。

センター的機能（特別支援学校）

特別支援学校が、小学校又は中学校等の要請により、障害のある児童生徒等や当該児童生徒等の教育を担当する教師等に対して必要な助言や援助を行うとともに、地域の実態や家庭の要請等により保護者等に対して教育相談を行うなど、各学校の教師の専門性や施設・設備を生かした地域における特別支援教育のセンターとしての役割

た行

地域医療構想調整会議

医療法第30条の14に基づき設置した地域の医療関係者等との協議の場。地域医療構想に定める将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について協議を行う。

地域計画

令和5年4月の改正農業経営基盤強化促進法の施行に伴い、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化し、農地バンクを通じた農地の集約化等を進めるため、市町村が令和7年3月末までに策定する計画のこと。

地域雇用開発助成金

雇用機会が不足している地域などにおいて、事業所の設置・整備を行うとともに求職者を雇い入れた事業主に対して支給するもの。

地域雇用開発促進法

求職者の総数に比し雇用機会が不足している地域内に居住する労働者に対し、就職の促進その他の地域雇用開発のための措置を講じることにより、地域的な雇用構造の改善を図り、労働者の職業の安定に資することを目的とする法律

地域公共ネットワーク

地域における教育、行政、福祉、医療、防災等の高度化を実現し、電子自治体等の推進に資するため、高速・超高速回線を活用して、学校、図書館、公民館、市役所等を接続するネットワークシステム

地域雇用活性化推進事業

雇用機会が不足している地域や過疎化が進んでいる地域等が創意工夫を生かして行う雇用創造等の取組を通じ

て地域の活性化を図る事業。市町村等から構成された協議会が提案する事業構想の中から、国が雇用や人材の維持・確保効果が高いと認められるもの等を選抜し、協議会に委託する。令和5年度に、奄美大島地域（奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町及び龍郷町）が採択された

地域団体商標

「地域の名称」と「商品・サービスの名称」からなる商標のこと。平成18年の法改正により、一定の知名度があれば事業協同組合等の団体が地域団体商標としての商標登録を受けることができるようになった。

地域包括ケア体制

高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を送れるよう介護サービスをはじめ様々なサービスが、高齢者のニーズや状態の変化に応じて切れ目なく提供される包括的・継続的にケアする仕組み。

地域包括支援センター

高齢者の生活を支える役割を果たすため、平成18年の改正介護保険制度施行により、市町村が主体となり設置されたもの。運営主体は、市町村や市町村に委託された社会福祉法人等で、主な業務は、事業対象者等に対する介護予防ケアマネジメント、総合相談支援、権利擁護、地域における連携・協働の体制づくり、個々の介護支援専門員に対する支援を含む包括的・継続的ケアマネジメント等や要支援者に対する指定介護予防支援である。

地球環境を守るかごしま県民運動

ふるさと鹿児島のかげがえのない環境を守り育て、次の世代に引き継いでいくため、県民、事業者、行政が一体となって環境保全に向けた具体的行動や県地球温暖化対策実行計画に基づく地球温暖化防止の取組を全県的に展開する県民運動で、平成13年11月にスタートした。事業者団体、民間団体、行政等160団体で構成する地球環境を守るかごしま県民運動推進会議を推進母体として運動を推進している。

長寿命化対策

施設の長寿命化や更新コストの平準化及び縮減を図るため機能診断の実施及び機能保全計画を策定するとともに、保全工事を行う。

中小企業経営革新支援制度

中小企業等経営強化法に基づき、中小企業等が、新商品の開発や生産、新サービスの提供、商品の新たな生産又は販売方式の導入など、新たな事業活動を通じて経営の向上に取り組むこと（経営革新）を支援するための制度。「経営革新計画」を作成し、県の承認を受けた場合、政府系金融機関からの低利融資などの支援措置が利

用できる。

デマンド型交通

路線を定めず、旅客の需要に応じた乗合運送を行う運行の形態。主に、ジャンボタクシーなどの車両を使用し、事前に予約して、玄関から玄関への移動を低額運賃で提供する新しい公共交通サービス

都市再生整備計画

都市再生特別措置法に基づき、都市の再生に必要な公共施設等の整備等を重点的に実施すべき土地の区域を対象として、市町村が作成する計画

土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時に、鹿児島県と鹿児島地方気象台が共同で市町村単位で発表するもので、市町村が行う防災活動や避難指示等の判断を支援し、また、住民の自主避難の判断等にも利用できる情報

土砂災害防止法

土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において一定の開発行為を制限し、建築物の構造の規制に関する所用の措置を定めるほか、土砂災害の急迫した危険がある場合において避難に資する情報を提供すること等により、土砂災害の防止のための対策の推進を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とした法律

特殊病害虫

有害動植物のうち、植物防疫法により、その移動が規制されるものの総称（イモゾウムシ、アリモドキゾウムシ、カンキツグリーンング病、アフリカマイマイ、サツマイモノメイガ、ウリミバエ、ミカンコミバエなど）

特定健康診査・特定保健指導

40歳から74歳までを対象とするメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健康診断及び、その健診結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による効果が多く期待できると判定された人に対して行う生活習慣を見直すサポートのこと。高齢者の医療の確保に関する法律に基づき平成20年度から実施されている。

特別支援教育

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的なニーズを把握し、その持てる力を高

め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育

な行

二地域居住

主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点を設ける暮らし方であり、地方や郊外での生活が主となり都市との関わりも副次的に残すもの

認定エコツアーガイド

奄美群島の自然・文化について深い知識を有し、来訪者に安全で質の高い体験を提供するとともに、地域の環境保全に責任を持つガイドとして、奄美群島エコツーリズム推進協議会が認定する「奄美群島認定エコツアーガイド」

認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者が基本構想に示された農業経営の目標に向けて、経営の改善を進めようとする計画を策定し市町村等の認定を受けている者

農業集落排水施設

農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水若しくは雨水を処理する施設、汚泥、処理水又は雨水の循環利用を目的とした施設

農泊

農山漁村において、日本ならではの伝統的な生活体験と農山漁村地域の人々との交流を楽しみ、農家民宿、古民家を活用した宿泊施設など、多様な宿泊手段により旅行者にその土地の魅力を味わってもらい農山漁村滞在型旅行

は行

廃止路線代替バス

乗合バス路線等の公共交通機関が廃止された場合、地域住民の日常生活の交通手段の確保を図るため、その代替として市町村等が主体となって、地域の実情に応じて運行するバス

はぶ抗毒素

ハブ毒をウマに注射し、毒に対して免疫（抗体）を得たウマの血清を精製処理して凍結乾燥したもので、体内に入ったハブ毒を中和させる効果があり、咬傷治療に用いられる。咬傷に対して、抗毒素を投与することは、有効な治療法であることから、県においては、抗毒素を購入し、奄美大島本島及び徳之島の医療機関に常時配備し、ハブ咬傷発生時の緊急治療対策に万全を期してい

る。

ビッグデータ

デジタル化の更なる進展やネットワークの高度化、関連機器の小型化・低コスト化による I o T の進展により、インターネットやスマートフォン等を通じて得られる位置情報や行動履歴、消費傾向等に関する情報、また小型化したセンサー等から得られる膨大なデータ。

平張施設

鉄パイプ、木柱を直方体に組み合わせ、蚊帳のようにネットで覆った防風施設。平成13年度に和泊町で試験的に導入、その防風効果の高さが評価され、平成14年度から県単事業、平成17年度から国庫事業の対象となった。奄美地域のスプレーギクやソリダゴなど花き栽培を中心に整備が進んでいる。

フリーザーコンテナ

農産物等の鮮度を保つため、5℃前後の定温輸送を行う際に使用される冷凍機を搭載したコンテナ

フリーランス

特定の企業や団体、組織に専従しておらず、自らの才覚や技能を提供することにより社会的に独立した個人事業主又は個人企業法人

ブルー・ツーリズム

都市住民などが漁村地域に滞在しながら、漁業体験等を通して、自然、文化、人々との交流を楽しむ余暇活動

放課後児童クラブ

保護者が労働等の理由により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館や保育所、学校の余裕教室などを活用して、遊びを主とした生活指導を行い、児童の健全な育成を図る生活の場所

ま行

水土里サークル活動

多面的機能支払交付金を活用し、地域ぐるみで農地や農業用施設を保全する活動のこと。地域において親しみを持って活動が展開されるよう、公募によって決定された本県独自の愛称である。

や行

要配慮者利用施設

社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設

U I ターン

進学や就職などで他地域に住んでいた人たちが故郷に戻り住むこと（Uターン）と、都会に住む人が自分の故

郷以外の地方へ移り住むこと（Iターン）を合わせて呼んでいるもの。

ら行

ライフサイクルコスト

建物や道路等の設計・建設から使用、廃棄までの全期間に要する総費用のこと。維持補修費や再整備の費用も含む。

リカレント教育

就職してからも、生涯にわたって教育と他の諸活動（労働、余暇など）を交互に行うこと。循環型教育、学び直しとも表現される。生涯学習と異なりキャリア形成において必要となる学習を行うことを指す。

6次産業化

地域資源を活用し、農林漁業者等が単独又は共同の事業として、農林水産物等の生産及びその加工又は販売等を一体的に行い、新たな価値を生み出す取組

わ行

ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」のこと。「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会は、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされる。

ワーケーション

Work（仕事）とVacation（休暇）を組み合わせた造語。テレワーク等を活用し、普段の職場や自宅とは異なる場所で仕事をしつつ、自分の時間も過ごすこと。